

第2部

施策ごとの具体的計画



第1章

区及び防災関係行政機関等の 基本的責務と役割



第 1 節 基本理念及び基本的責務

第 1 基本理念

- 1 地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる区民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この二つの理念に立つ区民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせません。
- 2 防災対策の推進に当たっては、区が基礎自治体として第一義的役割と責任を果たすものです。その上で、区は広域的役割を担う東京都及び国と一体となって、区民や事業者と連携し、区民の生命・身体及び財産を守っていきます。

第 2 基本的責務

1 区長の責務

- (1) 区長は、防災対策のあらゆる施策を通じて、区民の生命・身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、被災後の区民生活の再建と安定及び都市の復興を図るため、全力を尽くします。
- (2) 区長は、災害時における避難者等の支援を行うために必要な体制の確立及び備蓄品等の整備に努めます。
- (3) 区長は、震災により重大な被害を受けた場合で、区民の生活の再建及び安定並びに都市の復興等を図るため必要と認めるときは、目黒区震災復興本部の設置に関する条例(平成 19 年 3 月目黒区条例第 17 号)に基づく体制をとります。

2 区民の責務

- (1) 区民は、災害時の被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めます。
- (2) 区民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう努めます。
 - ア 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
 - イ 家具類の転倒・落下・移動の防止
 - ウ 出火の防止
 - エ 初期消火に必要な用具の準備
 - オ 飲料水及び食糧の確保
 - カ 避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認
 - キ 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保
- (3) 地域社会を支える一員としての責任を自覚し、被災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び区その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければなりません。
- (4) 区民は、区その他の行政機関が実施する防災対策事業に協力するとともに、自発的な防災対策活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承やその他の取組により震災対策に寄与するよう努めなければなりません。

3 事業者の責務

- (1) 事業者は、区その他の防災関係行政機関等が実施する防災対策事業及び前記 2 の (3) の区民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当っては、その社会的責任を自覚し、震災後の区民生活の再建と安定及び都市の復興を図るため、最大の努力を行わなければなりません。
- (2) 事業者は、その事業活動に関して、災害時の被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等と事業所の周辺地域における住民及びその管理する施設、設備について、その安全の確保に努めなければなりません。
- (3) 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例(平成 24 年東京都条例第 17 号平成 25 年 4 月施行)に基づき、

災害時には、施設の安全等を確認した上で、従業者を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めます。また、従業者の3日分の飲料水及び食糧等を備蓄するよう努めなければなりません。

- (4) 事業者は、あらかじめ従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、従業者に対して、家族等との連絡手段を確保すること及び避難の経路・場所・方法と徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければなりません。
- (5) 事業者は、周辺住民等と協力し、事業所の周辺地域における災害による被害を最小限にとどめることに努めなければなりません。
- (6) 事業者は、その事業活動に関して震災による被害を防止するため、区及び都が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画を作成しなければなりません。
- (7) 事業者は、区その他の行政機関が実施する防災対策事業に協力するとともに、自発的な防災対策活動の取組や、過去の震災から得た教訓を踏まえ、自らの防災対策の向上に努めなければなりません。

第 2 節 役割

第 1 区、都及び防災関係行政機関等の役割

区、都、その他防災関係行政機関等の防災に関して果たす役割は、おおむね次のとおりです。

1 区及び都の役割

目黒区	<ul style="list-style-type: none"> ・目黒区防災会議に関する事。 ・防災に係る組織及び施設に関する事。 ・災害情報の収集及び伝達に関する事。 ・緊急輸送の確保に関する事。 ・避難の指示等及び誘導に関する事。 ・医療、防疫及び保健衛生に関する事。 ・外出者の支援に関する事。 ・応急給水に関する事。 ・救援物資の備蓄及び調達に関する事。 ・被災した児童及び生徒の応急教育に関する事。 ・ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事。 ・区有施設の応急復旧に関する事。 ・災害復興に関する事。 ・防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事。 ・防災区民組織の育成に関する事。 ・事業所防災の啓発に関する事。 ・防災教育及び防災訓練に関する事。 ・その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事。
東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都防災会議に関する事。 ・防災に係る組織及び施設に関する事。 ・災害情報の収集及び伝達に関する事。 ・自衛隊に対する災害派遣の要請に関する事。 ・政府機関、他府県、公共機関、駐留軍、海外政府機関等に対する応援の要請に関する事。 ・警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関する事。 ・緊急輸送の確保に関する事。 ・被災者の救出及び避難誘導に関する事。 ・人命の救助及び救急に関する事。 ・消防及び水防に関する事。 ・医療、防疫及び保健衛生に関する事。 ・外出者の支援に関する事。 ・応急給水に関する事。 ・救助物資の備蓄及び調達に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。 ・区による防災市民組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 ・都有施設の応急復旧に関すること。 ・災害復興に関すること。 ・区市町村及び防災関係行政機関等との連絡調整に関すること。 ・防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。 ・事業所防災に関すること。 ・防災教育及び防災訓練に関すること。 ・その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。
--	---

2 防災関係行政機関等の役割

目黒警察署 碑文谷警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 ・交通規制に関すること。 ・被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 ・行方不明者の捜索及び調査に関すること。 ・遺体の調査等及び検視に関すること。 ・公共の安全と秩序の維持に関すること。
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・人命救助に関すること。 ・緊急輸送に関すること。 ・給食・給水・宿泊支援に関すること。 ・水防に関すること。
目黒消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・火災及びその他災害の予防、警戒及び防御に関すること。 ・人命の救助及び救急に関すること。 ・危険物施設及び火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関すること。 ・区民の防災知識の普及、防災行動力の向上及び事業所の自主防災体制の指導育成に関すること。 ・応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関すること。 ・消防水利に関すること。
目黒消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・火災その他災害の警戒及び消防活動に関すること。 ・人命救助に関すること。 ・地域住民の防火防災指導に関すること。
東京都 第二建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の整備に関すること。 ・道路及び橋りょうの保全に関すること。 ・水防に関すること。 ・道路等における障害物の除去に関すること。
水道局南部支所 (桜丘庁舎)・ 目黒営業所	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の保全に関すること。 ・応急給水に関すること。
下水道局南部 下水道事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 ・仮設トイレ等のし尿の受入・処理に関すること。
東京都東部 公園緑地事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・都立公園等の保全及び震災時の利用に関すること。

3 指定公共機関の役割

日本郵便(株) 目黒郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便事業と施設等の保全に関すること。 ・災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱に関すること。 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地宛て救助用郵便物の料金免除 (4) 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
首都高速道路(株) 東京西局	<ul style="list-style-type: none"> ・首都高速道路の保全に関すること。 ・首都高速道路等の災害復旧に関すること。 ・災害時における緊急交通路の確保に関すること。
NTT東日本(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信設備の建設、及び保全に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信の確保に関する事。 ・気象予警報の伝達に関する事。 ・通信ネットワークの信頼性向上に関する事。 ・災害時の電気通信設備の復旧に関する事。
東京電力パワーグリッド(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・電力施設等の建設及び安全・保全に関する事。 ・電力需給に関する事。
東京ガスグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス施設等の安全・保全に関する事。 ・ガスの供給に関する事。

4 指定地方公共機関の役割

東急バス(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・乗合自動車(バス)による旅客の輸送に関する事。
東急電鉄(株) 京王電鉄(株) 東京地下鉄(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設等の安全・保安に関する事。 ・災害時における鉄道車両等による避難者等の輸送の協力に関する事。

5 公共的団体の役割

一般社団法人 目黒区医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・医療及び助産活動に関する事。 ・防疫の協力に関する事。
公益社団法人 東京都目黒区 歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科医療救護活動に関する事。 ・避難所等における歯科保健活動に関する事。 ・検視・検案に関する法歯学上の協力に関する事。
一般社団法人 目黒区薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ・応急医薬品等の提供に関する事。 ・医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関する事。 ・医薬品の仕分けの協力に関する事。 ・一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援に関する事。 ・避難所の衛生管理・防疫対策への協力に関する事。

第2章

地域における防災力向上



第1節 現在の到達状況・課題

第1 自助による区民の防災力向上

防災対策では、区民一人ひとりによる自助の取組が重要であることから、区は「防災行動マニュアル」の作成・配布をはじめ、区報・区ウェブサイト等の様々な媒体を通じた広報の実施により、自助の必要性に係る意識啓発を行っています。

また、自助の備えとして、「地震 その時10のポイント」の普及啓発や各家庭における家具類の固定などの転倒・落下・移動防止対策の実施、起震車等の出向による区民の防災訓練への参加や救命講習の受講及び防災教育などを推進し、自助による区民の防災力向上を図っていますが、更に被害を低減するため、引き続き、区民一人ひとりの自助としての備えを推進していく必要があります。

第2 地域による共助の推進

過去に発生した大きな地震や風水害では、被害を受けた方の大半が65歳以上の高齢者や障害のある方でした。震災時に一人でも多くの命を救うためには、発災直後の近隣住民同士の助け合いが大きな効果を発揮します。

首都直下地震の被害想定等からも、要介護高齢者や障害のある方などのいわゆる要配慮者を中心に人的な被害が多数発生すると想定されており、区民相互の共助の意識を育て、近隣住民が支え合う仕組みを構築していくとともに、現在、区内にある86の防災区民組織の活動の活性化を一層推進していく必要があります。

第3 消防団の活動体制の充実

震災時に、消火活動、救出・救護活動等を迅速に展開するためには、地域の実情に精通した消防団が果たす役割は極めて重要です。

令和4年5月に東京都から公表された被害想定では、区内の焼失棟数が最大で4,426棟となっており、火災による大きな被害が発生すると想定されていることから、消防団による初期消火等の活動が的確かつ迅速に行われる必要があります。

今後も、各種教育訓練、消防団員の定員確保のための募集活動、消防団施設及び資器材の整備を推進し、消防団の活動体制の充実を図るとともに、地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図ります。

第4 事業所による自助・共助の強化

発災時には、自助・共助の考え方にに基づき、地域の住民と事業所が協力して被害の拡大を防ぐことが必要です。

事業所は、事業所防災計画を作成し、自主防災体制の充実強化を図るとともに、震災時において事業所は、地域の一員としての救助活動等を行うこと、事業継続を通じて、地域住民の生活の安定化に寄与することといった役割が求められています。

区は、総合防災訓練等を通じ、災害時における町会・自治会や事業所、NPO法人等との地域の連携を図る取組を推進し、地域防災力向上を図っています。

東日本大震災の発生を契機に事業所単位での防災対策が進んでいます。新たな被害想定では区内で約58,000人の帰宅困難者の発生が予想されていることなどから、震災時における事業所の役割を踏まえ、自衛消防訓練や救命講習の受講により、消火・救出・救護活動能力の向上に努める必要があります。

第 5 ボランティア活動への支援

救出・救護、初期消火、交通整理、建物の被災状況把握、避難所運営など、震災時には、対応人員の相当な不足が見込まれます。

このような状況では、多岐にわたるボランティア活動が有益であることから、目黒区社会福祉協議会において災害ボランティアに係る講習会を実施するなど、ボランティアが円滑に活動できるよう取り組んでいます。

東日本大震災の際には、甚大な被害の影響から、ボランティアが十分に活動できなかった事例もありました。首都直下地震等の発生時にボランティアが円滑に活動することができるよう、社会福祉協議会等の関係団体と連携し、支援体制を整備する必要があります。

第 2 節 対策の方向性・到達目標

第 1 自助による区民の防災力向上

区は、区民一人ひとりが「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、防災対策に取り組むよう、家具類の転倒・落下・移動防止対策、「地震その時 10 のポイント」の普及等防災意識の啓発を行い、各家庭で災害発生から 3 日分の水・食糧の備蓄の徹底を図るとともに、災害時の初期対応の重要性を周知することで自ら防災対策に取り組む意識を醸成し、初期消火、救出救助に関する実践的かつ効果的な防災訓練を通じて、区民一人ひとりの知識や技能が高まるよう努めていきます。

また、要配慮者等への効果的な情報の提供や防災知識の普及等にも努めていきます。

第 2 地域による共助の推進

区は、「自分たちのまちは自分たちで守る」意識の啓発を行い、発災対応型防災訓練等を推進し、軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した初期消火訓練、地域が保有する救助資器材を活用した救出救助訓練等の実践的訓練指導を実施することで防災区民組織の活性化の促進等を図り、地域防災力の向上を実現します。

また、災害の規模によっては避難所生活を行うことから、平常時から避難所運営の主体となる避難所運営協議会を住区エリア単位で組織し訓練を行っていきます。

併せて地域の人が要配慮者の状況を把握して、災害時の必要な支援につなげられるよう、区及び介護・福祉関係の事業者、防災区民組織、民生委員・児童委員等による、災害時における協力関係をあらかじめ構築します。

第 3 消防団の活動体制の充実

消防団の活動は、消火、救出・救護等の特別な知識と技術が必要であり、震災時には消防団のマンパワーと迅速な活動が求められるため、各種教育訓練、消防団員の定員確保のための募集活動、消防団施設及び資器材の整備を推進し、消防団の活動体制の充実を図るとともに、地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図ります。

第4 事業所による自助・共助の強化

事業所は、行政や地域との協定締結や、事業所単位の防災計画の作成等により、防災に関する意識の向上を図り、震災時において事業所が自らの役割を果たすことができるよう、事業所の防災力向上を促進し、帰宅困難者対策の徹底や地震に係る自衛消防活動の充実・強化を図ります。

また、地域で組織された防災区民組織等との連携を促進し、地域全体の自助・共助体制を推進します。

第5 ボランティア活動の支援体制づくりの推進

震災時に被災状況に即したボランティア活動が展開されるよう、区は、目黒区社会福祉協議会、区民活動団体等との連携を強化し、ボランティア活動の支援体制づくりに取り組むことにより、震災時における円滑なボランティア活動の支援を推進します。

第3-1節 具体的な取組 <予防対策>

第1 自助による区民の防災力向上

1 区民による自助の備え

区民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命・財産は自らが守る」ために必要な防災対策に取り組まなければなりません。

- (1) 最低3日分程度（7日分を目標）の食糧及び水（1日1人3ℓ目安）や乳児用の粉ミルクなどの備蓄
- (2) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- (3) 日頃からの出火の予防
- (4) 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
- (5) 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止
- (6) ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- (7) 医薬品、携帯ラジオ等の非常持出用品や簡易トイレ・紙おむつの準備
- (8) 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- (9) 都、区、防災区民組織が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- (10) 避難行動要支援者がいる家庭における、「避難行動要支援者名簿」情報の避難支援関係者への事前提供についての同意及び円滑かつ迅速な避難への備え
- (11) 災害発生時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検及び防災カードなどへの必要情報の記載
- (12) 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え
- (13) 自転車を安全に利用するための、適切な点検整備
- (14) 在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施（最低3日分、目標7日分）
- (15) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- (16) 町会や自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- (17) 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

2 防災意識の啓発

区及び防災関係行政機関等は、区民の危機意識を喚起することにより、区民が「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、自らが建物の耐震化・不燃化、家具類の転倒・落下・移動防止対策、「地震その時10のポイント」の普及、発災対応型防災訓練の積極的推進等の防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発を行っていきます。

3 防災教育・防災訓練の充実

防災関係行政機関等は、幼児期から社会人に至るまでの発達段階に応じた総合防災教育の推進など、生涯にわたった自助・共助の精神の醸成に努めます。

防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めていきます。また、女性や青年、子育て中の世代など幅広い人材から防災リーダーを育成するよう支援していきます。

区民、防災区民組織等を対象とした防災訓練を平成 24 年 9 月 1 日に実施した東京都・目黒区合同総合防災訓練の経験も踏まえ内容を充実させ、併せて広報等により訓練参加者の増加を図り、区民・防災区民組織等の自助・共助体制の強化に努めます。

また、地域避難所に指定されている都立高校・私立高校や補完避難所としている私立学校・事業者等においても、総合防災教育を積極的に推進し、若い防災リーダーの育成に努め、中・高校生による共助体制を確立し区と連携した訓練が行われるよう取り組みを進めます。

4 要配慮者の自助の取組への支援

(1) 障害者、高齢者等の要配慮者の防災知識の普及を図るため、防災訓練や防災講座、防災教室に要配慮者が参加できるように、防災区民組織や住区住民会議、防災関係行政機関等と連携し、支援体制を整備していきます。

(2) 要配慮者及び家族に要配慮者向け防災行動マニュアル、防災マップを配布し、また周囲の人に対しても周知を図り、災害時に的確な行動がとれるよう普及・啓発を図ります。

5 外国人等の自助の取組への支援

区及び防災関係行政機関等は、平常時から、防災知識の普及や地域行事を利用した防災訓練等の実施を推進していきます。

(1) 国際交流協会等の関係団体と連携し、外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成などを通じて防災知識の普及を図ります。

(2) 街区表示板や避難標識、避難所施設内の掲示物等の外国語表記を推進します。

(3) 目黒区防災語学ボランティアを活用するなど、区や地域の防災訓練に参加する外国人への支援を推進します。

第 2 地域による共助の推進と要配慮者対策

1 防災区民組織の活性化

区及び防災関係行政機関等は、防災区民組織に係る広報及び町会・自治会等の防災区民組織等の育成指導に力を入れ、防災区民組織の結成、区民の参加を推進し、災害時に自ら行動でき地域で助け合う共助体制を確立していきます。

また、区ウェブサイトや区報等を通じて、地域で行われている訓練等への参加の呼びかけを行います。

【防災区民組織の役割や協力業務】

- ・ 防災に関する知識（家具類の転倒防止等）の普及や出火防止の徹底
- ・ 初期消火、救出救助、応急救護、避難など各種訓練の実施
- ・ 消火、救助、炊出資機材等の整備・保守及び簡易トイレ等の備蓄
- ・ 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
- ・ 地域内の避難行動要支援者の把握及び災害時の支援体制の整備

2 要配慮者対策の推進

区及び介護福祉・障害福祉サービス事業者、地域住民組織、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等による協力関係を構築し、災害時における要配慮者への情報伝達や安否確認、自力で避難することが困難な要配慮者に対する避難支援体制づくりを進めます。

併せて地域の避難支援者が避難行動要支援者の情報を把握し、町会作成の防災マップに表示するなどの事前対策を進められるよう、本人の同意に基づき作成した避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に提供する取組を進めます。また防災訓練等に要配慮者が参加できるよう防災区民組織や住区住民会議等と連携し、支援体

制をつくります。

第3 消防団の活動体制の充実

1 対策

- (1) 消防団員の確保
- (2) 消防団員の教育訓練
- (3) 消防団資器材・分団本部施設等の整備
- (4) 地域等と連携した防災対策の推進

2 取組内容

- (1) 女性、学生などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団をPRし、入団等を促進します。また、特別区では、大規模災害団員などの制度の活用、消防団員の活動環境の整備、消防団の相互連携体制の構築等を進めます。
- (2) 消防団活動の拠点となる分団本部施設の整備をはじめ、各種資器材等を整備します。
- (3) 各種資器材やマニュアル等を活用して地域特性に応じた内容の教育訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図ります。
- (4) 教育訓練の推進による消防団員の応急救護技能の向上を図ります。
- (5) 新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図ります。
- (6) 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備します。
- (7) 消防団の活動等に係る自主学習用教材を配布するなど、団員の生活に配慮した訓練方法や訓練時間の工夫を推進し、団員の仕事や家庭との両立を図ります。
- (8) 消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図ります。
- (9) 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図ります。

第4 事業所等における自助・共助の強化

1 事務所、店舗等

区及び防災関係行政機関等は、地域との連携の促進や合同訓練の実施、事業所単位の防災計画の作成支援等により、事業所（者）の防災力を向上させます。

また、区報で、事業所相互間及び事業所と防災区民組織等との連携の重要性について、広く啓発に努めます。

なお、区内事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業継続、地域貢献、地域との共生）を確実にを行うため、自らの組織力を活用し、次のような対策を図ります。

- ・ 防災資機材や水、食糧等の非常用品の備蓄（従業員等の3日以上）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
- ・ 災害時に事業を継続するため、事前に事業継続計画（BCP）を策定し、事業活動拠点である事務所、工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策の推進
- ・ 組織力を活用した地域活動への参加、防災区民組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策
- ・ 「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を事業所単位の防災計画や事業継続計画（BCP）等への反映（他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても明記）

2 社会福祉施設、介護福祉・障害福祉サービス事業所等

社会福祉施設及び介護福祉・障害福祉サービス事業所等は、災害発生時において、利用者の安全を確保し、かつ必要な支援を継続できるよう、食糧・資機材等を確保するとともに、災害発生時における対応マニュアルを策定します。

また、区は被災した要支援・要介護高齢者、障害者や妊産婦等に、災害時においても必要な支援が確保されるよう、事業所等との連携を図ります。

第 5 ボランティアとの連携

阪神・淡路大震災以降の災害時対応を見ても明らかとなり、大規模災害時におけるボランティアの重要性が改めて認識されました。そのため目黒区社会福祉協議会や活動団体等との連携により、区におけるボランティアの受入体制等を明確化するとともに、ボランティア活動が応急復旧活動に効果的に結び付くよう取り組んでいきます。

1 一般ボランティアとの連携

一般ボランティアの活動し得る範囲は、行政が対応しきれない広範多岐にわたる活動の補助、被災者の個別的要求への対応を主体的に行うこととなります。基本的な活動は、給食・給水、広報・印刷物の配布、救護物資等の仕分け、運搬・搬出入、清掃・洗濯、がれき処理、高齢者の話し相手、子供の遊び相手、避難所の運営補助、引っ越し、災害対策本部への情報提供等が予想されます。

そこで、目黒区災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施するなど、平常時から、目黒区社会福祉協議会や活動団体等と協働し幅広いネットワークを構築していきます。

2 専門ボランティアとの連携

専門ボランティアについては、専門分野ごとに日常から登録制度を確立し、募集・育成するなど災害時に備えておきます。なお、専門ボランティアとして災害時に想定される活動内容は、手話通訳、外国語通訳・翻訳、医療、介護（福祉に係わる専門的分野）、心のケア（心理判定員等）、各種相談（税務・法律相談等）、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定、交通規制支援、防疫・環境衛生、動物保護（獣医師等）、電気技術、保育、配管等になります。

また、東京消防庁は、消防署内での後方支援活動等を実施する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」を随時募集し、講習会及び防災訓練等を通じて育成していきます。

3 日本赤十字社との連携

日本赤十字社東京都支部目黒区赤十字奉仕団は、日頃から区民を対象に防災思想の普及に努め、災害時にはボランティアが組織として安全かつ効果的な活動が展開できるよう、体制づくりやボランティア養成計画などの整備を図り、区の総合防災訓練をはじめ、様々な防災活動を継続的に行っていきます。

目黒区赤十字奉仕団は全部で 12 の分団が活動しており、主に町会・自治会から参加された地域住民の方々と構成されています。

第 6 区民・行政・事業所等との連携

従来の区民、地域コミュニティ、行政、事業所、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成します。

1 相互に連携協力しあうネットワークの形成

区民・行政・事業所等との連携をするため、次のような各種対策を推進します。

- (1) 駅周辺の混乱防止協議会等、都、区、事業所及び地域との相互支援を協議する場の設置
- (2) 行政、事業所、地域との連携の推進
- (3) 震災に強い街づくり等をテーマとした講演会等の開催
- (4) 地域と事業所との先駆的連携事例の普及

2 応急手当の普及促進

応急手当の普及促進のため、専門的な知識技能を有する消防団、災害時支援ボランティア等と協働した救命講習会の実施を推進します。

また、区及び防災関係行政機関等は、地域の防災区民組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図るとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図っていきます。

第3-2節 具体的な取組 <応急対策>

第1 震災時の区民の対応

1 区民自身による応急対策

- (1) 震災時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止します。
- (2) 災害情報、避難情報の収集を行い、安全が確保されるのであれば、自宅等にとどまります。
- (3) 地震発生後数日間は、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食糧の供給が途絶える可能性が高いため、各家庭で最低3日分程度（7日分を目標）の食糧と水を確保しておくことを基本に、あらかじめ各家庭で準備しておいた食糧・水・生活必需品を活用します。
- (4) 自宅の損傷や火災などで危険が迫り避難所に避難した場合、避難所においては自らが主体となって活動します。

第2 地域による応急対策の実施と避難行動要支援者対応

防災区民組織や事業所等は、自らの身の安全を図るとともに、自助・共助の精神に基づき、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を地域内において、迅速に行えるよう指揮本部の立上げや班編成等により、自主的に実施します。

区及び防災関係行政機関等の応急対策が開始された後は、主体的にあるいは補完的に、応急対策業務に協力します。

1 防災区民組織等による消火活動

火災が発生した場合は、防災区民組織が協力して、消火班の編成等により消火器、バケツリレー、消火栓又は排水栓を使用したスタンドパイプ、軽可搬消防ポンプ等を活用した初期消火を実施します。

なお、地域で行う初期消火活動は、火災の延焼拡大防止を主眼に行い、軽可搬消防ポンプ等の能力や市街地の特性を勘案して行い、消防団員や消防隊の到着後は、その指示に従います。

2 防災区民組織等による救出・救護活動

各町会自治会等の防災区民組織等が救出した負傷者については、緊急医療救護所へ順次受入れます。

3 地域が主体となった避難所運営

区は、学校や住区住民会議・防災区民組織等で構成された、避難所運営協議会と連携し、避難所運営を行います。

4 応急給水

災害の発生に伴い、断水、井戸水の枯渇等により飲料水を得ることが出来ない場合、必要最低限の飲料水を供給します。

給水は、区と水道局が連携して、応急給水槽、浄水場・給水所等を給水拠点として行います。

5 避難行動要支援者対応

要配慮者のうち避難行動要支援者名簿掲載者については、防災区民組織や消防団、地域住民、民生委員・児童委員、介護福祉・障害福祉サービス事業者、地域包括支援センター、区職員等が協力して、名簿を元に安否確認を行い、必要に応じて避難誘導や救出・救護を行います。

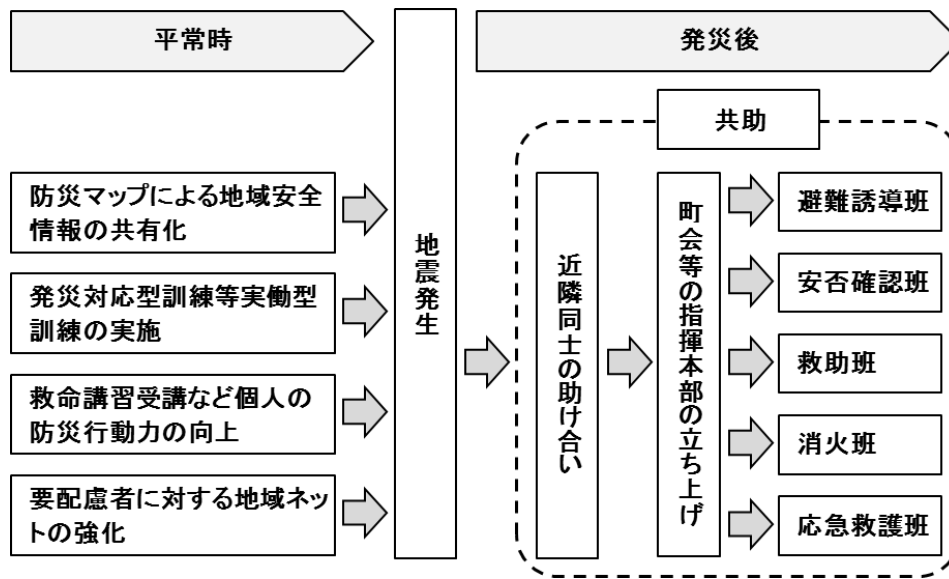


図 防災区民組織の地震発生時の行動イメージ

第 3 消防団による応急対策の実施

1 消防団による応急対策

- (1) 消防隊と連携した消火活動
- (2) 地域住民との協働による救助活動、応急救護活動
- (3) 災害情報の収集・伝達活動
- (4) 住民指導、避難指示等の伝達、避難者の安全確保等

2 消防団による応急活動

- (1) 発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行います。
- (2) 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達します。
- (3) 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難経路の保全を行います。
- (4) 目黒消防署の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、活動障害排除等の活動を行います。
- (5) 救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行います。
- (6) 避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、防災関係行政機関等と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行います。

第4 事業所による応急対策の実施

災害時には、事業所相互間の協力体制及び防災区民組織等との連携による消火活動、救護活動等を行います。

1 事業所による応急対策活動

- (1) 来訪者や従業員等の安全を確保し、初期救出、応急救護を行います。
- (2) 出火防止、初期消火を速やかに実施します。
- (3) 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に伝達します。
- (4) 施設の安全を確認した上で、従業員の一斉帰宅を抑制します。
- (5) 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救助活動、救護活動を実施します。
- (6) 初期消火で対応できない火災が発生した場合等は、速やかに避難します。
- (7) 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与します。

2 社会福祉施設、介護福祉・障害福祉サービス事業所等

利用者等の安全を確保するとともに施設の被害状況を確認し、状況に応じて避難場所への避難誘導等を行います。

第5 ボランティアとの連携

災害時における応急・復旧・復興活動のために必要がある場合、一般ボランティア受入れのため区からの要請を受け、目黒区社会福祉協議会は目黒区災害ボランティアセンターを設置します。設置場所は、目黒区総合庁舎内とし、必要に応じ中目黒スクエア内を利用します。

また、都及び東京ボランティア・市民活動センターが、災害時に東京都災害ボランティアセンターを設置した場合は、区内被災状況に即した円滑な活動ができるよう、区は都と連携を図りながら対応していきます。

なお、東京消防庁災害時支援ボランティアは、管内での震度6弱以上の地震発生時において、あらかじめ登録した部署に自主的に参集し、負傷者の応急救護活動のほか、消防活動が円滑に行われるよう、現場への物資搬送等の支援や署内における後方支援活動を行います。

第3章

安全な都市づくりの実現



第1節 現在の到達状況・課題

第1 区におけるこれまでの取組

東京都が「防災都市づくり推進計画の基本方針」（令和7年3月改定）で、地域危険度が高く、震災時の大きな被害が想定される地域として指定した、「林試の森周辺・荏原地域[目黒区]」（約196ha）において、都市防災不燃化促進事業、木造住宅密集地域整備事業及び不燃化推進特定整備事業などの修復型事業と、都が特定整備路線に選定した補助46号線の街路事業に合わせた沿道まちづくり等や東京都建築安全条例の規定に基づく、新たな防火規制の区域指定などの規制誘導策とを重層的かつ集中的に適用し、災害に強いまちづくりを推進しています。

第2 木造住宅密集地域の不燃化

震災時に延焼被害のおそれのある老朽木造住宅が密集している木造住宅密集地域では、居住者の高齢化による建替え意欲の低下、敷地の狭小や無接道等により建替えが困難、権利関係が複雑で合意形成までに時間を要することなどから改善が進みにくい状況となっています。

区では、木造住宅密集地域において、道路・公園の整備や防災性の高い建築物への建替えを促進し、市街地の不燃化を進めています。特に、目黒本町五・六丁目、原町一丁目、洗足一丁目地区は、区内でも地域危険度が高く、不燃領域率が低い地区が連担していることから、不燃化推進特定整備事業を活用し重点的に不燃化を進めています。

第3 建築物の耐震化及び安全対策

区では、令和3年3月に「目黒区耐震改修促進計画」を改定し、新耐震基準（昭和56年6月1日施行）以前の建築物（木造住宅等は平成12年5月31日以前の建築物を含む。）を対象に耐震診断・耐震改修費用助成を行うなど、建築物の耐震化の促進と区全体の災害に強い街の実現に取り組んでいます。なお、防災上の拠点や避難所となる区有施設はおおむね耐震化されています。

また、家具等の転倒による圧死・負傷者削減策として、高齢者・障害者世帯を対象に家具転倒防止器具の取付支援事業の促進を図っています。

第4 液状化対策の強化

都の令和4年5月の新たな被害想定においては、わずかながらも液状化による被害想定が出ています。このため、被害想定結果を踏まえた統一的な対応が必要となっています。

第5 出火、延焼等の防止

区内には災害時に消火・延焼拡大防止対策として消防水利や防災貯水槽、街頭消火器が設置されています。しかし、建物倒壊等による道路閉塞、がれきの散乱、地盤の液状化等により、消防署による消火活動が困難な地域が生じる可能性があるため、木造住宅密集地域を中心に、的確な消防水利の整備を進める必要があります。

また、出火防止については、「地震その時10のポイント」等の各種媒体を活用した広報活動を行うとともに、区においても啓発を行っています。

第 2 節 対策の方向性と目標

第 1 木造住宅密集地域の不燃化促進

都市防災不燃化促進事業、木造住宅密集地域整備事業などの修復型事業と、街路事業に合わせた沿道まちづくり等や東京都建築安全条例の規定に基づく、新たな防火規制の区域指定などの規制誘導策を活用しつつ、不燃化推進特定整備事業により、都と連携して木造住宅密集地域を「燃えないまち・燃え広がらないまち」とする取組を推進していきます。

第 2 建築物の耐震化及び安全対策の促進

令和 3 年 3 月に改定した「目黒区耐震改修促進計画」に則り、耐震診断や耐震改修助成などを行うとともに、積極的な意識啓発を図ることにより耐震化を促進します。また、家具類の転倒・落下・移動防止等対策等の重要性について普及・啓発を図ります。

第 3 液状化対策の強化

東京都建築物液状化対策検討委員会の検討結果を踏まえ、東京都と連携し、区民に必要な情報を提供するとともに、対策を実施していきます。

第 4 出火、延焼等の防止

木造住宅密集地域を中心に、着実な消防水利の整備を推進していきます。

第 3-1 節 具体的な取組 <予防対策>

第 1 安全に暮らせる都市づくり

1 防災街づくり

(1) 延焼遮断帯の形成

震災時等の市街地大火から区民の生命・財産を守る「燃えないまち・燃え広がらないまち」を実現するために、火災の延焼を食い止める防火区画の形成を目指します。

一定の幅員（空間）を有する幹線道路（都市計画道路）の整備と沿道の不燃化促進や植樹等により、延焼遮断帯の形成を進めます。

延焼遮断帯に囲まれた地域内においても、主要な生活道路等の整備、公園緑地等のオープンスペース確保、建築物の不燃化誘導等により、燃え広がらない市街地の形成（延焼のおそれがある空間の低減）を進めます。

(2) 安全な避難場所・避難路の確保

災害が発生した際に区民の生命を守るため、安全な避難場所の確保と、避難場所に至る避難路の安全性の確保を図ります。

地域避難所及び広域避難場所の防災機能の維持・向上、避難周辺市街地の不燃化促進や道路整備等を進め、避難場所の安全性の確保・向上を図ります。

避難場所に至るルート確保のための生活道路網の整備、避難路沿道における不燃化、落下物・ブロック塀・障害物やがけ・擁壁対策を進め、安全な避難路の確保を図ります。

万一の時に、誰もが安全で円滑に避難することができるよう、支援体制を構築し、避難標識の整備や避難場所・避難路の周知を進めます。

(3) 防災活動を担う生活道路の整備

円滑な救援・消防活動や避難の安全性確保など都市の防災機能強化に向けて、生活道路網の計画的な整備を進めます。特に基盤が未整備で円滑な防災活動が困難な区域において、主要生活道路や主要区画道路の重点的な整備を行っていきます。

消防ポンプ車などの緊急車両が通行困難な区域では、主要生活道路や主要区画道路に加えて、特に整備が必要と考えられる狭あい道路について、建物の建て替えなどに併せ、拡幅や隅切りの整備を進めます。

(4) 建築物の耐震性・耐火性の向上

公共建築物や都市施設の耐震性や耐火性を強化するとともに、既存の民間建築物等について耐震診断や耐震改修等の啓発・普及を図ります。

また、新たに建築される建築物は、不燃化の誘導や本区の地形・地盤等に配慮した設計が行われるように啓発や支援を行います。敷地の細分化や建築物の密集による市街地の高密度化防止、緑地やオープンスペース等の確保のために共同化や協調建替えの啓発・誘導を進めます。

(5) がけなどの整備、ブロック塀の改善

がけ・擁壁の実態を把握した上で、改修が必要なものについて啓発・指導を進めます。

震災時に倒壊のおそれの高いブロック塀等は、避難路を中心に実態を把握した上で、改修等の啓発・指導を進めます。

(6) 都市型水害に強い街づくり

雨水が短時間に河川や下水に流入することによる都市型水害に対応するために、地下調節池の整備推進や下水道設備の拡充等を東京都に要請するとともに、公園等の確保、緑化の推進、透水性・保水性舗装、雨水の貯留・浸透施設等の整備を引き続き進め、民間開発に対しても指導していきます。

(7) 公園等の確保及び緑化の推進

防災活動拠点や一時集合場所として機能する空地を公園等として確保するため、都市整備事業・都市公園整備事業などを有効に活用します。公園整備は、みどりの基本計画に基づき、住区・地区・全区の生活圈域に応じた計画を進め、令和7年度までに区民一人当たりの公園面積2.0㎡の実現を図るように整備を推進します。

公園等の新設・拡張や改良にあわせ、延焼の防止や震災時の避難場所として使用されることを考慮した防災効果の高い公園の整備を進めます。

ブロック塀の生け垣化を推進し、区民の協力を求めながら防火樹の植樹や接道部緑化を進めます。

区の施設については、緑地の充実を図るほか、防火樹や生け垣の設置など防火効果の高い植栽を行います。国や都の公共施設についても、防火面に配慮した植栽を求めています。

また、民間の施設については、開発行為及び大規模建築物の建設計画に対して、防災活動拠点の補助となる公開広場や歩道状空地の設置を働きかけ整備を図ります。

(8) 地域コミュニティが主体となった防災街づくり

防災街づくりは急務となっていますが、道路整備や建築物の不燃化・建て詰まり解消等の市街地整備には一定の時間を要します。また、地域防災力を向上させるには、災害に強い市街地の形成だけではなく、地域社会全体として災害への備えが不可欠です。

そのため、区民、事業者、行政が連携しながら、区民一人ひとりが「災害に強い街をつくる」、「自分たちの街は自分たちで守る」といった防災に対する意識を高め、地域コミュニティが一体となって防災活動に取り組み、地域全体としての安全確保を図っていきます。

(9) 地域特性に応じた取組

各種の指標から災害時の危険性が高いと想定される区域については、「防災都市づくり推進計画(東京都)」における重点整備地域の指定なども踏まえて「重点的に防災街づくりを推進すべき区域」と位置づけ、積極的かつ重点的な防災街づくりの推進を図ります。

それらの区域では、防災街づくりの進捗状況を総合的に判断した上で、延焼遮断帯の形成、避難場所や避難路の確保、道路や公園の整備、建築物の不燃化・耐震補強の取組を進めています。

都は、木造住宅密集地域の改善を一段と加速するため、「不燃化推進特定整備事業」に取り組むとしています。また、重点整備地域以外の木造住宅密集地域においても、局所的に対策が必要な地区を抽出し、防災性向上と居住環境の整備に取り組むとしています。

これらの重点的・集中的に改善を図るべき地区については、区は都と連携して不燃化を強力に推進していきます。

2 防災街づくりの実現方策

(1) 防災生活圏の形成

都の防災都市づくり推進計画では、防災生活圏を基本的な単位として、防災の観点から市街地整備の優先度を位置づけ、地域の特性に応じて適切な事業や規制・誘導策を効果的に組み合わせ、展開しています。個々の防災生活圏形成については、次のような考え方で推進していきます。

ア 延焼遮断帯の整備

延焼遮断帯は、帯状の都市施設である道路、河川等を骨格として、整備活用するとともに、その沿道建築物の不燃化を組み合わせることにより整備していきます。

沿道建築物の不燃化については、路線式の防火地域を指定することで、適正に規制、誘導するとともに、特に促進すべきところは、都市防災不燃化促進事業を積極的に活用します。また、東京都が特定整備路線に指定した路線については、道路整備と一体的に進める沿道まちづくり等を、都と連携して行っていきます。

イ 生活圏域内の整備

災害に強く、日常生活においても住みよい街づくりを推進していくために、地域特性に応じた整備手段を活用して防災対策を推進していきます。特に木造住宅密集地域においては、老朽木造住宅の不燃化・建替えを促進するとともに、公園、道路等の都市施設の整備を図り、消防水利の一層の充実を東京消防庁に働きかけます。また、区民の防災意識、自己責任意識を高めながら、区民のまちづくり活動の支援を行っていきます。

ウ 不燃化推進特定整備事業

都は「防災都市づくり推進計画」において、特に重点的・集中的に改善を図るべき地区を不燃化特区（不燃化推進特定整備地区）に指定し、区と連携して、不燃化を強力に推進していくとしています。区内では、「目黒本町五・六丁目、原町一丁目、洗足一丁目地区」が指定されています。

エ 防災街区整備事業

防災街区整備事業は、老朽化した建築物を除却し、防災性能を備えた建築物及び公共施設の整備を行う面的な事業手法です。目黒区内では目黒本町五丁目 24 番地区で事業が行われ、現在、原町一丁目 7 番・8 番地区において事業中となっています。

(2) 区の防災街づくり事業の継続推進

ア 都市防災不燃化促進事業

広域避難場所周辺とそこへ至る避難路沿道における建築物の不燃化を推進するため、耐火建築物への建替えに対する助成等を行っています。これまで林試の森公園周辺及び補助 46 号線沿道において、事業を行ってきました。現在は東京科学大学への避難路となる「補助 46 号線沿道原町一丁目・洗足一丁目地区」において、令和 7 年度まで事業を行っています。

イ 地区公共施設整備事業

昭和 62 年に策定した「林試の森周辺地区防災まちづくり推進計画」により、防災空間のネットワークづくりを掲げ、災害時の安全空間の確保を目的として、広域避難場所である林試の森公園に至る防災モデル道路の整備を実施しており、全 9 路線中 8 路線の整備は完了し、現在は B 路線（石古坂）の拡幅整備を実施しています。

ウ 木造住宅密集地域整備事業

区内には、木造の老朽化した建築物が密集した地域があり、住環境の改善と災害に対する安全性の確保が大きな課題となっています。こうした地域は、公園・緑地などのオープンスペースが不足し、狭い道路が多いなど防災上の問題も抱えています。

そこで、住環境及び防災性の向上を図るため、低質な木造賃貸住宅などから耐火構造などの良質住宅への建替えを促進するとともに道路・公園の整備を図ることを目的に木造住宅密集地域整備事業を 2 地区で実施しています。

上目黒・祐天寺地区	昭和 62 年度～平成 18 年度（事業終了）
目黒本町五丁目地区	昭和 63 年度～令和 7 年度
駒場地区	平成 3 年度～平成 17 年度（事業終了）
五本木地区	平成 7 年度～平成 16 年度（事業終了）
目黒本町六丁目・原町地区	平成 13 年度～令和 7 年度

表 木造住宅密集地域整備事業の実施地区

エ 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業であり、都市の防災性向上を図ることができます。

市街地再開発事業の実施地区

地区名	事業期間（組合又は協議会の設立から解散）
上目黒二丁目地区	平成9年度～平成14年度
上目黒一丁目地区	平成2年度～平成24年度
大橋一丁目地区	平成14年度～平成24年度
自由が丘一丁目29番地区	令和3年度～事業中（令和8年度竣工予定）

（3）防災コミュニティ活動

安全で快適な街づくりの形成を推進していくためには、区民の主体的な防災への取組が不可欠となっています。

木造住宅密集地域整備事業を実施している2地区では、「目黒本町五丁目地区密集市街地総合防災協議会」、「目黒本町六丁目・原町地区密集市街地総合防災協議会」が組織されており、それぞれの地区の特性に応じた活動を展開しています。

今後は、これら地元の協議会組織が町会・自治会や住区住民会議、商店会、PTAその他の区民団体等と積極的に連携していくことで、より広がりのある地域活動へと発展していくことが望まれます。

区は、今後とも区内の防災コミュニティ活動について、区民の意向を十分踏まえながら、区民の主体的な活動について支援を行い、区民と連携しながら災害に強く、住みよい街づくりを実現していきます。

3 公園等の防災計画

（1）公園等の現況

区内の公園緑地の整備状況は、令和7年4月1日現在、公園76か所、緑道10路線、児童遊園48か所が整備され、都立公園2か所と合わせると総面積は48.99haとなり、区民一人当たりの公園面積は1.74㎡です。

（2）計画目標

区は令和7年度までに、区民一人当たりの公園面積2.0㎡の実現を図るよう公園等の整備を推進していきます。また住区・地区・全区の生活圏域に応じ計画的に整備を進めるとともに、公園・緑地をはじめ公共施設等を結ぶ緑のネットワークの形成を図ります。この計画に際しては、震災時の避難路や地域避難所等を考慮して計画的に整備を推進していきます。

また公園等の新設・拡張、公園等の改良に合わせ、延焼の防止や震災時の避難場所として使用されることを考慮した防災効果の高い公園の整備を進めます。

（3）事業計画

公園等の整備については、目黒区実施計画及びみどりの基本計画に基づき計画的に行うものとします。また、東京都地域防災計画及び区の地域防災計画で定める諸計画に基づき、震災時に対応できるよう必要に応じた対策を講ずるものとします。

特に、新たに設置する広域避難場所（東京都地域防災計画では避難場所という。）内にある公園（1ha以上）においては、改修時、新設時に防災機能を有する施設整備を行うとともに、防災機能の向上、確保が必要な木造住宅密集地域整備事業等の事業地域における公園等においては、可能な限り防災機能を有する施設としていきます。

防災上の位置づけ	分類（箇所）			方向性	今後の課題
広域避難場所	都立公園	2か所	48.99ha	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の運用に当たっては、隣接利用区との連携を図ります。 延焼防止や避難場所利用として防 	<ul style="list-style-type: none"> 通行禁止区域内の車両の移動先と
	区立公園	5か所	1.74㎡/人		

地域避難所	区立公園	2 か所	災効果の高い公園等の改良を進めます。 ・広域避難場所内の公園（1 ha 以上）において、改修時・新設時に防災機能を有する施設整備（備蓄倉庫や災害用トイレ等）を行います。 ・近隣の避難者が一時的に集合し、安全が確保されるスペースとしての一時集合場所としての機能確保を図ります。	しての活用 ・食糧・飲料水の供給場所としての活用 ・1人当たりの公園面積 2.0 m ² の確保
一時避難場所	区立公園	69 か所		
	緑道	10 路線		
	児童遊園	48 か所		
	学校のグラウンド等			

表 公園等の位置づけ・今後の課題等

4 かけ、擁壁の防災計画

区内のかけ、擁壁は、目黒河流域と大岡山地域に多い状況にあります。過去3回にわたる全区的な調査に基づき、是正指導を行ってきたところですが、今後も所有者・管理者に対して安全対策の啓発指導など必要な対応を行います。

既存のかけ、擁壁については、平成24年度に創設した「かけ・擁壁改修助成制度」により、安全対策について支援していきます。

5 ブロック塀等の安全化指導

災害時における危害の防止及び避難路を確保するため、区内全域の道路に面するコンクリートブロック塀等の実態調査の結果を踏まえ、危険性の高いものについて、所有者に改善指導を行うとともに、建築確認時に安全化指導を行い、ブロック塀等の倒壊の防止に努めます。

また、助成制度を設け、安全性が確認できないものについて除却、建替えを促進します。

第 2 建築物の耐震化及び安全対策の促進

1 区有施設の耐震化

区有施設については、おおむね耐震化を済ませています。

2 一般建築物の防災計画

(1) 耐震化

令和3年3月に改定した目黒区耐震改修促進計画に基づき、計画的かつ総合的に耐震改修を促進するよう支援・誘導を進めます。

(2) その他の安全対策

ア 一般建築物のうち、特に老朽家屋等に対し、改善指導等を行います。

イ 一般建築物の内、エレベーターを有する建築物について、震災時の閉じ込め被害を防ぐため、閉じ込め防止装置の設置を啓発していきます。

ウ 震災時において、エレベーターが稼働しないことにより、中高層建築物の機能が麻ひすることを防ぐため、所有者・管理者に「1ビル1台」の復旧体制のルールを積極的に周知していきます。

エ 震災時の人的被害を最小限に止めるには、建築物の耐震化はもとより、家具類の転倒・落下・移動防止対策への取組が大切です。本区においても、高齢者・障害者世帯への家具転倒防止器具取付助成制度や、防災器具のあつ旋販売制度を訓練や広報などを通じて、積極的に周知していきます。

オ 特殊建築物に対しては法令に基づく防災査察を定期的実施し、消防活動、避難上の観点から災害予防についての指導を行います。

(3) 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化

ア 都は、平成23年4月施行の東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36号）に基づき、重点的に耐震化を推進し、令和7年度末までに耐震化率90%を目指しています。

イ 特定緊急輸送道路の沿道建築物について、所有者に対し耐震診断を義務付けるとともに助成制度を拡充して、区は、都や関係団体と連携して耐震化を推進します。

3 高層建築物等の防災計画

(1) 高層建築物

高さが 31mを超えるものを高層建築物といい、その大半は目黒通り、山手通り、環状7号線、国道 246号線など幅員の広い道路沿いにあります。

これらの高層建築物に対しては、次の指導方針により発災の未然防止に努めます。

- ア 高層建築物の不燃化
- イ 火気設備及び火気管理の規制
- ウ 防災設備の集中管理
- エ 避難計画の策定
- オ 防災管理体制の強化
 - ・ 防災計画の策定
 - ・ 自衛消防訓練の実施
 - ・ 避難施設の維持管理の徹底

(2) 超高層建築物

ア 現況

区内には超高層建築物（高さ 60m以上の建築物）が 13 棟あります。

イ 指導方針

これらについては、関係法令に基づき設計段階から安全確保に対する対策が求められ、指導されています。しかし、火災などの事故発生時にパニックが起こった場合、避難誘導や消防活動が極めて困難になると予想されます。

このことから、消防署において、次表のような安全化（防火）対策及び機器の耐震性強化を講ずるよう要請していきます。

	内 容
火災予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ○火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進 ○火気使用場所の環境整備及び可燃物品の転倒落下防止措置 ○内装材料、家具調度品、装飾品の不燃化 ○消火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進
避難対策 (混乱防止対策)	<ul style="list-style-type: none"> ○避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保 ○ビルの防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備 ○ショーケース、複写機、看板等の転倒、落下、移動の防止 ○避難誘導員の事前指定や訓練指導者の育成 ○避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や、施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底 ○警報設備、避難設備の機能確保による避難対策の推進
防火・ 防災管理対策	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員に対する消防計画の周知徹底 ○管理権原者が複数の建築物における管理責任区分及び統括防火管理に関する協議事項の徹底 ○ビル防災センターの機能強化及び要員教育の徹底 ○救出、救護知識の普及及び必要な資器材の整備 ○防火・防災管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育 ○実践的かつ定期的な訓練の実施
消防活動対策	<ul style="list-style-type: none"> ○消防活動上必要な施設、設備等の機能維持

表 超高層建築物についての安全化（防火）対策等

4 エレベーター対策

震災時におけるエレベーター閉じ込め防止及び早期救出体制を確立するとともに、エレベーター復旧を円滑に行う体制を構築する必要があります。

(1) エレベーターの閉じ込め防止機能の向上

ア 区有施設

区は、都施設の対策に準じて、区施設へのエレベーター閉じ込め防止装置の設置に努めます。

装置名	機能
リスタート運転機能	○ 地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	○ 停電時に、エレベーターを最寄り階に着床させるのに必要な電力を供給する装置
P波感知型地震時管制運転装置	○ 主要動（S波）が到達する前に、初期微動（P波）を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

表 エレベーター閉じ込め防止装置

イ 民間施設

- (ア) 医療機関は、災害時に医療活動を迅速に行えるよう、その施設のエレベーターの閉じ込め防止対策を講ずる必要があります。
- (イ) 一般社団法人日本エレベーター協会は、加盟各社にエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を行ったエレベーターにステッカーを配布し、都と連携して民間施設における閉じ込め防止対策の実施を誘導します。

5 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

(1) ビル落下物の防止

東京都震災対策事業計画に基づく調査及び目黒区独自の調査の結果、落下のおそれのある建築物について改善指導を行い安全確保に努めてきました。

今後も更に安全性の向上を目指し、定期報告制度等を活用して現場確認を行うなど、所有者に対して改善指導を行います。

また、建築確認申請の際に技術的指導を行い、ビル落下物の防止に努めます。

なお、大規模空間の天井落下防止対策として、一定規模以上の劇場やホール等に対して、建物所有者等から状況調査を行うとともに、計画的かつ定期的な改善指導に努めます。

(2) 家具類の転倒・落下・移動の防止対策

ア 都及び区は、保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況調査を行い、結果を公表するなど、防止対策を推進していきます。

イ 区は、区民・事業者に対する家具類の転倒・落下・移動防止対策として防災訓練や各種イベントを通じて普及啓発を行うほか、各行政機関と連携して対策の周知を図ります。

ウ 区は、高齢者や障害者がいる世帯を対象に、家具類転倒・落下・移動防止器具の取付支援事業を推進するとともに、関係機関と連携した取付講習を実施していきます。その際、転倒・落下・移動防止対策とともに、耐震診断・耐震改修等の震災対策全般の相談窓口を設けるなど、住民の利便性を図るよう努めます。

第 3 液状化、長周期地震動への対策の強化

1 液状化のおそれのある地域における建築物等の安全確保

(1) 区は、液状化のおそれがある地域において、建築確認審査などの機会を捉え、建築物の設計者などに対して、的確な対策を講ずるよう促していきます。

(2) 区は、液状化のおそれのある地域に公共建物等の工事をする際、液状化対策として建物自体を強化する方法、地盤を改良する方法などを採用し、公共建築物の液状化対策を促進します。

(3) 都は、液状化のおそれのある地域における建築物を対象とした対策工法などについて情報提供するとともに、建築確認審査等を通じて液状化対策の指導の充実を図ります。

2 液状化に係る情報提供

都都市整備局は、「東京都建築物液状化対策検討委員会」の検討を踏まえ、「液状化による建物被害に備えるための手引」を作成するとともに、「建物における液状化対策ポータルサイト」を開設し、液状化予測図、対策工法、専門家相談窓口などの情報を提供しています。

3 長周期地震動対策の強化

(1) 建築物所有者等の対策の推進

都は、超高層建築物について、国の対策の決定後、速やかに建築士や建設業の団体等に対して、国の対策の内容を周知するとともに、建物の特性に適した補強方法の事例や家具転倒防止対策などについて、建物所有者等に対し情報提供します。

(2) 危険物等施設における被害の防止

東京消防庁は、長周期地震の影響を受けやすい屋外タンク貯蔵所の浮き屋根及び浮き蓋を適正に維持・管理するよう指導することで、安全性の確保を図っていきます。

(3) 室内の安全確保

都及び東京消防庁は、長周期地震動の危険性や、家具類等の転倒・落下・移動防止対策等の重要性について広く都民や事業者にも周知し、高層階における室内安全対策を促進します。

第4 出火、延焼等の防止

1 計画の方針

火災の防止に関しては、特に人命の安全確保を重点として、出火の防止、初期消火の徹底、火災の拡大防止、救助、救急及び避難の安全確保等の施策の確立を図り、防災関係行政機関等の施策を総合化し、地震火災に対処します。

2 出火防止計画

(1) 出火防止のための査察指導（目黒消防署）

ア 大地震が発生した場合、人命への影響が極めて高い飲食店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対し、重点的に立入検査を実施し、火気使用設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下・移動防止対策、災害時における従業員の対応要領等についても指導していきます。

イ その他の事業所についても、立入検査を通じて同様の指導を行うとともに、地震後の出火防止対策として、「地震その時10のポイント」を徹底し、安全確保要領について指導を行います。

ウ 給油取扱所等に対して、重点的に立入検査を実施し、適正な貯蔵取扱いを指導するとともに、出火危険排除のための安全対策についての指導を強化していきます。

エ 各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所単位の防災計画の作成を指導し事業所の出火防止を推進していきます。

(2) 住民指導の強化（目黒消防署）

地域における出火防止措置の徹底に向け、「地震その時10のポイント」を普及させ、区民一人ひとりの出火防止に関する知識・技術の向上や、地震に対する備え等の充実を図るなど、幼児期から大人までの発達段階に応じた総合防災教育を推進します。また、各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、「防火診断」及び「住まいの防火防災診断」の機会を通じて指導を行うとともに、住宅用防災機器の普及及び維持管理の促進を図ります。

ア 出火防止等に関する備えの主な指導事項

(ア) 地域や学校における発達段階に応じた総合防災教育の推進

(イ) 消火器の設置、風呂水のくみ置きやバケツの備え等消火準備の徹底

(ウ) 対震安全装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報器、漏電遮断器、感震コンセントなど出火を防ぐための安全な機器の普及

(エ) 家具類の転倒・落下・移動防止固定器具、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の普及

(オ) 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底

(カ) カーテンなどへの防災製品の普及

(キ) 灯油、ベンジン、アルコールなど危険物の安全管理の徹底

(ク) 発災対応型防災訓練等実践的訓練への参加

イ 出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項

(ア) 幼児期から社会人までの発達段階に応じた体系的な総合防災教育の推進

(イ) 地震の時は、まずは身の安全を図り、揺れがおさまるまで様子を見る習慣の徹底を図る（地震その時10のポイントの周知の徹底）

地震

その時10のポイント

地震時の行動

地震だ！ まず身の安全

- ・揺れを感じたり、緊急地震速報を受けた時は、身の安全を最優先に行動する。
- ・支那テーブルの下や、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」空間に身を寄せ、揺れがおさまるまで様子を見る。

【高層階（概ね10階以上）での注意点】

- ・高層階では、揺れが数分続くことがある。
- ・大きくゆっくりとした揺れにより、家具類が転倒・落下する危険に加え、大きく移動する危険がある。



地震直後の行動

落ちついて火の元確認 初期消火

- ・火を使っている時は揺れがおさまってから、あわてずに火の始末をする。
- ・出火した時は、落ちついて消火する。



あわてた行動 けがのもと

- ・室内で転倒・落下した家具類や、ガラスの破片などに注意する。
- ・瓦、窓ガラス、看板などが落ちてくるので外に飛び出さない。



窓や戸を開け 出口を確保

揺れがおさまった時に、避難ができるよう出口を確保する。



門や欄には 近寄らない

屋外で揺れを感じたら、ブロック塀などには近寄らない。





ふんわり むむむむ
「防災キャラクター」

地震後の行動

確かめ合おう わが家の安全 隣の安全

わが家の安全を確認後、近隣の安全や出火の情報をお互いに確認し合う。



協力し合って 消火・救出・応急処置

- ・近隣で火災が発生した場合は、肉親消火隊などにより、協力し合って消火を行い延焼を防ぐ。
- ・倒壊家屋や転倒家具などの下敷きになった人を近隣で協力し、救出・救護する。



正しい情報 確かな行動

行政、放送局、鉄道会社などから発信される正しい情報を得る。



避難の前に 安全確認 電気・ガス

避難が必要な時には、復電時の電気機器のショートなど、通電火災が発生する可能性やガス漏れの発生を防ぐため、ブレーカーを切り、ガスの元栓を締めてから避難する。



火災や津波 確かな避難

- ・地域に大規模な火災の危険が迫り、身の危険を感じたら声を掛け合い、一時集合場所や避難場所へ避難する。
- ・沿岸部や川沿いでは、大きな揺れを感じたり、津波警報が出されたら、高地などの安全な場所に高層へ避難する。



- (ウ) 起震車を活用した「身体防護訓練・出火防止」の推進
- (エ) 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓の遮断確認など出火防止の徹底
- (オ) ライフラインの機能停止に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止措置の徹底
- (カ) ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止措置の徹底

3 初期消火体制の強化

(1) 初期消火の意識啓発（目黒消防署）

ア 現況

消防署では、各町会、自治会、事業所等に対し初期消火の重要性の啓発と技術の向上を図っています。実践的な発災対応型訓練をはじめ、スタンドパイプ、煙体験ハウス、起震車等を使用した訓練を多く取り入れるとともに、防災区民組織による軽可搬消防ポンプの取扱訓練も推進しています。また、都民防災教育センターを活用した訓練についても積極的に推進を図っています。

イ 計画目標

区内の各家庭及び法令設置義務のない事業所等に対し消火器具等の設置推進を図るとともに、発災対応型防災訓練等の実践的訓練を通じた個人の防災行動力の向上と地域防災行動力の向上を図ります。

ウ 事業計画

(ア) 内容概説

訓練、座談会、印刷物等により一般家庭への消火器具の設置について普及を進めるとともに、地域のすみずみまで浸透を図ります。

(イ) 実施計画

細部については、計画を策定してその推進を図るほか、消火訓練、座談会等機会あるごとに積極的に普及を図っていきます。

なお、地域危険度3以上の町会については、3町会程度が合同した実践的な防災訓練を、3年度以内に必ず1回は実施するなど地域防災力の向上を推進します。

(2) 消火器等の配備（区）

ア 現況

東京都震災対策条例に基づき、震災時に発生する火災対策の一環として、また通常火災の消火対策ともあわせ、初期消火態勢を確立するため、昭和47年度から被生活保護世帯に対し消火器の支給を行い、また、昭和48年度から、地域の火災被害を最小限に阻止するため、区内全域に原則として、60mメッシュに1本の割合で地域への消火器設置（強化液又は粉末）を行い、約4,500本の消火器を設置しています。

(3) 自主防災体制の強化（目黒消防署）

第2部 施策ごとの具体的計画
第3章 安全な都市づくりの実現 / 第3-1節 具体的な取組 <予防対策>

49

ア 現況

(ア) 一般区民

訓練指導用資機材等を整備し、消火訓練をはじめ地域ぐるみの防災訓練を通じて、消火器や軽可搬消防ポンプ、スタンドパイプの取扱等初期消火に関する知識、技術の普及を図っています。

また、地震時の防災行動について小冊子及びリーフレットなどにより、地域の指導者層の育成と自主防災活動について指導しています。

(イ) 事業所

① 消防法に基づく消防計画又は危険物施設の予防規程に震災対策事項を追加することを指導し、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の策定促進を図っています。

② 自衛消防体制については、消防計画に基づく訓練指導と、火災予防条例に基づく自衛消防の組織化及び特定施設の自衛消防隊については、活動に必要な人員、装備を義務づけるとともに、隊員を対象に消防技術に関する講習会等を行っています。

イ 計画目標

(ア) 家庭及び職場の区内全ての組織に至るまで、消火器具、消火用水の普及を図るとともに、区民の消火行動力の向上を図ります。

(イ) 事業所に対しては、業務態様と規模に応じた実効性ある防災計画の策定の推進と自衛消防組織の強化を図ります。

(ウ) 消防用設備等の適正化

防火対象物に設置される消防用設備等については、地震時にもその機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火することができるよう、耐震措置の実施について指導を促進します。

特に、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等が地震により破壊されないよう耐震措置の徹底を図り、地震時における消防用設備等の確実な機能確保ができるよう指導を強化していきます。

4 火災拡大防止計画

(1) 消防力の強化（目黒消防署）

ア 消防活動体制の整備強化

目黒区内の常備消防力は、東京消防庁の下に、1消防署、4消防出張所を擁し、ポンプ車、救助車、はしご車、救急車等24台を配備して災害に備えています。

目黒消防署においては、これらの消防力を、地震時においても、最大限有効に活用するため、地震被害の態様に対応した各種活動計画を作成し、有事即応体制の確立を図っているところです。

また、東京消防庁では、都市構造や災害態様の変化に応じた適正な消防力の整備を図っています。

イ 装備資機材の整備

地震時に消防力及び消火力の最大限有効な活用を図るため、地震被害の態様に応じた資機材の整備を図っています。

(ア) 消防隊用可搬ポンプ

路面の損壊、道路周辺建物の倒壊又は地盤の液状化により、消防ポンプ車の活動が困難となる地域が広範囲に予想されることから、これら地域の消防活動体制を確保するため、消防隊用可搬ポンプを本署、各出張所に8台配備して災害に備えています。

ウ 消防団体制の強化

目黒区における消防団は1本団、12の分団で団員定員数は500名です。消防団員は、震災時、消防署隊を補完し、消防活動及び初期消火に従事するとともに、応急救護等の住民指導を行い、また、平常時は地域住民に対し、初期消火、応急救護等の技術的な訓練指導を行うなど、地域防災の中核として重要な役割を担っています。

震災時における消防団の消防活動を強化充実するため、可搬式ポンプ、可搬ポンプ積載車、スタンドパイプ、消火用ホース、携帯無線機、受令機等の整備・増強を図っていきます。

(2) 消防水利の整備（目黒消防署）

東京消防庁では、国が定める「消防水利の基準」に基づき、平常時の消防水利の整備を推進しています。

また、震災時における消火栓の大幅な機能低下や同時多発火災に対処するため、別に東京消防庁が定める「震災時の水利整備基準」を定めています。「震災時の水利整備基準」における「メッシュ整備基準」においては、管内を一辺が250mの区画に区分し、メッシュ内の延焼危険や避難道路の有無等の特性に応じて、

整備基準水量を 100 m³又は 40 m³に区分し消火栓以外の消防水利により整備することとしています。目黒区内においては全 237 ムッシュがあり、整備基準水量を満たしていない 1 箇所の不足ムッシュ区域を優先して消防水利の設置促進を図っていきます。消防水利の維持管理として、緊急輸送道路下にある経年防火水槽を優先して補強工事を行っています。

また、関係公共機関等が行う集合住宅の建設や民間の開発行為等に対しても、防火水槽等の消防水利を確保するよう働きかけるとともに、都市づくりと一体となった消防水利を確保するため、河川改修等に対する消防水利機能の確保や公園内の池等の水源を消防水利に活用するなど、多角的な方策による消防水利の確保に努めています。

また、震災時の同時多発火災や市街地大火に備え、耐震性を有する防火水槽や巨大水利としての深井戸の整備をはじめ、あらゆる水源を活用して消防水利の確保に努めていきます。

東京消防庁では、木造住宅密集地域内において、区内の公園内にある防火水槽の鉄蓋を親子蓋に順次変更し、防災区民組織等が積極的に活用できる環境の整備を進めています。

(3) 消防活動路等の確保（目黒消防署）

震災時には、建物・電柱等の倒壊により、消防車両等が通行不能になることが予想されます。

したがって、消防活動路を確保するため、次の対策の推進を図ります。

ア 消防力の整備とあわせ、道路障害物除去用特殊資機材の検討や、民間から借り上げる特殊車両等の確保及び運行技能者の養成の推進を図ります。

(4) 震災時の消火活動が困難な地域の解消

震災時には、道路の狭あいに加え、道路周辺の建物等の倒壊又は断水等により消火活動が著しく阻害される地域が発生することが予想されます。

このため、道路の拡幅、防火水槽等の充実、消防隊用可搬ポンプの活用及び消防団体制の充実などの施策を推進し、消火活動の阻害要因の把握及び分析並びに延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災都市づくり事業等に対して消防活動の立場から意見反映を図り、消防活動が困難な地域の解消に努めます。

(5) 地域防災体制の確立

大地震時には、火災や救助・救急事象が同時多発し、また、様々な障害の発生より、円滑な消火活動が実施できなくなることが予想されます。

このため、それぞれの地域で防災関係行政機関等、住民・事業所等の組織が連携して防災体制を早期に確立し、火災の拡大防止を図る必要があります。

地域の防災体制を確立するため、次の対策を推進します。

ア 防災区民組織と事業所等との連携体制

地震による火災等の災害から住民や地域社会を守るためには、地域ぐるみの対応が必要であり、このため、地域の防災区民組織と事業所の自衛消防組織等が相互に協力して連携できる体制を整備します。

イ 合同防災訓練の実施

地域の防災は、消防機関をはじめとして災害時支援ボランティア、防災区民組織及び事業所の自衛消防組織等の各組織が協力し、はじめて効果を発揮することができます。このため、組織間の連携を促進し、定期的な合同防災訓練を実施するよう指導していきます。

(6) 初期消火用貯水槽の整備（区）

ア 現況

震災時の消防水利の補完及び飲料水確保を目的として、昭和 47 年度から年次計画により 40 m³貯水槽の整備を完了しました。また、防災区民組織に配備している小型消防ポンプ用の水利として、昭和 54 年度から 5 m³貯水槽の整備を公有地・民有地に行っています。

なお、貯水槽の設置状況は、40 m³以上貯水槽が 79 基、5 m³以上貯水槽が 106 基となっています。

イ 計画目標

地域の火災被害を最小限に阻止するため、5 m³貯水槽の整備計画を推進します。

更に震災時を踏まえ、40 m³以上の貯水槽の整備計画を推進します。

ウ 事業計画

5 m³貯水槽整備については、1 住区最低 4 基を目標としますが、貯水量及び小型消防ポンプの能力を考慮しながら設置を推進します。

なお、公共施設等の建設計画や民間の開発行為及び大規模建築物の建設計画に対して、震災時における火災に有効活用するため 40 m³以上の貯水槽の設置を働きかけ整備を図ります。

5 危険物施設等の安全化

(1) 施設の現況

ア 危険物施設は、震災時における容器の転倒並びに漏えい等による火災の発生及び拡大に直接起因し、付近住民はもとより、避難者の安全に及ぼす影響が大きいものです。このような危険物施設で指定数量以上を保有する施設に対しては、関係法令に基づく火災予防査察等を行い、その実態の把握と地震時における火災、危険物の流出等による拡散防止等の措置を求めています。また、管理及び取扱いについては、施設関係者に対する指導の強化と自衛消防組織の育成強化に努めています。

イ 消防法及び危険物の規制に関する政令、同規則により、施設の保安基準（位置、構造、設備）を規定し、さらに、貯蔵、取扱いの規模に応じて、危険物保安監督者の選任、予防規程の作成、自衛消防組織の設置等を義務付け、随時立入検査等を実施し、自主防災体制の指導強化と違反の是正に努めています。

(2) 計画目標

危険物施設の保安規制と適正な取扱いの普及を図るとともに、施設関係者に対する行政指導の強化を図り、危険物からの出火防止並びに流出による拡散防止対策の確立を図ります。

(3) 事業内容

目黒消防署で行う各種調査と並行して、施設の保安と付近住民の安全体制の確立を図ります。

- ・ 施設の防災計画の適正化を図ります。
- ・ 自衛消防組織の育成強化を図ります。
- ・ 火災予防査察及び防災訓練等を通じ、危険物取扱いの適正化と地震動による危険物の転倒、転落防止措置の徹底を図り、危険物の混触防止対策を確立させます。

(4) 石油等危険物施設の安全化（目黒消防署）

ア 現況

(ア) 目黒区内における石油等の危険物施設は、貯蔵所 71 か所、取扱所 50 か所及び少量危険物施設 226 か所のほかに指定可燃物貯蔵所が 10 か所あります。

(イ) 消防法及び危険物の規制に関する政令・規則において、危険物施設等の保安基準として施設全体の位置規制、施設そのものの構造上の規制、設備の保安対策が規定されています。また、自主防災管理として危険物の取扱規模等により、危険物保安監督者、危険物施設保安員の選任、予防規程の作成、自衛消防組織の設置などを義務付けています。

震災対策としては、タンクの耐震性、配管の緩衝装置、防油堤の設置等、法規制されていますが、今後とも耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資機材の整備促進、立入検査強化などにより、出火防止や流出防止対策、適正な貯蔵、取扱い等の推進を図っていきます。

イ 計画目標

目黒区内における危険物施設及び危険物取扱環境等の現状に鑑み、危険物及び施設の震災対策に関連した行政指導を強化、少量及び微量危険物等の安全対策の普及を重点目標として、危険物施設等の出火防止を図ります。

(5) 危険物の輸送の安全化（目黒消防署）

ア 現況

区内の危険物等の輸送は、山手線と並行して走る貨物線の利用と、幹線道路を主とした自動車輸送で行われます。また、区内を常置場所とする移動タンク貯蔵所は、3 か所となっています。

危険物等を輸送する場合は、転倒、転落防止義務、標識等の表示義務、消火器等防災資機材等の携行義務、更にはタンクローリー等により危険物を移送する場合は、危険物取扱者の乗車義務、移送開始前の各種点検や休憩等のため一時停止する場合の安全な場所の選定などが消防法や危険物に関する法令等により義務付けられています。また、危険物移動タンク貯蔵所については、常置場所等において立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図るとともに輸送車両の事故を想定した訓練を実施し、保安意識の高揚に努めています。

イ 計画目標

輸送危険物からの出火防止並びに転倒等による流出拡散防止を図るため関係者に対して、危険物の関係法令等で定める保安対策上の技術基準の遵守について強く行政指導を行うとともに、危険物等の輸送実態調査や立入検査の結果を踏まえて、危険物等の輸送に伴う安全対策の推進を図っていきます。

ウ 事業計画

(ア) タンクローリーについては、構造、設備等について、法令基準に適合するように指導を強化します。また、指導に当たっては、隣接各県と連絡を密にして安全指導を進めます。

(イ) 危険物運搬車両についても、タンクローリーと同様に安全対策を進めます。

(ウ) 「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置、連絡用資料（イエローカード）」の車両積載を確認し、活用の推進を図ります。

(6) 化学薬品、電気設備等の安全化（目黒消防署）

ア 化学薬品の安全化

化学薬品を取り扱う学校、病院、研究所及び事業所等に対して、それぞれが取り扱う化学薬品に適應する初期消火資機材の整備を徹底するとともに、次の事項について指導していきます。

(ア) 化学薬品容器の転倒落下防止措置

(イ) 化学薬品収納棚の転倒防止措置

(ウ) 混合混触発火性物品の近接貯蔵防止措置

(エ) 化学薬品等収納場所の整理整頓

イ 電気設備等の安全化

(ア) 現況

区内には、変電設備は1,200か所、自家用発電設備が約250か所、蓄電池設備が約150か所設置されています。これらの電気設備は、火災予防条例により出火危険の高い設備として出火防止・延焼防止のための規制がなされ、維持管理についても電気主任技術者等の熟練者による点検・整備を義務付けているところです。

また、コンピューターなど、情報関連施設の電気設備や通信施設の火災事故は、社会に極めて大きな影響を及ぼすことが危惧されています。

(イ) 計画目標

各種電気設備の耐震化及び不燃化を更に強力に推進するとともに、現在、防災関係行政機関等で検討が行われている安全対策基準の作成に積極的に関与し、その検討結果に基づく対策の推進を図るなど、出火防止等の安全対策を強化します。

(ウ) 事業計画

① 火災予防条例に規定されている基準を遵守させ、出火防止、延焼防止の推進を図ります。

② 実施計画

火災予防条例に基づく電気設備設置届や、検査時及び各種講習会等の機会を捉えて電気設備からの出火防止等について指導を徹底していきます。

第3-2節 具体的な取組 <応急・復旧対策>

第1 消火・救助・救急活動

災害発生後は、迅速・的確な消火活動を実施するとともに、被災者の救助・救急活動を実施します。(第5章 災害対策機能と応急対応力の強化を参照)

第2 河川等の応急対策

都は、堤防・護岸等の公共土木施設が地震等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防御します。被害を受けたときは、速やかに応急補修等を行います。

第3 区有施設等の応急対策

区有施設の多くは、防災活動の拠点となる情報連絡の拠点や避難所となるため、避難所及び避難者を受入れる施設を優先した応急危険度判定を実施し、被災したときは速やかに修理等を行います。

第4 一般建築物の応急対策

- 1 地区サービス事務所が中心となり、区内の被害状況について概況調査を行います。
- 2 区は応急危険度判定を実施し、地震による被害が著しく、補強が困難と判断され、かつ、放置しておくことにより周囲に対し危険性が高いと予想されるものに対しては、その所有者と協議の上、使用の禁止や取壊し等の処置をします。
- 3 建物の一部が破損し又は傾斜し、不等沈下等の被害を受けたものに対しては、応急修理、補強についての技術的相談に応じます。

第5 高層建築物の応急対策

- 1 地震により影響を受けた高層建築物に対しては、速やかに調査し、被害程度の大きなものについては、使用禁止等の処置を行います。
- 2 建築物に付随する工作物の部分について、落下する危険性の有無を調査し、危険性のあるものに対し、速やかに指示するものとします。
- 3 上記1・2による危険家屋周囲に対する立入禁止措置をとります。

第 6 公共施設等の応急対策

1 公共施設等の応急危険度判定

地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす公共施設等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定します。

(1) 区有公共建築物が被災した場合

- ア 区は、その所管する公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施します。
- イ 判定が困難な場合、都災害対策本部に判定実施の支援を要請します。
- ウ 都災害対策本部は、公共建築物等応急危険度判定部会を設置し、判定実施の調整を行います。

(2) 区有施設でない公共施設が被災した場合

- ア 公共施設の管理者は、その所管する公益施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施します。
- イ 公益施設の管理者は、その所管する公益施設の判定が困難な場合、都又は区に判定実施の支援を要請します。

2 公共施設等の応急対策

(1) 社会福祉施設等

- ア 社会福祉施設等の責任者は被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認します。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保します。
- イ 利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を事前に策定します。
- ウ 施設独自での復旧が困難である場合は、防災関係行政機関に連絡し援助を要請します。
- エ 震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、利用者の受入れに協力します。

(2) 学校施設

- ア 校長は、児童・生徒等の安全確保を図るため、避難計画を作成し、この計画に基づいて行動します。
- イ 自衛防災組織を編成し、役割分担に基づき行動します。
- ウ 緊急時には、防災関係行政機関等へ通報して臨機の措置を講じます。
- エ 学校施設が避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防についても十分な措置を施します。
- オ 学校施設の応急修理を迅速に対応します。

(3) 文化財施設

- ア 文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、直ちに東京消防庁に通報するとともに被害の拡大防止に努めます。
- イ 文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、被災状況を速やかに調査し、区教育委員会に報告します。
- ウ 防災関係行政機関等は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置をとります。

第 7 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

- 1 区は、土砂災害の危険性が高い箇所について防災関係行政機関等や住民に周知を図り、応急対策を行うとともに、災害のおそれがある場合は避難対策を実施します。
- 2 区は、土砂災害の発生状況等の情報収集を行い、都建設局に報告します。

第8 危険物等の応急措置による危険防止

1 危険物等施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置

(1) 危険物等保管施設の応急対策

危険物等からの被害防止及び被害の拡大防止を図るため、主に次の措置を行います。

- ア 要員の派遣による被害調査
- イ 被害の発生防止及び被害の拡大防止のための管理者対策
- ウ 警戒区域の設定
- エ 負傷者に対する救助活動
- オ 避難措置

(2) 石油等危険物施設の応急措置

区内関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導を行っています。

- ア 危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- イ 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動要領、異常反応及びタンク破壊等による流出、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ウ 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の確立
- エ 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置と防災機関との連携

(ア) 区

事故時には必要に応じ、次の措置を行います。

- ① 住民に対する避難の勧告又は指示
- ② 住民の避難誘導
- ③ 避難所の開設、避難住民の保護
- ④ 情報提供、防災関係行政機関等との連絡

(イ) 事業者等

発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合又は危険が予想される場合は、速やかに防災関係行政機関等に連絡するとともに、応急措置を行います。

(3) 液化石油ガス消費施設の応急措置

ア 区

事故時には必要に応じ、次の措置を行います。

- (ア) 住民に対する避難の勧告又は指示
- (イ) 住民の避難誘導
- (ウ) 避難所の開設、避難住民の保護
- (エ) 情報提供、防災関係行政機関等との連絡

イ 事業者等

発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合又は危険が予想される場合は、速やかに防災関係行政機関等に連絡するとともに、応急措置を行います。

(4) 火薬類保管施設の応急措置

ア 区

事故時には必要に応じ、次の措置を行います。

- (ア) 住民に対する避難の勧告又は指示
- (イ) 住民の避難誘導
- (ウ) 避難所の開設、避難住民の保護
- (エ) 情報提供、防災関係行政機関等との連絡

イ 事業者等

発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合又は危険が予想される場合は、速やかに防災関係行政機関等に連絡するとともに、応急措置を行います。

(5) 高圧ガス保管施設の応急措置

ア 区

事故時には必要に応じ、次の措置を行います。

- (ア) 住民に対する避難の勧告又は指示
- (イ) 住民の避難誘導
- (ウ) 避難所の開設、避難住民の保護
- (エ) 情報提供、防災関係行政機関等との連絡

イ 防災事業所

高圧ガスの移動や事業所における事故に対し、出動要請を受けて応援出動します。

ウ 事業者等

発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合又は危険が予想される場合は、速やかに防災関係行政機関等に連絡するとともに、応急措置を行います。

(6) 毒物・劇物取扱施設の応急措置

ア 有毒物の拡散が急速で、人命の危険が著しく切迫しているときの避難の勧告又は指示を行います。

イ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制をします。

ウ 防災関係行政機関等との間に必要な情報連絡を行います。また、これらの施設に対する災害応急対策は、消防活動計画により対処します。

(ア) 区

事故時には必要に応じ、次の措置を行います。

- ① 住民に対する避難の勧告又は指示
- ② 住民の避難誘導
- ③ 避難所の開設、避難住民の保護
- ④ 情報提供、防災関係行政機関等との連絡

(イ) 事業者等

発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合又は危険が予想される場合は、速やかに防災関係行政機関等に連絡するとともに、応急措置を行います。

(7) 化学物質関連施設の応急措置

ア 区

事故時には必要に応じ、次の措置を行います。

- (ア) 破損、漏えいしている機器の調査・確認
- (イ) 応急措置の実施、P C B汚染の表示
- (ウ) 住民に対する避難の勧告又は指示
- (エ) 住民の避難誘導
- (オ) 避難所の開設、避難住民の保護
- (カ) 情報提供、防災関係行政機関等との連絡

イ 事業者等

発災によりP C B機器が破損・漏えいしている場合又は危険が予想される場合は、速やかに防災関係行政機関等に連絡するとともに、応急措置を行います。

(8) 放射線等使用施設の応急措置

ア 目黒消防署

放射線源の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の措置をとるよう要請します。

- (ア) 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置
- (イ) 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置

イ 都

R I (放射性同位元素) 使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるため、4人を1班とするR I管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、住民の不安の除去に努めます。

ウ 区

事故時には必要に応じ、次の措置を行います。

- (ア) 住民に対する避難の勧告又は指示

- (イ) 住民の避難誘導
- (ウ) 避難所の開設、避難住民の保護
- (エ) 情報提供、関係防災行政機関等との連絡

(9) 石綿飛散防止の応急対策

飛散するおそれのある露出した吹付けアスベストや吹付けロックウール等を対象とし、ビニールシートや散水・薬剤散布により応急措置を実施することを区が建築物の管理者へ伝えます。また散水・養生等が行えない場合は、建築物の管理者へ立入り禁止措置を要請します。

2 危険物輸送車両等の応急対策

(1) 高圧ガス輸送車両等の応急対策

ア 危険物による被害状況等情報収集に努めるとともに、区民及び防災関係行政機関等と密接な情報連絡を行います。

イ 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示します。

(ア) 区

事故時には必要に応じ、次の措置を行います。

- ① 住民に対する避難の勧告又は指示
- ② 住民の避難誘導
- ③ 避難所の開設、避難住民の保護
- ④ 情報提供、防災関係行政機関等との連絡

(イ) 事業者等

発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合又は危険が予想される場合は、速やかに防災関係行政機関等に連絡するとともに、応急措置を行います。

3 危険動物の逸走時対策

区は、事故時には必要に応じ、次の措置を行います。

- (1) 住民に対する避難の勧告又は指示
- (2) 住民の避難誘導
- (3) 避難所の開設、避難住民の保護
- (4) 情報提供、防災関係行政機関等との連絡

第9 教育施設の本来機能の回復

1 区立学校等の復旧

(1) 区立学校・園施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、教育委員会は、校（園）長及び都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成し、児童・生徒及び園児の安全を確保し、不安を解消するため、教育活動に中断がないように努めます。

ア 校（園）長は、学校・園の立地条件及び地域環境等を考慮した上、災害時の応急教育計画を作成します。

イ 校（園）長は、被害が学校・園運営上に及んだ時には、教育活動を早期に再開するために、作成した応急教育計画に基づき、臨時に学級編制を行うなど災害状況に合致するような調整をします。

ウ 応急教育計画については、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒及び園児等などに周知します。

(2) 教育活動の再開に向けた体制

ア 校（園）長は、次の事項について分担を定め、速やかに対策を講じます。

- (ア) 児童・生徒及び園児の被害状況
- (イ) 教職員の被害状況
- (ウ) 教材教具の被害状況
- (エ) 保健指導
- (オ) 生活指導
- (カ) 児童・生徒の教科書等学用品の状況
- (キ) 疎開児童・生徒及び園児の訪問指導

- イ 被害区域については、被害学校・園ごとに小学校・中学校及び幼稚園・こども園に分け、情報及び指令の伝達を行います。
- ウ 応急教育計画に基づき、学校・園へ収容可能な児童・生徒及び園児に対しては、速やかに授業を再開します。指導内容は、健康及び安全教育、生活指導に重点を置くものとします。
- エ 上記に定める学校・園以外は、正常な授業再開のため、全力を注ぐものとします。
- オ 避難所等として学校を開放したため、長期間学校が使用不能になった場合は、他の公共施設へ避難区民を移住させるよう他の公共施設の確保を図り、早急に授業が再開できるように努力します。
- カ 校（園）長は、平常授業に戻るよう努めるとともに保護者と連絡を密にし、学校教育に係る情報を提供します。

（３）学用品の調達及び支給

ア 支給の対象

災害により住居に被害を受け、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対し、被害の実情に応じ教科書（教材を含む。）文房具及び通学用品を支給します。

イ 支給の期間

原則として、教科書については、災害の日から1か月以内に、その他の学用品については15日以内とします。ただし、交通、通信等の途絶による学用品の調達及び輸送の困難などの理由が生じて期限内に支給できない場合には、防災関係行政機関等が協力し、速やかに対応します。

（ア）申請手続

学校調査 → 区本部へ申請

（イ）配分

区本部調達 → 学校へ送付 → 配分

（ウ）支給の方法

学用品は、原則として都知事が一括購入し、罹災児童・生徒に対する配分は区に委任されますが、使用教科書は区によって異なることから、支給を迅速に行うため、実際は区で調達から配分までの業務を行います。

（エ）学用品の支給

学用品の支給は、住家の全壊・全焼・流出・半壊・半焼又は床上浸水（土砂の推積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対して行います。

（オ）対策組織

児童・生徒の教科書・学用品の不足数及び需給関係を担当するため、学用品・文具等の救援物資を管理する組織を設置します。

この協議会は、小・中学校長とも協力し、早急に授業が再開できるよう、需給計画、物品の調整に当たるとともに、区内で罹災を免れた区域から卒業等によって不用となった教科書等の収集について、検討するなど多方面にわたって協議し、活動します。

2 文化財等の施設の復旧

被災した文化財等の逸失、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、都教育委員会、区教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議します。

第4章

安全な交通ネットワーク及び ライフライン等の確保



第1節 現在の到達状況・課題

第1 道路

1 区道等

区は、交通の安全と円滑な通行を確保するため、道路の利用頻度に応じた舗装の改良及び適切な道路の維持管理に努めています。

震災時には、道路障害物を除去し、安全で円滑な防災活動を確保するため、緊急道路障害物除去路線（※）を定めています。

区内の管理道路は、令和7年3月末現在、延長で約35万m、橋梁は、38橋梁（ふれあい橋を含む。）で、河川や鉄道で分断されている地域の交通結節の重要な役割を果たしています。

また、区が特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例によって管理する河川は、目黒川をはじめとして五つ（二級河川）あります。現状は目黒川を除く4河川のほとんどが下水道幹線として暗きょ化され、その上部は緑道として整備されています。

※緊急道路障害物除去路線

災害時における救援・救助に必要な緊急車両の走行帯の確保を図るため、他の道路に先駆けて道路上の障害物の除去や応急補修を行う道路を「緊急道路障害物除去路線」として選定しています。

（1）都の選定基準

- ア 緊急交通路等の交通規制を行う路線
- イ 緊急輸送ネットワークの路線（緊急輸送道路）
- ウ 避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線
- エ 上記ア～ウは、原則として、幅員15m以上の道路の路線

（2）区の選定基準

区内の備蓄倉庫や地域避難所等を結ぶ道路を選定しています。

2 都道（都第二建設事務所関係）

拡幅未整備区間、立体交差化計画の完了していない箇所等について、今後検討する必要があります。

3 高速道路（首都高速道路(株)関係）

区内の首都高速道路は、高速3号渋谷線、高速中央環状線の2路線及び両線を結ぶ大橋ジャンクションがあります。

首都高速道路では、兵庫県南部地震規模の大地震を想定した地震防災対策として橋脚耐震補強、長大橋耐震補強を平成8年度以降継続して推進しており、落橋・倒壊等の致命的な損傷を防ぐ対策を平成24年度に完了しています。

4 国道（国土交通省東京国道工事事務所 代々木出張所）

区内の国道は、246号線1路線、延長で882mあります。

第2 鉄道・バス

1 東急バス(株)

区内の電車各駅、幹線道路、主要施設周辺等を中心に20路線を運行しています。

2 東急電鉄(株)

東急電鉄(株)が営業する鉄軌道は、9路線総延長110.7km、旅客輸送人員は1日約329万人となっており、そのうち目黒区内には、東横線、目黒線、田園都市線、大井町線の4路線の一部、約8kmが通っています。

「安全の確保」は鉄道事業の最大かつ最重要の責務であるという認識の下、災害・事故に備えた様々な取組を進めています。大規模地震の発生に備え、耐震補強工事などの減災対策、備蓄品の配備など帰宅が困難なお

皆さまへの対応、各種訓練の実施など、お客さまの安全確保を最優先に考えた各種施策を継続的に推進しています。

3 京王電鉄(株)

地震の発生を想定し、列車の一旦停止や各種情報の送・受達などの防災訓練を実施しています。

このほか、様々な鉄道事故を想定し、情報伝達、負傷した方の救出や救護、利用者の避難誘導などを行う総合事故復旧訓練を消防署・警察署と連携して定期的に行っています。

4 東京地下鉄(株)

首都直下地震等に備え、トンネル・高架橋・地上部建物について耐震性を見直し、耐震補強工事が完了しています。

また、利用者の安全を確保するために、万一の事故、災害等不測の緊急事態が発生した際、「迅速」「冷静」「的確」に判断し行動ができるよう、異常時を想定したさまざまな訓練を実施しています。

第 3 ライフライン

ライフラインについて、都は、水道管路の耐震継手化や下水道管とマンホールの接続部の耐震化を進めるとともに、マンホールの浮上抑制対策を実施しています。

また、電気、ガス、通信については、各事業者において、送電線のネットワーク化、地震計や安全装置付ガスメーターの設置、電気通信設備等の防災設計といった取組が進められています。

1 水道関係(都水道局)

都全体の主な水道施設は、浄水場 10 か所(施設能力約 684 万 m^3 /日)、主要給水所 57 か所及び配水管約 27,500 kmからなっています。

区内の主な事業所・施設として、目黒営業所があり、区内全域を管轄しています。また、給水拠点として、八雲給水所(16,600 m^3)、林試の森公園応急給水槽(1,500 m^3)があります。区内に敷設された配水管の延長は約 450 kmとなっています。

なお、給水所での応急給水は、給水所の応急給水エリアの鍵を区又は都職員が解錠し、常設給水栓から、区による応急給水を行います。また、都は応急給水に必要な資器材等を整備します。

2 下水道関係(都下水道局)

目黒区内の下水道施設は、下水道局南部下水道事務所が管轄しています。目黒区内の主な下水道施設は、管きょ約 360 km、人孔約 12,000 個、公設汚水ます約 60,000 個となっています。

3 電気関係(東京電力パワーグリッド(株))

区内には 6 か所の変電所に加え、送電線、配電線などの電力流通設備が敷設されています。

4 ガス関係(東京ガスグループ)

ガスを供給する主要施設は、製造施設である基地が 4 か所、ホルダーのある整圧所が 12 か所、そして区内の導管総延長が 544 km(令和 6 年 3 月末現在)からなります。

5 通信関係(N T T 東日本(株))

目黒区域の受け持ちは南エリアとなっており、区内には 2 か所の交換局があり、電話を供給するためのメタルケーブル、光ケーブルなどの通信設備が敷設されています。

第 2 節 対策の方向性・到達目標

第1 道路

1 都道・区道

震災時における避難道路の安全を確保するため、都道における避難道路沿道での落下物や障害物への必要な対策に加え、区道においても緊急車両の通行が困難な狭あい道路の拡幅整備を推進していきます。

2 都第二建設事務所関係

道路、橋りょうについては、震災時における避難及び応急物資の輸送に支障のないよう整備を図ります。

3 首都高速道路(株)関係

被災後に損傷が限定的なものに留まり、緊急輸送道路として速やかに機能を回復するための地震防災対策を順次実施しています。

また、災害に備え、道路構造物等について定期点検を行っていきます。

第2 鉄道・バス

1 東急バス(株)

公共交通事業者は、旅客の安全、快適な輸送のサービスに努めることが使命です。

そのためにも東急バスでは、社内統一の「安全方針」を定め、具体的な行動に移す「重点施策」を毎年度策定し、お客様を安全、安心に目的地まで輸送すべく、全社一丸となり輸送の安全確保を図っています。

2 東急電鉄(株)

東急電鉄(株)営業路線は、東京南西部及び京浜地区にまたがる東京～川崎～横浜という立地条件や各路線が比較的短小であること、更に同社線相互及びJR他社線との連絡が多いこと等から、防災関係行政機関等との緊密なる体制を確立し、人的被害の軽減を図ることを基本方針としています。

なお、施設の改善等情勢の変化に応じて必要な修正を行うものとします。

3 京王電鉄(株)

大規模災害時の初動対応に対する社員の意識向上を図るなど、「お客様の安全」を第一とした取組を引き続き進めていきます。

4 東京地下鉄(株)

高架橋柱の全数を対象にした耐震補強工事、運転取扱いの見直し、鉄道事業者間の専用の連絡通信設備の整備を実施しました。今後も、安全への取組を推進していきます。

第3 ライフライン

1 水道関係(都水道局)

震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、都民への給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化を推進するとともに、管路については、これまで、優先的に整備を進めている首都中枢・救急医療機関や区の避難所、主要な駅などの重要施設への供給ルートの耐震継手化を進め、令和4年度末に概成しました。その後は、地域全体の断水被害を軽減するため、都の被害想定で震災時の断水率が高い地域を取替優先地域と位置づけ、当該地域の耐震継手化を優先的に進めていきます。

2 下水道関係(都下水道局)

下水道機能を確保するため、避難所など震災時に人が集まる施設や災害復旧拠点における対策を優先して進めました。これらの施設から排水を受け入れる下水道管を対象に、マンホールとの接続部の耐震化やマンホール浮上抑制対策を実施し、令和2年度末までにこれまでの対象施設の9割に当たる4,315か所を完了しました。

また、交通機能を確保するため、液状化の危険性が高い地域の緊急輸送道路などを対象にマンホールの浮上

抑制対策を実施し、令和2年度末までに対象道路の1,250kmすべてを完了しました。

今後、想定される最大級の地震動に対して、下水道機能や交通機能を確保するため、対象を拡大していきます。

3 電気関係（東京電力パワーグリッド(株)）

自然災害等の発生時における人身災害を防止します。また停電が広範囲・長時間とならないよう、早期復旧を目指した対策を実施していきます。

(1) 被災しにくい設備づくり

電力設備は、建築基準法をはじめとしたさまざまな耐震設計の基準に準拠して設計しています。

(2) 被災時の影響軽減

電力設備が被災し停電が発生した場合でも、範囲の縮小や早期復旧を図れるよう、電力系統の連系・多重化、配電線の自動送電システムの整備、24時間の運転・保守体制等を実施していきます。

(3) 被災設備の早期復旧

被災した電力設備を早期に復旧できるよう、復旧用資材や応急復旧用特殊車両等を各事業所に配備するとともに、他電力会社との相互応援等を通じて工事力を確保していきます。

4 ガス関係（東京ガスグループ）

東京ガス地震対策の基本方針に基づき、各施設の整備を行っていきます。

(1) 製造施設

ア 製造施設の耐震性を向上させます。

イ 防火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止を図ります。

(2) 供給施設

ア 導管の耐震性の向上を図ります。

イ それぞれの地区ガバナにセンサーを設置しています。

5 通信関係（NTT東日本(株)）

厳しくかつ激変する事業環境の中で、情報通信産業の責任ある担い手として、各種法令及び社会規範の遵守はもとより、公正競争条件の厳格な確保に努めるとともに、経営基盤の安定・強化を図りつつ、今後とも良質かつ安定的なユニバーサルサービスの提供・災害に強い通信ネットワークの構築・大規模自然災害等の際の迅速な復旧をはじめとした社会的インフラとしての信頼性の確保に努めていきます。

第3-1節 具体的な取組 <予防対策>

第1 道路・河川

1 区道・河川

緊急道路障害物除去路線の機能確保を優先に、定期的な保守点検とともに、必要に応じた対策を講ずるものとし、橋りょうについては、必要に応じ架替、補強等を行います。

また、河川については、護岸状況について定期的な保守点検を行うとともに、必要に応じた対策を都と協議し、適切な対応を行っていきます。

水防管理団体は、管内における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資機材及び施設の整備並びに輸送の確保に努めます。また、車両等の確保、輸送経路等の確認を行っておき、管内の水防活動に直ちに対応できるよう努めていきます。

2 都第二建設事務所関係

平成28年度に策定した「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に基づき、都市計画道路の整備を着実に進めています。

また、橋りょうについては、必要な耐震対策を着実に推進します。さらに、想定しうる最大級の地震に対して、堤防の補強を実施します。

なお、河川については、河川整備計画に基づき、時間 50mm相当の降雨に対応する流下施設（河道等）の整備を進めるとともに、貯留施設（調節池）の活用や流域対策を含めて、時間 75mm相当の降雨に対応する河川を目指します。

3 首都高速道路(株)関係

- (1) 道路構造物の安全性の向上として、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震を踏まえ、ロッキング橋脚等を有する橋梁の耐震補強を推進しています。
- (2) 道路構造物、管理施設等の定期点検を行います。
- (3) 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の定期点検を行います。
- (4) お客さま等の安全を確保するため、お客さま等への情報伝達の充実及び避難・誘導施設の整備を行います。

第 2 交通施設

1 東急バス(株)

建築物の消防設備、火気使用設備、危険物等の点検、検査は定期的を実施し、バスに関しても、保安機器、非常扉等の整備、点検を定期的を実施しています。

2 東急電鉄(株)

東急線全線に早期地震警報システムを導入しています。早期地震警報システムは、地震の初期微動（P 波）を観測し、その後に来る大きな揺れ（S 波）の規模や到達時間を事前に知らせる気象庁の「緊急地震速報」を受信して、震度 4 以上の地震が予想される場合、全列車に一齐通報して運転士のブレーキ操作により、列車を緊急停止させるシステムです。初期微動の観測後、速やかに全列車に一齐通報することで、列車を迅速に停止させて、地震による被害を防止し、又は軽減させます。

また、国土交通省の通達に基づき災害時の復旧困難性なども考慮して、順次耐震補強工事を行っています。さらに、構造物だけでなく列車運行に必要な信号設備や電気設備などの耐震補強も進めています。

3 京王電鉄(株)

沿線 11 か所に地震計を設置するとともに、気象庁の「緊急地震速報」を活用した早期地震警報システムを導入し、運輸指令所などにおいて 24 時間体制で監視しています。

また、地震による鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、高架橋柱やトンネルなどの耐震性向上のための工事を引き続き進めています。

4 東京地下鉄(株)

気象庁から発信される緊急地震速報を活用した早期地震警報システム運用を行っており、既設の地震警報装置と併用することで地震発生時の安全対策をさらに強化しています。

第 3 ライフライン

1 水道関係（都水道局）

(1) 水道施設の耐震化の着実な推進

震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化について、それぞれの重要度や更新時期等に配慮しながら、計画的に進めていきます。また、その他の水道施設についても耐震化を一層推進します。

(2) 耐震継手管への取替え

管路については、これまで、首都中枢・救急医療機関や区の避難所、主要な駅などの重要施設への供給ルートの耐震継手化を進め、令和 4 年度末に概成しました。

今後は、地域全体の断水被害を軽減するため、都の被害想定で震災時の断水率が高い地域を取替優先地域と位置づけ、当該地域の耐震継手化を優先的に進めていきます。

(3) バックアップ機能の更なる強化

震災などで浄水場等の機能が停止しても可能な限り給水できるよう、広域的な送配水管のネットワーク化を進めていくとともに、特に重要な幹線については二重化を進めるなど、水道施設全体のより一層のバックアップ機能の強化を図っていきます。

(4) 自家発電設備の新設・増強整備による電力の自立化

大規模停電時など、不測の事態が生じた場合でも安定給水を確保するため、浄水場等に自家発電設備を新設・増強して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるようにしていきます。

2 下水道関係（都下水道局）

(1) 管きよの耐震化

一時滞在施設や災害復旧拠点連携病院などから排水を受け入れる下水道管を対象に追加し、マンホールとの接続部の耐震化及びマンホールの浮上抑制対策などを推進します。

また、震災時に緊急車両が通行する無電柱化している道路や区が指定している緊急道路障害物除去路線などを対象道路に追加し、液状化によるマンホールの浮上抑制対策などを推進します。

併せて、地区内残留地区の下水道管において、下水道管とマンホールの接続部の耐震化及びマンホールの浮上抑制対策を推進します。

(2) 施設の耐震化

ポンプ所等の施設は、想定される最大級の地震動に対して最低限の下水道機能に加え、水処理施設の流入きよ、導水きよなどを新たな対象とし、耐震化を推進します。

また、電気機械設備は、耐用年数、老朽度等を考慮し、再構築、更新に併せて効率的かつ計画的に耐震化を図ります。

(3) 非常用電源の確保

停電などの非常時の電力を確保するため、非常用発電設備を整備しています。

(4) 燃料の多様化

震災時にも施設の安定的な運転を確保するため、電源や燃料の多様化を推進します。

3 電気関係（東京電力パワーグリッド(株)）

(1) 被災しにくい設備づくり

ア 変電所は、建築基準法及び各電力会社・メーカーにおいて定めた機器の耐震設計指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に準拠して設計しています。

イ 地中送電線は、土木学会「トンネル標準示方書」に準拠して建設された洞道や共同溝の中に敷設されています。

ウ 架空送電線及び配電線は、地震による震動・衝撃荷重の影響が氷雪・風圧による荷重よりも小さいため、これらの荷重を基礎として設計しています。

(2) 被災時の影響軽減

ア 送電線や重要変電所が被災した場合でも、停電を回避又は短時間で停電を復旧できるよう、電力系統を連系・多重化して構成しています。

イ 配電線については、被災した場合に自動的に事故区間を切り離し、健全な区間に送電を再開する自動送電システムを整備しています。

ウ 電力設備の監視・制御・保守及び万一の事故や故障時の復旧対応のために、24 時間体制で技術員が各事業所に常駐しています。

(3) 被災設備の早期復旧

ア 日頃から各事業所に復旧用資材を配備しています。

イ 応急的な復旧に対応できるよう、各事業所に特殊車両等を配備しています（高圧発電車、低圧発電車、移動用変電機器など）。また、局地的情報連絡を補完する意味から車載型無線設備、携帯用無線設備を保有しています。

ウ 各機器のメーカーや各協力会社等の非常災害時の役割を明確にするとともに、各電力会社間で復旧用資材や要員の相互応援を行う取り決めを整備し、工事力の確保に努めています。

4 ガス関係（東京ガスグループ）

東京ガス地震対策の基本方針に基づき、次の事項について整備します。

(1) 製造施設

- ア 重要度及び災害危険度が大きい設備の耐震性は元々高く設計されているが、必要に応じて耐震性を向上させ、適切な維持管理を行います。
- イ 防消火設備、保安用電力等を維持管理し、二次災害防止を図ります。

(2) 供給施設

- ア 導管を運用圧力別に高圧・中圧・低圧に区分し、各圧力に応じ最適な材料、継手構造等を採用し耐震性の向上を図ります。
- イ 地区ガバナに地震センサーを設置しており、揺れの大きさ（S I 値）を計測します。
この情報を解析して被害推定を行い、地震被害が大きなブロックは、地区ガバナを自動遮断又は遠隔遮断して供給停止する防災システムを整備しています。

5 通信関係（NTT東日本（株））

東日本大震災の教訓を活かし、安心・安全な社会を支える通信ネットワークの更なる信頼性向上や災害時におけるコミュニケーション支援のための環境充実に取り組んでいきます。

(1) 電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備と、その附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施します。

- ア 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行います。
- イ 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行います。
- ウ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行います。

(2) 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行います。

- ア 主要な伝送路を多ルート構成、又はループ構成とします。
- イ 主要な中継交換機を分散設置します。
- ウ 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築します。
- エ 通信ケーブルの地中化を推進します。
- オ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置します。
- カ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進します。

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講じます。

(4) 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図ります。

(5) 重要通信の確保

- ア 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備します。
- イ 常時そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用します。
- ウ 災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラフィックコントロールを行い、電気通信のそ通を図り、重要通信を確保します。

(6) 災害対策用機器及び車両等の配備

- ア 災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するためにあらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて次に掲げる機器及び車両等を配備します。
 - (ア) 非常用衛星通信装置
 - (イ) 非常用無線装置
 - (ウ) 非常用交換装置
 - (エ) 非常用伝送装置
 - (オ) 非常用電源装置
 - (カ) 応急ケーブル

(7) 災害対策用資機材等の確保と整備

ア 災害対策用資機材等の確保災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努めます。

イ 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努めます。

ウ 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備えます。

第 3 - 2 節 具体的な取組 < 応急・復旧対策 >

第 1 交通の安全と円滑な通行確保に向けて

1 大地震発生時の交通規制

大地震の発生直後の交通混乱を回避するため、必要に応じて次の交通規制を実施します。

(1) 第一次交通規制 (災害発生直後)

ア 環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止します。

イ 環状7号線内側への流入禁止の実効性を高めるため、環状8号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制します。

ウ 緊急自動車専用路 (※1) を指定し、緊急自動車等以外の車両の通行を禁止します (※2)。

※1 緊急自動車専用路

国道4号ほか (日光街道ほか)	国道17号ほか (白山通りほか)
国道20号 (甲州街道ほか)	国道246号 (青山通りほか)
都道8号ほか (目白通り)	都道405号ほか (外堀通りほか)
都道8号 (新目白通り)	
首都高速道路・高速自動車国道等	

※2 自転車、路線バス

環状7号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、緊急自動車専用路上は通行禁止。

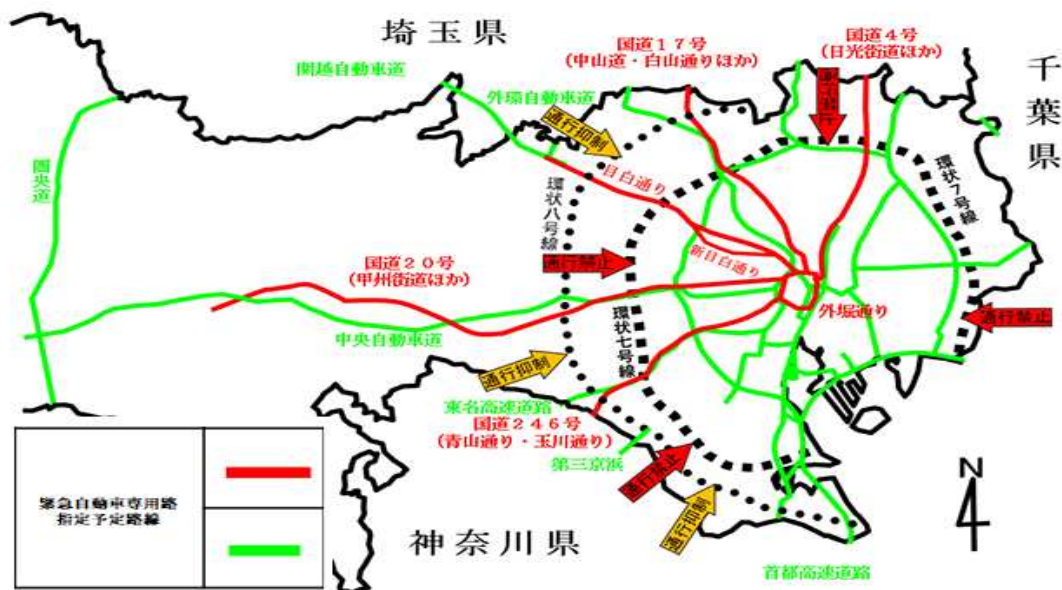


図 第一次交通規制

(2) 第二次交通規制

ア 第一次交通規制において指定した緊急自動車専用路を緊急交通路（※1）とするほか、その他の路線についても、被災状況等に応じて緊急交通路に指定します（※2）。

※1 緊急交通路

国道1号(永代通り) 国道1号(第二京浜ほか)	国道6号(水戸街道ほか)	国道14号(京葉道路)	国道15号 (第一京浜ほか)
国道17号 (新大宮バイパス)	国道122号 (北本通りほか)	国道254号 (川越街道ほか)	国道357号(湾岸道路)
都道2号(中原街道)	都道4号ほか (青梅街道ほか)	都道7号ほか (井の頭通りほか) 都道7号(陸橋通り)	都道312号(目黒通り)
都道315号ほか (蔵前橋通りほか)	国道16号 (東京環状ほか) 国道16号(東京環状) 国道16号 (大和バイパスほか)	国道20号 (日野バイパスほか)	国道139号(旧青梅街道)
国道246号 (大和厚木バイパス)	都道9号 (稲城大橋通りほか)	都道14号(東八道路)	都道15号ほか (小金井街道)
都道17号ほか (府中街道ほか)	都道18号ほか (鎌倉街道ほか)	都道20号ほか (川崎街道)	都道29号ほか (新奥多摩街道ほか)
都道43号ほか (芋窪街道ほか)	都道47号ほか (町田街道)	都道51号(町田厚木線)	都道59号 (八王子武蔵村山線)
都道121号(三鷹通り)	都道153号ほか (中央南北線ほか)	都道158号 (多摩ニュータウン通り)	都道169号ほか (新滝山街道ほか)
都道173号(北野街道)	都道248号ほか (新小金井街道)	都道256号(甲州街道)	

※2 自転車、路線バス

環状7号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、緊急交通路上は通行禁止。

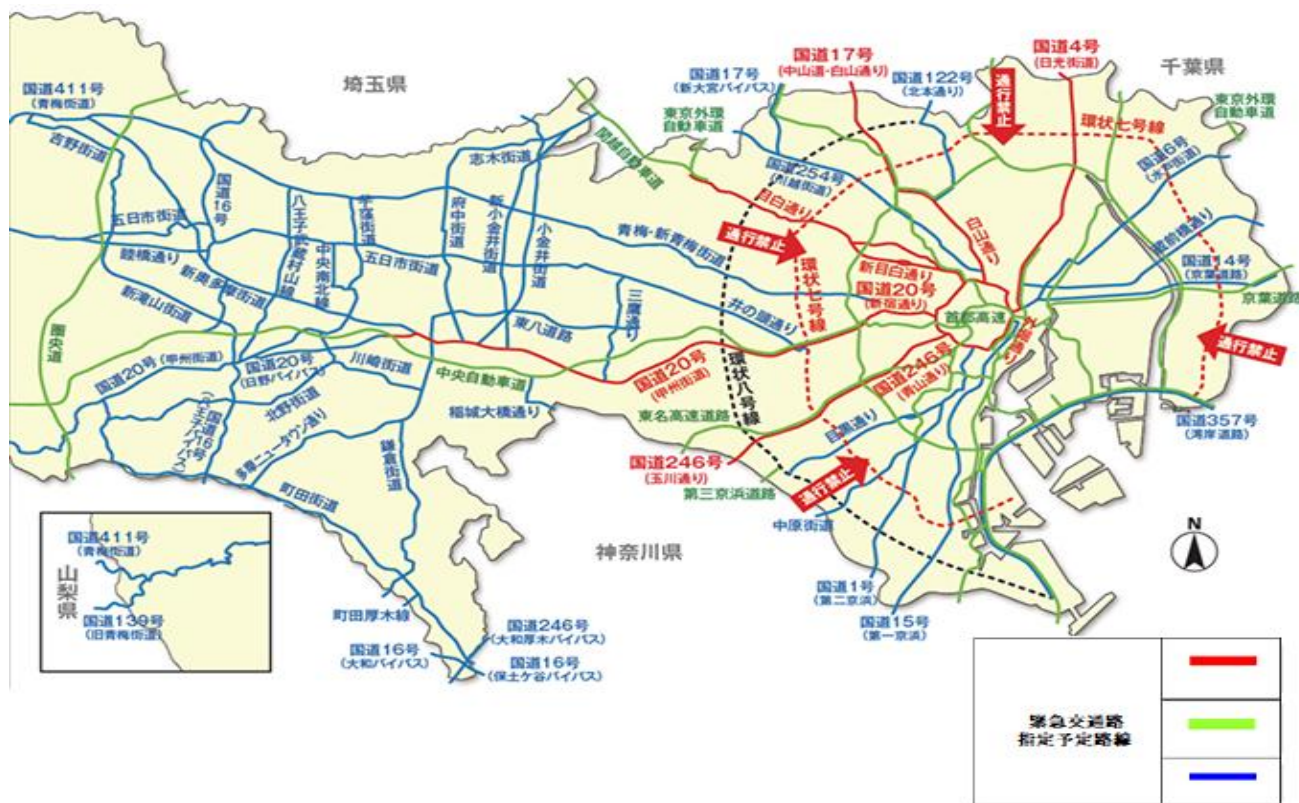


図 第二次交通規制

2 緊急交通路等の実態把握

緊急交通路等の交通情報の収集は、ヘリコプター、ヘリコプターテレビ及び現場警備本部長（各警察署長）等からの報告によるほか、白バイ、交通パトカー等による緊急交通路等の視察及び消防庁、道路管理者等の防災関係行政機関等との情報交換等により、全般的な状況の把握に努めます。

3 交通規制の実効性を確保する手段・方法

(1) 主要交差点への規制要員の配置

都県境、国道 16 号線、環状 7 号線及び緊急交通路の主要交差点に重点的に規制要員を配置して、緊急交通路の確保に努めます。

(2) 特別派遣部隊（交通部隊）の配置運用

都道府県公安委員会から特別派遣部隊（交通部隊）の派遣があった場合は、視察・移動規制、緊急通行路の確保、緊急輸送車両の先導等特別派遣部隊の機動性に配慮した効果的な配置運用を図ります。

(3) 警備員、ボランティア等の協力の受入

規制要員は、制服警察官を中心に編成するものとしませんが、警察署長は、規制要員が不足することを考慮し、平素から警備業者、交通安全協会、地域交通安全活動推進委員協議会等の民間の協力団体、ボランティア等の協力を得よう配慮します。

(4) 装備資機材の効果的な活用

交通規制実施に当たっては、サインカー等の規制用車両を有効に活用するほか、ロープ、セイフティコーン等の装備資機材も効果的に活用します。

(5) 交通管制システムの適切な運用

交通管制センターをはじめ、防災型信号機、可変式規制標識、交通情報板、路側通信装置等の交通管制システムの適切な運用に努めます。

4 緊急物資輸送路線の指定

都災害対策本部は、避難、救助、消火等の初期活動が一段落したところで、緊急物資輸送のため、緊急物資輸送路線を指定します。

5 広報活動

(1) マスコミへの広報要請

新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対して、運転者や一般家庭に向けた避難時の車利用抑制や交通規制への協力呼びかけ等についての広報の要請を行います。

(2) ドライバー等に対する広報

現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、次により運転者の取るべき措置について広報を行います。

- 1 原則として、現に車両を運転中の運転者を除いて、車両を使用しないこと。
- 2 現に車両を運転中の運転者は、速やかに緊急自動車専用路又は緊急交通路を以外の道路又は道路外に車両を移動させ、目的地に到着後は車両を使用しないこと。
- 3 首都高速道路等を通行している車両の運転者は、次の原則を守ること。
 - ① 慌てずに減速した後、右車線を緊急自動車専用又は緊急通行車両用の通行路として空けるため左側に寄せて停車し（渋滞等で左側に寄せられない場合は、右側に寄せ、道路中央部分を緊急自動車専用又は緊急通行車両の通行路として空けること。）、エンジンを止める。
 - ② カーラジオ等で、地震情報、交通情報等を聞いて状況を把握する。
 - ③ 危険が切迫している場合以外は、自分の判断のみだりに走行しない。
 - ④ カーラジオ、交通情報板などによる警察、首都高速道路株式会社等からの指示、案内又は誘導に従って行動する。
- 4 やむを得ず車両を道路上において避難する場合は、次の原則を守ること。
 - ① 交差点を避け、道路の左端に寄せて停車する。
 - ② エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとする。
 - ③ 窓は締め、ドアはロックしない。
 - ④ 貴重品を車内に残さない。

6 防災型交通管制システムの整備

震災時に緊急交通路を確保し、被害の拡大を防止するとともに交通の混乱を最小限に抑制するため、交通指揮室（交通管制センター）中央からの指令により、発災地方向けに対する信号機を一斉に流入抑止表示（赤信号）に切り替えます。

なお、交通情報を提供するため、緊急広報用路側通信端末（1,620KHZ）や交通情報盤をこれまで整備し、断面車両感知器、交通監視カメラ等により交通量・交通流等の実態を把握してきましたが、今後はこれらと並行し、停電時に自動的に信号機に電気を供給する自動起動式発電機を整備します。

また、NTT専用回線が途絶しても中央からの制御機能を維持するための無線通信付加装置等の整備を図ります。

第2 緊急通行車両等及び規制除外車両の認定

警戒宣言発令時及び震災時には、地震防災応急措置及び災害応急対策の実施に必要な緊急輸送等を確保するため、交通規制により一般車両の通行が禁止・制限され、この規制措置の下で緊急輸送車両及び災害対策基本法施行令第32条の2に基づく緊急通行車両（以下「緊急通行車両等」という。）を優先して通行させます。

このため、地震防災応急対策及び災害応急対策に従事する緊急通行車両等であることを次のとおり確認します。

1 緊急通行車両等の対象車両

緊急通行車両等の対象車両は、災害発生時等に、東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）の決定に基づき交通規制を行う区域又は道路の区間を通行する車両で、次のいずれにも該当する車両であることとします。

- (1) 災害発生時等に、災害応急対策に従事し、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害対策を実施する計画がある車両であること。
- (2) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは契約により、常時指定行政機関等の活動に使用している車両又は災害発生時等に他の防災関係行政機関・団体等から調達する車両であること。

2 緊急通行車両等の標章等の交付手続

(1) 申出者

緊急通行（輸送）業務の実施責任者

(2) 申出先

ア 災害発生前における申出先：車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長

イ 災害発生後における申出先：警視庁本部、警察署、交通機動隊及び高速道路交通警察隊の隊本部、交通検問所等

(3) 標章及び証明書の交付

緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付します。

3 規制除外車両の認定手続

(1) 交通規制の対象から除外する車両

ア 災害応急対策に従事する者が使用中の自転車

イ 災害発生後、災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車又は原付自転車

ウ 「規制除外車両通行証明書」及び「除外標章」を交付した車両で、除外標章を掲出しているもの
規制除外車両として事前届出ができるのは、次の（ア）から（カ）までのいずれかの車両に限定されます。

（ア）医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両（自宅から勤務地への通勤利用を除く。）

（イ）医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する当該企業が使用する車両

（ウ）患者等を搬送する車両（ストレッチャー又は車いす等を固定しての搬送が可能な車両）

（エ）建設用重機

(オ) 建設用重機輸送用車両（建設用重機と同一の使用者に限る。）

(カ) 道路啓開作業車両

注記：いずれも東京都内に私用の本拠を有する車両が対象となります。

(2) 認定手続

ア 申請者

前記(1)のウのいずれかの理由により車両を使用するため、除外標章の交付を受けようとする者

イ 申請先

警察署長を窓口とし、公安委員会に対して行います。

ウ 認定並びに標章及び証明書の交付

通行の必要を認めた場合は、除外標章及び所定の証明書を交付します。

第 3 道路関係障害物の除去

1 活動方針

救援・救助活動、緊急物資の円滑迅速な輸送をはじめ災害対策活動、復旧活動を行うため、道路障害物の除去を急務とします。このため、緊急道路障害物除去路線に係る倒壊物等の障害物除去、道路破損箇所の応急補修を最優先に実施し、道路交通の確保を図るものとします。

2 実施方法

(1) 都第二建設事務所は、地域防災計画に定められた防災関係行政機関等の応急活動を支えるため、選定された緊急道路障害物除去路線について、緊急道路障害物除去作業協力業者が、それぞれ割付区間の作業を実施します。

(2) 区は、管理する道路上の障害物等の状況を調査し、道路障害物の除去及び道路破損の補修を実施します。

次に、国・都の緊急道路障害物除去路線及び指定避難道路の障害物の除去活動に協力します。

道路障害物除去に当たっては、「目黒建設業防災連絡協議会」の協力を得て、委託等により処理します。

第 4 道路施設

1 道路・橋りょう

道路・橋りょうに被害を受けた場合は、直ちに排土・埋め戻し作業、舗装作業等、その被害状況に応じた応急復旧作業を行い緊急輸送道路の確保に努めるものとします。

また、上・下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び道路管理者に通報します。緊急の必要があるときは、当該事故を知った機関が直ちに応急の措置をとり、事故を速やかに防災関係行政機関等に連絡します。

(1) 復旧対策

道路橋りょう及び道路付属物が、異常な自然現象による被害を受けた場合は、被害を速やかに調査し、公益占用物件及び沿道等の復旧計画と調整の上、被害を受けた施設を復旧します。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりです。

ア 道路の陥没又は損壊で、これによって当該道路による交通が不可能又は著しく困難であるもの

イ 道路の陥没又は損壊で、これを放置することにより二次被害を生ずるおそれがあるもの

2 高速道路（首都高速道路(株)）

(1) 災害時における体制

地震による災害が発生したときは、災害の種類及びその程度に応じて、警戒体制、緊急体制又は非常体制をとり、役員及び社員を非常参集させるとともに、社内において災害対策本部を設置し、情報収集連絡体制を確立して必要な措置を速やかに講ずる。

(2) 災害応急対策

地震による災害が発生したときは、利用者等の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図る。

- ア 大地震が発生したとき首都高速道路は、消防その他の緊急車両の通行に利用され、一般車両の通行が禁止されることから、警察が実施する交通規制に協力し、かつ、規制状況等を利用者等に広報する。
- イ 利用者等の被災状況を速やかに把握し、消防等防災関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。
- ウ 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。
- エ 工事の箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講ずる。

3 河川

(1) 緊急調査

区内の河川、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視、調査し、被害発生の際は直ちに都に報告するとともに必要な措置を実施します。

(2) 復旧対策（都第二建設事務所）

河川管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行います。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりです。

- ア 堤防の破堤、護岸、天然河岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えるもの
- イ 河川堤防の脚部の深掘れで根固めをする必要があるもの
- ウ 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
- エ 護岸、床上、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊又は、これらの決壊でこれを放置すると、著しい被害の生ずるおそれがあるもの

4 公共水路応急対策

公共の水路は排水機能のほかに上部を通路として開放していますので、巡視、調査し、被害発生の際は応急復旧又は危険防止の措置を行います。

第5 交通施設

1 バス路線の応急復旧（東急バス株）

- (1) 震度6以上の大地震が発生した際は、周囲の安全を確認して、交差点を避け道路左端に寄せ、バスを停める。危険箇所の場合は、ハザードランプ点灯のまま、直近の安全な場所まで移動し、エンジンは切らず、乗客は乗せたまま、いつでも避難できる態勢で揺れが収まるまで様子を見ます。
- (2) 地震の規模、津波警報の有無等を車内設置のラジオや車載無線などから情報把握し、同時に現在地、乗客の状況、道路及び周辺の被災状況を確認します。
- (3) 乗客に地震の状況説明を確認して、最寄の安全な場所まで移動し降車していただく場合があることの説明をします。
- (4) 現在地、乗客の状況、道路及び周辺の被災状況を運行管理者に報告します。
- (5) 降車していただく場合は、最も安全と思われる場所で、乗客の降車を誘導します。
- (6) やむを得ず車両を放置する場合は、運行管理者に報告の上、サイドブレーキを掛け、エンジンを切り、エンジンキーは付けたまま、車内に火が入らないよう、窓、ドアは閉めて、ドアはロックせずに離れます。

2 鉄道の応急復旧

(1) 東急電鉄(株)

震度4以上の地震が予想される場合、全列車に一斉通報して運転士のブレーキ操作により、列車を緊急停止させます。初期微動の観測後、速やかに全列車に一斉通報することで、列車を迅速に停止させて、地震による被害を防止又は軽減させます。

大規模地震の発生後は施設を点検し、安全が確認された後に運転を再開します。

(2) 京王電鉄(株)

沿線で6カイン以上の地震が発生又は予測される場合には、自動的に全列車に警報を通知し、直ちに列車を安全な場所に停車させます。その後、地震の発生状況に応じて、線路等鉄道施設の点検など運転再開に向けた復旧作業を行います。

※カイン：地震の強さを揺れの速度で表すもので、1カイン (cm/s) は1秒間に1cm動いたことを意味する。

(3) 東京地下鉄(株)

地震発生時には沿線6か所に設置してある地震計から、総合指令所の情報表示装置に地震警報が表示され、直ちに地震の大きさに応じた電車の運転規制を行います。

一定以上の揺れを検知した場合は、全路線の電車に対して緊急停止の警報が流れ、乗務員は電車を停止させます。地震の揺れの大きさに応じた点検を行い、安全が確認できた区間から運転を再開できるようにします。

第6 ライフライン

1 水道関係（都水道局）

(1) 管路の復旧計画

災害発生時には、水道施設の被害についての情報の収集・分析を通して、適切な復旧方針を決定し、可能な限り都民への給水を確保するため、配水調整により断水区域の減少に努めます。

管路に被害を受けた場合、復旧作業は断水作業を限定し、可能な限り給水を継続しながら実施します。また、送配水管等の復旧に当たっては、あらかじめ定めている復旧の優先順位に基づき、効率的に作業を進めることとしています。

(2) 配水施設における復旧活動

復旧優先順位は、次のとおりです。

- ア 首都中枢機関等への供給管路
- イ 第一次重要路線
- ウ 第二次重要路線及び配水小管重要路線
- エ 応急給水施設、避難所等に至る管路

2 下水道関係（都下水道局）

(1) 震災時の活動態勢

ア 東京都災害対策本部（以下「都本部」という。）の非常配備態勢に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し、迅速に応急復旧活動を行います。

イ 応急復旧活動に当たっては、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処します。

(2) 応急復旧対策

ア 災害復旧用資機材の整備

迅速に応急措置活動を実施するため、ポンプ所等に資機材を備蓄し、また、災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体に対し資機材の提供について協力を求めています。

イ 管きよ

(ア) 緊急輸送道路を地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施します。

(イ) 速やかに震災復旧活動の拠点を設置し、管きよの被害状況及び高潮防潮扉の操作状況など、防災上重要な施設について重点的に被害状況及び措置状況を集約します。

ウ 工事現場

工事中の箇所においては、受注者との連携の下、速やかに被災状況を把握し、被害を最小限に抑えるとともに、二次災害の発生防止のための緊急措置を実施します。

また、避難道路等での工事箇所については、道路管理者及び交通管理者の指示に従い緊急措置等を行います。

(3) 下水道施設の復旧計画

被害が発生したときは主要施設から復旧を図ります。復旧順序については、ポンプ所、幹線管きよ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きよ、ます・取付管の復旧を行います。

3 電気関係（東京電力パワーグリッド(株)）

地震災害による電気施設被害の早期復旧を図ります。

このため、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、災害対策本部を本社に置き、支社に支部を設置し応急活動等を実施します。

(1) 応急対策

地震災害による電気施設被害の早期復旧を図ります。

このため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害対策本部を本社に置き、支社に支部を設置し、応急活動等を実施します。

ア 停電していない地域の安全確認

切れた電線への接触等による公衆災害を防止するため、停電していない地域の配電線（送電している配電線）の巡視を行います。巡視中に断線や著しい電柱傾斜などの危険な状態を発見した場合は、速やかに応急処置や送電の停止を行い、感電等の公衆災害を未然に防止します。

イ 二次災害の予防措置

火災の拡大等に伴い円滑な消防活動のため、消防機関等から送電停止の要請があった場合並びに電気施設に著しい被害が発生し、送電の継続による二次災害が予想される場合には、送電遮断等の適切な危険予防措置をとります。

(2) 停電復旧の手順

ア 優先的な送電再開が必要と判断される需要者さま

人命に関わる箇所、復旧対策の中核となる官公署、人心の安定に寄与する報道機関、病院、広域避難場所などを原則として優先します。ただし、設備の災害状況、復旧の難易度を勘案して供給上復旧効果の最も大きいものから行うものとします。なお、需要側においても自家用発電設備を設置して、その万全を期するよう日頃から協力を依頼します。

イ 停電している地域の被害状況把握

送電中配電線の巡視に目処が立った後、停電している配電線の設備巡視を実施し、設備被害を把握します。

ウ 停電配電線からの需要者さま設備切り離し

送電再開時の公衆災害防止や復旧活動者の安全確保を目的として、停電配電線とそれに繋がる全ての需要者さま設備の間を電氣的に切り離します。

エ 設備復旧工事

停電している地域については、早期に送電を再開できるよう、被害を受けた設備の応急的な復旧工事を実施します。

なお、現在地中化されている地域においても、状況により応急的に電柱等を建ててなるべく早く電気をお送りすることを想定しています。復旧工事を実施し送電可能な範囲の確認が完了した後、停電中の配電線への送電を行います。

オ 各需要者個別の安全性について自治体との協議の上、決定します。決定した地域へ送電線・配電線への送電再開時、各需要者を個別訪問し、安全が確認できた場合は送電を開始します（不在の場合は送電を保留します）。また、建物損壊状況に応じ地域的に送電を保留する場合があります。

(3) 災害時における復旧活動拠点の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用地等が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図ります。

4 ガス関係（東京ガスグループ）

(1) 震災時の活動体制

ア 非常事態対策本部の設置

東京ガス本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成します。

イ 震災時の非常体制

区分	内容
第0次非常体制	1 震度5弱の地震が発生した場合
第一次非常体制	1 震度5強の地震が発生した場合
第二次非常体制	1 震度6弱以上の地震が発生した場合 2 震度5弱・5強以上の地震が発生し、(中圧又は低圧)ブロックを供給停止した場合

(2) 応急対策

ア 震災時の初動措置

(ア) 官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害情報等の情報収集

(イ) 事業所設備等の点検

- (ウ) 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止
- (エ) ガス導管網の被害状況に応じた供給停止判断と導管網のブロック化
- (オ) その他、状況に応じた措置

イ 応急措置

- (ア) 非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所が連携し、被害の応急措置にあたります。
- (イ) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに必要に応じて修理・調整します。
- (ウ) 地震の発生直後に、地震防災システムにより被害推定を行い、ガス供給停止の必要性等を総合的に評価し、適切な応急措置を行います。
- (エ) ガスの供給が停止した地区については、可能な限り速やかなガス供給再開に努めます。
- (オ) その他、現場の状況により適切な措置を行います。

ウ 資機材等の調達

復旧に必要な資機材を確認し、調達が必要な資機材は、次の様な方法により確保します。

- (ア) 取引先、メーカーなどからの調達
- (イ) 各支部間の流用
- (ウ) 他ガス事業者からの融通

エ 車両の確保

緊急車・工作車を保有しており、常時稼働が可能な態勢にあります。

(3) 復旧対策

ガスの供給を停止した地区の復旧作業については、二次災害を抑止するため、あらかじめ定めた次の手順により実施します。

ア 製造施設・供給施設（共通）

ガスの製造又はガスの供給を一時若しくは一部停止した場合には、あらかじめ定めた計画に基づき、施設の点検及び修理を行い、標準作業に則り各施設の安全性を確認した後、稼働を再開します。

イ 需要家宅のメーターガス栓の閉止（閉栓）

各需要家を訪問しメーター近傍にあるメーターガス栓を閉めます。

ウ 低圧復旧地域のセクター化（被害が発生した場合）

導管を遮断して、復旧地域を分割します。

エ 中圧導管の復旧（被害が発生した場合）

ガス送出源から順に、導管網上に設置したバブル等を利用してガスを封入し、漏えい検査を行い、漏えい箇所を修理します。

オ 低圧導管の復旧

- (ア) 管内に水が浸入していた場合は、採水ポンプ等を利用して排出します。
- (イ) ガスを適切な圧力で封入し漏えい調査を行い、漏えい箇所を修理します。
- (ウ) ガスの供給源から、修繕が完了した範囲の導管網にガスを充填し、末端側より管内に混入した空気を排出します。

カ 需要家宅のガス管・排気管等の点検（内管の漏えい検査・修繕）

需要家宅内のガス栓から空気を封入し、圧力の変化を確認し、漏えい有無を判断します。その後、適切な圧力のガスを封入し、ガス検知器を使って漏えい箇所を特定し、配管取替等の修理を行います。

キ ガスの供給再開（開栓）

メーターガス栓を開放し、需要家宅内のガス機器で燃焼試験を行い、供給管と内管の空気抜きが完了していることを確認し、ガスの供給を再開します。

5 通信関係（NTT東日本(株)）

(1) 基本方針

災害時における通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧等についての応急対策の確立が必要です。

ア 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認められるときは、別に定めるところにより、災害対策本部又はこれに準ずる機関を設置します。

災害対策本部は、被害状況、通信の疎通状況等及び重要通信並びに街頭公衆電話の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の業務を行います。

イ 社員の動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営あるいは応急対策及び応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の事項について定めます。

- (ア) 社員の非常配置
- (イ) 社員の非常招集方法
- (ウ) 初動時の駆けつけ要員の確保
- (エ) 事業部門相互の応援要請方法

ウ 情報連絡

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達を行います。

(2) 応急対策

ア 災害対策機器の配備

(ア) 非常用移動電話局装置類

災害によりNTTビルの交換機等所内設備が被災したときの代替交換機及び電源装置として、非常用可搬形デジタル交換機、大容量可搬形電話局装置、非常用電子交換機及び大容量可搬形電源装置を配備しています。

(イ) 無線装置

通信の途絶地域へのポータブル衛星通信装置・非常用移動無線車・衛星通信車載車の出動を図ります。

(ウ) 移動電源車

災害時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車を都内の主要地域に配備しています。

(エ) 応急復旧用ケーブル

災害により、ケーブルが被災したときの応急復旧用として各種の応急復旧用ケーブルを配備しています。

イ 特別災害用公衆電話の設置

災害時には、硬貨を使用せずに通話が可能な特別災害用公衆電話を設置します。

ウ 停電時における公衆電話の無料化

広域災害時における商用電源停止により、テレホンカードが使用できないこと及びコイン詰まりで使用できなくなることから、災害救助法が適用された地域で停電中の公衆電話の無料化を実施します。

エ 電気通信設備の点検

災害が発生するおそれがある場合又は発生とともに次の設備、資機材の点検を行います。

- (ア) 電気通信設備の巡回・点検及び防護
- (イ) 災害対策用機器及び車両の点検、整備
- (ウ) 応急対策及び応急復旧に必要な資材及び物資の点検、確認並びに輸送手段の確認と手配
- (エ) 災害時措置計画及び施設記録等の点検と確認

オ 応急措置

災害により、通信施設が被災したとき又は輻輳発生により、通信の疎通が困難又は途絶するような場合においても最低限の通信を確保するため、次のとおり応急措置を実施します。

- (ア) 臨時回線の作成
- (イ) 中継順路の変更
- (ウ) 規制等疎通確保
- (エ) 特設公衆電話の設置
- (オ) 災害用伝言ダイヤルの開設
- (カ) その他必要な措置

(3) 復旧対策

災害により被災した電気通信設備の復旧については、次により実施します。

ア 災害復旧工事の計画、実施

(ア) 応急復旧工事

- ① 設備等を応急的に復旧する工事
- ② 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(イ) 原状復旧工事

電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事

(ウ) 本復旧工事

- ① 被害の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
- ② 電気通信設備が全く消滅した場合復旧する工事

イ 復旧の順位

災害等により被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ決められた次表の順位に従って実施します。

順位	復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位を除く。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

6 郵便関係（日本郵便（株）目黒郵便局）

郵便局長は、迅速、的確な活動ができるよう、区との間において、緊密な連携の確保に努めます。

(1) 基本方針

ア 被災地における郵便の運送、集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様と規模に応じ、運送集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時運送便、臨時集配便の開設等適宜の応急措置をとります。

イ 郵便局の窓口業務の維持

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった場合は、仮局舎施設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を実施します。

(2) 具体的対応

災害が発生した場合、災害の態様及び国民の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施します。

ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が適用された場合、被災世帯1世帯当たり、葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付します。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害救助法が適用された場合、被災者が差し出す手紙・葉書等の料金免除を実施します。

ウ 被災地宛て救助用郵便物の料金免除

災害の発生した地域を管轄する日本郵便（株）東京支社の支社長が承認した場合は、救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施します。

エ 利用の制限又は業務の停止

緊急郵便物の取扱いを確保するため、郵便物の利用制限又は業務の一部を停止することがあります。

第5章

災害対策機能と応急対応力の 強化



第1節 現在の到達状況・課題

第1 区の初動対応

区の地域において大規模な災害が発生し、又は発生すると認められたとき、これまでは、目黒区災害対策本部を原則として防災センターに設置することとし、状況により他の施設に設置することができることとしていました。また、震度5弱以上の地震が発生した場合は、職員が参集する体制を整備しており、東京都が作成する被害想定を基に事前に人員や機器等の配置について計画していました。

しかし、東日本大震災発災時の初動対応については、平日の勤務時間中であり、多くの職員が総合庁舎内にいたこと、また建物等の被害程度が少なかったことから災害対策本部を総合庁舎内に設置し、迅速な対応を図ることができました。また、東京都は令和4年5月に新たな被害想定を公表したことにより、新たな災害時対応が必要となっています。

このため、東日本大震災の経験や都の新たな被害想定を踏まえた、迅速な初動対応体制の確立やリスク分散の視点に立った見直しが急務となっています。

第2 都及び防災関係行政機関等との連携体制

東京都とは、災害情報システムや無線設備等により、情報の共有化や通信手段の確保が図られています。消防署、消防団、警察署とは平素から連絡を密に取りあうなどし、また、目黒区医師会や目黒区社会福祉協議会等の区内関係団体とは災害時協定の締結により連携体制を確立しています。

しかし、防災関係行政機関等との連携については被害状況に応じた詳細な連携手順等が明確化していない部分があるなど、東日本大震災の経験や都の新たな被害想定を踏まえた、迅速で実効性の高い連携体制を図る必要があります。

第3 他自治体との連携体制

災害時において、他自治体と物資調達や人的支援など円滑な協力が得られるよう、事前に災害時相互援助協定を締結しています。

現在の災害時相互援助協定を締結している自治体は、遠隔地又は同時被災エリアにあるため、より迅速な対応が図れる自治体との災害時相互援助協定の締結も必要となっています。

第2節 対策の方向性と目標

第1 初動対応体制の再構築

災害の発生時間や規模にかかわらず迅速かつ的確な対応ができるよう、区では令和6年4月に災害対策本部の組織構成の見直しを行い、指示系統の明確化など、より迅速な対応が図れる体制を再構築しました。

なお、区の区域に震度5弱以上の地震が発生した場合、非常配備基準に基づき、災害対策本部員等の職員が自動参集し、被害の程度に応じて、区長は応急対策本部又は危機管理対策本部会議を開き、その決定に基づき、災害対策本部又は応急対策本部を設置し、対応に当たります。

また、この場合には、全ての避難所参集指定職員が地域避難所に参集することとします。

第2 都及び防災関係行政機関等との連携体制

防災関係行政機関等が一体となって活動を展開できるよう、被害等の情報の共有化や被害状況に応じた分析と具体的な手順を策定するなど災害対応機能強化を図り、円滑な初動態勢を構築します。

第3 他自治体との連携体制

円滑な連携に向けた手順等に係る計画を策定し、迅速な活動のための環境を整備するとともに、同時被災の可能性が低い近隣エリアの自治体との災害時相互援助協定の締結により効果的なバックアップ体制の構築を図ります。

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部機能の設置、配備態勢に基づく職員の参集、本部運営 ○ 都や防災関係行政機関等への情報提供 ○ 区民への災害情報の発信 ○ 避難所の設置、運営 ○ 行方不明者の搜索、遺体の収容等 ○ 応援自治体職員の受入 ○ 応援自治体職員や都を通じた自衛隊の災害派遣要請
都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 首都直下地震等対処要領の策定 ○ 震災時における応急活動拠点の確保 ○ 総合防災訓練の実施 ○ 都政のBCPに基づいた各局マニュアルの整備 ○ オープンスペースの確保 ○ 大規模救出救助活動拠点等の確保、ヘリコプター活動拠点の確保 ○ 区からの要請に基づく自衛隊災害派遣要請
警視庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害実態の把握及び各種情報の収集 ○ 交通規制 ○ 被災者の救出救助及び避難誘導 ○ 行方不明者の搜索及び調査 ○ 死体の見分及び検視 ○ 公共の安全と秩序の維持
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 震災警防本部等の運営 ○ 震災非常配備態勢に基づく職員の参集 ○ 消火活動、救助・救急活動 ○ 総合震災消防訓練の実施（年1回） ○ 管理施設等へのヘリサインの設置
防災区民組織	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民と連携した消防活動、救助・救急活動
ライフライン事業者 (水道・下水道・電気・ ガス・電話)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 復旧計画に基づくライフラインの復旧対応
区内私立学校、事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時協定に基づく避難所の開設

表 防災関係行政機関などにおける任務

第3-1 節 具体的な取組 <予防対策>

第1 災害対策本部及び各部の体制整備

実効性の高い災害対策本部運営マニュアルの整備を含めて、体制整備に努めます。

第2 国土強靱化地域計画の策定

1 総則

(1) 目的

事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する国土強靱化の取組を推進するため、国土強靱化地域計画を策定しました。

(2) 計画の位置付け

目黒区の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画です。

地域防災計画をはじめとする各種計画は、国土強靱化関連施策の推進方針などを踏まえ、必要に応じて内容を修正し、国土強靱化関連施策を実施することになります。

2 想定する被害・被害想定

(1) 想定する被害

地震・風水害・土砂災害・火山を想定しています。

(2) 被害想定

目黒区において被害が最も大きく見込まれるものを想定しています。

3 目標

国土強靱化地域計画では、4の基本目標と8の国土強靱化における推進目標を定めました。

(1) 基本目標

- ア 人命保護
- イ 行政機能等の社会的に重要な機能の維持
- ウ 公共施設等の被害の最小化
- エ 迅速な復旧・復興

(2) 国土強靱化における推進目標

- ア 直接死を最大限防ぐ。
- イ 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- ウ 必要不可欠な行政機能は確保する。
- エ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。
- オ 経済活動を機能不全に陥らせない。
- カ ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- キ 制御不能な二次災害を発生させない。
- ク 社会・経済が迅速に復旧・復興できる条件を整備する。

4 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

国・都の計画で定めるリスクシナリオを参考とし、目黒区の地域特性を踏まえて、27のリスクシナリオを定めました。

5 リスクシナリオごとの課題と国土強靱化関連施策の推進方針

現状の施策、その進捗状況等を踏まえて、リスクシナリオごとに111の課題を整理し、国土強靱化における推進目標を達成するための130の国土強靱化関連施策の推進方針を定めました。

6 計画の推進と見直し

(1) 計画の推進

地域防災計画をはじめとする各種計画では、国土強靱化関連施策の実施・進捗状況の管理を行います。

また、国土強靱化地域計画では、国土強靱化関連施策の進捗状況の調査、課題・施策の明確化等を適宜行います。

(2) 計画の見直し

国の計画がおおむね5年ごとに見直されること等を考慮し、必要に応じて国土強靱化地域計画の見直しを行います。

第3 災害時受援・応援計画（人的受援・応援編）の策定

1 総則

（1）背景・目的

近年被災した自治体では、災害時の応援の種類が多様で全体像を把握できずに混乱が生じたこと、災害時の受援に係る業務の担当、手順等が不明瞭で応援要請が遅れたこと等により、応援職員やボランティアの人的応援を十分に活かすことが出来なかった事例が見られました。そこで、人的受援・応援の業務の種類、担当、手順等を明らかにし、円滑な災害対応の実現に寄与することを目的として、災害時受援・応援計画（人的受援・応援編）を策定しました。

（2）計画の位置付け

地域防災計画を補完する計画とし、地域防災計画の人的受援・応援に係る事項を具体化するものです。

2 受援

大規模な災害が発生した場合は、広域的に人命救助、交通規制、消火活動等の災害対応が必要となり、救出救助機関（自衛隊・警察・消防）に人命救助を第一とした災害対応業務の要請を行う必要があります。

また、大規模な災害が発生した場合は、短期間に膨大な災害対応業務が発生します。そのため、目黒区業務継続計画に基づいて非常時優先業務以外の通常業務を休止するとともに、通常の行政組織体制と異なる目黒区災害対策本部設置時の組織体制にして災害対応業務を行うこととなりますが、それでもなお人的資源が不足することが予想されるため、様々な応援が必要となります。

計画では、目黒区が様々な応援を受ける場合に想定される業務ごとに項目立てし、それぞれの「応援の種類」「業務の種類・担当」「業務の手順」などについて記しています。

3 応援

大規模な災害が発生した場合、被災自治体では短期間に膨大な災害対応業務が発生します。そのため、被災自治体は、非常時優先業務以外の通常業務を休止して災害対応業務を行うこととなりますが、それでもなお人的資源が不足することが予想されるため、様々な応援が必要となります。

計画では、目黒区外で大規模な災害が発生し、災害対策基本法、協定等に基づく応援要請に応じる場合や区長が応援の必要を認める場合の「応援の種類」「業務の種類・担当」「業務の手順」について記しています。

4 課題と対応方針

今後、より円滑な災害対応を実現するため、災害時受援・応援計画（人的受援・応援編）の策定過程において浮かび上がった課題（災害時の組織体制・分掌事務の見直し、物的な災害時受援・応援計画の策定など）を整理し、対応方針（外部人材の知識・経験とともに、他自治体の事例も踏まえて課題に対応）を定めました。

第4 業務継続計画の策定

災害時においても、区民生活に欠くことのできない優先業務を中断することなく、また、中断したとしても早期に復旧を図るため、平成23年度に「業務継続計画」を策定し、平成30年度に修正を行いました。区の各課は、業務継続計画に基づき、担当する通常業務の復旧に必要な事前対策を進めます。

業務継続計画とは

災害時における人員や施設及び資機材等が制約を受ける状況の中で、応急・復旧業務や通常業務のうち中断ができない又は中断しても早期復旧を必要とする業務を「非常時優先業務」として事前に選定しておき、限られた人員や資機材等の資源を効率的に投入して、業務の継続と早期復旧を図るための計画

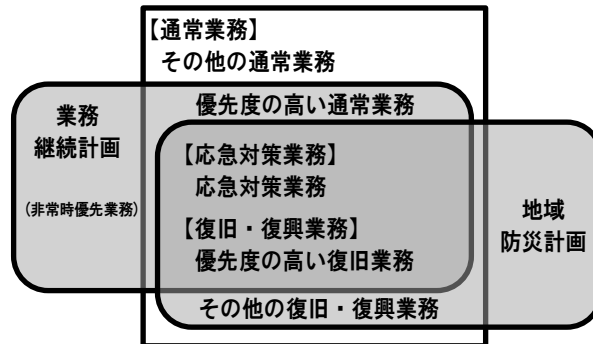


図 業務継続計画における非常時優先業務の位置づけ

1 計画策定の目的

首都直下地震が発生した場合において、災害対策拠点となる目黒区役所の機能低下を最小限にとどめながら、区民の生命・生活及び財産を保護し、社会経済活動を維持することを目的とします。

2 地域防災計画との関係

地域防災計画は、区、防災関係行政機関等、事業者、区民が震災への予防から応急対策、復旧・復興まで取り組むべき事項を定めた総合的かつ基本的な計画であり、業務継続計画は、震災発生時に区が取り組むべき業務の継続を確保するための計画です。

3 非常時優先業務の選定

区が通常行っている業務と災害時に新たに発生する業務をすべて洗い出し、発災後1週間以内に優先して着手すべき「非常時優先業務」を次の評価基準を基に選定し、目標復旧時間を設定しました。

総業務数1,246のうち、非常時優先業務（A B C）は228業務。この内、応急・復旧業務は146業務、優先すべき通常業務は82業務となっています。

<非常時優先業務>

評価	評価基準
A	発災後24時間以内に業務に着手しないと、区民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務
B	遅くとも発災後3日間以内に業務を着手しないと、区民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に相当の影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務
C	遅くとも発災後1週間以内に業務を着手しないと、区民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務

＜その他の業務＞

評価	評価基準
D	発災後1週間以上は着手しなくても、中断が区民の生命・生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に直ちに影響を及ぼさないと見込まれる業務

評価	非常時優先業務数	応急・復旧業務数	優先すべき通常業務数
A	116	93	23
B	70	40	30
C	42	13	29
小計	228	146	82

評価	その他の業務数	緊急を要しない応急・復旧業務数	その他の通常業務数
D	1,018	19	999
合計	1,246	—	—

図 非常時優先業務の選定

4 目黒区業務継続計画に基づく継続的な取組

非常時優先業務を効果的に遂行するため、目黒区業務継続計画策定調整等会議を検討組織として、全庁的にマネジメントサイクルを活用した継続的改善に取り組みます。

- ① 職員に対する教育・訓練
- ② 計画の点検・検証・見直し
- ③ 地域防災計画の見直し
- ④ 非常時優先業務を遂行するためのマニュアル整備

第 5 消防団の地域住民に対する指導能力の向上

消防団の応急救護資機材（担架・救急カバン等）の増強・充実を図り、応急手当普及員を養成するとともに簡易救助器具等を整備し、地域住民に救出・救護知識及び技術を習得させるための教育訓練を行います。

第 6 区民の自主救出活動能力の向上

1 救出活動技術の普及・啓発

震災時には、広域的又は局所的に救助・救急事象の多発が予想されることから、区民による地域ぐるみの救出活動が必要となります。

このため、防火管理者、自衛消防隊員をはじめ、平成 24 年度から資格取得支援をはじめた防災士などによる、防災区民組織や一般区民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動を積極的に推進していきます。

2 応急救護知識及び技術の向上

区民に対し応急救護知識及び技術を普及するとともに、事業所における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図ります。

また、応急手当の普及用資機材の整備・充実を図るとともに、（公財）東京防災救急協会と連携し、効果的な啓発活動を展開します。なお、一定以上の応急手当の技能を有する区民に対し、その技術を認定することにより、都民の応急救護に関する意識の高揚と技術の向上を図ります。

第3-2節 具体的な取組 <応急・復旧対策>

第1 目黒区

1 活動の責務

区に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、区及び防災関係行政機関等は相互に協力態勢を整え、災害対策本部を設置するなど、災害の拡大防止や救援救護活動を的確かつ迅速に実施し、区民を災害から保護するための活動を行わなければなりません。また、災害により甚大な被害が発生した場合は、災害救助法の適用を都知事に要請するなどの対応を行います。

2 災害対策態勢

(1) 区長は、1の責務を遂行するため必要があるときは、次の表のとおり本部態勢を整え、応急対策に従事する職員を配置します。

本部態勢種別	設置基準	区における対応所管
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none">区内に滅失世帯数が100世帯以上の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合区内に震度5強以上の地震が発生した場合区内に震度5弱以下の地震が発生し、かつ、相当の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合風水害に伴い災害救助法の適応基準に達する程度の大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他区長が必要と認める場合	全庁
応急対策本部	<ul style="list-style-type: none">区内に震度5弱以下の地震が発生した場合区内に滅失世帯数が15世帯以上の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合	全庁
水防本部	<ul style="list-style-type: none">区内に大雨警報又は洪水警報が発令された場合	危機管理部、都市整備部
除雪本部	<ul style="list-style-type: none">区内に大雪警報が発令された場合	危機管理部、都市整備部

表 本部態勢の設置基準

※ 対応所管については各本部態勢における本部長の判断により、その被害内容・状況に応じ対応所管を指定することができるものとします。

(2) 区の地域に災害救助法が適用されたときは、区長(区本部長)は都知事(都本部長)の指揮を受けて法に基づく救助事務を補助します。

3 災害対策本部等の設置場所

次図のとおり災害対策本部の設置場所は、建物・設備等の被害状況及び対応すべき被災状況に応じ、総合庁舎、防災センターの順で決定します。なお、総合庁舎の被害状況にかかわらず、震度7の地震が発生した場合は、防災センターに災害対策本部を設置します。

設置場所の決定は危機管理部内における協議に基づき本部長が決定します。

なお、災害対策本部会議の開催場所は、総合庁舎の場合は政策会議室、防災センターの場合は災害対策本部室とします。

また、総合庁舎に災害対策本部設置後、状況の変化により運営が困難となった場合は防災センターへ、防災センターに災害対策本部設置後、総合庁舎での本部運営が可能となった場合は総合庁舎へ、それぞれ災害対策本部を移設します。

水防本部及び除雪本部の設置場所は、災害対策本部に準じます。

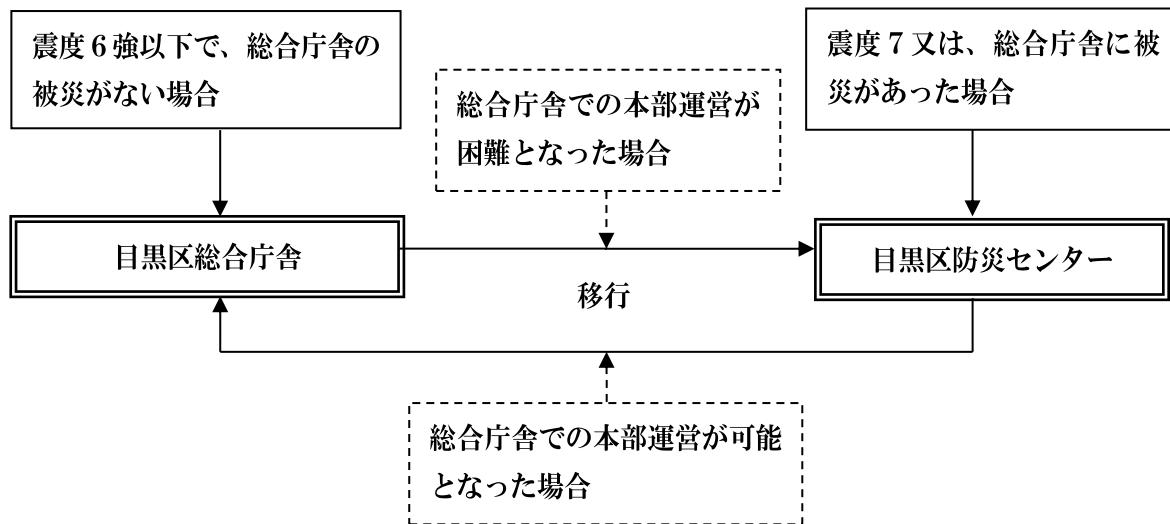


図 災害対策本部等の設置・移設

4 災害対策本部の組織等

(1) 組織

災害対策本部は、目黒区災害対策本部条例及び目黒区災害対策本部条例施行規則に基づき、組織します。

(2) 意思決定と職務代理者

ア 本部の意思決定と職務代理者

災害対策本部長（区長）に事故があるときは、以下の順位で職務代理者を置き、職務を代行します。

順位	職務代理者
第一順位	副区長
第二順位	教育長
第三順位	危機管理部長
第四順位	防災課長
第五順位	在席又は登庁した災害対策本部構成員（部長）のうちから、原則として以下の順によりその職務を代理します。 企画経営部長・総務部長・区民生活部長・資産経営部長・健康福祉部長・健康推進部長・子ども若者部長・都市整備部長・環境清掃部長・会計管理者・区議会事務局長・教育次長・選挙管理委員会事務局長・監査事務局長
第六順位	部長級又は課長級職員とし、在席する場合は、第五順位に定める者の順の例によりその職務を代理します。

表 本部の職務代理者順位

※ 夜間・休日等の勤務時間外の場合は、登庁した順によりその職務を代理します。

イ 各部の意思決定と職務代理者

部長に事故があるときは、以下の順位で職務代理者を置き職務を代行します。

順位	職務代理者
第一順位	庶務を担当する課長
第二順位	あらかじめ各部において定められている者

表 各部の職務代理者順位

ウ 適用の時期

前記に定める順位により職務の代理を行う期間は、災害発生直後から上位の者が災害対策本部室に在席するまで又は登庁したときまでとします。

(3) 職員の配置

本部長は、災害対策本部を設置すると決定した場合は、あらかじめ定める災害対策本部非常配備表に基づき、災害や被害程度に応じ第1次から第3次の非常配備態勢の指令を発し、職員を配置します。また、被害の拡大が見込まれる場合は、高次の非常配備態勢に移行するものとし、対応する職員の追加配置を行います。

なお、本部長は災害の状況により必要があると認めるときは、特定の部又は職員に対してのみ非常配備態勢の指令を発し、職員を配置することができます。

職員は、所属長の指令により指定された活動場所へ参集します。ただし、地震災害の場合、本部長、副本部長、本部員及び初動対応職員は震度5弱以上で、その他職員は震度5強以上で、参集区分により指令を待たずに自動参集とします。

また、各所属は所属内職員への連絡が取れるよう、あらかじめ電話やメール等による連絡網を作成しておきます。

(4) 本部職員の被服

目黒区災害対策用被服貸与規程に基づき災害対策本部要員全員に貸与されている被服を着用して活動に当たります(勤務庁外から直接避難所へ参集した場合や、復興期への移行に伴い庁舎内でのみの作業に当たる場合等は除く。)

(5) 情報伝達

庁外施設や各所管同士での情報の伝達は、情報が錯綜しないよう、情報共有を図る等の基本ルールを作成します。

(6) 報道機関、広聴対応

ア 報道機関対応

災害対策本部は必要に応じて、報道機関に対して情報提供を行います。

イ 広聴対応

(ア) コールセンター

災害対策本部設置後、電話が通じる場合には区民等からの電話問い合わせ対応組織としてコールセンターを設置します(本部が総合庁舎に設置された場合は、コールセンターの設置場所は特別会議室とします。)

なお、コールセンターの設置及び廃止は災害対策本部の決定により状況に応じて行うものとします。

(イ) 来庁者への相談対応

区民からの相談対応として、区民の声課で実施している一般相談、専門相談等の窓口を総合庁舎1階に設置します。

(ウ) 外国人等への対応

外国人への情報提供についての所管課は文化・交流課とし、公益財団法人目黒区国際交流協会と連携して対応します。防災語学ボランティアの活用を図るとともに、なお人員不足がある場合は一般ボランティアをはじめ、可能であれば語学力のある区職員を活用して対応します。

聴覚障害者や視覚障害者など情報を受け取るのが難しい障害者等への対応に人員不足がある場合は応援自治体職員、福祉ボランティアを活用して対応します。

5 外部支援の受入れに係る決定

災害対策本部が、応援自治体職員やボランティア等の外部支援の受入れを速やかに決定し、要請・受入等は各所管課において実施します。

(1) 自治体間での職員派遣

ア 応援自治体職員の運用体制

応援自治体職員の要請・受入に関する連絡調整、宿泊場所、車両の駐車場所の確保等を一元的に人事課が行います。

現状における地域避難所・福祉避難所・補完避難所の支援や応急危険度判定、復旧・復興支援に係る専門・技術系職員の不足状況等の課題を整理し、必要な職員規模や活用手順を事前に定めておきます。なお、応援自治体職員の具体的な運用マニュアルは人事課において事前に作成します。

なお、同時被災率が低く早期に対応が可能となる自治体との協定締結を推進します。

イ 医療救護にかかる応援職員の運用体制

医療救護にかかる国及び他自治体からの応援職員については、東京都地域災害医療コーディネーター及び区災害医療コーディネーター（保健所長）が調整を行い、区災害医療コーディネーターの助言により配置を決めます。

ウ 目黒区職員の被災自治体への派遣体制

災害時相互援助協定に基づく派遣や特別区としての取組による派遣に対応するための「職員派遣指針（仮称）」を人事課において策定します。

（２）協定事業者等の協力要請

指定管理事業者、区有施設の施設管理者や物品・工事契約事業者、災害時協定事業者における協力要請事項や役割の枠組みを協定内容に明文化します。

要請手順について事務担当者間で具体的に方法を確認しておきます。

（３）ボランティアの受入

日赤奉仕団は、災害対策本部からの応援要請に基づき、避難所運営支援（炊き出し、軽微な救護活動）をします。なお、窓口は、地域振興課とします。

目黒区社会福祉協議会は、災害対策本部からの要請により、一般ボランティアの受付窓口として目黒区災害ボランティアセンターを設置します。

その他の専門ボランティアについては要請所管が直接人員確保して人材の活用を図ります。

6 車両配置計画

（１）車両の管理・運用

緊急通行車両の指定については、震災時ではなく事前に各所管へ調査の上、緊急通行車両の指定手続を行います。

協定により活用することとしたトラックを中心とし、公用車も含めた車両利用計画をあらかじめ策定しておきます。

（２）自転車の活用

災害時、災害対策本部は、区が保有する自転車を災対各部に分配し、運用・管理します。また、ノーパンクタイヤ自転車を一定数配備します。

（３）燃料調達手段の確保

災害時には、災害時緊急車両や清掃車、庁用自動車等の燃料確保のほか、医療機関用の非常用発電の燃料確保も必要となります。そのため、現行のガソリン小売事業者との協定を改めて見直すとともに、事業者との協議によりあらかじめ優先順位を定めるなど、必要な燃料調達手段を事前に定め、燃料の確保を図ります。

7 備蓄物資の管理

備蓄品や資機材の配備等の管理を行います。区内被害状況や各避難所における不足品や負傷者等の情報は区の災害情報システムや防災行政無線、FAX等の通信機器で行います。

ライフラインの途絶がない場合における避難所等における不足品、負傷者情報等は災害情報システムを活用します。

8 応急対策活動業務従事に伴う災害補償

職員又は災害業務従事者の災害に対する補償は「地方公務員災害補償法」、「消防団員等公務災害補償法」等の定めるところにより実施します。

9 水防本部

（１）組織構成

本部組織は、都市整備部、危機管理部をもって構成します。

（２）任務

水防法、目黒区水防活動計画書の定めに従い任務を遂行します。

（３）職員の配置

被害程度に応じ第1次から第3次水防態勢を取り人員を配置します。

なお、被害程度の拡大により高次の水防態勢に応ずる職員の配置に移行できるものとします。

10 除雪本部

(1) 組織構成

本部組織は、都市整備部、危機管理部をもって構成します。

(2) 任務

水防法、目黒区除雪活動計画書の定めに従い任務を遂行します。

(3) 職員の配置

被害程度に応じ第1次から第3次除雪態勢を取り人員を配置します。

なお、被害程度の拡大により高次の除雪態勢に応ずる職員の配置に移行できるものとします。

11 初動対応に係るマニュアル策定

(1) 災害対策本部の初動対応に係るマニュアル

災害対策本部の初動対応、運営について、発災から4日間程度の詳細な災害対策本部業務を「誰が、何を、いつ、どのように」が分かるよう整理し、職員への周知を図ります。

(2) 職員等の初動対応に係るマニュアル

職員や指定管理者向けの「災害時職員対応マニュアル」を作成し、平時から、震災時対応の全体像を把握できるようにしておきます。各所管課では、災害時に担当する分掌事務を検証するための訓練を年1回以上実施します。

12 防災訓練の実施

区は、災害対策活動の円滑を期するため、訓練実施方法等に関する計画を定め、平常時から、あらゆる機会を捉え、訓練の実施に努めます。

訓練項目は、本部運営訓練、非常参集訓練、現地実働訓練、図上訓練を実施します。

実施に当たっては、平成24年9月1日に実施した東京都・目黒区合同総合防災訓練で得た経験を踏まえ、東京都、他の区市町村、防災機関等との連携に努め、地域住民や事業者等の参加も促進していきます。

第2 区における指揮命令系統の確立

大災害、特に大地震の発生は、時・所を問わず予測することは困難です。このため、勤務時間中においても、発生時に区長以下、意思決定（指揮命令を含む。）を行う者が常に在席しているとは限りません。

そこで、この大地震に係わる災害対策本部運営に関し、しかるべき意思決定権者等に事故があるときに備え災害対策活動を円滑に遂行するため、目黒区事案決定手続規程（昭和59年3月31日訓令甲第2号）の規程にかかわらず、目黒区災害対策本部条例施行規則の定めるところにより、次のとおり意思決定権者を代理する体制を確立しておきます。

1 災害対策本部長等の職務代理

(1) 災害対策本部長（区長）に事故があるときは、副本部長（副区長・教育長の順）がその職務を代理します。

(2) 本部長、副本部長に事故があるときは、危機管理部長がその職務を代理します。

(3) 本部長、副本部長、危機管理部長に事故があるときは、防災課長がその職務を代理します。

(4) 前記(1)から(3)の者のすべてに事故があるときは、在席又は登庁した災害対策本部構成員（部長）のうちから、原則として以下の順によりその職務を代理します。

企画経営部長・総務部長・区民生活部長・資産経営部長・健康福祉部長・健康推進部長・子ども若者部長・都市整備部長・環境清掃部長・会計管理者・区議会事務局長・教育次長・選挙管理委員会事務局長・監査事務局長

(5) 前記(1)から(4)の者のすべてに事故があるときは、部長級又は課長級職員とし、在席する場合は、(4)に定める者の順の例によりその職務を代理します。また夜間・休日等の勤務時間外の場合は、登庁した順によりその職務を代理します。

(6) 意思決定権者の変更

前記の定めにより意思決定権（指揮命令を含む。）を有した者は、順次在席又は登庁した上位の者に、災害発生直後から現在までの災害の現況及び災害対策本部における活動状況を報告し、適宜意思決定権を変更します。この場合、応急対策活動の円滑な遂行を主眼とし、災害の状況を十分考慮した上で効率的に変更す

るものとします。

(7) 適用の時期

前記に定める順位により職務の代理を行う期間は、災害発生直後から本部長又は副本部長が災害対策本部室に在席するまで又は登庁したときまでとします。

2 各部における運営

(1) 各所管部において、災害時に部長に事故あるときは、庶務を担当する課長を第1順位とし、各部における災害対策本部活動の指揮命令及び意思決定について定めておくものとします。

(2) 前記(1)に定める課長に事故があるときは、あらかじめ各部において定められている者がその職務を代理するものとします。

ア 適用の時期

前記に定める順位により職務の代理を行う期間は、災害発生直後から部局長又は庶務を担当する課長が在席するまで又は登庁したときまでとします。

第3 指定地方行政機関等の応急活動態勢

1 責務

(1) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、区の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令・防災業務計画及び区防災計画の定めるところにより、応急対策を実施するとともに、都及び区が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について、都又は区に協力するものとします。

(2) 区の区域内の公共的団体・防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、区の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令・防災業務計画及び区防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施するものとします。

2 活動体制

指定地方行政機関等は、前記1の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとします。

第4 目黒区防災会議の招集

区の地域に災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、区・指定地方行政機関等相互間の連絡調整を図る必要があるときは、目黒区防災会議の委員は、会長に目黒区防災会議の招集を要請するものとします。

第5 東京消防庁

1 活動の責務

大地震発生時には、同時多発火災が予想されるため、消防力の増強整備並びに現有消防力の効率的運用方策の確立と、消防団との効果的な連携を図るほか、防災関係行政機関等と連携を保持し、区民、事業者に対し自主防災体制の整備確保及び相互協力体制の推進を図り、消防署の全機能を挙げ、震災から区民の生命、財産を保護します。

2 震災警防本部等の運営

東京消防庁は、災害活動組織の総括として本庁に警防本部、第三消防方面本部に方面隊本部、目黒消防署に署隊本部、消防団本部を設け、常時震災に即応できる体制を確保しています。

3 震災非常配備態勢

(1) 震災第一非常配備態勢

気象庁の発表で東京都 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 5 強の地震が発生した場合、東京消防庁及び区市町村の地震計ネットワークによる震度のいずれかが震度 5 強を示す地震が発生したとき又は地震による被害状況等により必要と認めた場合は、震災第一非常配備態勢を発令し、震災に対する情報収集及び震災活動の準備、初動体制の強化を図るため、所要の人員を確保します。

(2) 震災第二非常配備態勢

気象庁の発表で東京都 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 6 弱以上の地震が発生した場合、東京消防庁及び区市町村の地震計ネットワークによる震度のいずれかが震度 6 弱以上を示す地震が発生したとき又は地震による災害が発生し、必要と認めた場合は、震災第二非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始します。震災第二非常配備態勢を発令したときは、全消防職員及び全消防団員は招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集します。

4 震災消防活動

(1) 活動の基本

- ア 火災が多発したときは、全消防力を挙げて消火活動を行います。
- イ 震災消防活動体制を早期に確立し、消火活動と並行して救助・救急活動等を行います。
- ウ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動します。
- エ 重機等（区・関係事業者との協定等に基づく重機）を活用し、消防車両の活動路及び活動スペースの確保を行い能率的な活動を展開します。

(2) 部隊の運用等

- ア 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行います。
- イ 地震被害予測システム及び延焼シミュレーションシステム等を活用し、震災消防対策システムによる効率的な部隊運用を図ります。

(3) 情報収集等

- ア 高所見張情報、情報活動隊による情報、参集職員情報、団員情報、目黒消防ボランティア情報などにより、災害情報収集を行います。
- イ 震度分布、地震被害予測システム、延焼シミュレーションを活用して効率的な情報収集に努めます。
- ウ 震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達管理を行います。
- エ 区災害対策本部に参画し、消防的知見から情報提供や助言を行います。
- オ 多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、関係防災機関との情報交換を行います。

第 6 救助・救急

1 活動方針

震災時には、火災をはじめ建物、ブロック塀の倒壊、看板・窓ガラスなどの落下物等により多数の救助・救急活動が発生するものと予想されるので、防災関係行政機関等との協力態勢を確保し、迅速、的確な対応を行います。

2 救助・救急体制

(1) 救助・救急活動体制等

- ア 救助・救急活動は消防隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行います。
- イ 救助・救急活動に必要な重機等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行います。
- ウ 救急活動に当たっては、緊急医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し医療防災関係行政機関等、消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア等と連携し、救急資機材等を有効に活用して傷病者の救護に当たります。
- エ 傷病者の搬送は、可能な範囲で緊急度の高い傷病者から災害拠点病院等に搬送します。

- オ 警視庁、自衛隊、自主防災組織等と連携協力し、救助・救急に当たります。
- (2) **救助体制の整備**
 - ア 震災時及び平常時の救助体制の充実を図るため、救助技術の練磨向上を図ります。
 - イ 初動期の救助体制を強化するため、消防隊用救助資機材の活用を図ります。
- (3) **救急体制の整備**
 - ア 救急救護活動を効果的に実施するため、職員の教育訓練を更に充実させます。
 - イ 非常用救急資機材を活用し、消防署、出張所における救護体制の増強に努めます。
 - ウ 現場での救命効果向上を図るため、トリアージタッグ及び消防隊用応急救護資機材の活用を図ります。
 - エ 傷病者の速やかな搬送及び都民への情報提供を的確に行うため、医療情報収集体制を強化します。
 - オ 民間患者等搬送事業者等と連携し、多数傷病者の搬送補完体制の確立を図ります。
 - カ 多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を活用し、外国人への救急対応の充実強化を図ります。
- (4) **情報の収集**

災害時の情報収集については、負傷者の人数や情報及び負傷者の収容施設等救助・救急活動に必要な情報収集を行います。
- (5) **救助・救急活動**
 - ア **活動の原則**

救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とします。
 - イ **出場の原則**

救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出場するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとします。
- (6) **救急処置**
 - ア 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先します。
 - イ 救護所・仮設病院等から医療機関への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制の下に行います。
- (7) **傷病者多数発生時の活動**
 - ア 災害の状況を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、医療救護班と連携を図り、効果的な救護活動を行うものとします。
 - イ 救護能力が不足する場合は、消防団員・防災区民組織等に対し、緊急医療救護所への自主的な搬送協力を求めるなど、効果的な活動を行います。

第 7 消防団の活動

消防団は、地域に密着した消防機関として地域住民に対して出火防止、初期消火、救出・救護等の指導を実施するとともに、災害発生時は消防署隊との連携、地域住民との共同により、資機材を有効に活用した消防活動に当たります。

1 出火防止

発災と同時に付近住民に対して、出火防止と初期消火の呼びかけを行います。

2 情報活動

災害の初期対応を行うとともに、携帯無線機、高出力トランシーバー及び携帯電話使用による緊急情報伝達システム及び早期災害情報システムを活用し、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集・伝達を行います。

3 消火活動

火災の延焼拡大防止を図るため、消防署隊と連携して分団受け持ち区域の消火活動や避難道路防護活動を行います。

4 消防署隊への応援

目黒消防署の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、道路障害排除等の活動を行います。

5 救出・救護

簡易救助器具を活用し、住民と一体となった救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置、安全な場所への搬送を行います。

また、消防団員のうち、重機取扱資格や看護師の資格等を有する特殊技能班が救出・救護活動を行います。

6 避難所の防護等

避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、防災関係行政機関等と連絡を取りながら、避難者の安全確保と避難所の防護活動を行います。

第8 警備活動計画

【警視庁第三方面本部、警察署】

1 活動方針

- (1) 大地震の発生に際しては、速やかに全組織を動員し、総力をあげて区民の生命、身体、財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防並びに取締り、その他公共の安全と秩序を維持して被災地における治安に努めます。
- (2) 初期的段階においては、管内の被害状況の把握を第一に、交通対策、避難誘導、負傷者等の救出救護を行います。

2 計画目標

平素から防災関係行政機関等との連絡を緊密に保持しながら、被害の実情に即した計画を備えておきます。

3 活動体制

(1) 警備本部の設置

警視庁第三方面本部に方面警備本部を設置するほか、各警察署に現場警備本部を設置して、指揮体制を確立します。

(2) 警備要員の参集

警備要員は、東京都（島部を除く。）に震度6弱以上の地震が発生した場合及び目黒区内で震度5強の地震が発生した場合に自主参集します。

※東京都（島部を除く。）に震度5強以上の地震が発生した場合は、指定された要員が参集します。

4 通信運用計画

(1) 通信の確保

大地震発生時の警備通信は、有・無線通信の確保に努め、これに必要な応急通信対策を無線制御回線及び基地局等の被害状況に応じて確立して運用します。

(2) 器材の効果的運用

既存通信器材の効果的運用に努め、通信手段の確立を図ります。

5 情報の収集計画

(1) 第三方面本部

第三方面警備本部は、無線通信の傍受、各警察署からの報告により方面区内の被害状況の把握に努めます。

(2) 区内各警察署

警察署における被害状況の調査及び情報の収集は次のとおりとします。

ア 調査事項

- (ア) 家屋の倒壊状況
- (イ) 死者、負傷者等の状況
- (ウ) 主要道路、橋及び交通機関の状況
- (エ) 区民の避難状況
- (オ) 火災の発生状況
- (カ) 災害の拡大予想
- (キ) その他関連事項

イ 前アの調査に当っては、状況により無線自動車の活用を図るほか、無線機を有効に活用します。

6 大地震発生時の措置

(1) 大地震時における警察の任務

大地震が発生した場合の警察の任務は、次のとおりとします。

- ア 被害実態の把握及び各種情報の収集
- イ 被災者の救出及び避難・誘導
- ウ 行方不明者の調査
- エ 死体の見分（検視）
- オ 交通規制
- カ 公共の安全と秩序の維持

(2) 警備体制

ア 警備本部の設置

警視庁第三方面本部及び目黒・碑文谷警察署にそれぞれ警備本部を設置して指揮体制を確立しておきます。

イ 警備要員の措置

大地震発生を知った警備要員は、自署属に参集し、速やかに応急対策の任務に就きます。

(3) 初期的措置

ア 部隊の配備運用

各警察署においては、所定の計画に基づき自動的に警備要員を配備し、被害実態の把握、交通規制、避難誘導、救出、救護等の措置をとります。

イ 防災関係行政機関等との連絡

防災機関、その他防災関係行政機関等との連絡を密にし、その活動状況を把握するとともに、必要な指示等を行います。

第 9 防災区民組織

1 計画の方針

区及び防災関係行政機関等は、区の地域の公共的団体又は防災区民組織に対し、震災時に応分の積極的な協力活動が得られるよう、その協力体制の確立を図るものとします。

2 防災区民組織との協力計画

(1) 防災区民組織の役割

防災区民組織は、町会・自治会等を母体とした、住民による自主的な組織です。震災時は、地域における防災活動の核となり、活動を行います。

(2) 防災区民組織の協力業務

- ア 異常現象・災害危険箇所発見等の場合、区その他の防災関係行政機関等に通報すること。
- イ 災害に関する予報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- ウ 震災時における出火の防止及び初期消火活動を行うこと。
- エ 避難所の運営に関すること。
- オ 高齢者、児童、障害者等の安全確保に協力すること。
- カ 避難誘導、避難所内の避難者に対する救護活動に協力すること。
- キ 避難者に対する炊出し、救護物資の配分等に協力すること。
- ク 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- ケ 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- コ その他の災害応急対策業務に協力すること。

(3) 防災区民組織の活動方法

発災直後の初動活動は、それぞれの組織に定める活動体制に基づき、自主的に必要な応急対策を実施します。

第10 相互応援協力・派遣要請

1 計画の方針（全機関）

大地震が発生した場合における各種応急対策活動については、各防災関係行政機関等がそれぞれの権能に応じて実施しますが、地震被害が広域となる特色を有することから、機関の有するすべての機能を発揮しても、なお万全を期しがたい場合が想定されます。このような事態には、他の機関の協力を求め、防災活動の円滑な実施を期する必要があるため、各防災関係行政機関等は、平時から法令又はこの計画の定めるところにより、防災関係行政機関等と協議し、協力体制を確立しておき、有事の際に必要な応じて対処するものとします。

2 資料、情報等の提供及び交換

- (1) 震災時における災害情報は、当該情報を収集した機関が防災関係行政機関等に対しその情報を提供し、併せて可能な限り区災害対策本部へ通報します。
このため、各防災関係行政機関等は、区の災害対策本部へ情報連絡員を派遣します。
この場合における情報連絡員の活動は、次のとおりとします。
- ア 防災関係行政機関等の情報連絡員は、防災関係行政機関等が入手した情報を災害対策本部へ伝達します。
- イ 災害対策本部において、防災関係行政機関等の情報を総合化し、分析します。
- ウ 分析された情報は、区災害対策本部の情報として、情報連絡員を通じ、改めて防災関係行政機関等に連絡します。
- (2) 有事における機関相互における緊密な連携、協力活動を確保するには、平時から当該防災関係行政機関等と有機的な関係を維持する必要があります。このため、東日本大震災により、被災自治体へ応援職員を派遣した経験を踏まえ、防災関係行政機関等が定例的に資料、情報等の提供及び交換が行える体制を整備します。

3 応急措置等の要請要領

(1) 基本方針

区が都、他の区市町村及びその他の機関に応援又は応援のあつ旋を求める場合には、別に定めるものを除くほか、この計画に定めるところにより要請します。

(2) 都知事に対する要請

区長は、都知事（都本部長）に応急措置等の要請をするに当たっては、総務局（災害対策部）を経由して次に掲げる事項について、取り急ぎ無線又は電話をもって処理し、後日文書により改めて処理します。

ア 都に応急措置の実施又は応援を求める場合

(ア) 災害救助法の適用を要請する場合

- ① 災害発生の日時及び場所
- ② 災害の原因及び被害の概要
- ③ 適用を要請する理由
- ④ 適用を必要とする期間
- ⑤ 適用を必要とする地域
- ⑥ 既に取った救助措置及び取ろうとする措置
- ⑦ その他参考となるべき事項

(イ) 罹災者の他地区への移送を要請する場合

- ① 移送を要請する理由
- ② 移送を必要とする罹災者の数
- ③ 希望する移送先
- ④ 他地区に収容を要する予定期間
- ⑤ その他必要事項

(ウ) 都各部局への応援要請又は応急措置の実施の要請

- ① 災害の状況及び応援を要する理由（災害の状況及びあつ旋を求める場合はその理由）
- ② 応援を必要とする機関
- ③ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

- ④ 応援を必要とする場所、期間
- ⑤ 応援を必要とする活動内容
- ⑥ その他の必要事項

イ 自衛隊の災害派遣要請を都知事に求める場合

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

ウ 指定地方行政機関等、他区市町村又は他府県への応援要請のあつ旋を都に求める場合

- (ア) 災害の状況及び応援を要する理由
- (イ) 応援を必要とする期間
- (ウ) 応援を希望する物資・資材・機械器具等の品名及び数量
- (エ) 応援を必要とする場所
- (オ) 応援を必要とする活動内容
- (カ) その他の必要事項

第 11 職員の派遣要請

1 派遣要請の要領

都知事又は指定地方行政機関等に対し職員の派遣を要請する場合又は都知事に対し他の市区町村若しくは指定地方行政機関等に職員の派遣のあつ旋を要請する場合は、下記の事項を伝え、派遣要請を行います。

- (1) 派遣を要する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他勤務条件
- (5) その他参考となるべき事項

2 派遣職員の処遇及び経費負担

派遣職員の処遇及び経費負担については、災害対策基本法第 32 条（派遣職員の身分扱い）・第 92 条（指定行政機関の長等又は他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担）、同施行令第 17 条・第 18 条・第 19 条及び職員の給与に関する条例第 28 条（災害派遣手当）に定めるところによります。

第 12 自衛隊災害派遣要請

1 要請の時期

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人命又は財産の保護のため、本部長が必要と認めたときに要請します。

関係法令	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）	自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）
	自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）	自衛隊の災害派遣に関する訓令（昭和 37 年防衛庁訓令第 3 号）

2 要請方法

「応急措置等の要請要領」（第 10・3）の定めるところにより都知事（本部長）を通じ要請します。

なお、区内に災害が発生し、災害が都知事に要請ができない場合には、直接関係部隊に通報します。この場合、速やかに都知事に通知します。

3 派遣部隊の受入体制

- (1) 派遣部隊が到着次第、応援を求める業務等必要な事項について責任者と協議します。
- (2) 派遣部隊の指揮所と駐屯スペースを確保します。

第13 防災関係行政機関等との相互協力

- 1 区は、応急対策の円滑な実施を図るため、平時から防災関係行政機関等と連絡を密にし、災害時における協力体制を確立しておきます。
- 2 区及び防災関係行政機関等は、災害対策本部が設置された場合は、情報の収集・交換など連絡を密にして、迅速かつ適切な応急措置をとるため情報連絡員の派遣等の措置をとります。
- 3 区では、災害時において防災関係行政機関等の円滑な協力が得られるよう、以下の団体と協定の締結・覚書の取り交わしを行っています。
- 4 区では、不足する避難所への対応や要配慮者対策を進めるため、今後福祉避難所を運営する法人などと必要な協定等の取り交わしを行っています。
なお、協力要請の手順については各々の定めによります。

第14 他の自治体との相互援助協定に基づく要請

1 他自治体との相互援助協定の締結

区は、次のとおり他自治体と相互援助等の協定を締結しています。要請方法は、各協定に基づき行います。

- (1) 宮城県角田市との相互援助協定
- (2) 宮城県気仙沼市との相互援助協定
- (3) 長野県長和町との相互援助協定
- (4) 大分県臼杵市との相互援助協定
- (5) 城南5区（品川・渋谷・大田・世田谷区）の相互応援協定
- (6) 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定

2 応援自治体等職員の受入指針策定

応援自治体職員について、要請・受入に関する連絡調整、宿泊場所、車両の駐車場所の確保等を定めた具体的な運用マニュアルを事前に作成しておきます。

また、現状における地域避難所・福祉避難所・補完避難所の支援や応急危険度判定、復旧・復興支援に係る専門・技術系職員の不足状況等の課題を整理し、必要な職員規模や活用手順を事前に定めておきます。

3 職員派遣対応指針の策定

災害時相互援助協定に基づく派遣や特別区としての取組による派遣に対応するため、派遣に係る対応手順等を整理した「職員派遣指針（仮称）」を策定します。

第15 応急活動拠点の確保

区は、都が進める応急活動のための拠点的オープンスペースやヘリコプター緊急離発着場、大規模救出救助活動拠点等の確保に取り組みます。

地震が発生した際は、応急対策上重要な役割を果たすオープンスペースについて、その被害状況、使用の可否について把握し、利用に係る要望とともに都本部へ報告します。

第6章

情報連絡態勢



第1節 現在の到達状況・課題

第1 防災関係行政機関等相互の情報通信連絡体制

区は、防災行政無線や災害情報共有システムの整備をしています。また、地域防災行政無線により、発災当初の被害状況等の情報連絡を行います。このため、目黒区と防災関係行政機関等及び生活関連機関との間で「目黒区地域防災無線協議会」を発足させ「目黒区地域防災無線の常置に関する協定書」を取り交わしています。

しかし、震災発生時には、電話、FAX等の通信手段の機能が大きく低下し、行政機関内部における情報連絡、外郭団体や協定機関等との情報連絡が影響を受け、応急・復旧活動に支障が生じる可能性があります。

第2 住民等への情報提供体制

固定系防災行政無線や区ウェブサイト、緊急速報メール、SNS等を活用した区民等への情報提供体制を整えています。震災発生時には相当な混乱が予想されることから、更に情報発信態勢の整備を進め、住民等へ必要な情報を的確に伝える体制整備が必要になっています。

第3 住民相互の情報連絡等の環境

通信事業者が設定している災害用伝言サービス等の安否確認ツールを啓発していますが、これらのものが十分に活用されていない状況にあります。このため、家族等の安否や交通機関の運行状況に関する情報が不足し、帰宅困難者等の冷静な判断を妨げるおそれがあります。

第2節 対策の方向性と目標

第1 防災関係行政機関等相互の情報連絡体制の充実

防災行政無線や災害情報共有システムの機能拡充による区内部の情報連絡体制の確保に加え、防災行政無線、災害時優先電話、衛星携帯電話等の配備により、外部機関との重層的な連絡体制を構築します。

第2 住民等への情報提供

大地震等の災害が発生した場合において、区及び防災関係行政機関等は一体となり、迅速・適切な災害広報活動を実施します。

また、災害対策本部の設置に併せ、コールセンターを設置し、災害時における区民等からの問い合わせに対応します。

第3 住民相互の情報連絡手段の環境整備

通信事業者等と連携し、災害時の安否確認手段を広く区民に周知します。

第1 防災関係行政機関等相互の情報連絡体制の整備

区、都及び防災関係行政機関等との連絡体制を構築します。各機関の取組内容は次のとおりです。

1 区

地域防災行政無線又はその他の手段により、区の区域内にある区有施設や防災関係行政機関等の管理者との間で通信を確保します。

(1) 災害対策本部

災害時における情報の一元的収集・管理を図るため、情報集約機能を持つ災害対策本部を設置し、次のように情報を管理します。

- ・固定系防災行政無線による地域住民への避難誘導
- ・防災カメラによる被害状況の把握
- ・河川水位、降雨量、地震、気象情報等の収集
- ・防災関係機関との情報連絡 など

(2) 目黒区防災行政無線

災害時の通信手段として、「デジタル移動系通信システム（以下「移動系防災行政無線」）」を災害対策本部、道路公園サービス事務所、小中学校、住区センター等の区有施設及び、警察、消防署、各ライフライン関係機関、救急医療機関等の防災関係行政機関等に配備しています。

この移動系防災行政無線は、震災時等で一般電話が断絶又は輻輳等の理由で利用できない場合に、非常通信手段として活用されます。

(3) 災害時優先電話

災害時、電話回線が輻輳している場合、一般電話は発信規制され、かかりにくくなります。その際、災害時優先電話の指定を受けている電話は災害時でも発信規制されず、優先的に発信することが可能となっており、非常通信手段として活用されます。

(4) 目黒区災害情報共有システム

災害対策本部・各防災関係行政機関等が把握した、被害状況等の収集・蓄積・管理をします。

災害情報共有システムの運用については定期的に職員向け研修を行い、全職員が操作の習熟に努めます。

(5) 東京都防災システム

東京都防災システムは、東京都防災センターを中心に各区市町村、警視庁、東京消防庁、気象庁、災害拠点病院等に整備しています。

なお、東京都防災システムの構成は次のとおりです。

名称	概要
東京都災害情報システム (DIS)	・災害時に防災関係行政機関等から収集した被害情報、措置情報等を都が一元的に管理し、これらの災害情報を活用することで災害対策活動に活用します。
画像伝送システム	・テレビ会議を行い被害状況の伝送を行います。
東京都防災行政無線	・災害時の通信手段として整備しており、無線電話、無線FAX、データ通信が利用できます。
地震被害判読システム	・警視庁及び東京消防庁のヘリコプターからのテレビ映像を受信し、被災状況を把握します。

表 東京都防災システムの構成

※画像伝送システムは、気象庁、病院等には整備されていません。

※地震被害判断システムは、警視庁、東京消防庁、都総務局総合防災部のみにあります。

(6) バックアップ体制

ア バックアップ体制の確保

区が保有する情報システムのデータは、区政運営の根幹をなし、区民の日常生活に密接な関わりを有するものです。平常時から十分な保全体制を築いておき、損傷した場合にも速やかに復元を行える手順を整備します。

また、情報処理機器についても設置に当たり、設置場所の特性に応じて使用不能となる事態を回避するよう留意し、万一使用不能となった場合の代替措置を検討します。

イ 停電時におけるO A環境

停電や給電を行う電源装置の障害発生時においても情報発信ができるよう、必要な電源の確保に努めます。

総合庁舎においては、ライフライン途絶時に備え、携帯型のパソコン等の緊急用のO A機器の整備を進めるとともに、非常用電源設備の整備を推進し、可能な限りの燃料確保に努めます。

総合庁舎で災害対策本部を設置した場合、本部運営、コールセンター、広報業務を行うために必要なネットワーク機器、サーバー・パソコン・目黒区防災行政無線機器などを稼働させるために必要な電源は、他の業務に優先して供給します。

総合庁舎だけではなく、庁外施設においても、無線通信機器や災害情報共有システムに必要なパソコン等を稼働させるのに最低限必要な非常用電源設備の整備を進めていきます。

2 警察署

警察無線、警察電話及び防災行政無線等により、各交番及び防災関係行政機関等と情報連絡体制を構築します。

3 消防署

消防・救急デジタル無線、消防電話及び防災行政無線等により、各消防出張所、消防団及び防災関係行政機関等と情報連絡体制を構築します。

第2 住民等への情報提供体制の整備

区は、区民への情報提供体制を整備するとともに、報道対応の円滑化を図ります。取組内容は次のとおりです。

1 固定系防災行政無線を利用した区民への情報提供

災害対策本部から、避難指示などの情報を、区民に伝達するため、区内各所に固定系防災行政無線スピーカーを整備しています。また町会・自治会等に戸別受信機を配備しています。

2 広報紙の早期発行

緊急情報に特化した臨時のめぐろ区報を作成し、配布します。

3 区民への情報伝達の多様化

情報を区ウェブサイト（多言語翻訳機能付き）、緊急速報メール、SNS、防災地図アプリ、Yahoo!防災速報等を用いて情報伝達の多様化を図ります。

第3 区民が利用できる情報連絡等の環境整備

災害発生時においても、区民相互が安否確認を行うことが可能な環境を整えとともに、区民が事前にその方法を熟知し、災害情報などの入手方法が確認できる環境を整備していきます。取組内容は次のとおりです。

1 区

区は、防災意識の啓発活動を通じて、区民に安否確認手段を周知します。

2 通信事業者

- (1) 安否確認手段の確保、区民向け通信基盤の充実や耐震化を推進します。
- (2) 広く住民等に安否確認手段や災害時の情報入手手段が複数あることを周知します。
- (3) 早期復旧に向けた取組内容について周知します。

3 鉄道事業者

駅での情報提供など震災時における利用者への情報提供体制を整備します。

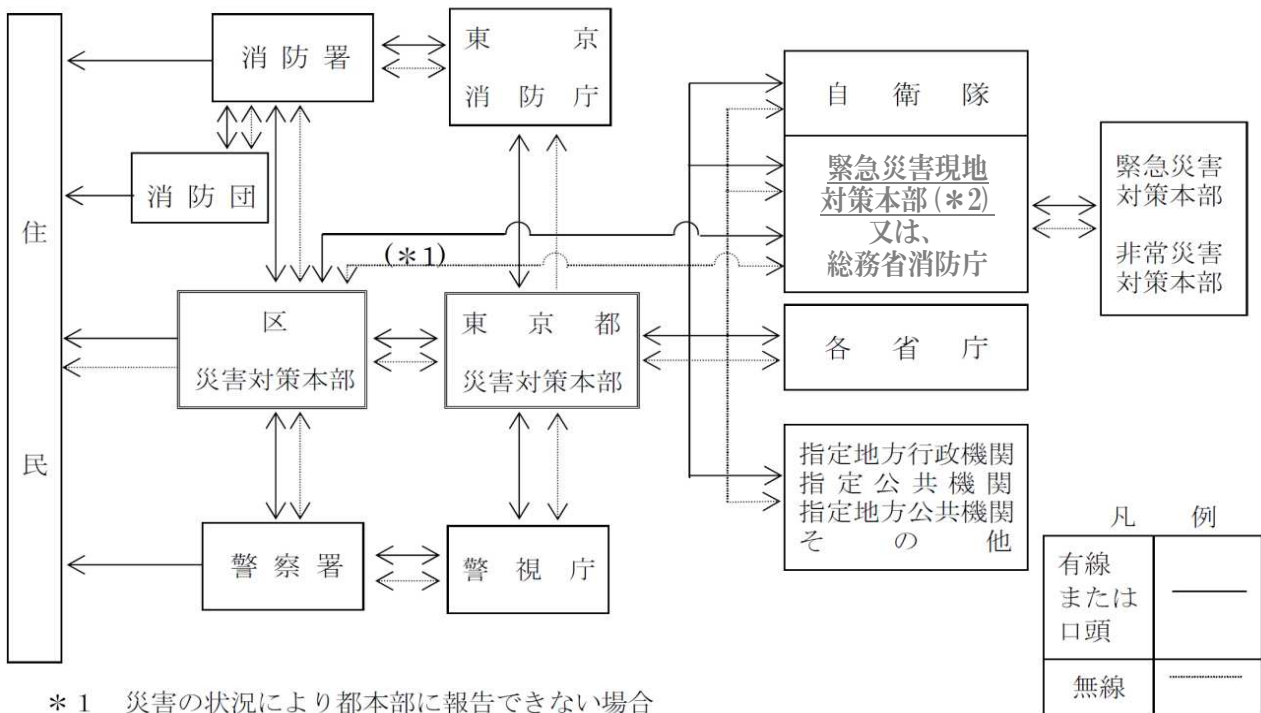
第3-2節 具体的な取組 <応急対策>

第1 防災機関相互の連絡体制（警報及び注意報などの第一報）

警報及び注意報の発表、伝達を行います。詳細な取組は次のとおりです。

1 業務手順

(1) 情報伝達系統図



* 1 災害の状況により都本部に報告できない場合

* 2 災害の状況により緊急災害現地対策本部が設置された場合

図 情報伝達系統図

(2) 各防災関係行政機関等の対応

機関名	内容
区	<p>1 災害原因に関する情報の通報 地象等災害原因に関する重要な情報について、都又は防災関係行政機関等から通報を受けたとき又は自らその発表を知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災区民組織等及び一般区民等に周知する措置を行います。</p> <p>2 異常現象の通報 区は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官等から連絡を受けた場合又は区自らが認識したときは、直ちに都及び気象庁に通報します。</p>
都	<p>1 重要な情報の通報 都は、地象と水象その他の災害原因に関する重要な情報について、気象庁、区その他の関係防災行政機関等から通報を受けたとき又は自ら収集するなどして知ったときは、直ちに関係のある区市町村、防災関係行政機関等に通報します。</p> <p>2 注意報及び警報の通報 都は、重要な注意報及び警報について、気象庁から通報を受けたとき又は自らその発令を知ったときは、直ちに関係のある区市町村に通知します。</p>
警視庁	<p>1 警視庁は、気象庁から津波情報の通報を受けたときは、直ちに警察署を通じて、関係区市町村に通報します。</p> <p>2 異常現象の通報 警察署長は、異常現象を認知したとき又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに関係区市町村に通報します。</p>
東京消防庁	<p>1 都総務局からの通報に基づき、地震による津波の発生するおそれのあるときは、直ちに消防署、消防団に一斉通報し、消防署、消防団は区と連携し、区民に周知を図ります。</p>
気象庁	<p>1 津波予報、地震情報の種類 気象庁が必要と認めるとき発表する津波予報及び地震情報等の種類は次のとおりです。 (1) 津波予報（津波注意報、津波警報） (2) 地震及び津波に関する情報（津波情報、地震情報、各地の震度情報）</p> <p>2 津波予報、地震情報等の通知 津波予報を行った場合、各機関に通知します。また、緊急警報信号の放送により津波警報の放送を行う放送局に対し通知することとなっています。</p>
NTT東日本(株)	<p>1 警報の伝達 (1) 気象業務法に基づいて、気象庁から伝達された各種警報は、区市町村及び防災関係行政機関に通報します。 (2) 津波警報以外の警報の伝達は、電話により各区市町村に通報します。 (3) 津波警報の伝達は、電話により関係機関に伝達します。</p> <p>2 警報の取扱順位等 (1) 警報はすべての通信に優先して取扱い、特に津波警報は他の警報に優先して取り扱います。 (2) 警報の伝達料金は無料とします。</p>
放送機関	<p>広く住民に対し各機関と連携した避難指示等に関する情報提供を行うなどの災害時対応を実施します。 伝達する情報は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等避難 ・避難指示 ・警戒区域の設定
東京電力パワーグリッド(株)	<p>停電状況の情報提供・停電箇所の応急復旧</p>
その他の防災関係行政機関	<p>その他の防災関係行政機関は、都、気象庁、その他の防災関係行政機関から通報を受けた重要な情報、注意報及び警報については、直ちに所属機関に通報します。</p>

2 区の取組

(1) 連絡体制

ア 通信窓口の統一

情報の混乱を避けるため、区、防災関係行政機関等に情報受発信の総括を行う連絡責任者を設置し、窓口の統一を図ります。

イ 連絡手段

災害時の連絡手段は次のとおりです。

種類	用途など
災害時優先電話	区主要施設間の連絡手段
移動系防災行政無線（260MHz 帯）	主に災害対策本部、避難所間、防災関係行政機関等の非常通信手段
固定系防災行政無線（60MHz 帯）	区民に対する災害情報の伝達手段
東京都防災行政無線	都本部に対する情報連絡手段
衛星電話	非常連絡手段

表 災害時の連絡手段

(2) 情報収集

ア 区の情報収集体制

情報収集と伝達は次のとおり行います。

- ・小規模災害 → 防災課
- ・大規模災害 → 災害対策本部

イ 把握する内容

- ・異常現象の発生内容又は災害発生の原因及び経過
- ・区内の被害に関する情報
- ・区が実施した措置状況

(3) 情報伝達

ア 都への情報伝達

区は、次のとおり都へ情報伝達を行います。

- ・区は、収集した情報を直ちに都その他の防災関係行政機関等へ伝達します。
- ・都本部への情報連絡は、東京都災害情報システムにより行います。
- ・都本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用します。

イ 区民への情報伝達

区は、入手した情報のうち、必要と認められるものについては、区民等に次のとおり情報伝達を行います。また、地区サービス事務所をはじめ、警察・消防機関等の協力を得て広く区民に周知します。

- ・防災行政無線（屋外スピーカー、戸別受信機、防災行政無線音声自動応答サービス）
- ・区ウェブサイト
- ・緊急速報メール
- ・SNS
- ・防災地図アプリ
- ・Yahoo!防災速報
- ・広報車（生活安全パトロール車）
- ・報道機関を介した広域周知（Lアラート等）
- ・その他

ウ 防災関係行政機関等と連携した避難指示等の発表

災害対策本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、区民等に対し、都・放送機関と連携した避難指示等に関する情報提供を行います。対応は次のとおりです。

(ア) 内容

各放送機関に対する放送要請は、原則として、都知事を通じて行います。

ただし、都との情報途絶がある場合や情報伝達に遅延が許されない場合には、直接、各放送機関に対して要請します。

(イ) 伝達する情報

- ・高齢者等避難
- ・避難指示
- ・警戒区域の設定

第2 防災機関相互の連絡体制（被害状況等）

災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次のとおり都へ報告します。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況を都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告します。

1 報告すべき事項

- ・災害の原因
- ・災害が発生した日時
- ・災害が発生した場所又は地域
- ・被害状況
- ・災害に対して既に行った措置及び今後取ろうとする措置
- ・災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ・その他必要な事項

2 報告の方法

原則、東京都災害情報システムへの入力によります。ただし、システム障害等で利用できない場合は、電話、FAXなどあらゆる手段を用いて報告します。

報告の種類	入力期限	入力画面	
発災通知	即時	発災情報	
被害措置概況速報	即時及び都が通知する期限内	災害総括 被害情報 措置情報	
要請通知	即時	要請情報	
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括
	各種確定報告	同上	被害情報 措置情報
災害年報	4月20日	災害総括	

表 報告の方法

3 被害程度の認定基準

(1) 人的被害

人的被害については、次により区分して示します。なお負傷者については「重症」と「軽症」に分けて報告を行います。

区分	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認できないが、死亡したことが確実なもの。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。
負傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの、負傷のうち「重症」とは1月以上の治療を要する見込みのもの、「軽症」とは1月未満で治療できる見込みのもの。

表 人的被害

(2) 住家の被害

区分	認定基準
住家	人が起居できる設備のある建物又は現に人が居住のために使用している建物をいう。 なお、土蔵、小屋であっても現実に人が居住しているときは、住家とみなす。
世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
棟	一つの独立した建物をいう。
全壊	家屋全部が倒壊、流失、埋没したもので、その損壊程度が1棟の延床面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%以上に達した程度のものである。
半壊	住家の損壊した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。
一部損壊	住家の損害程度が、半壊に達しない程度のものである。
床上浸水	全壊又は半壊に該当しないが、浸水がその住家の床上に達した程度のものである又は砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものである。
床下浸水	住家が床上浸水に達しない程度のものである。

表 住家の被害

(3) 非住家の被害

区分	認定基準
非住家	官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等及び土蔵、倉庫、納屋等の住家以外の建物をいう。
非住家被害	非住家に対する全壊、半壊程度の被害を受けたものである。

表 非住家の被害

(4) 田畑の被害

区分	認定基準
流失埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕農が不能となったものである。
冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもので、耕地、作物に被害を受けたものである。

表 田畑の被害

(5) その他の被害

区分	認定基準
道路決壊	高速自動車道、一般国道、都道及び区道が決壊し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたものである。
道路の一部損壊	前項(1)の道路の一部が決壊し、道路の決壊にいたらない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するものである。
橋りょう流失	区道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害を受けたものである。
橋りょうの一部損壊	前項(3)の道路に架設した橋の一部を決壊し、橋りょうの流失にいたらない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するものである。
堤防決壊	河川の堤防、あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊した程度に被害を受けたものである。
堤防の一部損壊	堤防決壊にいたらない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するものである。
被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものである。
その他の被害	農業用施設、林業用施設、砂防施設、港湾及び漁港施設、農作物等の被害で、特に報告を必要とするものである。

表 その他の被害

(6) 被災者

区分	認定基準
被災世帯	災害によって何らかの被害を受けた世帯
被災者	被災世帯の構成員をいう。

表 被災者

(7) 被害額

物的被害の概算額を千円単位として計上します。

第3 広報体制

広く住民に対し、災害にかかる正確な情報を迅速かつ確実に提供を行います。対応は次のとおりです。

1 各防災関係行政機関等の対応

機関	対応
区	<p>1 震災発生直後に行う広報 区は、防災行政無線、区ウェブサイト、緊急速報メール、SNS、防災地図アプリ、Yahoo!防災速報等、又は報道機関の協力で次の情報を広報します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震の規模・津波・気象の状況 電気・ガス・石油ストーブ等による火災予防の注意 避難及び避難時の方法等 道路状況と交通規制、交通機関の運行状況 学校等の措置状況 区の体制・措置状況 <p>2 被災者に対する広報 区は、防災行政無線、区ウェブサイト、緊急速報メール、SNS、防災地図アプリ、Yahoo!防災速報等又は報道機関の協力で次の情報を広報します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害情報 避難所開設状況 食糧・生活物資等の供給状況 医療機関の診療状況 電気・ガス・水道・電話等ライフラインの被害及び復旧状況 道路状況と交通規制、交通機関の被害及び復旧状況 防疫・保健衛生措置状況 学校の休校・再開等の措置状況 区の措置状況
警察	<p>避難を必要とする情報や混乱防止のため、次の広報活動を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 余震、津波等の気象庁の情報 火災の発生及び延焼状況や高圧ガス等の爆発に関する情報 地域の被害状況、被害の拡大予想及び復旧の見通し ライフライン等の被害状況及び復旧の見通し 主要道路、高速道路及び橋の被害状況並びに復旧見通し 交通機関の被害状況及び復旧の見通し 交通規制の実施状況及び渋滞情報 被災地域・避難所等に対する警戒状況等 その他混乱防止等を図るための情報 デマ・流言打ち消し情報
消防	<p>避難を必要とする火災情報や延焼防止等のため次の広報活動を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 出火防止、初期消火の呼びかけ 救出救護及び要配慮者(高齢者・身体障害者等)への支援の呼びかけ 火災等災害発生状況に関する情報 避難指示等に関する情報 救急告示医療機関等の診療情報 その他都民が必要としている情報
都水道局	<p>被害状況、復旧等の情報、二次災害防止等の情報について次の広報を行います。</p> <p>1 地震発生直後の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道施設の稼働状況 浄水場及び給水所における飲料水確保状況 応急対策の基本方針 その他住民への協力要請等 <p>2 応急対策開始後の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道施設の被害概要及びおおよその復旧見込み 復旧作業の実施方針 応急給水の実施方針及び給水拠点の周知方法 住民の注意すべき事項及び協力要請

	<p>3 応急対策の進捗に伴う広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の被害詳報及び復旧見込み ・前日までの作業状況及び新たに給水可能になった地域 ・当日までの復旧活動の概要 ・水質についての注意 ・住民への協力要請
都下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の被害、復旧等の状況及び下水道使用自粛の協力要請について広報を行います。 ・広域的な広報については、都本部を通じて報道関係機関の協力を得て行います。
鉄道・バス事業者	<p>運行や被災線区情報などの広報を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況 ・列車の不通線区や開通見込み等
電気事業者	<p>被害状況、復旧等の情報、二次災害防止等の情報について当社ホームページ、SNS への掲載、及び必要に応じ、広報車での周知や報道機関への情報提供を行うことで、事故防止に努めます。</p> <p>※倒れた電柱や電線が切れて垂れ下がっている場合は、絶対に手を触れないよう注意し、直ちに東京電力パワーグリッド(株)への通報をお願いします。 (コンタクトセンターTEL フリーダイヤル 0120-995-007)</p>
ガス事業者	<p>1 広報内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガスの供給状況、ガス供給停止地区復旧の見通し <p>2 広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NHK及び民法各社に「マイコンメーター復帰方法のビデオ」を配布しています。大地震発生時に放送を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まった場合に使用者が自身で復帰できるように、手順をご案内します。
放送機関	<p>防災関係行政機関等から情報を入手し適宜広報を行います。</p>
高速道路	<p>被害状況、復旧状況、二次災害防止等の情報について広報を行います。</p> <p>1 広報内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通規制情報 ・高速道路上からの避難方法 ・その他緊急対応情報 <p>2 広報手段</p> <p>首都高ホームページ、道路状況提供装置、ラジオなどを通じ情報を発信します。また、報道機関に情報提供を行い、テレビ等の媒体を通じた情報提供に努めます。</p>

2 区の対応

当該区域や所管施設において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに警察署、消防署等と連携して、必要な広報活動を実施します。

また、ケーブルテレビ局などの地域放送局を活用して、被災・復旧などの情報を放送します。

(1) 区からの発表

ア 区災害対策本部からの発表

(ア) 住民への広報体制

- ・区災害対策本部は、災害広報情報を統一的に収集し、発表します。
- ・区の所有する広報媒体を十分に活用して広報活動に当たります。

(イ) 警視庁・東京消防庁からの発表

警視庁及び東京消防庁が収集した災害情報等については、それぞれの記者クラブ等に対して発表します。

(2) 広報体制

区は、災害広報情報を統一的に収集し、区の所有する広報媒体を十分に活用して広報活動に当たります。なお、主な広報事項は、次のとおりです。

主な広報事項	
1	災害情報及び区の防災態勢
2	区の応急復旧対策
3	避難誘導、その他注意事項
4	交通機関運行状況
5	区民の士気、相互扶助精神の高揚方策
6	その他必要事項

(3) 区民への広報

区民に対する広報は、「第1 防災機関相互の連絡体制（警報及び注意報などの第一報）」に準じて行います。広報手段は次のとおりです。

広報手段	対応
広報車 (生活安全 パトロール車)	・災害発生のおそれのある場合において、危険が予想される地域を重点的に出動させます。 ・出動車は、区災害対策本部と緊密な連絡を取り、情報に適した広報区域、周知事項を決定し、効果的な広報活動を行います。 ・広報車は、生活安全パトロール車のほか、宣伝車の借上げ等を考慮します。
固定系防災行政 無線	・各小中学校、公園等に設置している固定系防災行政無線スピーカーを用いて、区民に対し、迅速かつ正確な広報活動を行います。

表 区民への広報

(4) 被災者に対する広報

前記(3)に加えて、次の情報伝達手段も積極的に活用し、避難所情報の提供等も行います。

- ・区広報紙
- ・区ウェブサイト
- ・緊急速報メール
- ・SNS
- ・防災地図アプリ
- ・Yahoo!防災速報

(5) 災害の記録

区及び各防災関係行政機関等は災害記録のための態勢を平常時から整えるとともに、相互に協力して記録を作成し、取りまとめは、危機管理課が行います。

災害発生時における被害地の状況を写真に収め、復旧対策広報活動の資料等として活用していきます。

(6) 報道機関への広報

ア 報道機関への発表

報道機関への発表は、災害対策本部において収集した災害情報を、事項の軽重、緊急性等を検討した上で、報道機関へ発表するものとします。

第4 広聴体制

発災後、被災者からの相談及び被災者への支援に関することなどの相談窓口を設置することで、混乱を防止するとともに、被災者等のニーズを把握します。なお、各機関の業務は次のとおりです。

1 区

被災者等のための相談窓口を設け、要望事項や苦情を聞き取り、その解決を図ります。

(1) 区の広聴体制

住民生活の速やかな復旧を図るため、広聴活動を展開し、被災住民の動向と要望事項の把握に努めます。

(2) 広聴・相談活動

区役所各課、地区サービス事務所及び地域避難所等において受けた要望、苦情等を速やかに関係災対本部に連絡し、問題の早期解決に努めます。

(3) コールセンターの設置

ア コールセンターの役割

災害対策本部の設置に合わせ、災害時における区民等からの電話の問合せ対応を行うコールセンターを設置します。コールセンターの設置及び廃止は災害対策本部の決定により行うものとします。

イ 規模、構成員

コールセンターの規模及び構成員は、災害の規模や現地の状況により検討して決めます。また、交代要員については、職員の参集状況により、災対各部からの応援職員も対応します。

ウ コールセンターの設置場所

災害対策本部が、総合庁舎に設置された場合は、コールセンターの設置場所は本部に隣接する特別会議室とします。

エ 機材

必要な機材として、電話機・庁内イントラパソコン（インターネット・災害情報システムの閲覧）、テレビ、コピー機（FAX、プリンター複合機）、録音機を配置するとともに、固定系防災行政無線の発信内容が把握できる態勢を整えます。

(4) 要配慮者に配慮した相談受付

相談に来られない又は情報伝達に配慮を要する障害者等の要配慮者に対しては、避難所における要配慮者支援窓口や要配慮者支援チームで対応し、外国人に対しては、専用の相談所を設けるなど、適切な対応を図ります。

ア 外国人への情報提供についての所管課は、文化・交流課とし公益財団法人目黒区国際交流協会と連携して対応します。あわせて、防災語学ボランティアの活用を図ります。なお、人員が不足する場合は、一般ボランティアをはじめ、状況に応じて語学力のある区職員を活用して対応します。

イ 要配慮者等への対応に人員不足がある場合は応援自治体職員、福祉ボランティアを活用して対応します。

2 警視庁

- (1) 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談に当たります。
- (2) 交通対策本部内に交通規制の内容及び緊急通行車両の標章に関するテレホンコーナーを開設します。

3 東京消防庁

- (1) 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談、被災者に対する出火防止指導、火災による罹災証明の発行に関する対応等に当たります。
- (2) 区民からの電子メールによる問い合わせに対応します。

第7章

医療救護等対策



第1節 現在の到達状況・課題

第1 初動医療体制の確立

令和4年5月に東京都が公表した被害想定では、区内で最大2,064人の負傷者（うち重症者は354人）の発生が想定されており、これらの負傷者に対応していくためには、より迅速な医療救護活動が行えるよう実効性のある体制を整えるとともに、都や関係機関との連携を今まで以上に強化していく必要があります。

そこで、区は、発災直後の医療救護活動を行うため、医療救護の必要が認められたときに、区内病院の敷地内又は近接地等に緊急医療救護所を開設するとともに、医療救護班を編成して負傷者に対応することとしています。

災害時に医療救護活動に医薬品等が不足した場合には、医療機能の維持に大きな支障が出るため、医薬品及び医療資器材等は、確実に確保する必要があります。

第2 医薬品・医療資器材の確保

現在、区では緊急医療救護所で使用する医療資器材、医薬品を目黒区薬剤師会の協力を得て備蓄するとともに、緊急医療救護所が設置される病院に医療資器材の整備を進めています。

第3 遺体の取扱い

災害救助法が適用された場合、区は遺体収容所を運営するとともに、都及び防災関係行政機関等と連携して遺体の捜索、収容、検視・検案、火葬等に当たります。

令和4年5月に東京都が公表した新たな被害想定では、被災による区内の死者は最大で161人とされました。このため、新たな被害想定に対応した体制を整える必要があります。

第2節 対策の方向性と目標

第1 初動医療体制の確立

発災直後、多数の負傷者等に迅速に対応するため、区内病院の敷地内又は近接地等に緊急医療救護所の設置場所を確保します。また、限られた医療資源を有効に活用し、多くの傷病者に対応するため、医療機関の役割分担を明確にします。発災直後の混乱下においても、限られた医療資源を最大限活用できるよう、区内の医療救護活動等を統括・調整する区災害医療コーディネーターを配置します。区災害医療コーディネーターは、区内の医療救護活動状況を的確に把握し、二次保健医療圏の区西南部地域災害医療コーディネーターと連携して、区内医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う役割を担います。

区内病院では、医師・看護師等病院職員が近隣に居住しているところもありますが、多数の負傷者等に対応するために、目黒区医師会等の参集体制を確立し、可能な限り医療職の人員を確保します。

また、負傷者の治療等には水と電力が必要です。緊急医療救護所における水・電力（自家用発電）などライフライン機能が確実に確保されるよう防災関係行政機関等と調整しておくことが必要です。特に、災害拠点病院、災害拠点連携病院については、病院の医療機能を維持できるように、都と連携して施設の耐震化の促進、水、食料、自家用発電に必要な燃料等の確保などライフライン機能を確保するように努めます。

- ・緊急医療救護所の設置場所 区内病院（9か所）の敷地内又は近接地等

第2 医薬品・医療資器材の確保

敷地内又は近接地等に緊急医療救護所を設置する病院には、あらかじめ緊急医療救護所を立ち上げるために必要な医療資器材を配備し、使用する医薬品等を備蓄しています。また、医薬品等を取り扱う関係団体と災害時協力協定を締結しています。急性期以降も、医薬品等の不足を回避し、的確な医療を提供できるよう、慢性疾患等命にかかわる医薬品等の確保体制を確立します。

医薬品や医療資器材等が不足した場合には、医療救護活動に大きな支障が出るため、医薬品や医療資器材の確保に向けて、目黒区薬剤師会協力の下、災害薬事センターを設置し、都や卸売販売業者と連携した供給体制を構築します。

第3 巡回医療・保健・衛生体制の確立

超急性期（発災後6～72時間）を越えると、医療ニーズは外傷治療から慢性疾患治療、健康管理へと移行します。ライフラインが復旧し始め、人的・物的支援の受入体制が進む急性期（発災後72時間～1週間）以降は、緊急医療救護所は徐々に縮小し、医療の提供は、巡回医療や区内診療所での診療に切り替えていくことになります。切り替える時期や重点的に巡回が必要な場所等については、区災害医療コーディネーターが区の医療ニーズを把握・検討し、目黒区医師会、目黒区歯科医師会、目黒区薬剤師会、防災関係行政機関等と協議しながら、緊急医療救護所による救護活動から巡回を中心とした医療活動に移行します。

急性期以降は、地域避難所や在宅療養者に対して、健康相談、心のケア、感染症対策や生活環境対策等の公衆衛生活動と医療活動が連携を取りながら円滑に実施できるよう体制を整備する必要があります。区災害医療コーディネーターは、医療救護及び公衆衛生活動に関して調整・情報交換をする場としての医療救護活動拠点において医療、保健、衛生に関わる職員、関係者、外部からの支援者間で情報を共有し、連携を図りながら、計画的に巡回活動を実施します。

第4 情報提供・共有体制の確立

災害時において、多数の負傷者や透析患者、妊産婦等、医療を必要とする者を的確に医療機関に誘導するためには、まず医療機関の情報を適時に収集する必要があります。そのため、保健所、病院には、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）代替サービス（新EMIS）^{*}を整備し、ライフラインの途絶等も考慮し、複数の通信手段を確保する必要があります。

また、地域の災害医療の中核的機能を担う災害拠点病院やその他の医療機関等が連携するために、医療機関相互の情報が共有できるような情報共有体制を整備していきます。

活用できる医療機関情報は、迅速かつできるだけ多くの区民に提供する必要があり、適正な情報提供体制を整備する必要があります。

防災無線、衛星電話等、様々な通信手段により、区内の緊急医療救護所、災害拠点病院や災害拠点連携病院の情報を一元的に収集します。集約した情報や医療救護活動方針を地域災害医療コーディネーターに報告するとともに、医療機関と共有します。また、区災害医療コーディネーターは医療資源の再配分等を行います。

区民への医療情報の提供については、避難所への掲示、区ウェブサイト、携帯、ケーブルテレビなどあらゆる媒体を利用し、情報は逐次更新していきます。

※ 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）代替サービス（新EMIS）

Emergency Medical Information System の略で、災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的とするシステムです。（令和7年よりEMIS→EMIS代替サービス（新EMIS）へ切り替え）

第5 外部支援の受入体制の確立

多数の負傷者に対して迅速に医療救護活動を行うため、応援医療チームや国、他自治体からの応援職員、医療ボランティアも受け入れる体制を確立する必要があります。また、既存の医療機能との円滑な運営のためには情報の共有が欠かせず、活動の拠点等を整備する必要があります。

そのため、区災害医療コーディネーターは、必要に応じ区西南部地域災害医療コーディネーターへ、医療機関等の応援医療チームや国、他自治体からの応援職員の派遣要請を行います。医療救護活動を的確に行うため、医療救護活動拠点を設置し、区の職員、区内防災関係行政機関等、応援職員の定期的な情報交換を行います。

第6 遺体の取扱い

新たな被害想定による死者数に対応するため、遺体収容所用資器材等の備蓄内容を見直します。

また、遺体の検視・検案等に関しては、速やかな検視・検案等に資するよう、遺体収容所の業務手順を整理します。

第3-1節 具体的な取組 <予防対策>

第1 初動医療体制の整備

1 情報連絡体制等の確保

(1) 区災害医療コーディネーターの設置

区は、区内の医療救護活動等を統括・調整するために、医学的な助言を行う区災害医療コーディネーターを配置します。

区における災害医療コーディネーターは、目黒区医師会会長等及び保健所長とします。

(2) 情報連絡体制の整備

区は、区災害医療コーディネーターが区内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、区内病院、目黒区医師会、目黒区歯科医師会及び目黒区薬剤師会などと連携し、情報連絡体制を構築します。

(3) 東京都、二次保健医療圏との情報連絡体制の整備

災害時に、二次保健医療圏と情報共有や災害医療にかかる具体的な方策の検討、医療連携体制の調整を行うよう、区西南部地域災害医療コーディネーターとの情報連絡体制を構築します。

名称	説明
東京都災害医療コーディネーター	都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う都が指定する医師
地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定する医師
区災害医療コーディネーター	区の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う区が指定するコーディネーター。目黒区医師会会長等及び保健所長

表 災害医療コーディネーターの区分

2 医療救護活動の確保

(1) 医療救護活動に係る体制整備

ア 区は、発災直後の緊急医療救護所での活動や被災状況に応じた医療救護活動を迅速に行うことができるよう、災害活動マニュアルを整備します。

イ 区は、目黒区医師会、目黒区歯科医師会、目黒区薬剤師会、東京都柔道整復師会目黒支部、区内病院、医薬品卸等と協定を締結しており、協定に基づく医療救護体制を整備します。

(2) 緊急医療救護所の設置場所の確保

区は、災害拠点病院、災害拠点連携病院等の敷地内又は近接地等 9 か所に緊急医療救護所を設置します。

(3) 医療救護活動拠点の整備

急性期以降において、区災害医療コーディネーターを中心に緊急医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換・地域避難所等における巡回保健・衛生及び感染症対策等医療救護活動についての検討等を行うことができるように、目黒区保健所に医療救護活動拠点を確保します。

3 負傷者等の搬送体制の整備

(1) 負傷者の搬送方法の検討

区は、車両等を保有する防災関係行政機関等と輸送業務に係る協定の締結に取り組み、搬送手段を確保します。

(2) 医療救護所における傷病者の搬送体制の構築

区は、重症者等の災害拠点病院等への搬送について、都・東京消防庁と連携して搬送体制を構築し、訓練の実施に努めます。

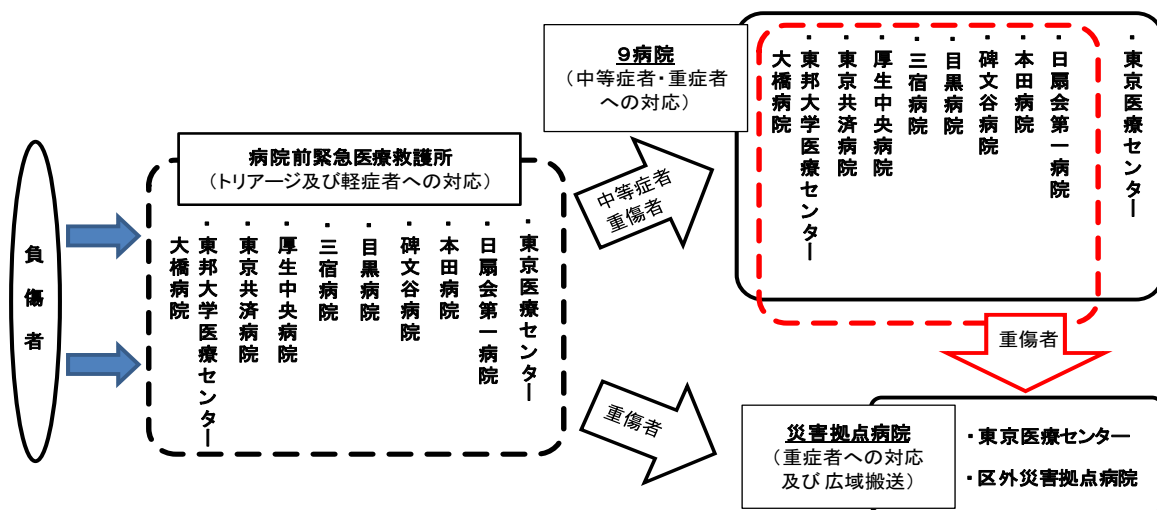


図 医療救護の流れ (発災直後～超急性期 72 時間まで)

第 2 防疫及び保健衛生体制等の整備

1 防疫・保健衛生活動の実施体制の整備

区は、新型コロナウイルス感染症やその他の感染症のまん延防止等のため、災害時の防疫・衛生活動に係るマニュアルを策定します。また、防疫・消毒用資器材を備蓄するとともに、備蓄が不足した場合の調達方法を確立します。

2 動物救護活動への協力体制の整備

震災によって発生が予測される放浪動物等に適切に対応するため、区は都や関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備します。

第3 医薬品・医療資器材の確保

1 医薬品・医療資器材の備蓄

区は、緊急医療救護所や避難所で使用する医薬品・医療資器材を、発災から3日間必要な量を目安に備蓄します。

2 医薬品・医療資器材の確保

区は、目黒区薬剤師会等と協定を締結しており、医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に目黒区薬剤師会及び卸売販売業者と協議します。また、災害時に救急医薬品などの優先供給の協力体制を整備します。

3 災害薬事センターの設置検討

区は、災害時において必要な医薬品等の供給を行うため、緊急医療救護所や避難所等への医薬品等の供出拠点となる「災害薬事センター」を設置する体制を整えます。

区は目黒区薬剤師会と協議の上、災害薬事センターの設置場所、災害薬事コーディネーターや運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容を整備します。

第4 行方不明者の搜索・遺体の取扱い

災害の発生により、行方不明者や死亡者が発生したときは、搜索、遺体の収容、検視・検案、火葬等について、区は都及び防災関係行政機関等と相互に連携して取り組む体制を整備します。

第3-2節 具体的な取組 <応急対策>

区分	想定される状況
0 発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1 超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2 急性期 (72時間～1週間)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3 亜急性期 (1週間～1か月)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に回復している状況
4 慢性期 (1～3か月)	避難生活が長期化しているが、ほぼ復旧して地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5 中長期 (3か月以降)	通常診療がほぼ回復している状況

表 医療救護活動におけるフェーズ区分

第1 初動医療体制等

1 区における医療情報の収集伝達

(1) 医療情報の収集伝達

区災害医療コーディネーターは、目黒区医師会等防災関係行政機関等と連携して、区内の人的被害並びに病院、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況等を把握し、併せて区西南部地域災害医療コーディネーターに報告します。

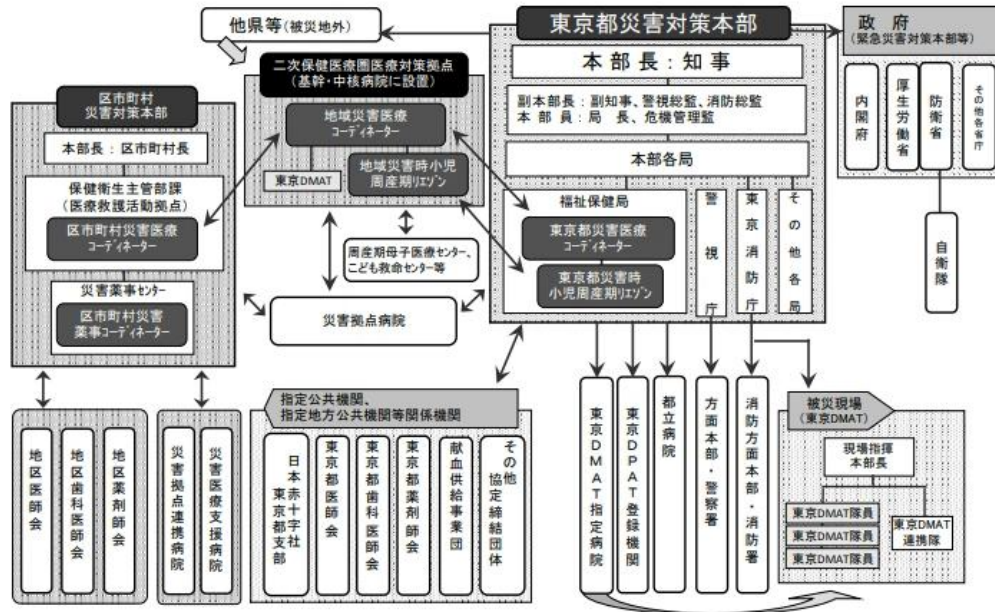


図 発災直後の医療連携体制（イメージ）【都地域防災計画より】

(2) 地域住民への周知

区は、緊急医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を、区ウェブサイトや避難所内への掲示などを通じて、地域住民に周知します。

2 初動期における医療救護活動

(1) 医療救護活動の開始指示

区本部長は、医療救護の必要があると認めたときは、医療救護活動の態勢を整えるよう指示します。

(2) 医療救護活動

被災状況に応じて、あらかじめ指定する場所（病院の敷地内又は近接地等9か所）に緊急医療救護所を設置します。また、目黒区医師会等との協定に基づき緊急医療救護所への医師等の派遣及び医療救護活動を要請します。同時に、医療救護活動拠点に区災害医療コーディネーターを配置して、超急性期における緊急医療救護所での活動及び被災状況に応じた巡回医療救護活動に移行します。

なお、区外の災害拠点病院への搬送が必要な重症者が発生した場合、区災害医療コーディネーターは区西南部保健医療圏内の災害拠点病院に対し、その受入を要請します。また、圏域を越える搬送が必要な場合は区西南部地域災害医療コーディネーターに調整・受入を要請します。

(3) 目黒区医師会等による医療救護

ア 区災害医療コーディネーターから要請を受けた目黒区医師会は、協定に基づき緊急医療救護所に医師等を派遣します。

イ 目黒区医師会は、広域災害に対し、迅速的確な医療救護活動の万全を期して全医師会員の協力により次のとおり医療活動を行います。

- ・ 受入れ可能な病院等に傷病者を搬送します。入院施設のある病院、診療所は率先して患者の収容・治療に当たります。
- ・ 全医師会員は、非常災害救護員である標識を常備して事態に備えます。

- ・ 医師相互の連絡は、災害時優先電話を中心としますが、区との連絡は医療活動の円滑化を図るため、防災行政無線設備を活用します。
 - ・ 目黒区医師会は、被害状況に応じて医療救護活動体制を整えます。
 - ・ 別途整備する情報連絡システムにより医療情報等を交換し、的確な医療活動を実施します。
- ウ 目黒区歯科医師会は、被害状況に応じて、歯科医師、歯科衛生士、事務補助による巡回歯科医療救護活動を行います。
- エ 目黒区薬剤師会は、被害状況に応じて、次のとおり医療活動を行います。
- ・ 緊急医療救護所等における傷病者・被災者等に対する調剤、服薬指導、医薬品の仕分け、管理
 - ・ 災害薬事センターの運営（医薬品等の管理・保管・仕分け等）
 - ・ 巡回班（巡回医療・保健担当）と連携した上での、被災者の健康管理や避難所の衛生管理、防疫対策への協力
- オ ライフラインが復旧し、再開が可能となった診療所から順次診療を開始します。

（４）医療救護活動拠点の設置

区は、医療救護活動拠点を目黒区保健所に設置し、区災害医療コーディネーターが中心となり緊急医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整します。

（５）都への応援要請等

医療救護体制が不足する場合には、区西南部地域災害医療コーディネーターに応援を求めるほか、都に対し応援を要請します。

3 負傷者等の搬送

（１）負傷者の搬送

あらかじめ定めた調達方法により車両を手配し、被災現場から緊急医療救護所への負傷者の搬送、緊急医療救護所から医療施設への移送を行います。

負傷者等の災害拠点病院等への搬送は、東京消防庁への要請、調達した車両の使用など、状況に応じて対応します。また、必要と認められる場合は、ヘリコプター等の搬送手段の確保を都に要請します。

（２）医療スタッフ及び医薬品等の搬送

区災害医療コーディネーターは、医療機関等が緊急医療救護所等で医療救護活動を速やかに行えるよう、医療スタッフ及び医薬品等の搬送を行います。ただし、都から派遣されるスタッフ等については、都が対応します。

第２ 防疫及び保健衛生体制

1 保健活動

（１）巡回保健

ア 区災害医療コーディネーターは巡回健康相談等を行うために、保健師・管理栄養士等その他必要な職種で構成する巡回班（巡回医療・保健担当）を編成し、避難所等に派遣します。

イ 巡回班（巡回医療・保健担当）は、巡回班（巡回衛生担当）と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行います。

ウ 巡回班（巡回医療・保健担当）は、避難所等における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行います。

また、治療を必要とする住民がいる場合には、必要に応じて医療機関へ引き継ぎます。

（２）こころのケア

被災住民等の心的外傷後ストレス（PTSD）を視野に入れて、メンタルヘルスケア活動を行います。

また、治療を必要とする住民がいる場合には、必要に応じて医療機関へ引き継ぎます。

（３）在宅人工呼吸器使用者への対応

ア 「災害時個別支援計画」を策定した在宅人工呼吸器使用者については、支援者が安否確認を行います。

イ 在宅人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援します。

ウ 在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請します。

(4) 在宅難病患者への対応

在宅難病患者の状況把握に努めるとともに、医療機関及び近隣の区市等との連携により、搬送及び救護体制の支援に努めます。

(5) 透析患者等への対応

透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、透析患者への情報提供に努めます。

(6) 妊婦への対応

産科医療機関の被災の状況、産科医療の可否について情報を収集し、妊婦への情報提供に努めます。また、健康相談により不安の払拭に努めます。

2 衛生活動

区災害医療コーディネーターは災害の程度に応じて消毒活動、食品衛生活動及び環境衛生活動を行うため、食品衛生監視員・環境衛生監視員等で巡回班（巡回衛生担当）を編成し、避難所等に派遣します。

巡回班（巡回衛生担当）は次の業務を行います。

(1) 消毒活動

被災地の衛生状態の悪化を防止するため、避難所・仮設トイレ・廃棄物集積所・下水があふれた場所・被災家屋などへの消毒及び衛生害虫等の防除を行います。

ア 業務内容

(ア) 避難所等の衛生状態及び被災状況の把握

(イ) 避難所・仮設トイレ・公衆便所・廃棄物集積所・下水があふれた場所・被災家屋等の消毒及び衛生害虫等の防除

イ 協力体制

必要に応じて都・区市町村・東京都PCO協会*等に対し、作業車・従事者の出動を要請します。

* 東京都PCO協会

公益社団法人東京都ペストコントロール協会の略称。ねずみ・害虫などの有害生物の防除及び防疫に関する多彩な活動を行い、都内の衛生的かつ快適な生活環境を保持増進させて都民の健康と福祉の向上に寄与することを目的としています。

(2) 食品衛生活動

食中毒等の食品による事故を未然に防止するため、避難所、避難区民、食品取扱施設等に対する衛生知識の普及・啓発及び監視指導を行います。

ア 業務内容

(ア) 避難所における食品の衛生的管理の指導及び普及啓発

(イ) 被災店舗及び食品営業施設の把握及び監視指導

イ 関係団体等との連携

(ア) 東京都等他自治体と情報共有した広域流通食品の監視指導

(イ) 目黒区食品衛生協会等と連携した食品の安全確保

(3) 環境衛生活動

飲料水、避難所等の生活環境及び環境衛生営業施設の衛生確保を図るため、必要な技術指導、情報提供及び監視指導を行います。

ア 業務内容

(ア) 避難所における飲料水の衛生確保に係る指導

(イ) 汚染を受けた受水槽などの水質検査及びその後の処理指導

(ウ) 井戸・受水槽等の身近な水源の衛生的な利用方法に関する情報提供

(エ) 飲料水に利用する消毒剤の適正な使用方法の指導

(オ) 避難所における生活環境の衛生確保のための助言・指導

(カ) 避難所における消毒及び衛生害虫等の防除についての助言・指導

(キ) 環境衛生営業施設の衛生確保に係わる指導

イ 衛生活動に関する協定

被災者への理容活動やその資器材・消耗品の提供が必要になった場合に備え、東京都理容生活衛生同業組合目黒支部と「災害時における衛生活動に関する協定」を締結しています。

3 感染症対策

区災害医療コーディネーターは防疫活動が必要であると認めるときは、目黒区医師会及び目黒区薬剤師会に速やかに連絡を取り、適切な処置を取るほか、避難所等への感染症対策班の出動を指示します。

また、感染症対策班は、別に定める災対活動マニュアルに基づき、次の業務を行います。

(1) 健康調査・健康相談等の実施

巡回班（巡回医療・保健担当、巡回衛生担当）・医療機関等からの感染症等情報に基づき地域避難所を巡回し、区民の健康調査、健康相談を行います。

(2) 予防接種の普及・啓発

(3) 被害地区の防疫指導及び調査

食品衛生監視員や環境衛生監視員の協力を得て、感染症予防のための広報や保健指導、保菌者検索等を行います。

(4) その他感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する予防措置（ねずみ族等の発生防止及び駆除に関するものを除く）。

医療機関等から感染症患者発生の届出があった場合は、感染拡大防止のため法に基づき対応します。

4 被災動物の保護

負傷又は放し飼状態の被災動物は、都が主体となって保護を行います。区は、都が関係団体等と連携して設置する「動物救援本部」による被災動物の保護活動への協力を行います。また、区は、被災動物の保護に関して、一時保護施設を確保します。

第3 医薬品・医療資器材の供給

1 医薬品・医療資器材の調達手順

災害発生時に使用する医薬品・医療資器材については、区が配備した備蓄品を活用します。備蓄している医薬品等に不足が生じた場合は、災害薬事センターを通じて卸売販売業者に発注又は都備蓄品の供出要請等の手段により調達します。

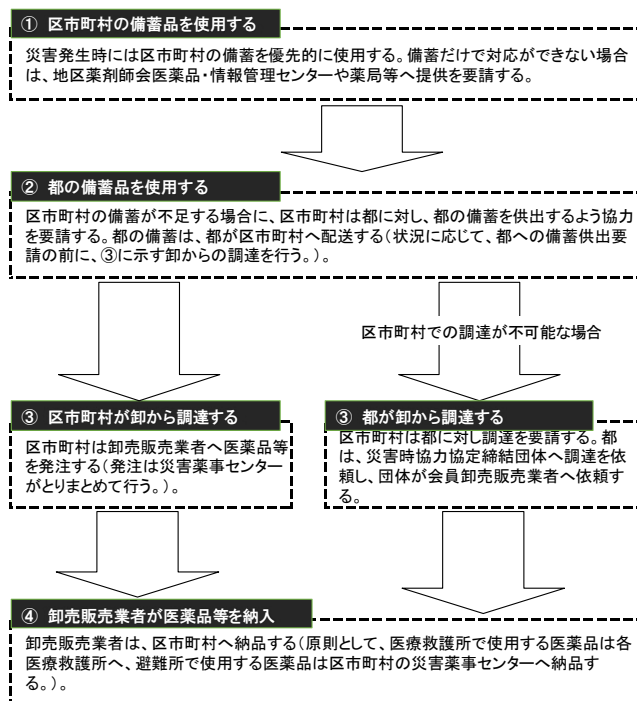
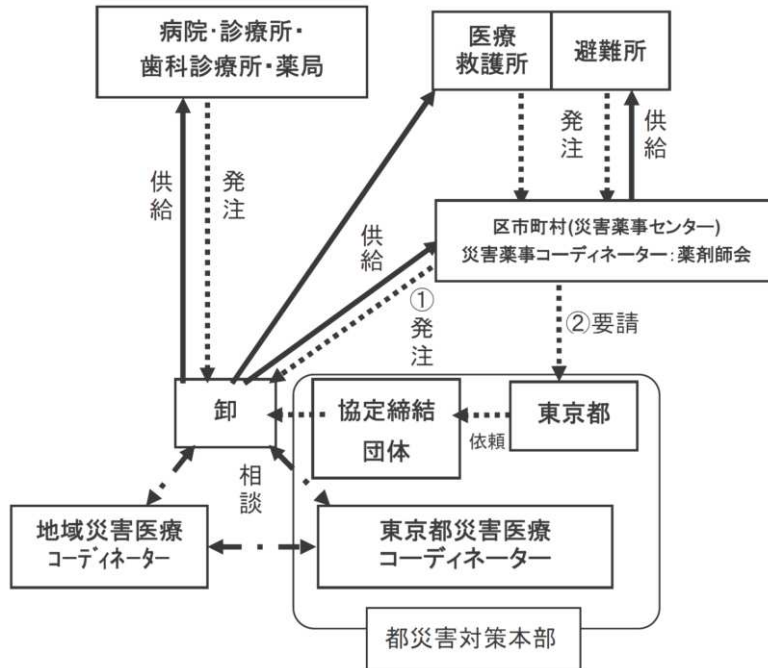


図 区市町村が使用する医薬品等の調達手順【都地域防災計画より】

2 災害薬事センターの開設

区災害医療コーディネーターは、目黒区薬剤師会と連携して、災害薬事センターを、発災後速やかに設置し、医薬品等の供給体制を整えます。

なお、災害薬事コーディネーターは目黒区薬剤師会から選任します。



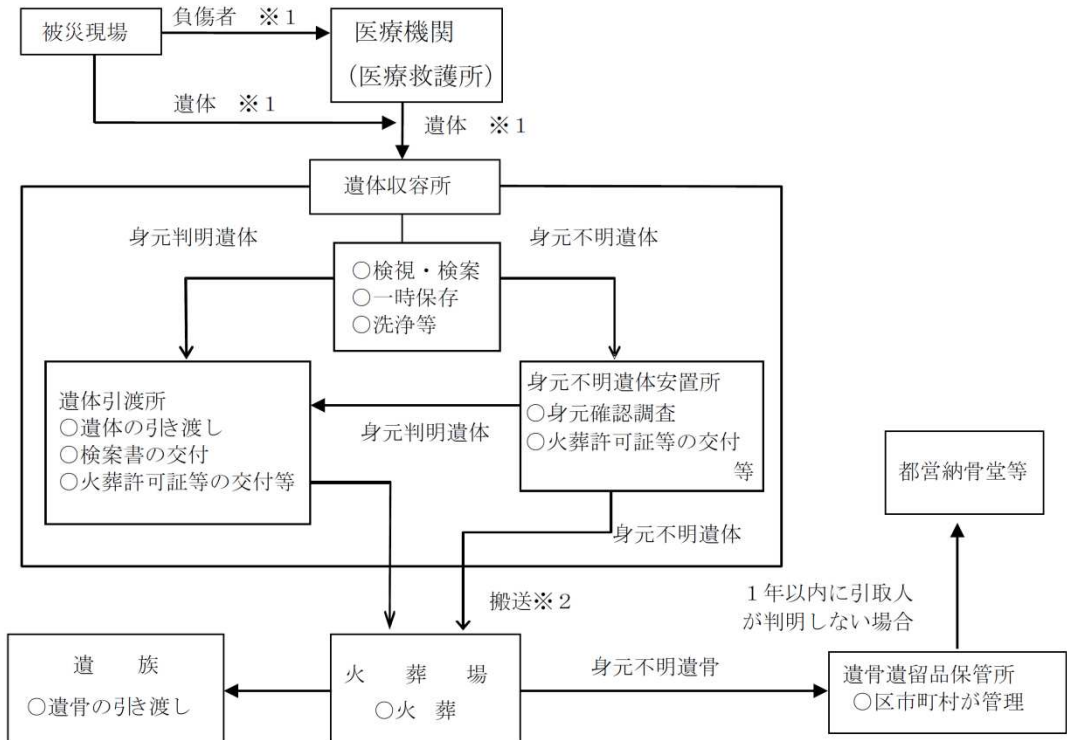
- ① 区市町村は、卸売販売業者へ必要な医薬品を発注し、卸売販売業者が区市町村へ納品する。
- ② 区市町村での調達不可能的な場合は、区市町村は都へ調達を要請し、都が災害時協力協定締結団体へ依頼する。団体の会員である卸売販売業者が区市町村へ納品する。
- ③ ①②どちらの場合でも発注（又は調達要請）方法及び卸売販売業者からの納品方法は以下のとおりとする。
 - （医療救護所）
 - 発注：区市町村の災害薬事センターで取りまとめて発注（又は調達要請）
 - 納品：卸が各医療救護所へ直接納品
 - （避難所）
 - 発注：区市町村の災害薬事センターで取りまとめて発注（又は調達要請）
 - 納品：卸は区市町村の災害薬事センターへ納品し、災害薬事センターが仕分けた上で各避難所へ配送

図 卸売販売業者からの医薬品調達の流れ【都地域防災計画より】

第4 行方不明者の搜索、遺体の取扱い

1 行方不明者の搜索、遺体の収容、検視・検案等の流れ

行方不明者の搜索及び遺体の収容並びに検視・検案、火葬等については、次の流れにより、区及び都が協力して行います。



※1 警視庁は、区市町村が実施する遺体の搜索・収容等に協力

自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引き継ぐ。

※2 区市町村の要請に基づき、都福祉保健局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請

図 遺体取扱いの流れ

2 行方不明者の搜索

行方不明者のうち、周囲の状況から既に死亡していると推定される者の遺体の搜索は、次により行います。

(1) 搜索に関する機関別活動内容

搜索に関する機関別の活動内容は次のとおりです。

ア 都総務局

区からの協議に基づき、遺体の搜索について防災関係行政機関等との連絡調整に当たり搜索作業が円滑に実施できるよう支援します。

イ 目黒警察署・碑文谷警察署

区が実施する遺体の搜索に協力します。

また、各警察署において行方不明の届出受理の適正を期すとともに情報の入手に努め、積極的に調査を実施します。

なお、身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存し、身元の確認に努めます。

(2) 搜索の期間等

搜索の期間は、内閣府告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに費用弁償の基準」に基づき、原則として災害発生の日から10日以内とします。

災害発生の日から11日以上経過しても、なお遺体を搜索する必要がある場合は、同基準に基づき、都知事に期間の延長を申請します。

(3) 帳票等の整備

遺体の捜索を実施した場合、区は、次の書類・帳票を整備します。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 捜索用機械器具燃料受払簿
- ウ 遺体の捜索状況記録簿
- エ 遺体の捜索関係支出証拠書類

3 遺体収容所への遺体の搬送

区は、遺体収容所の管理者に連絡の上、必要に応じて作業員を雇い上げ、目黒警察署・碑文谷警察署等防災関係行政機関等や、一般社団法人全国霊柩自動車協会の協力を得て、遺体収容所に遺体を搬送します。都総務局は、区が行う遺体の搬送について、防災関係行政機関等との連絡調整及び援助を行います。

4 遺体の収容等

区は、災害発生後速やかに遺体収容所を開設し、必要器具を用意した上で、遺体を収容するとともに、開設状況を都総務局及び警察署に報告します。

遺体収容所の開設・運営において、区の対応能力で不十分な場合は、区は都及び防災関係行政機関等に応援を要請します。

都は、区の要請に基づき必要な支援措置を講じます。

(1) 遺体収容所

区は、次の場所に遺体収容所を開設します。

遺体収容所においては、検視・検案の実施、死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可書の交付等関係法令に基づく手続、遺体の一時的な保存及び引渡し、必要に応じて遺体の洗浄等処理します。

[遺体収容所]

名 称	所 在 地
駒場体育館	駒場2-19-39
中央体育館	目黒本町5-22-8

(2) 遺体の一時保存

災害時の遺体は、顔貌等が形状をとどめていない場合が多く、識別を正確に行うため、遺体の一時保存を行います。

(3) 遺体の洗浄等

泥土、汚物等が附着した遺体を放置することは人道上好ましくないのみならず、いたずらに腐敗を速め感染症発生の原因ともなりかねません。遺体の識別を容易にするためにも洗浄等の措置が必要となります。

このため、区は、都と協議の上、必要に応じて作業員を雇い上げ、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を実施します。

(4) 遺体処置の期間

遺体処置の期間は、災害発生の日から10日以内とします。ただし、災害発生の日から11日以上経過しても、なお遺体を処置する必要がある場合は、都知事に期間の延長を申請します。

(5) 帳票等の整備

区は、下記の帳票等を作成・整備します。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 遺体処理台帳
- ウ 遺体の処理関係支出証拠書類

5 遺体の検視・検案等

遺体は、人心の安定、遺族の心情等を考慮し、速やかに遺族に引き渡す必要があります。そのため迅速な検視・検案体制の確立が必要です。

検視・検案は原則として同一の場所で集中的に実施することとし、区、都及び目黒警察署・碑文谷警察署はこれに必要な態勢を確立します。

(1) 検視・検案に関する連携

区及び都は、医療活動との秩序ある分担の下に、円滑な検視・検案活動が行えるよう防災関係行政機関等との連携を図ります。

(2) 検視・検案に関する機関別活動内容

検視・検案に関する機関別の活動内容は次のとおりとします。

ア 区

区は検視・検案が、同一の場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備を定めます。

イ 都

(ア) 都は、監察医等による検案班を編成して遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講じます。

(イ) 都は、検案態勢が都の対応能力のみでは十分でないと認めるときは、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請します。

ウ 目黒警察署・碑文谷警察署

(ア) 目黒警察署・碑文谷警察署は、検視班を編成し、遺体収容所に派遣します。

(イ) 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに大震災発生時における多数死体取扱要綱等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講じます。

エ 目黒区医師会

医師会の医療救護班等は、区の要請に基づき、必要に応じて遺体の検案に協力します。

オ 目黒区歯科医師会

歯科医師会の医療救護班等は、区の要請に基づき、必要に応じて遺体の身元確認（歯科的個人識別）に協力します。

カ 日赤東京都支部

日赤東京都支部の医療救護班等は、区の要請に基づき、必要に応じて遺体の検案に協力します。

(3) 区民への情報提供

災害発生時における検視・検案、遺体の引渡しを円滑に実施するためには、区民に的確な情報を提供する必要があり、区は都と連携し、死亡者に関する情報提供体制の確立に努めます。

(4) 遺体の身元確認

警察は、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上、納棺又は遺体収容袋に収容し、氏名及び番号を記載した氏名札を貼付します。

区は、目黒警察署・碑文谷警察署等の協力を得て、行方不明の捜索の相談に当たるとともに、身元不明遺体に身元引受人の発見に努めます。

(5) 火葬許可証の発行

原則として遺体収容所において、区が火葬許可証を発行します。

6 火葬

火葬は、災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害時の混乱のため、資力の有無にかかわらず火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合、応急的に実施します。

(1) 火葬体制の確立

災害時に多数の死亡者が発生した場合、通常の火葬許可証の発行体制では事務の混乱が予想され、遺体の迅速かつ確かな処理に支障をきたし公衆衛生上の問題が発生する可能性が高くなります。

このため、区は、遺体収容所等において火葬許可証の迅速な発行に努めるとともに、災害時に多数の死亡者が発生した場合に備え、遺体の安置、保存及び搬送態勢など遺体を速やかに火葬に付す体制を確立します。

また、震災時には火葬場の機能低下が予想されることから、遺体の安置、保管に係る物品の調達、遺体の搬送、火葬場の確保などについて、都に広域火葬の応援・協力を要請します。

(2) 火葬の要件

ア 対象となる者は、災害時に死亡した者であること。災害時に死亡した者であれば、直接災害により死亡した者に限りません。

イ 災害のため、通常の火葬を行うことが困難であること。

(3) 火葬及び遺骨の引渡し等

区は、「災害遺体送付票」を作成の上、遺体を指定された火葬場に送付します。火葬に付した後、遺骨等を遺族に引き渡します。

ア 遺骨及び遺留品に「遺骨及び遺留品処理票」を付し、保管所に一時保管します。

イ 家族その他から遺骨及び遺留品引取りの希望があったときは、「遺骨及び遺留品処理票」を整理の上、引き渡します。

(4) 火葬の内容

ア 棺又は遺体収容袋（付属品を含む。）

イ 火葬（作業員賃金を含む。）

ウ 骨壺・骨箱

(5) 火葬の期間

区が実施する火葬は、災害発生の日から10日以内に完了します。ただし、災害発生の日から11日以降も火葬を必要とする場合は、区は、火葬の期間内（10日以内）に、都知事に期間の延長を申請します。

(6) 身元不明遺体の遺骨の取扱い

ア 区は、身元不明遺体の遺骨を、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管します。1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、都営納骨堂その他別に定める場所に移管します。

イ 目黒警察署・碑文谷警察署は、区と協力して身元不明遺体の遺骨の引取人を調査します。

(7) 帳票等の整備

区は、火葬を実施し、又は火葬に要する現品若しくは経費を支出した場合、下記の書類・帳票等を整備し、保存します。

ア 救助実施記録日計票

イ 火葬台帳

ウ 火葬経費支出関係証拠書類

(8) 広域火葬の実施

都は、広域火葬が必要と判断した場合、都内全域及び近隣県等の火葬場を活用して広域的に火葬を行う体制を確保します。

都内で広域火葬が実施される場合、区は都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報に努めます。

第8章

帰宅困難者対策



第1節 現在の到達状況・課題

第1 現状の帰宅困難者対策

事業所、学校などは、混乱や二次災害を防止するため、「むやみに移動を開始しない」ことを原則とし、震災時には組織の責任において安否確認や交通情報の収集を行い、災害の状況を見極めた上で、従業員や顧客等の一定期間の収容などを検討するとともに、帰宅する者については、安全確保の観点に留意して短時間に集中してターミナル等に殺到することがないように、緩やかに順次帰宅させる周知を行っていました。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、首都圏では多数の帰宅困難者が発生し、帰宅困難者対策を強化する必要性が生じています。

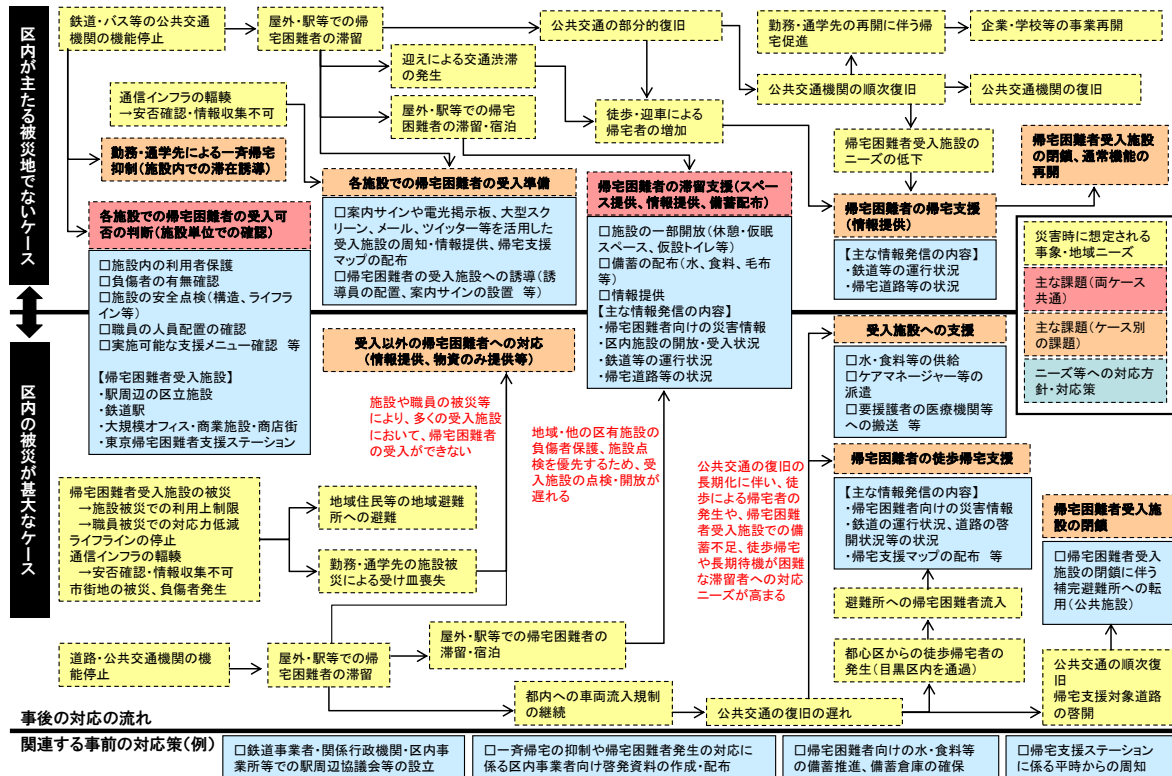
第2 新たな帰宅困難者対策の構築

東日本大震災においては、区内に甚大な被害が生じなかったため、被災者の受入れ等の避難所運営が必要ありませんでしたが、多数の帰宅困難者が発生し、区施設を一時滞在施設として指定開放しました。今後、都心南部直下地震等の首都直下地震が起きた場合、区内にも被災者が多数発生します。このような場合の被災者と帰宅困難者について、同時に対応を行う体制を構築していく必要があります。

第2節 対策の方向性・到達目標

第1 帰宅困難者対策に係る被害想定

- 1 帰宅困難者対策における被害の想定は、被害等が最大になる都心南部直下地震が発生したことを前提とします。
- 2 都が、令和4年5月に公表した区市町村別被害想定結果に基づき、区内での帰宅困難者数は約58,000人と想定して対策を講じます。
- 3 東日本大震災の教訓から、①区内の被災が甚大な場合 ②区内が主たる被災地でない場合を想定した対策を講じます。(次のフロー図参照)



- ① 区内の被災が甚大な場合
区内の被災が甚大であるため、想定する帰宅困難者の受入施設は、自ら被災して避難した区民への対応や区の職員による傷病者の救護活動等の地域住民等の生命の確保に係る対応が主となることから、帰宅困難者対策における発災後の支援内容は、限定的なものとなる可能性が高い状況です。
- ② 区内が主たる被災地でない場合
区内の被災が少ないため、想定する帰宅困難者の受入施設についてもおおむね被災がないため、区の職員、受入施設の管理者、地域住民等による帰宅困難者への一定の支援ができます。

第 2 重点的に対応すべき主な事項

1 内閣府が設置した「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」が主に検討した6つのテーマのうち、「一時滞在施設の確保」、「駅周辺等における混乱の防止」の2点について、区は、都や防災関係行政機関等と連携し、重点的な対応を図っていくこととします。

- ・一斉帰宅の抑止
- ・一時滞在施設の確保
- ・帰宅困難者への情報提供
- ・駅周辺等における混乱の防止
- ・徒歩帰宅者への支援
- ・帰宅困難者の搬送

第 3 対策の方向性・到達目標

- 1 区における帰宅困難者対策は、区内の帰宅困難者の発生想定に基づき、帰宅困難者数に応じた駅ごとの対策の充実を図ります。
- 2 区は、一時滞在施設の確保、駅周辺等における混乱の防止に関して、行政機関、鉄道事業者、大規模施設を管理する区内事業所、関係団体等との連携を図り、地域内の取組の情報を共有するため、駅周辺帰宅困難者対策協議会の活動を支援し、東日本大震災の教訓を踏まえた連絡体制や連絡方法、防災関係行政機関等の役割を定めたマニュアル等を策定します。

- 3 区は、東京都帰宅困難者対策条例に定められた事業所の帰宅困難者に係る責務について普及・啓発を図ります。
- 4 区は、近隣商店や民間事業者、地域住民等に対しての帰宅困難者への自発的な支援や協力を呼びかけ、帰宅困難者対策の一層の充実を図ります。
- 5 民間施設（駅周辺の大規模商業施設等）を活用した一時滞在施設の指定拡大を図ります。
- 6 区の公の施設の指定管理者が行う帰宅困難者対応については、指定管理者の自主的な協力を一方的に求めることなく、協定に基づき本来業務としての対応を行えるように、協定内容を検討します。
- 7 帰宅困難者の一時滞在施設に係る必要な物資等の備蓄については、その施設内への保管を第一として指定管理者との協議を行います。
- 8 東京都帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用し、駅周辺の滞留状況の把握手段を確保します。
- 9 区内の被災が甚大な場合における長期間帰宅困難者が発生した際のバス等による代替輸送手段や区内が主たる被災地でない場合の公共交通の復旧状況等の情報を提供する手段を都や国と連携の下にその確保に努めます。

第3-1節 具体的な取組 <予防対策>

第1 東京都帰宅困難者対策条例等の周知徹底

首都直下地震への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠です。帰宅困難者等の発生による混乱を防止するために「むやみに移動を開始しない」などの基本原則や東京都帰宅困難者対策条例等を踏まえ、区は、次の対策を推進します。

1 東京都帰宅困難者対策条例の区民・事業者への周知徹底

区は、東京都帰宅困難者対策条例の徹底に向け、区内事業者向けにリーフレット等を配布し、災害発生時の一斉帰宅の抑制、従業員の施設内待機の周知及び従業員の3日分の備蓄品の具体例を紹介するとともに、従業員の地域での応急活動への参加についても啓発していきます。

【帰宅困難者対策条例の概要】

- ①企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- ②企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食糧等）の努力義務化
- ③駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- ④学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- ⑤官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- ⑥一時滞在施設の確保に向けた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力
- ⑦帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

2 駅周辺帰宅困難者対策協議会の設置等

(1) 区は、行政機関、鉄道事業者、区内事業所、関係団体等との連携を図り、情報を共有するため、駅周辺帰宅困難者対策協議会の活動支援を行い、東日本大震災の教訓を踏まえた連絡体制や連携方法、防災関係行政機関等の役割等を決め、マニュアルの策定を行います。

【駅周辺帰宅困難者対策協議会の主な所掌事項】

- ①滞留者の誘導方法と役割分担
- ②誘導場所の選定
- ③誘導計画、マニュアルの策定
- ④駅前滞留者対策訓練の実施

(2) 駅周辺帰宅困難者対策協議会では、首都直下地震発生時の来街者の安全確保と混乱防止に向けた「地域の行動ルール」を策定します。基本となる「滞留者支援ルール」は次のとおりです。

【地域の行動ルール】

- ① 組織は組織で対応する。(自助)
事業所、施設、学校その他組織単位で、従業員・顧客・学生等に対応する。
- ② 地域が連携して対応する。(共助)
駅前滞留者対策協議会が中心となり、組織化されていない買物客、観光客等に地域で対応する。
- ③ 公的機関は地域をサポートする。(公助)
区は、都や国と連携・協力して、地域の対応を支援する。

第2 帰宅困難者への情報通信体制整備

1 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知——

区は、区ウェブサイト、緊急速報メール、SNS等の複数の連絡手段を活用し、受入施設等に係る情報発信を行います。具体的には、今後、帰宅困難者向けの情報発信内容（帰宅困難者向けの災害情報、区内施設の開放・受入状況、鉄道等の運行状況、帰宅道路等の状況等）を整理し、的確な情報発信を行っていく体制を構築していきます。

第3 一時滞在施設の確保

1 一時滞在施設の指定及び民間施設との協定締結

駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などは、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がない場合があります。そのため、このような帰宅困難者を一時的に受け入れるための施設を確保していきます。

- (1) 区有施設を一時滞在施設として指定するとともに、区内事業者等に協力を働きかけ、必要に応じて、大規模集客施設（ホール、学校など）や民間施設について、一時滞在施設の提供に関する協定の締結を求めています。
- (2) 区内にある国が所管、管理する施設について、事前に一時滞在施設として受入れを要請していきます。
- (3) 都立高校については、都立国際高等学校、都立駒場高等学校及び都立桜修館中等教育学校が一時滞在施設として指定されています。
- (4) 一時滞在施設における必要な物資等の備蓄の促進を図るため、施設ごとに必要な物資等の数量、保管場所を施設所管及び施設管理者と協議していきます。
- (5) 指定管理者等の施設管理者としての施設利用者の救出救護・避難支援、施設の安全確保等について、初動対応手順を定め、一時滞在施設においては、施設管理者として対応すべき帰宅困難者支援に係る活動範囲（水、トイレ及び情報提供等）を定め、全施設において実施できるよう、統一的基準（ガイドライン）を作成し、新たな指定管理期間から適用していきます。

【「一時滞在施設ガイドライン」における一時滞在施設の考え方】

- ① 一時滞在施設の目的
一時滞在施設とは、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に受け入れる施設をいう。
一時滞在施設の管理者は、行政機関と連携して、受け入れた者に休憩場所や食糧・飲料水等の提供、災害関連情報その他必要な情報を提供する。
- ② 想定する施設
一時滞在施設としては、国公立学校や行政機関の庁舎などの公的施設だけでなく、集会場、オフィスのエントランスホール、ホテルの宴会場、私立学校等の民間施設も含めて幅広く想定して確保していく。
一時滞在施設として使用する施設については、当該施設が震災時において担うべき役割、立地条件や施設ごとの特性を踏まえるとともに、施設の安全性の観点から、耐震性なども十分考慮する必要がある。
- ③ 一時滞在施設の確保方法
ア 都及び区は、所管する施設の中から一時滞在施設を指定する。
国の施設についても、都・区からの要請を受けて、各施設の特性に応じて、一時滞在施設として帰宅困難者の受入れを行う。
イ 民間施設については、区が当該施設と協議し、同意を得た場合、双方が事前に協定を締結する。
その上で区が当該施設を指定する。
- ④ 開設期間
受け入れた帰宅困難者等が安全に帰宅を開始できるまでの一定期間を原則とする。

【「一時滞在施設ガイドライン」における施設管理者の役割（平常時）】

- ① 帰宅困難者等受入れに関する方針等の作成
帰宅困難者等受入れに係る方針をあらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に定めておく。
その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者対策の取組への参加等についても可能であれば方針に明記する。
- ② 運営体制の取決め
一時滞在施設となる施設は、震災時に受入施設として機能するよう、運営体制に係る下記の点を区との協定等の締結に際してあらかじめ定めておく。
 - 施設内における受入場所
 - 受入定員（約 3.3 m²当たり 2 人を目安とする。ただし、定員の算出に当っては、通路となる部分を考慮する。）
 - 運営要員の確保（運営は原則として施設の管理者が行う。）
 - 防災関係行政機関等との連絡調整の手順
 - ・ 行政機関や防災関係行政機関等との連絡調整方法
 - ・ 行政機関、駅前協議会等への開設情報の提供方法
 - 一時滞在施設の利用者への情報提供の手順
 - 備蓄品の配布手順
 - 災害時要援護者への対応
- ③ 耐震診断・耐震改修や家具の転倒防止等、受入れのための環境整備
一時滞在施設となる施設については、首都直下地震に際して帰宅困難者等を受け入れられるように日頃から耐震診断・耐震改修やオフィス家具の転倒・落下・移動防止等に努めるとともに、災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておく必要がある。
また、停電時等の対応も含め、事業所防災計画等で建物及び在館者の安全確認の方針等についてもあらかじめ定めておく。
- ④ 訓練等による定期的な手順等の確認
訓練等を定期的に実施することにより、帰宅困難者等の受入れの手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。

第4 徒歩帰宅者支援のための体制整備

混乱収拾後、外出者の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、徒歩帰宅者に対する沿道支援の体制を構築します。

1 帰宅困難者等に対する情報提供

区及び都は、災害時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築します。

2 災害時帰宅支援ステーションによる支援

(1) 区は、都の計画と整合を図り、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等の災害時帰宅支援ステーションについて平時からの周知を図ります。

(2) 事業者は、災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発するとともに、発災時は災害時帰宅支援ステーションを開設します。

災害時帰宅支援ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設で、店舗には、協定先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者に見えやすい入口等に掲出しています。

災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、水道水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等です。

※店舗の被害状況により、実施できない場合もあります。

3 訓練の実施

行政機関、通信・交通事業者、事業者、学校等は、連携して徒歩帰宅訓練等を実施し、徒歩帰宅支援の充実に向けた方策を検討します。

第3-2節 具体的な取組 <応急対策>

第1 駅周辺での混乱防止

震災時、公共交通機関が運行停止し、特にターミナル駅やその周辺は多くの人滞りし、混乱等が発生することが想定されますが、行政の「公助」には限界があり、駅周辺の事業者や学校等が行政と連携して、混乱防止を図ります。

1 駅周辺での混乱防止

(1) 駅周辺帰宅困難者対策協議会は、震災時に活動の拠点となる現地本部等を立ち上げます。また、協議会参加者と協力し、地域防災活動に必要な情報を収集します。

(2) 現地本部は、掲示板等を活用し、駅周辺の滞留者に対して災害情報を提供するとともに、家族等との安否確認方法も周知します。

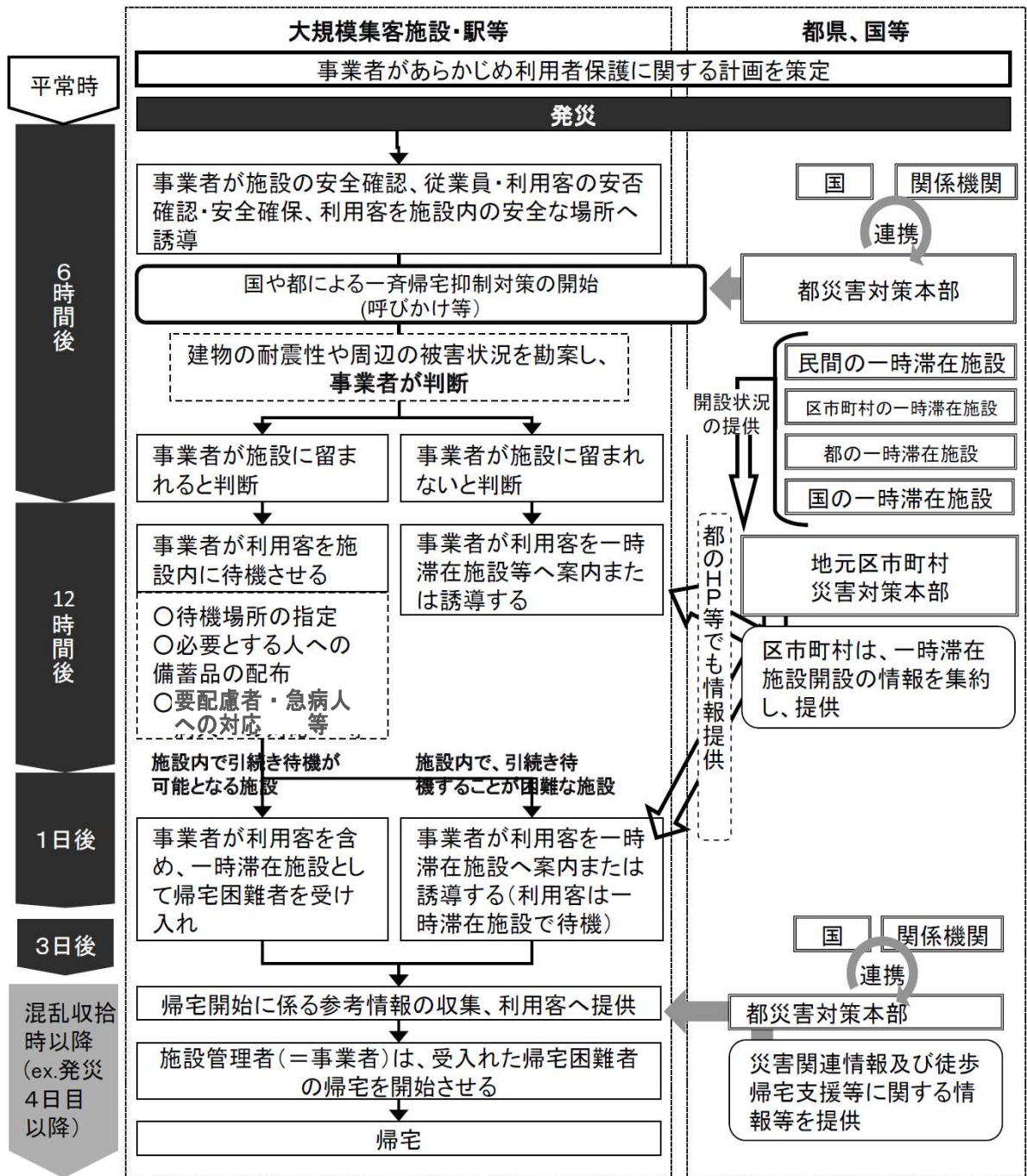
(3) 駅周辺帰宅困難者対策協議会は、平時から一時滞在施設の確保に努めるとともに、運営については「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」に基づき対応します。

(4) 駅周辺帰宅困難者対策協議会参加者は、駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に誘導し、その他帰宅困難者に対しては安全な待機を促します。

2 集客施設及び駅等における利用者保護

(1) 業務手順

大規模な集客施設及び駅等における利用者保護に係る業務手順は、次の図のとおりとします。



※駅前滞留者対策協議会のような企業の集合体も想定している

災害関連情報については、都、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。

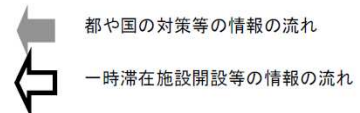


図 大規模な集客施設・駅等での利用者保護フロー

(2) 詳細な取組内容

ア 集客施設及び駅等の事業者

(ア) 施設の安全性の確認

① 施設の安全の確認

事業者は、利用者及び自らが管理する施設の安全を確認します。

② 施設の周囲の安全の確認

国や都の一斉帰宅抑制の呼び掛け等を受け、行政機関や防災関係行政機関等から提供される災害関連情報等により、火災の状況等、周辺の安全を確認した上で、利用者を施設内の安全な場所で保護します。

なお、各施設管理者による自発的な対応も妨げません。

(イ) 一時滞在施設への誘導等

保護した利用者については、当該施設での滞在が困難な場合、区や防災関係行政機関等との連携の下、事業者が一時滞在施設へ誘導します。

さらに、利用者を保護した施設が、一時滞在施設となる場合は、利用者とともに、外部からの帰宅困難者等も受入れます。

(ウ) 建物や周辺が安全でないために施設内保護ができない場合の対応

建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、区や防災関係行政機関等との連携の下、事業者が一時滞在施設や避難所へ利用者を誘導することを原則とします。

(エ) 要配慮者への配慮

利用者保護に当たって、事業者は、区や防災関係行政機関等とも連携し、要配慮者に配慮します。

① 高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、通学の小中学生等

待機スペースの一部を優先スペースにすることや具体的な避難誘導方法を検討します。障害者については、併せて必要な支援や配慮を受けるためのヘルプカードの活用やユニバーサルデザインの掲示物の活用などが考えられ、防災関係行政機関等とも連携しながら検討します。

② 外国人

外国人の誘導・案内や情報提供などについて配慮します。例えば、英語、中国語等のヘルプカード、誘導案内板やアナウンス等による対応なども実施します。

(オ) 利用者に対する情報提供

事業者は、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や防災関係行政機関等から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供します。

施設に備わる電子掲示板や放送設備を活用するなど、施設の特性や状況に応じて多様な情報提供を行います。

イ 鉄道事業者の取組

(ア) 駅利用者に対し、構内放送や駅周辺の地図を配布するなど、駅から誘導場所までの情報を提供します。

(イ) 駅利用者に対し、列車や代替輸送などの運行情報を提供します。

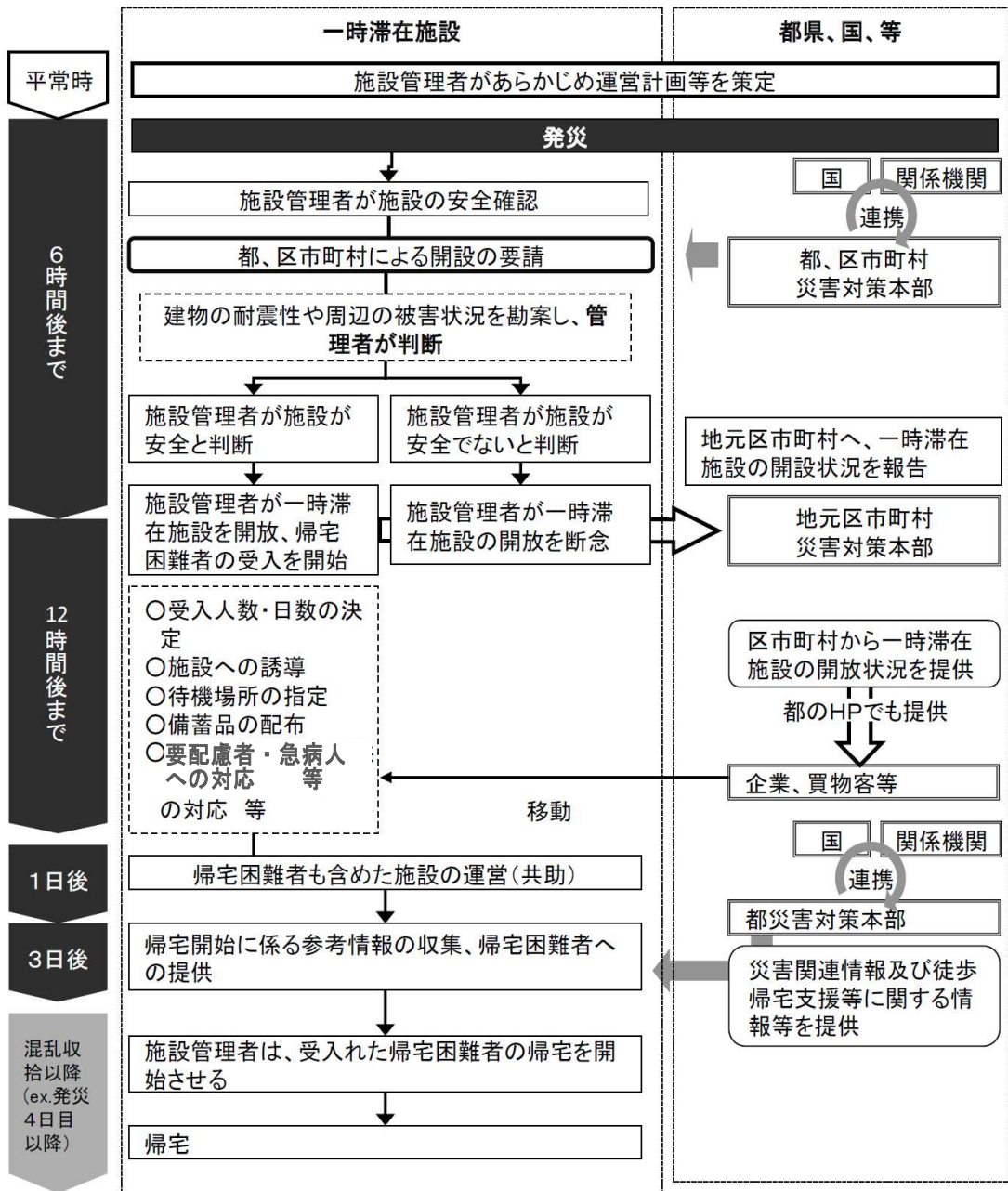
ウ 区、都、国の取組

(ア) 区、都、国は、それぞれの取組において、あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者が必要な情報を得られる仕組みを構築し、積極的な情報発信を行います。

3 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入

(1) 業務手順

一時滞在施設の開設及び帰宅困難者の受入に係る業務手順は、次の図のとおりとします。



災害関連情報については、都、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。

都や国の対策等の情報の流れ

一時滞在施設開設等の情報の流れ

図 一時滞在施設における対応フロー図

(2) 詳細な取組内容

ア 施設管理者は、震災時の国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ、あるいは区からの要請等により、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関や防災関係行政機関等から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設します。

なお、施設管理者による自主的な判断による開設も妨げません。

イ 災害発生からの経過時間に応じて、目標となる一時滞在施設の運営の流れは、おおむね次のとおりとなります。

(ア) 発災直後から一時滞在施設開設まで（発災直後からおおむね6時間後まで）

- ① 建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認
- ② 施設内の受入スペースや女性優先スペース、立入禁止区域の設定
- ③ 従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認等の運営準備
- ④ 施設利用案内の掲示等

※ 施設の入口や施設内の目に触れる所に次の趣旨の文章を掲示します。

- 共助の観点から管理者が自主的に施設を開放していること。
- 一時滞在施設は、災害時という特殊な状況下で開設されるため、施設管理者の指示に従うとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあることを理解した上で施設内において行動すること。
- 余震等の影響で建物の安全性や周辺状況に変化が生じた場合、施設管理者の判断により、急きよ閉鎖する可能性があること。
- 負傷者の治療等、施設において対応できない事項等。

- ⑤ 区への一時滞在施設の開設報告

(イ) 帰宅困難者の受入等（おおむね12時間後まで）

- ① 帰宅困難者の受入開始
- ② 簡易トイレ使用区域の設定、医療救護所の設置などの保健衛生活動
- ③ 計画的な備蓄品（飲料水・食糧）の供給
- ④ し尿処理・ごみ処理のルール確立
- ⑤ テレビ、ラジオ、インターネット等での情報収集及び受入者へ伝達
- ⑥ 受入可能人数を超過した場合の区への報告

(ウ) 運営体制の強化等（おおむね1日後から3日後まで）

公共交通機関の運行再開、搬送手段に関する情報等、帰宅支援情報の提供

(エ) 一時滞在施設の閉設（おおむね4日後以降）

- ① 一時滞在施設閉設の判断
- ② 施設管理者は、受入者の人数、安全な帰宅予測を勘案し、帰宅支援情報の提供による受入者の帰宅誘導

(オ) 一時滞在施設の確保・運営に当たっての区、都及び国の支援策

① 一時滞在施設に関する普及啓発

区及び都は、住民に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地について普及啓発に努めます。また、一時滞在施設を利用する際には、施設の運営に可能な範囲で協力します。施設管理者が責任を負えない場合もあるといった留意事項についても併せて普及啓発に努めます。

② 防災関係行政機関等への周知

区及び都は、一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防をはじめとする各防災関係行政機関等へ周知し、災害時における連携に努めます。

(カ) 一時滞在施設の運営に係る費用等の考え方の整理

国と都は、運営に係る費用について、国庫補填の対象となる災害救助法の適用可能性や費用負担の考え方を整理します。

(キ) 民間一時滞在施設の確保に関する支援策

民間施設の協力を得るために、区、都、国は、必要な仕組みや補助等の支援策について検討し、地域の実情に応じて支援策を具体化していくものとします。

第2 事業所等における帰宅困難者対策

1 業務手順

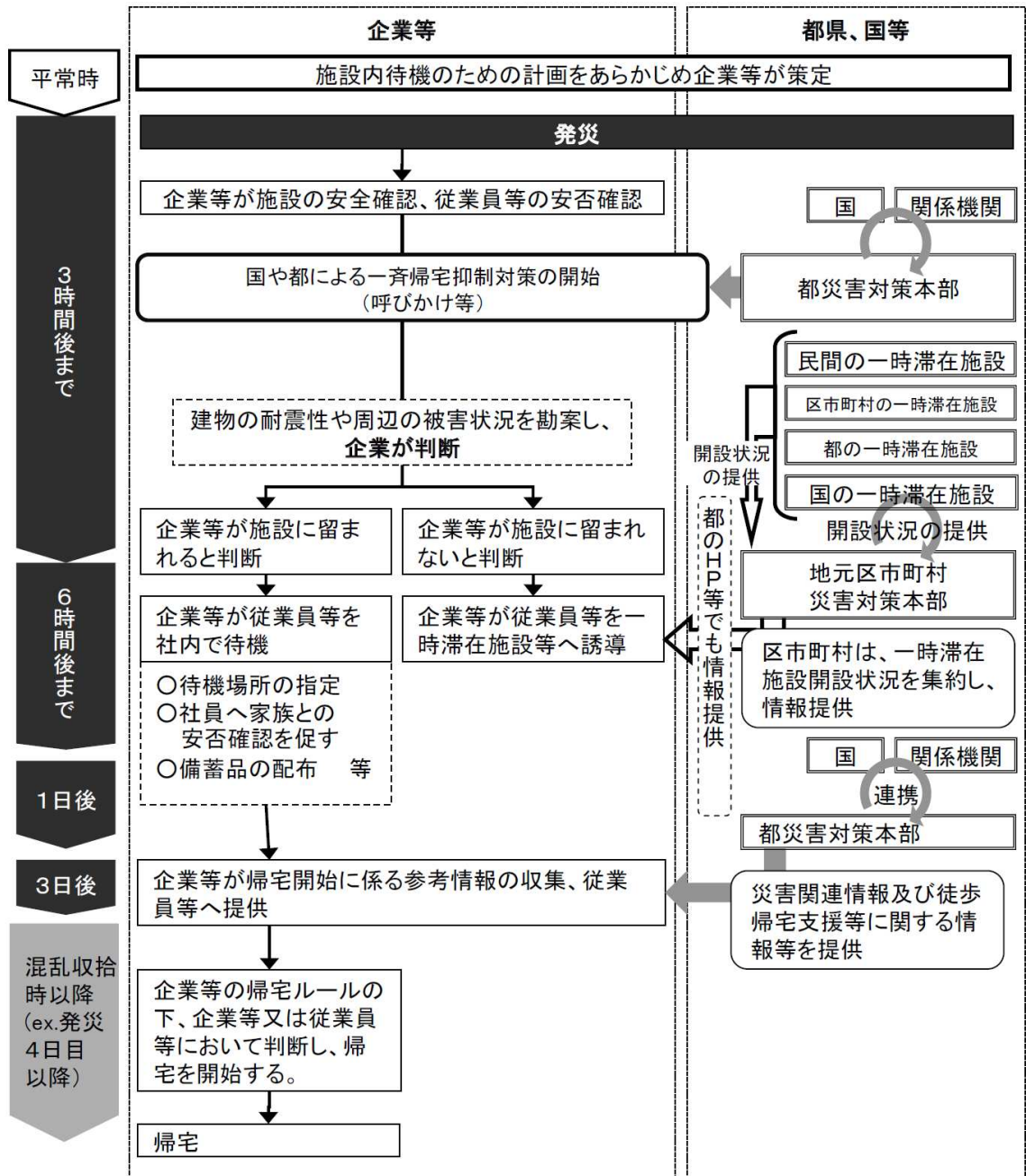


図 企業等における従業員等の帰宅フロー図

2 詳細な取組内容

(1) 事業所による従業員等の施設内待機

ア 従業員等がチェックリストにより施設の安全を確認します。

イ 国や都の一斉帰宅抑制の呼び掛け等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させます。

なお、各企業等の自主的な判断による待機等の行動も妨げません。

ウ 来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機させます。

(2) 施設内に待機できない場合の対応

建物や周辺が安全でない場合は、事業所は、行政機関からの一時滞在施設及び避難所等の開設情報等を基に、一時滞在施設及び避難所等へ従業員等を誘導します。

なお、誘導先は地域の事情によるものとします。また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとします。

(3) 防災活動への参加

事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に災害時要援護者の保護等）に努めます。

(4) 情報提供体制の確保

事業所は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要があります。そのため、区は、あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築しておきます。

(5) 学校・福祉施設等の対応

学校・福祉施設等は、児童・生徒・利用者等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供します。児童・生徒等の安否等について事前に定めてある手段により保護者や家族等に連絡します。

第3-3節 具体的な取組 <復旧対策>

第1 徒歩帰宅者の代替搬送

1 対策内容

職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出・救助活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね4日目を以降、順次帰宅することを想定しています。しかし、首都直下地震が発生した場合には、長期間にわたり、鉄道などの公共交通機関が不通になることが想定され、代替輸送機関による搬送が必要となります。

2 業務手順

帰宅困難者への情報提供及び誘導に係る業務手順は、次のとおりとします。

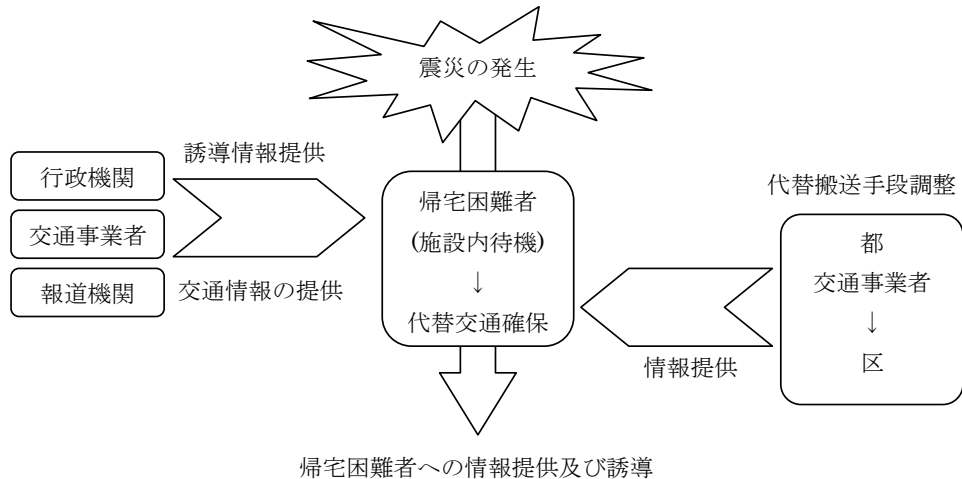


図 帰宅困難者への情報提供及び誘導手順

3 詳細な取組内容

(1) 鉄道運行情報等の提供

ア 都は、ガイドライン等に則り災害時帰宅支援ステーションや代替搬送手段等の確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について、報道機関や区ウェブサイト等を通じて事業者や都民等に提供します。

イ 区は、都や交通事業者などからの情報により、防災関係行政機関等と連携して徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援します。

ウ 鉄道事業者は、折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供します。国土交通省の「大規模地震発生時における首都圏鉄道の運転再開のあり方に関する協議会」の結果を踏まえ、「駅間停車列車の扱い」や「線路等の点検方法」などについて検討し、見直しが必要な事項については、鉄道防災計画地震災害編を改訂します。

エ バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供します。

オ 報道機関は、行政機関や交通機関等からの情報を、区内に滞在している方や事業者等に提供します。

(2) 代替輸送手段の確保

ア 都は、バス等による代替輸送手段を確保します。

イ 調達できるバス等には限りがあるため、代替輸送の利用者については、要配慮者を優先します。

ウ バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供します。

第2 徒歩帰宅者の支援

帰宅困難者が帰宅するに当っては、交通機関の輸送力については限りがあることから、自宅まで帰宅可能な距離にある者は、原則として徒歩で帰宅するよう促す必要があります。このため、帰宅困難者等の秩序だった徒歩帰宅を図れるよう、徒歩帰宅支援策を充実させます。

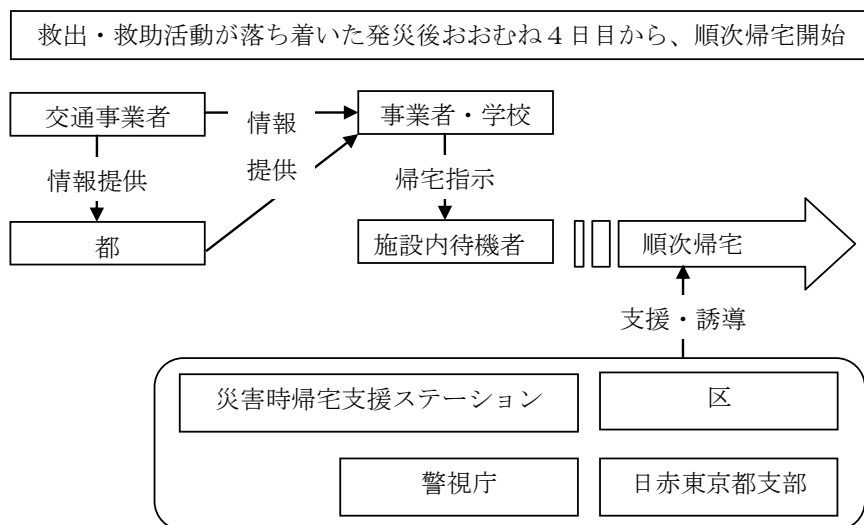


図 徒歩帰宅者の支援

- 1 区は、都や防災関係行政機関等及び地域の事業者等と連携し、徒歩帰宅者への情報提供、誘導など円滑な徒歩帰宅支援を行います。
- 2 都は、円滑な徒歩帰宅に向けて、災害時帰宅支援ステーション確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について、ガイドライン等に則り報道機関や都ホームページ等を通じて事業者や都民等に提供します。
- 3 都は、帰宅支援の対象道路として策定した16路線について都民へ周知を図ります。都は、環七通りなど16路線を中心に、通行可能区間などの安全情報、沿道の火災・建物倒壊などの危険情報を収集し、これら情報を災害情報提供システムなどを活用して都民に提供します。
- 4 警視庁は、避難道路への警察官の配置、交通規制資機材を活用した誘導路の確保等を行うとともに、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行います。
- 5 日赤東京都支部は、赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、通過者情報等の提供を行います。
- 6 日本郵便（株）は、郵便局に設置した災害時帰宅経路案内板により、道路被災状況等の掲出を行います。
- 7 事業者・学校等は、帰宅経路沿いの被害状況等の情報や行政及び防災関係行政機関等（テナントビルの場合は、施設管理者を含む。）から提供される災害関連情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、あらかじめ作成しておいた帰宅優先順位、手順により順次従業員等の帰宅を開始させます。
- 8 事業所及び学校等において、災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援します。

第9章

避難者対策



第1節 現在の到達状況・課題

第1 避難所の指定及び管理運営の整備

1 目黒区内には、区が指定する「地域避難所」「補完避難所」「福祉避難所」と、都が指定する「広域避難場所（東京都地域防災計画では避難場所という。）」の4種類の避難先が指定されています。

区が指定する避難所は、避難者の一時的な生活の場と位置づけられており、都が令和4年5月に公表した被害想定では、目黒区における避難所生活者数は約47,500人と想定されています。区内避難所の受入可能人数は合計で約55,300人となっており、想定される避難所生活者数を満たしています。しかし、今後、区立小中学校の施設更新等により避難スペースの減少が想定されることや都が令和7年3月に発表した東京都避難所運営指針等も踏まえて避難者が密接しないよう十分なスペースやプライバシーが確保された安心できる居住空間を確保する必要があることから、避難所指定施設の拡充等が必要となっています。

なお、区が指定する避難所については、居住地による避難先の割振りは行っていません。一方、都が指定する広域避難場所については、原則として居住地による避難先が割り振られています。

第2節 対策の方向性・到達目標

第1 避難所の指定

平成25年3月の目黒区地域防災計画修正により、区有施設のうち、避難所として活用していない施設を新たに指定するとともに、避難所の名称について、「第一次避難場所」を「地域避難所」に、「二次避難所」を「福祉避難所」にそれぞれその役割が分かる名称に変更しました。

第2 民間施設の活用等による避難所の拡充

区有施設の更なる有効活用や一定規模以上の建物を有する民間施設と避難所提供に関する協定の締結を積極的に進めることにより、避難所の拡充を図っていきます。

第3 開設・運営体制の整備

- 1 避難所の運営について地域住民が主体となって運営できるよう、避難所運営協議会を各住区エリアに設け、円滑な運営体制を構築します。
- 2 地域で一元的な管理ができるよう、住区エリアに設けた避難所運営協議会がエリア内の地域避難所・補完避難所を区と協力して管理します。
- 3 区の方針及び各避難所運営協議会の地域特性に合わせた避難所運営マニュアルを策定します。
- 4 避難所運営に当たり、女性や要配慮者等へ配慮します。
- 5 避難所施設の電源や通信の確保などのハード面での整備を進めます。

第3-1節 具体的な取組 <予防対策>

第1 避難所の目的

震災時に避難が必要となった場合において住民の秩序ある避難を図り、避難住民の人命保護に万全を期するため、区及び防災関係行政機関等は平素から相互に連絡を密にし、活動体制の確立を図り、総合的、計画的な避難対策の整備、推進を図っていきます。

1 避難所の役割

避難所とは、地震等の災害による家屋の倒壊、焼失など被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれがある者を一時的に学校等の既存建築物等に収容し、保護することを目的としています。

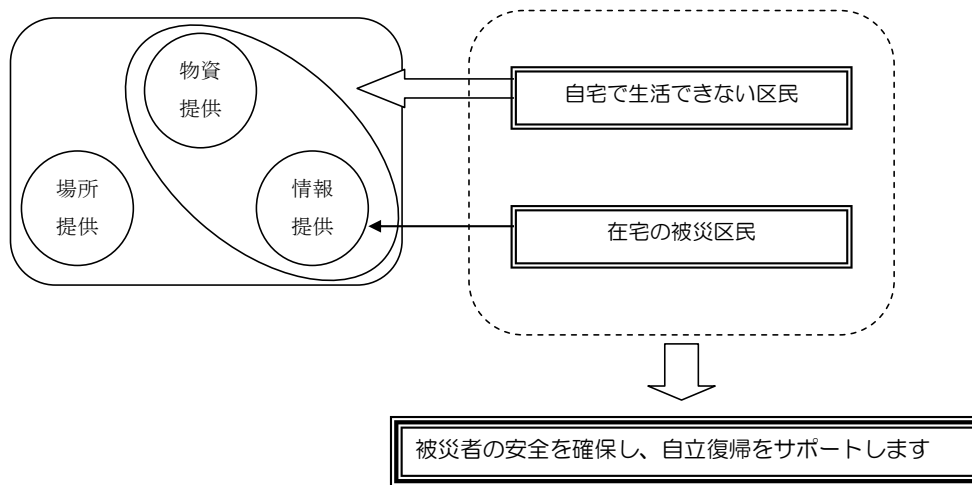


図 避難所の役割体系図

2 避難所の機能

避難所には、避難者の安全の確保・生活基盤の提供、保健衛生の確保、情報提供支援の機能があります。このために必要な設備及び備品を整備するとともに、支援体制を構築します。

第2 避難所等の指定

1 避難所等の種別

(1) 地域避難所

火災の延焼や家屋の倒壊等から避難する施設です。

一定のオープンスペースを有し、まず一時避難する場としての機能のほか、自宅等へ戻ることができない場合の一時的な生活の場、また、ライフライン途絶時には区における災害情報の入手など地域の拠点機能を有します。

地域避難所には備蓄物資や避難所運営に必要な資機材を格納した防災倉庫を設置しているほか、井戸や下水道管直結型トイレの整備を行っています。

区立小中学校全校と、碑文谷公園一帯、めぐろ学校サポートセンター、めぐろ区民キャンパス、都立高校及び私立高校の計37か所を指定します。また、地域避難所の開設・運営については、避難所運営協議会、施設管理者及び区、地域住民が協力して行うこととします。

(2) 補完避難所

地域避難所への避難者が増加して受け入れきれない場合や地域避難所での生活が困難であると考えられる避難者を受入れる施設です。区有施設では、住区センター、区民センター、社会教育館などや民間施設では協定を締結した私立高校等を指定しています。

(3) 福祉避難所

地域避難所や補完避難所での生活が困難な方を受け入れる施設です。介護が必要な高齢者を受け入れる施設として特別養護老人ホーム等の11か所、支援が必要な障害者を受け入れる施設として福祉工房等の9か所、保護者が所在不明、緊急入院、死亡等により保育に欠ける状態にある乳幼児を受け入れる施設として各地区1か所の区立保育園5か所、合計25か所を福祉避難所として指定しています。

(4) 一時集合場所

地域避難所・広域避難場所へ避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して火災からの危険の様子をみる場所又は避難者が避難のため一時的に集団を形成する場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する学校のグラウンド、神社・仏閣の境内等になります。

なお、各町会・自治会などが避難する際に、地域で集合する場所を自主的に定めている場合もあります。

(5) 広域避難場所（東京都地域防災計画では避難場所という。）

ア 広域避難場所の考え方

(ア) 広域避難場所には、自宅等や地域避難所に火災延焼などの危険が迫り、避難が必要となった場合に避難します。

(イ) 広域避難場所への避難方法は、区部全域の人々の一斉避難を想定した地区割当計画に基づき、任意の経路を利用して避難することとします。なお、不燃化が進んでおり、万が一火災が発災しても、地区内に大規模な延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない地区として地区内残留地区が指定されています。本地区は、広域避難場所が割り当てられていません。

(ウ) 広域避難場所の避難スペースは、建物などを除き、震災時に拡大する火災によるふく射熱の影響を考慮して算定し、原則として1人当たり1㎡確保します。

イ 広域避難場所使用に関する他の区市町村との調整

他区にまたがり所在する広域避難場所の運用については、関係する区市町村があらかじめ協議して対処します。

(6) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

ア 指定緊急避難場所、指定避難所とは

従来の災害対策基本法においては、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区別されておらず、東日本大震災では被害拡大の一因ともなった（平成25年6月14日付内閣府政策統括官（防災担当）、消防庁次長、厚生労働省社会・援護局長通知「災害対策基本法等の一部を改正する法律について」と指摘されています。このため、平成25年6月に改正された災害対策基本法において、切迫した災害の危険から逃れるための緊急避難場所と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための避難所が明確に区別されました。法で定められる指定緊急避難場所、指定避難所の定義は以下の通りです。

○ 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所。

○ 指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。

イ 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

目黒区では、災害時の避難場所について、災害の種類（「地震」「洪水」「内水氾濫」「崖崩れ」「大規模火災」）ごとに整理しています（資料編第1章第2節「施設・備蓄等」を参照）。ただし、各避難場所、避難所の呼称については、混乱を避けるため、「指定緊急避難場所、指定避難所」とせず、従来どおり「地域避難所」とします。

2 指定の考え方

避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとします。

- (1) 避難所は、原則として、小学校区を単位として指定します。
- (2) 避難所は、耐震性・耐火性を備えた公共建物等(学校等)を指定します。
- (3) 避難所に受け入れる被災者数は、おおむね3.3㎡当たり2人とします。ただし、感染症の拡大等が懸念される場合は、必要な資機材により感染者との接触を避けるよう努めるとともに、避難所が密閉空間、密集場所、密接場面の3つの密にならないように努めます。
- (4) 各避難所とも要件を満たさなくなった場合には指定の見直しを行います。
- (5) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとします。
- (6) 地域避難所の追加指定等により、新たに避難者受入施設を確保する際には、火災危険度や建物倒壊危険度等の地域危険度測定結果や各種被害想定の結果を踏まえた適正な配置に努めていきます。
さらに、被害が拡大した場合等に備え、ヘリコプターによる救助・救援活動が円滑に行われるよう、上空への施設の位置表示(ヘリサイン)の整備を推進していきます。

3 避難所の開設

災害対策本部が区内の被害状況を把握し、避難所の開設を迅速に判断します。開設する場合は、各避難所へ連絡するとともに、防災行政無線等から周知します。また、避難所を開設した場合は区から警察署、消防署に連絡します。なお、震度5弱以上の場合は、区の全ての避難所参集指定職員が自動的に各地域避難所に参集します。

4 避難所の周知

区は、効率的・効果的な避難を実現するため、地域避難所の周知に努めます。併せて、地域避難所が持つ機能や地域避難所までの安全な避難方法について、平時から区ウェブサイトや紙媒体等を通じ、区民へ周知していきます。

地域避難所及び広域避難場所への避難経路について、区民自らが、日頃から把握し、地域においては、発災対応型防災訓練等の実践的訓練への参加等を通じた周知を図ります。

なお、東京都の地震に関する地域危険度測定調査(第9回)や令和4年5月の新たな被害想定において、延焼・火災の危険性の高い地域とされたところにある避難所について、当面は、これまでのとおり地域避難所としての指定を継続していきますが、民間施設の活用等による避難所の拡充が一定程度進んだ段階で改めて見直しを行うこととします。

第3 地域避難所及び補完避難所の管理運営手順の策定

施設管理者向けの避難所種別ごと(地域・補完・福祉避難所)の開設手順の基本的なルールを示したガイドラインを作成し、避難所運営協議会や施設管理者等が中心となってマニュアルを作成します。作成するマニュアルは、施設の配置等(ブレイカー・水道栓)を詳細に記載し、施設を熟知していない者でも、緊急時に必要な対応が取れるようにします。

また、指定管理者が管理する施設について、正式な協定を早急に締結するよう調整を進めます。

1 運営組織づくり

- (1) 避難所の円滑な運営を行うためには、学校職員、区職員及び避難住民等の連携した協力態勢が不可欠です。特に、避難住民等が主体となることが、最も円滑な運営方法となることは、東日本大震災における事例から明らかです。そこで、平常時から、防災区民組織、町会・自治会、住区住民会議及びPTAなどの組織が連携し、避難所運営協議会を形成しておきます。

避難所の運営は、女性や高齢者、障害者などへ配慮する必要があるため、避難所運営協議会には女性や青年、子育て中の世代、福祉関係者など幅広い人材が参画することが重要です。

運営協議会の主な業務は、本部運営、情報収集、保健衛生、給食・給水などであり、班や当番制を活用し、分担して業務を行います。

また、担任する地域避難所は、各団体が属する住区にある地域避難所とし、複数の住区にまたがる場合

には、該当する協議会と個別に調整の上、担任する地域避難所を決定します。

(2) 避難所運営協議会は原則として、各住区エリアに一つ設置します。

住区エリアに複数の地域避難所がある場合は、原則として当該エリアに立ち上がっている避難所運営協議会が全て管理します。

なお、当該エリア内にある補完避難所は、地域避難所と連携できる体制とします。

このことに伴い、区民が避難する地域避難所は、原則として当該区民が居住する住区エリアにある地域避難所とします。

(3) 区は、地域避難所における組織づくりの指針となる「避難所運営協議会の手引」を作成しています。地域性等を考慮した運営ルールが定められるように支援していきます。

第4 要配慮者支援体制の整備

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等、発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する方（要配慮者）について、地域住民、防災区民組織等の協力を得ながら、平常時から見守り、支援していく地域づくりを進めます。

また、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援が必要な方（避難行動要支援者）について、名簿の作成・配備を行うとともに支援体制を整備します。

1 要配慮者に係る普及・啓発

(1) 要配慮者向けの防災行動マニュアルを配布し、要配慮者本人、家族、近隣住民などが、災害に備えるとともに災害時に適切な行動を取ることができるよう、普及・啓発を図ります。

(2) 災害時への備えとして、緊急連絡先、かかりつけ医、ケアマネジャーや服用している薬等を記載した個別支援プラン（防災手帳）の作成や、防災・救急医療情報キットの保管を普及させていきます。

2 要配慮者に対する防災訓練の実施

要配慮者とその支援者を対象とした防災訓練を、関係機関と連携して実施します。また、各地域で実施されている防災訓練においても要配慮者に対応した訓練が実施されるよう、働きかけをしていきます。

3 避難行動要支援者名簿の作成と管理

(1) 災害対策基本法第49条の10第1項に定めるところにより、災害発生時に安否確認・避難支援等に用いる避難行動要支援者名簿を作成します。

(2) 避難行動要支援者名簿に登載する対象者の範囲は、福祉制度の改正等に機動的に対応するため、別に定めます。

(3) 避難行動要支援者名簿の情報（本人の同意のあるものに限る。）は、災害の発生に備え、消防署、警察署、民生委員・児童委員、個人情報保護の協定を締結した町会・自治会等避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に提供します。この場合においては、当該避難支援等関係者との間で協定の締結等を行い、個人情報保護の徹底を図ります。

なお、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、対象者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、本人同意の有無にかかわらず、名簿情報を提供します。

(4) 避難行動要支援者名簿は、区が保有する福祉施策に係る情報等に基づき作成し、定期的に更新します。

(5) 避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の提供や安否確認情報、避難情報等の集約を迅速に行うことができるよう、情報管理体制を整備します。

4 安否確認・避難支援体制の整備

- (1) 避難支援等関係者は、名簿情報の提供に同意した避難行動要支援者に対して、防災訓練等への参加の呼びかけ、日頃からの声かけや見守り活動などを行い、平常時から住民同士の顔の見える関係を作り、地域の防災力を高めます。
- (2) 地域住民、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護・福祉事業所職員、地域包括支援センター職員、区職員等の役割分担を整理して、避難行動要支援者の安否確認や避難支援を着実かつ迅速に行える体制を整備します。

5 個別支援プランの作成

在宅で人工呼吸器をしている方、要介護の認定を受けている方、障害福祉サービス利用者、医療的ケアが必要な方、ひとり暮らし等高齢者、その他希望する方(要支援の認定を受けていて希望する方等)などについて、個別支援プランをあらかじめ作成し、的確な支援を迅速に行えるようにします。

6 地域避難所における体制等の整備

地域避難所において要配慮者に一定の配慮がなされるよう、要配慮者用スペースの確保、要配慮者別の対応の留意点などを避難所運営協議会の手引きに盛り込むとともに、コミュニケーションボード等の必要な資機材や物資の備蓄に努めます。

7 福祉避難所における受入態勢の整備

- (1) 福祉避難所ごとに受入可能な要配慮者の状態、受入可能数を想定して、区全体としての開設計画を策定します。
- (2) 福祉避難所施設の運営者が民間法人等の場合は、当該法人等と福祉避難所開設・運営に係る協定等を締結します。
- (3) 各福祉避難所は、開設手順、運営体制、入退所手順、支援内容と実施手順等を記載した福祉避難所運営マニュアルを作成します。
- (4) 区は、福祉避難所を運営するための従事職員の確保計画を作成するとともに、事業者団体等との協力関係を構築します。

8 要配慮者支援チームによる支援体制の整備

- (1) 地域避難所に避難した要配慮者及び自宅に留まっている要配慮者について、居所の判別、生活におけるニーズの把握及び支援の調整を行うため、区職員、地域包括支援センター職員、ケアマネジャー、介護福祉・障害福祉サービス事業所職員、他道府県からの応援職員(行政職員、介護福祉・障害福祉サービス事業所職員等)などで「要配慮者支援チーム」を構成し、地域を巡回する体制を整備します。
- (2) 「要配慮者支援チーム」と連動して福祉避難所への入所の調整などを行う組織体制を整備します。

第3-2節 具体的な取組 <応急・復旧対策>

第1 避難方法

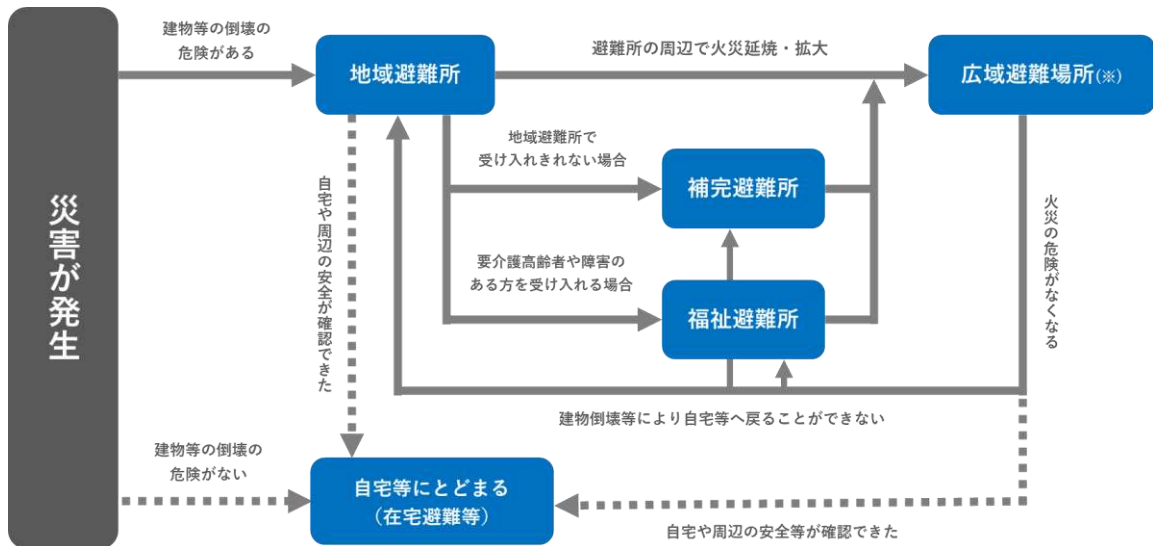
1 避難についての基本的な考え方

「避難」とは「難を避けること」つまり安全を確保することです。家屋の倒壊や、火災による延焼のため、自宅等に滞在が困難な場合は、迷わず最寄りの地域避難所に避難しますが、自宅等の安全が確保され居住できる場合は、自宅にとどまる在宅避難をします。また、避難所に行かず、親戚、友人宅等安全な場所への分散避難も避難行動の一つです。

避難者が増加し、地域避難所では受け入れきれない場合は補完避難所に避難し、地域避難所での生活が困難な要介護高齢者や障害のある方、乳幼児を連れていらっしゃる方については福祉避難所に避難します。自宅等や地域避難所に火災の延焼などの危険が迫った場合は、広域避難場所（東京都地域防災計画では「避難場所」という。）に避難します。

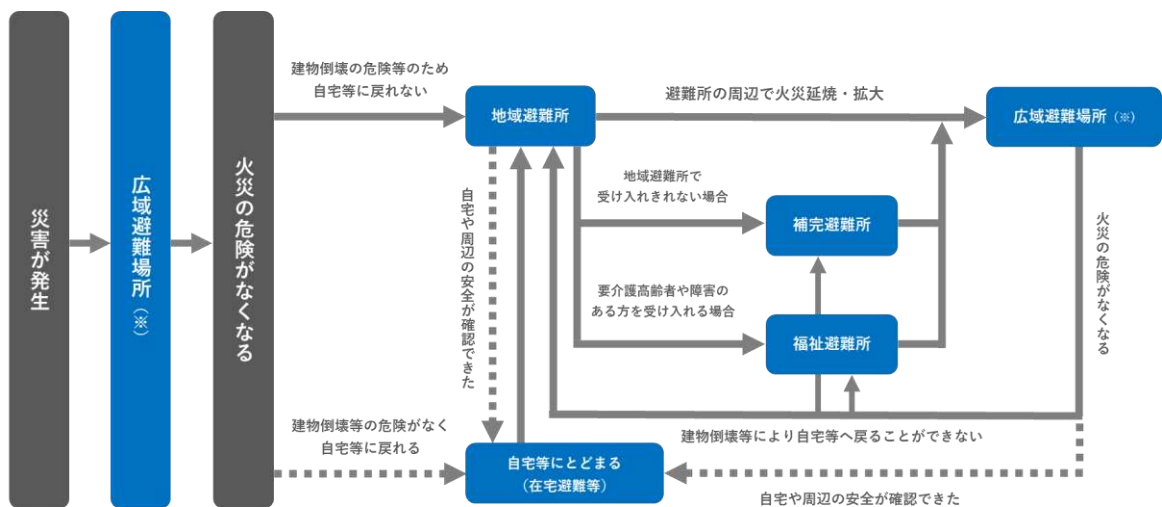
また、福祉避難所の確保・運営ガイドライン（内閣府）に基づき、福祉避難所への直接避難の検討を進めます。

■ 避難の流れ（自宅などの現在地に火災の危険がない場合）



※現在地が地区内残留地区の場合は、地区内に待機

■ 避難の流れ（自宅などの現在地に火災の危険がある場合）



※現在地が地区内残留地区の場合は、地区内に待機

2 事前避難及び一部避難

(1) 事前避難

地震火災が発生し、それが延焼拡大するおそれがある地域については、区災害対策本部長は、住民に対して事前に「高齢者等避難」を発令し、避難所、避難経路、避難の方法等を周知徹底させるほか、避難行動要支援者とその支援者に対しては防災関係行政機関等及び防災区民組織又は、町会・自治会、近隣の協力を得ながら事前に避難を実施します。

(2) 一部避難

地震火災発生地域周辺住民に対しては、消防、警察機関と協議をして避難先を定めて、防災区民組織又は町会・自治会等の協力を求めて、地域を単位とする集団による一部避難を実施します。

3 避難指示等の時期及び指示、伝達

(1) 一般的基準

避難指示等が発令する基準は、原則として、次のような場合です。

- ア 大地震時、同時多発の火災が延焼拡大し、消火が不可能となり人命に及ぼす危険性が著しく大きいと予測される場合又はガスの流出拡散により、広域的に人命の危険が予測される場合
- イ その他区民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められた場合

(2) 「避難指示」の発令

- ア 区の地域において災害の様相から区民の生命、身体に危険が及ぶおそれがある場合又はその危険が切迫した場合には、区災害対策本部長は地域、避難所を定めて「避難指示」を発令します。
この場合、区災害対策本部長は、直ちに都災害対策本部長(知事)に報告します。
- イ 被災地域において著しい危険が切迫している場合において、区災害対策本部長が避難の指示をすることができない場合やその要求があった場合は、警察官が区民等に直接避難指示を行います。この場合、警察官は直ちに、区災害対策本部長に通知するものとします。

(3) 避難に関する火災の情報収集・伝達及び緊急措置(目黒消防署)

- ア 延焼シミュレーションによる火災の進展予測等により、住民を避難させる必要があると判断したときは、区災害対策本部長に対して、避難を必要とする地域、避難方向等を通報します。
- イ 消防署長は、火災の拡大やガスの拡散の進展が急激で、危険が著しく切迫していると認められるときは、住民に避難指示を行います。この場合は、直ちに区災害対策本部長に通報します。

(4) 指示の伝達

避難指示の伝達は、区民等に伝達します。

4 避難誘導計画

(1) 原則的な避難形態

- ア 「避難指示」が発令された場合、避難の単位は、防災区民組織又は町会・自治会等を単位とします。
- イ 避難行動は「高齢者等避難」発令により事前避難する避難行動要支援者等の避難弱者を除き適当な集団で、最寄りの地域避難所へ避難します。
- ウ 町会・自治会等が独自で集合場所を定めている場合は、その集合場所に集合した後、地域避難所に避難する場合があります。さらに、延焼火災が拡大し、事態が悪化した場合は、集団で広域避難場所へ避難しますが、火災の延焼状況によっては広域避難場所へ直接避難します。

(2) 避難誘導方法(警察署)

- ア 「高齢者等避難」及び「避難指示」が発令された場合には、区と協力してあらかじめ指定された避難所等へ避難誘導します。
- イ 避難道路等の主要地点に誘導員を配置して避難誘導に当たります。
- ウ 浸水地においては必要により舟艇・ロープ等の資機材を活用して避難誘導に当たります。
- エ 避難の勧告・指示に従わない者について、危険が切迫し、特に急を要すると認められる場合は、警察官は、規定に沿って避難等の措置を取ります。

(3) 避難誘導に関する協力(区・防災関係行政機関等)

ア 目黒消防署

- (ア) 地域住民が避難を行う場合には、災害の規模、道路、橋りょうの状況、火災の拡大の経路及び消防隊の運用等を勘案し、必要な情報を災害対策本部長に通報するものとします。
- (イ) 住民の避難が開始された場合には、消防団員の活動等により迅速な安全避難誘導に当たります。

(ウ) 避難の勧告・指示が出された時点以降の消火活動は、広域避難場所、避難道路の安全確保に努めます。

イ 区関係及び防災関係行政機関等

(ア) 区各部は、地域住民の安全避難を促進するため必要な情報の提供、道路障害物の除去等を実施するほか、避難所への職員の派遣等を行い、避難者の安全収容体制を確保します。

(イ) 避難道路等地域住民の安全確保に支障を及ぼすような電柱の倒壊、電線の垂下、ガスの流出等がある場合には、防災関係行政機関等において応急措置を講じ、その安全確保に努めます。

(ウ) 防災区民組織又は町会・自治会においては、地域住民の集団避難を促進し、地域によっては指定避難道路までの誘導を図る等、防災関係行政機関等の活動の協力を努めます。

5 避難行動要支援者の安否確認・避難支援

(1) 地域住民、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護福祉・障害福祉サービス事業所職員、地域包括支援センター職員、区職員等が、避難行動要支援者名簿を活用して安否確認及び避難支援を行います。

(2) 医療依存度の高い方や重度の要介護状態の方などで個別支援プランがあらかじめ作成されている方については、プランに従い、医療措置の確保や避難所等への避難支援が行われます。

(3) その他の要配慮者については、地域住民等による声掛けや介助などにより、安否確認や避難誘導が行われます。

(4) 安否確認・避難支援は、避難支援等関係者その他の者自身の身の安全確保を前提に行います。

6 広域避難場所の運営

(1) 広域避難場所への避難の必要が生じたときは、避難者や周辺の情報の収集に努めます。

(2) 広域避難場所の運営については、隣接利用区との情報連絡・協力体制の整備を図ります。

(3) 特別区の相互支援協定に基づき、共同の現地連絡所の設置その他必要な措置を講じます。

第2 地域避難所及び補完避難所等の開設・運営

1 避難所開設に係る安全確認（応急危険度判定及び応急修理）

(1) 各避難所では応急危険度判定を実施し、安全確認を行います。応急危険度判定は、区職員が中心となり防災ボランティア（応急危険度判定員）が協力して行います。

(2) 優先して判定する施設の調査順位は、地域避難所、福祉避難所、補完避難所の順とします。

(3) 避難所施設の応急補修が必要な場合は、災害対策本部へ通報の上、速やかに補修を行います。

2 避難所運営についての基本的な考え方

(1) 避難者の受入れは、可能な限り町会・自治会単位に被災者の集団を編成し、防災区民組織等と連携して受け入れます。

(2) 避難所を開設した場合は、管理責任者を置き、区へ報告します。

(3) 避難所運営協議会においては、女性の参画を図り、担当ごとに男女の責任者を置くように考慮し、男女のニーズの違いに配慮します。

(4) 高齢者・障害者等の要配慮者に配慮した避難所運営を行います。地域避難所内で、要配慮者に一定の配慮がされた部屋やエリアを確保するとともに、住区センター等の補完避難所を有効に活用します。

(5) 避難所に避難した被災者に対しての情報提供は、正確かつ迅速に行うとともに、高齢者や障害者等の要配慮者にも配慮します。

(6) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討します。

(7) 新型コロナウイルスやインフルエンザ等、感染症が流行している時期であれば、避難所運営マニュアル内の避難所における感染症対策の項目に基づき、避難所内での流行を防止します。

3 地域避難所の開設（区職員、学校職員等の任務）

(1) 勤務時間内に発災した場合

ア 施設職員の態勢

施設長は、災害対策本部からの指示により避難所を開設することとしたときは、施設職員とともに次の任務を行います。

- ① 地域避難所の標旗の掲出をします。
- ② 出火・延焼状況、周辺の道路状況、被災者状況等の情報を収集し、防災行政無線等により報告するとともに、周辺状況の情報を収集し、避難住民に伝達するとともに、広域避難場所への避難に備えます。
- ③ 校庭等避難スペースの区割りと表示(利用者(学校の場合は児童・生徒)用・一般用・要配慮者用・負傷者用)をします。
- ④ 防災倉庫から救助用資機材・担架・拡声器等必要な資機材を出し、避難活動に備えます。
- ⑤ 避難者への待機指示及び状況説明を行います。
- ⑥ 避難者を校庭等の避難スペースへ誘導します(雨天の場合は、安全確認の上、体育館に待機させます。)
- ⑦ 負傷者や高齢者・障害者などの要配慮者の把握、救護スペース確保、軽微な応急手当を行います。重症な場合は、医療救護所に搬送します。
- ⑧ 火災が延焼・拡大し、広域避難場所へ避難する場合は、本部長の勧告・指示に基づき、警察署及び消防署の協力の下に避難住民の誘導を行います。この場合、住民のリーダーにも避難行動の取りまとめを依頼します。
- ⑨ その他校舎内点検・確認、状況により必要と認められることを行います。

イ 区避難所参集指定職員の任務

区避難所参集指定職員は、徒歩又は自転車で定められた地域避難所に参集し、避難所施設職員と協力し、前記アの任務を行います。

(2) 勤務時間外に発災した場合

ア 学校教職員の任務

- ① 校門のカギを開け(通用門は施錠されていない。)、地域避難所標旗の掲出等必要な準備をします。
- ② 休日・夜間において電話が使用可能な場合は、校長に連絡します。
- ② 初動参集指定教職員を中心に学校教職員が自校へ参集します。
- ③ 避難者を校庭に待機させます(雨天の場合は、安全確認の上、体育館に待機させます。)
- ⑤ 可能な限り出火・延焼状況、周辺の道路状況、被災者状況等を情報収集し、防災行政無線等により災害対策本部に報告するとともに、周辺の状況情報を収集し、避難住民に伝達するとともに、広域避難場所への避難に備えます。
- ⑥ 出火した場合は、避難者の応援を得て、初期消火に当たります。
- ⑦ その他(1)のアに準じて、状況により必要と認められることを行います。

※ 学校教職員の任務内容については、「学校・園防災マニュアル」による

4 地域避難所の運営(区職員、学校職員等の任務)

施設等職員は、上記3により、避難所の開設任務を行ったのち、以下の任務を避難者と協力し、運営していきます。

- (1) 避難所を開設した状況について、防災行政無線等で報告します。
- (2) 避難所の運営を円滑に行うため、学校長を管理責任者として、学校教職員、区職員及び避難住民等で組織する避難所運営本部を組織します。
- (3) 避難所としての利用区画を行います。あらかじめ施設において作成しておいた施設の利用区分に基づき、次のスペースの区画を行います。

- ア 自校の児童・生徒用保護スペース(在校時発災の場合の帰宅困難な児童・生徒)の保護
- イ 学校の管理機能維持スペース
- ウ 避難所の管理機能維持スペース
- エ 要配慮者、負傷者等の保護スペース
- オ 同行避難したペット等の飼育スペース
- カ 一般住民の避難所としてのスペース
- キ 感染症対策スペース

- (4) 学校教職員及び区職員は、災害当初における避難所の開設、管理運営に従事し、地域住民による避難所運営の支援を行います。
- (5) 区職員は、学校（都立高校・私立高校を含む。）においては校長又は教員、碑文谷公園（碑文谷体育館）においては指定管理者、めぐろ区民キャンパスにおいては八雲中央図書館長、めぐろ学校サポートセンターにおいては教育支援課長と施設使用について綿密な連携を取り、十分な保全管理に当たります。
各学校は、応急教育活動及び授業の再開に必要なとする最小限の教室の確保も考慮します。
- (6) その他
災害対策本部は、自然発生的にできた避難所（臨時避難所）の情報を積極的に把握し、そこで必要となる食糧等の物資は、隣接する地域避難所を通じて配布します。

5 避難所が不足する場合

- (1) 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入施設を開設します。
- (2) 野外に受入施設を開設した場合の都及び防災関係行政機関等への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所開設と同様とします。
- (3) 野外受入施設の開設に必要な資材が不足するときは、都に調達を依頼します。
- (4) 野外受入施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とします。

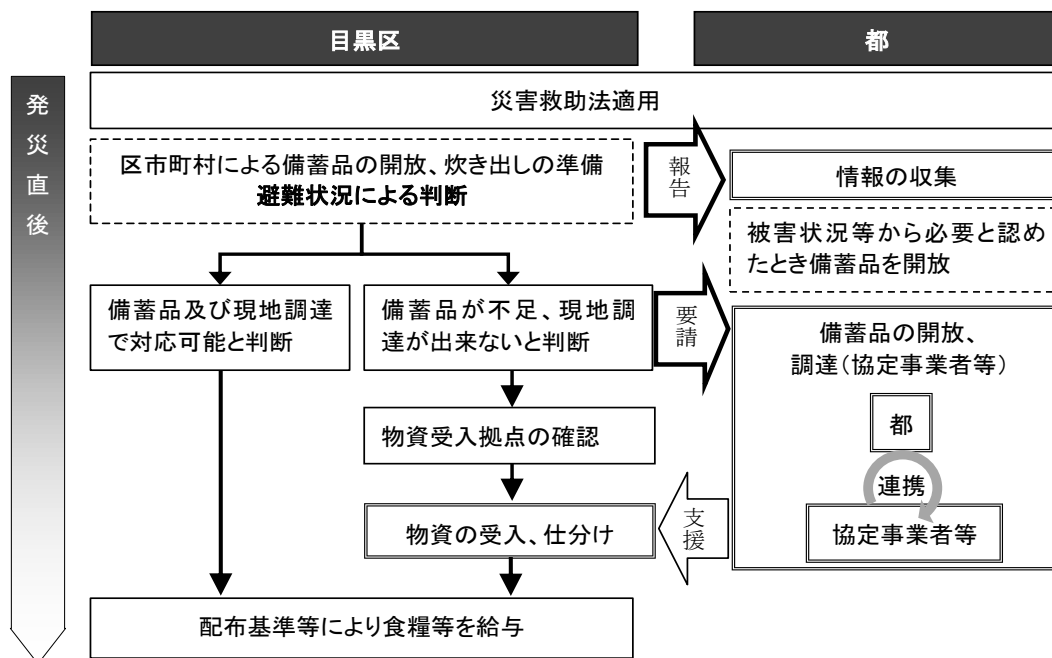


図 備蓄活用及び調達物資の受入対応フロー図

6 補完避難所の運営方法等

補完避難所に指定された施設の職員は、発災後、施設を点検し、被害状況を確認するとともに、補完避難所として使用できるかを判断し、周囲の災害状況とともに連絡します。
補完避難所の運営は、施設職員のほか、避難者が協力して行います。

7 食糧・生活必需品等の供給

- (1) 被災者に対する食糧・生活必需品等の供給・貸与は、区が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行います。
- (2) 炊き出し等の体制が整うまでの間は、都及び区の備蓄又は調達する食糧等を供給します。

8 避難所における生活機能

(1) 飲料水

施設にある受水槽の水及び備蓄している飲料水を利用します。

(2) 生活用水

洗浄等に利用する生活用水は、プール用水、防災用井戸を利用します。

(3) トイレ

地域避難所については、下水道管直結型マンホールトイレのフタを開け、その上に防災倉庫内に備蓄している便器を組み立てて使用します。汚物がたまった場合は、生活用水を利用して流します。

下水道管直結型マンホールトイレがない施設については、備蓄してある簡易型組立式トイレを利用します。

9 避難所における動物の適正な飼育

(1) 区は、開設した避難所に、動物の飼育場所を避難所施設に応じて確保します。避難所内に飼育場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼育場所を確保します。

ア 受け入れることができる動物

犬、猫、ウサギ、小鳥、ハムスター等の小動物

イ 受け入れることができない動物

トラ、タカ、ワニ、オオトカゲ、ニシキヘビ等の人に危害を与えるおそれのある動物（特定動物[※]）、大型の動物及び特別な管理が必要な動物等避難所で受け入れることができない動物

※ 「特定動物」は、飼育の許可が必要で、飼い主が守らなければならない施設構造や管理方法等の基準が定められています。

(2) 区は、ペット防災の手引きを作成し、地域避難所運営者、飼い主等が避難所でのペットの受入れ・飼育を的確に行えるよう普及・啓発を図ります。

(3) 区は、避難所等における動物の飼育状況を把握し、都や関係団体へ情報提供します。

(4) 都と区は協力して、飼い主とともに同行避難したペットについて、以下の取組を行い、適正飼育の指導等を行います。

ア 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等

イ 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整

ウ 他縣市への連絡調整及び要請

第3 要配慮者への支援

1 福祉避難所の開設・運営

あらかじめ定めた開設計画に従って福祉避難所を開設します。各施設は、施設ごとに定めてある運営マニュアルに従って、福祉避難所を運営します。

区は、従事職員の確保計画に従って、応援職員の確保を行います。

2 要配慮者支援チームによる支援

(1) 発災から3日間程度の間、要配慮者支援チームは、避難者及び在宅者の両方について、ニーズの把握と居場所の判別（在宅、地域避難所、福祉避難所、入所施設、病院）等を行い、必要に応じて福祉避難所等への入所の手配や個別支援の手配等を行います。

(2) (1)の期間後も、要配慮者支援チームを引き続き編成し、避難者と在宅者の両方について、生活状況の確認を行うとともに、継続的なサービスの提供等が行われるよう調整を行います。避難者については、在宅への復帰に向けた調整を行います。

3 福祉避難所等への入所の調整

要配慮者支援チームが把握した要配慮者の身体状況・環境等を総合的に判断し、福祉避難所の入所者を決定します。また、必要に応じて施設入所等の調整を行います。

福祉避難所への入所が決定した要配慮者については、速やかに移送等の手配を行います。

4 介護保険サービス等の供給の確保

地域包括支援センター受託法人や介護福祉・障害福祉サービス事業者との協定に基づき、要支援・要介護者に必要なサービスが提供される体制を確保します。

第4 被災者の他地区への移送

1 区から他区市町村への移送

(1) 移送の要件

避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、被災者の他地区（近隣の非被災地区、相互協定締結自治体若しくは小被災地又は隣接県）への移送について、都に要請します。

区がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合で、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し又は居住の場所を確保することが困難な場合は、全部又は一部を区に代わり都が実施します。

(2) 移送先区市町村への職員の派遣

被災者の他地区への移送を要請したときは、区職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を同行させます。

2 他区市町村からの受入れ

都から被災者の受入れを指示された場合は、受入態勢を整備します。

移送された被災者の避難所の運営は移送元の区市町村が行い、区は運営に協力します。

第10章

物流備蓄対策の推進



第1節 現在の到達状況・課題

第1 食糧及び生活必需品

都と区において、おおむね3日分の食糧を備蓄し、4日目からは都の調達物資での対応を想定しています。また、国と都は必要に応じて区からの要請を待たずに物資や資材の供給を行います（プッシュ型支援）。ただし、被害の大きさによっては、4日目以降の物資の調達が行えない可能性があります。

飲料水については、都が居住場所からおおむね半径2kmの距離内に1か所の給水拠点を整備しています。区では、各地域避難所に受水槽を設置し、震災時の飲料水を確保しているほか、震災時の協力井戸を確保し、生活用水として利用することとしています。

第2 防災倉庫・備蓄倉庫の整備

資機材の保管場所として防災倉庫と備蓄倉庫があります。防災倉庫は、各地域避難所に設置しており、避難所生活を行うために必要な資機材を備蓄しています。備蓄倉庫は、避難所生活の長期化により防災倉庫内の資機材に不足が生じた場合に、補給する食糧、寝具及び生活用品等を備蓄しています。

災害時、都等の行政からの支援物資や民間、ボランティア等からの義援物資の確保を行います。集まった物資の集積及び管理を円滑に行うための準備が必要となっています。

第3 輸送・供給体制の整備

区に届いた支援物資と義援物資の管理及び避難所への輸送は、道路の状況、輸送車両の手配、輸送車両の燃料など被害によっては輸送できない可能性があります。

第2節 対策の方向性と目標

第1 食糧及び生活必需品

災害時に必要な物資を確保できる体制を構築するため、都との連携により、避難生活者用として、発災後3日分の食糧・生活必需品等の確保に努めます。

また、区内の物販事業者（小売事業者等）との連携強化等により、様々なニーズに対応できるよう調達体制の拡充に努めます。

都水道局との役割分担を明確にし、生命維持に必要最小限度の飲料水として、一人1日3ℓを基本に供給できるよう体制を整備していきます。

また、消火栓等を活用した仮設給水栓や震災時井戸の指定等、多面的な飲料水・生活用水の確保策を実施し、必要量の確保に努めます。

第2 防災倉庫・備蓄倉庫・物資集積所の整備

備蓄倉庫は、被災を避けるために分散して整備していきますが、速やかに物資を供給し、人心の安定を期するため、地域避難所の備蓄物資について一層の充実を図っていきます。

大地震の発生後、応急対策に必要とされる各種物資、機材の購入調達に困難をきたし、災害応急対策活動に重大な支障をきたすことのないよう、区及び防災関係行政機関等においては、平素から災害対策応急活動に必要な物資、機材等の備蓄に努めるほか、緊急の場合の調達方法について、必要な措置を講じていきます。

第3 輸送・供給体制の整備

応急対策活動に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹をなすものであることから、車両等を迅速かつ円滑に調達するため、必要となる車両等の調達・配車・輸送手段等を主体とした人員及び物資の緊急輸送体制を構築していきます。

第3-1 節 具体的な取組 <予防対策>

第1 食糧・生活必需品の確保

1 食糧・生活必需品の備蓄の概要

(1) 備蓄の目的

区は、区民や事業者等に対して、各家庭や事業者等において、最低3日分（目標7日分）の備蓄を行うことを啓発しています。ただし、震災等で家屋が倒壊し、備蓄していたものが使えなくなる可能性のある約57,000人分（避難所避難者以外の需要も含む。）の3日分の食糧等の備蓄を進めています。

(2) 東京都の備蓄品の受託

都は、区市町村と連携して、発災後3日分の食糧・生活必需品等の確保に努めています。しかし、現実に震災時の輸送手段の確保及び実行には多大の困難が伴います。したがって、区の備蓄倉庫の拡充あるいは新設時には、都が備蓄している食糧・毛布等の受託を積極的に行っていきます。

2 調達に関する事前検討

(1) 食糧及び生活必需品の調達計画

ア 食糧

被災者に対する炊き出し、その他による食糧の供給のため、調達（備蓄を含む。）計画を策定します。

調達計画は、食品の多様化や高齢者等に配慮した主食及び副食の調達数量、調達先、その他調達に必要な事項について定めます。

イ 生活必需品

震災時において実施する被災者に対する生活必需品等供給のため、調達（備蓄を含む。）計画を策定します。

調達計画は、被災世帯を想定して生活必需品等の調達数量、調達先、その他調達に必要な事項について定めます。

ウ 都への調達要請

災害救助法適用後、生活必需品等の供給の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を都に要請します。

ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、現地調達します。

3 食糧備蓄計画

(1) 計画方針

食糧備蓄計画の基礎となる被害想定人口については、令和4年に発表された都心南部直下地震における避難所生活者数等に基づき、一人1日3食分でアルファ化米など合計約513,000食と、一人1日3ℓ分で約513,000ℓの飲料水を備蓄しています。

必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における区の最大避難所生活者数を基準とし、必要となる備蓄スペースの確保と合わせて今後対応を検討していきます。

なお、避難所生活者以外にもライフラインの損傷等による在宅被災者用、さらには帰宅困難者用及び区立学校の児童・生徒・教職員、福祉施設利用者・従事者等用の水・食糧の備蓄を行っていきます。このため、学校や企業等においても生徒や従業員等の食糧の備蓄に努めるよう協力を求めています。

(2) 食糧備蓄の多様化

食糧については、レトルト食品や要配慮者が食べやすい食糧等の備蓄を進めるなど、多様化を図ります。また、乳幼児のために、ほ乳瓶、粉ミルク（調整粉乳）用のミネラルウォーターを備蓄しており、調製粉乳については、区は災害発生後の3日分を備蓄しています。

4 生活必需品等の備蓄計画

(1) 計画方針

被災者に対する生活必需品等の供給については、都・区間の役割分担に基づき、主に都が備蓄及び調達により確保し、区民への供給は区が当たることとなっています。しかし、発災当初、道路障害物除去の状況によっては、都からの搬送が遅れることが予測されるので、区としても生活必需品物資を備蓄調達します。特に、要配慮者などに対する物資を備蓄・調達するよう努めます。

(2) 備蓄品目

地域避難所である小中学校等は、発災直後には、多数の避難者が集まり、火災の大規模延焼がなければ、そのまま避難生活を始めることとなります。したがって、発災直後から早急に必要となるものを備蓄します。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、女性、高齢者、障害者、及び乳幼児など様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意します。

物資の確保に当たっては、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、過去の災害の状況を踏まえ対応していきます。

地区備蓄倉庫には、マット、下着等を備蓄します。

第2 飲料水及び生活用水の確保

1 給水計画

(1) 計画方針

災害の発生に伴い、水道の断水、井戸水の枯渇等により飲料水を得ることができない者に対し、必要最小限の飲料水を供給します。また、飲料水以外の生活用水についても、確保に努めます。

なお、東京都地域防災計画（震災編）の中で、給水所での応急給水は、給水所の応急給水エリアの鍵を区又は都職員が解錠し、常設給水栓から、区により応急給水を行うこととなっています。また、都が応急給水に必要な資器材等を整備します。

(2) 水道局関係計画（水道局目黒営業所）

ア 飲料水の確保

応急給水槽、浄水場（所）・給水所等を給水拠点として、飲料水の確保を図ります。

イ 応急給水槽・給水所（目黒区が利用できる箇所）

施設名	所在地・施設所管部局等	確保水量 (m ³)
都立林試の森公園内応急給水槽	下目黒 5-37 南部支所配水第二課 3420-1465	1,500
八雲給水所	八雲 1-1 水運用センター施設管理課 和田堀給水管理所 3321-3258 (応急給水担当) 目黒営業所 5773-6126	16,600

表 応急給水槽・給水所

東京都は、震災時に飲料水が円滑に確保できるよう、浄水場・給水所等の給水拠点を半径2 km ごとに整備してきました。

※参考 【応急給水槽】

応急給水槽の構造は、水道の配水本管から直接水をひき、通常時は給水槽内に、常に清浄な水を循環させておくもので、容量1,500 m³の水が3日間ですべて入れ替わる仕組みになっています。大地震時には、両端の遮断弁が自動的に閉まり、一人1日3ℓ 換算で延べ50万人の飲料水が確保されます。

2 給水場所の整備等

- (1) 各給水場所の照明用の発電機、投光器を配備します。
- (2) 地域避難所等への給水計画を策定します。

3 飲料の優先供給に関する協定

災害時に避難所の飲料水が不足した場合に備え、団体（民間企業）と「災害時における飲料の優先供給に関する協定」を締結しています。

団体名	電話番号
サントリーフーズ(株)	03-5579-1200 (代表)

表 飲料の優先供給に関する協定

4 目黒区生活用水確保計画

(1) 震災時協力井戸

- ア 震災時協力井戸に指定されている井戸により、地域の生活用水を確保します。
- イ 震災時協力井戸は、常時使用できるよう所有者が管理し、区で修理経費の一部を負担します。令和7年7月1日現在159本を指定しています。
- ウ 震災時協力井戸に指定した場合は、「震災時協力指定井戸」と記載された表示板を地域住民から見やすいところに掲示し、近隣住民に周知を図っています。

(2) 公共施設設置井戸

区立小中学校全校に、避難所の生活用水を確保するため、手動式の井戸を設置しています（平成12年度設置完了）。

(3) 公衆浴場の水利用

災害時に、生活用水を確保するため、公衆浴場から水の提供を受けます。なお、公衆衛生確保の観点から、浴場を開業できる場合は、浴場開業を優先します。

(4) 雨水貯留槽の整備

災害時協力井戸のほか、雨水貯留槽等の整備や区が確保している受水槽、プール、消火栓等の施設活用を検討し、災害時の水の確保に努めます。

第3 物資集積所・輸送拠点の確保

1 倉庫の概要

(1) 防災倉庫設置の目的

防災倉庫は、小中学校等の地域避難所に設置されており、避難所生活で当初必要な資機材が入った倉庫です。災害時に災害対策本部から避難所開設の指示があった場合は、防災倉庫の資機材を活用し、避難所生活の準備を整えます。

防災倉庫の資機材は、地域訓練や避難所運営訓練等で使い方の習熟を図ります。

(防災倉庫の設置状況と備蓄品目は、資料編を参照)

(2) 備蓄倉庫設置の目的

災害時の被害の規模により、避難所生活が長期化するおそれがある場合や、防災倉庫の資機材が不足する場合等に備え、主に、食糧・寝具・肌着等を備蓄しています。災害時は避難所からの要請を受け、各備蓄倉庫から配送します。

(3) 分散備蓄

備蓄倉庫を分散整備するほか、災害時の交通混乱、輸送路の損壊、車両確保の不確実性を考慮して、重量物や発災直後早急に必要な物資の一部を地域避難所の防災倉庫に備蓄しています。

2 地域内輸送拠点の確保

(1) 災害の発生に伴い、全国の自治体をはじめ、各団体等から救援物資や義援物資が送られてきます。これらの物資等の受入れ、配分、輸送等の輸送拠点として、めぐろ区民キャンパスを指定しています。

(2) 状況により、予定していた輸送拠点が確保できない場合には、速やかに広い道路に面した代替地を選定確保することになります。

3 物資集積所の確保

(1) 食品及び生活必需品等の集積所として、交通等が便利な場所である目黒区総合庁舎、目黒区民センター、めぐろ区民キャンパスの3か所を選定し、都に事前に報告しています。

(2) 状況により、予定していた物資集積所が確保できない場合には、速やかに広い道路に面した代替地を選定確保することになります。

4 ヘリコプターの活用

災害救助活動においては、道路障害物除去が順調に進まない状況が考えられるため、緊急物資や人員の輸送、救急活動のため空輸が有効な手段です。この空輸については、自衛隊等が所有しているヘリコプターの活用が考えられます。今後、防災関係行政機関等と調整を進め、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地としての使用と災害発生後円滑に協力依頼ができるよう、ヘリサインの計画的な整備と合わせ、連絡・協力態勢等の確立に努めます。

名称	所在地	連絡先
東京大学陸上競技場	駒場3-8-1	03-5454-6011
碑文谷公園グラウンド	碑文谷6-12-43	03-5721-7287
都立林試の森公園大きな広場	品川区小山台2-6	03-3792-3800
都立駒沢オリンピック公園陸上競技場	世田谷区駒沢公園1-1	03-3421-6121
都立桜修館中等教育学校	八雲1-1-2	03-3723-9966

表 ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地一覧 (令和7年12月現在)

5 備蓄品や資機材の配備及び管理

区内被害状況や各避難所における不足品や負傷者等の情報は防災行政無線やFAX等の通信機器で行います。なお、ライフラインの途絶がない場合における避難所等での不足品、負傷者情報等は災害情報システムを活用することとしています。

また、備蓄倉庫の確保を進め、平時における管理運営を行います。

都の事前委託分を含めた区の備蓄食糧、生活必需品等の輸送及び配分の方法について事前に定めておきます。区が避難所等へ食糧及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を選定し、都に報告しています。

避難所として指定した学校の余裕教室等を活用するなどして、分散備蓄の場所の確保を進めます。

第4 輸送車両・体制等の整備

1 緊急輸送の協定

物資等の緊急輸送が必要になった場合に備え、東京都トラック協会目黒支部、赤帽城南支部及びヤマト運輸株式会社南東京主管支店と災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定を締結しています。

団体名	所在地	電話
東京都トラック協会目黒支部	碑文谷3-6-11	03-5701-9832
赤帽城南支部	港区港南5-4-38 松岡品川埠頭ビル1F	03-5463-7313
ヤマト運輸株式会社南東京主管支店	世田谷区上馬2-22-10 2F	03-6756-7132

表 緊急輸送の協定先

2 燃料の確保

災害時には、災害時緊急車両や清掃車、庁用自動車等の燃料確保のほか、医療機関用の非常用発電の燃料確保も必要となります。そのため、現行の区内のガソリン小売事業者との協定を改めて見直すとともに、事業者との協議によりあらかじめ優先順位を定めるなど、必要な燃料調達手段を事前に確保、調整します。

3 緊急通行車両

- (1) 震災時及び警戒宣言発令時には、災害応急対策の実施に必要な緊急輸送等を確保するため、交通規制により一般車両の通行が禁止・制限されます。そのため、区保有車両及び委託車両で、災害時に緊急通行を要する車両については、あらかじめ緊急通行車両確認申出を行い、「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」(以下「確認証明書」という。)の交付を受けます。
- (2) 「標章」及び「確認証明書」は該当車両に常時保管します。
- (3) 応急対策に従事する緊急通行車両は、「標章」を車両の前面箇所に掲出し、「確認証明書」を携帯し、通行します。

第5 各防災関係行政機関等の計画

1 防災区民組織関係

応急対策用資機材は、発災直後の極めて混乱する状況下において、必要不可欠のものです。発電機、工具類等々広範囲にわたりますが、そのすべてを備蓄することは困難です。平成7年度から救助用資機材を年次計画で備蓄し、防災区民組織に配布していますが、他の必要品目の整備、充実も図ります。備蓄品については、定期的に点検・補修等を行い、緊急時に、十分活用できるように備えます。

また、応急対策用資機材を備蓄するため、次のとおり防災器具置場を設置しています。

(1) 住区センターに防災拠点の一機能として設置したもので、区や防災区民組織の防災資機材を格納しています。なお、この中には、地元消防団が使用しているものもあります。

※ 防災拠点

住区センターに防災無線、資機材置場、5㎡又は40㎡の貯水槽を設置し、防災活動の拠点としたものです。

(2) 住区センターとは別の施設等に整備されているもので、防災区民組織に、その資機材格納のため設置・支給している防災資機材格納庫があります。これには、防災区民組織格納庫等と表示されています。

2 東京都第二建設事務所関係

所管内（目黒区、世田谷区、渋谷区、品川区、大田区）の資機材については、目黒工区や所管の資機材置場のほか、各水防倉庫に備蓄しています。

3 水道局目黒営業所関係

目黒営業所では発災後速やかに応急給水活動が行えるよう、ポータブル発電機・組み立て式給水タンク（1㎡）・消火栓からの応急給水栓・給水ホース等の資器材を、通信手段として衛星携帯電話・無線通信機を、輸送用として軽貨物自動車を備えています。

4 下水道局南部下水道事務所目黒出張所関係

目黒出張所は、緊急自動車、貨物自動車、発電機、水中ポンプ、各種マンホール蓋開閉器具、無線通信機等の資機材を備えています。

第3-2節 具体的な取組 <応急・復旧対策>

第1 備蓄物資の供給（食糧及び生活必需品）

1 都、他団体からの物資の集積について

(1) 第1次調達

ア 食糧の確保のための区内関係団体への協力要請

(ア) 東京都麺類協同組合目黒・碑文谷支部へのめん類等提供要請

災害対策本部は、避難所における食糧確保の必要を認めるときは、昭和55年12月に締結した「めん類の提供に関する協定」に基づき、東京都麺類協同組合目黒・碑文谷支部にめん類等の炊き出しの協力を要請します。

(イ) 東京都米穀小売商業組合目黒支部への米穀提供要請

炊き出しに使用する精米については、昭和55年5月に締結の「災害時における応急用精米の提供に関する協定」に基づき、東京都米穀小売商業組合目黒支部から調達します。

(ウ) 目黒区商店街連合会への応急物資（食糧品及び日用品）供給要請

災害対策本部は、避難所における食糧確保の必要を認めるときは、平成18年10月に締結した「災害時における応急物資の優先供給等に関する協定」に基づき、目黒区商店街連合会から調達します。

(エ) 東京都食肉生活衛生同業組合目黒支部への非常用食糧（食肉等）供給要請

災害対策本部は、避難所における食糧確保の必要を認めるときは、平成18年11月に締結した「災害時における非常用食糧（食肉等）の供給に関する協定」に基づき、東京都食肉生活衛生同業組合目黒支部から調達します。

要 請 先	所 在 地
東京都麺類協同組合目黒支部	下目黒3-11-10
東京都麺類協同組合碑文谷支部	碑文谷2-19-16
東京都米穀小売商業組合目黒支部	中町1-29-11
目黒区商店街連合会	目黒2-4-36目黒区民センター3階
東京都食肉事業協同組合目黒支部	祐天寺1-22-4

表 非常用食糧（食肉等）の供給

イ 要請の方法

災害対策本部は、要請内容・搬入場所等必要事項を記入した要請書をもって支部長に要請します。

ウ 東京都麺類共同組合目黒・碑文谷支部の自主的協力

東京都麺類協同組合目黒・碑文谷支部は、災害状況が明らかに協定に基づく協力要件に該当すると認められるときは、区からの要請を待たずに、区が設置する地域避難所及び避難所にめん類等を搬入し、炊き出し等区の援護活動に協力します。

エ 食糧確保のための区内民間企業への協力要請

民間企業への応急物資（食糧品及び日用品）供給要請

災害対策本部は、避難所における食糧確保の必要を認めるときは、平成18年5月及び平成28年12月に締結した「災害時における応急物資の優先供給等に関する協定」及び「目黒区とイオン株式会社との包括連携協定書」に基づく「目黒区とイオン株式会社との包括連携協定書第2条第1項第2号に関する確認書」に基づき、(株)東急ストア及びイオン(株)から調達します。

企業名	要請先	住 所
(株)東急ストア	東急ストア本社	上目黒1-21-12
イオン(株)	イオンスタイル碑文谷	碑文谷4-1-1

表 応急物資（食糧品及び日用品）供給要請

(2) 第2次調達

災害対策本部長が都に要請し、都は農林水産省生産局と協議を行い、米穀販売事業者の在庫状況により精米を調達して区に提供します。

2 食糧の輸送

(1) 区の備蓄食糧

区の備蓄倉庫の食糧を、地域避難所及び必要に応じ補完避難所、福祉避難所等へ搬送します。

(2) 都の備蓄食糧

都が備蓄している食糧については、都が区の指定する地域内輸送拠点へ搬送し、区が地域避難所及び必要に応じ補完避難所、福祉避難所等へ搬送します。

3 食糧の供給

(1) 供給基準

食糧の供給は、原則として、災害救助法施行令の定めによります。ただし、この基準によりがたい事情がある場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間の承認申請と同様に、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を得て定めるものとします。

(2) 被災者への供給

ア 食糧の供給

食糧の供給は、主として避難所生活者、帰宅困難者を対象とします。また、ライフラインの損壊などにより食事が準備できない被災者にも供給します。

食糧の供給は、地域避難所又は広域避難場所の現地連絡所を拠点として行うこととします。また、必要に応じて公園等に場所を設けて供給します。

なお、広域避難場所が複数の区の避難所となっている場合は、複数の区と連絡体制を確立し、連携して対処します。

イ 食糧の供給方法

食品等の供給は、住民の協力の下、給食の順位、給食の範囲、献立、炊き出し方法等について定めるとともに、炊き出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保します。

備蓄物資として都が区に事前配置してあるものは、都の承認を得て区が輸送し、被災者に供給します。ただし、緊急を要する場合は、被災者への供給を優先して実施し、事後に報告するものとします。

必要に応じて都災害情報システム（DIS）等を活用して、都に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領します。

ウ 要配慮者等への優先供給

食糧の供給については、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等要配慮者を優先します。

なお、要配慮者以外であっても、身体の状態等により食物を緊急に摂取する状況にある者を優先します。要配慮者用食糧については、要配慮者又は心身の状態により必要とする者のみに供給します。

エ 炊き出しの実施

震災後およそ4日目以降は、原則として米飯の炊き出しにより給食します。

区が被災し、被災者に対する炊き出し、その他による食品等の供給の実施が困難な場合は、炊き出し等について都に応援を要請します。

オ 炊き出しの態勢

被災者に対する炊き出しは、防災区民組織・目黒区赤十字奉仕団・被災者自身・ボランティア等が自主的に区と協力して行います。

4 生活必需品の調達と搬送

(1) 調達

ア 災害時において実施する被災者に対する生活必需品等の供給のため、被害の程度に応じて供給品目を決定し、それぞれ調達計画をたて調達します。

イ 災害対策本部長は、災害救助法適用後において、生活必需品等の供給の必要性が生じたときは、直ちに都知事の指示を受けるとともに、必要がある場合は物資の調達を要請します。ただし、被害の状況により現地調達が適当と認められる物資については都知事の指示により現地で調達します。

ウ 協定を締結した他自治体に要請し、適宜物資の調達を行います。

(2) 搬送

都からの救護物資については、都が指定する地域内輸送拠点まで搬送し、地域内輸送拠点からは区が搬送します。搬送は、食糧品の例により行います。

(3) 被災者への供給

生活必需品の被災者への供給は、食糧品の供給の例により、地域避難所等において実施しますが、特に要配慮者に対して優先的に配布し、必要とする被災者には公平・円滑に供給します。

5 生活必需品等の供給

(1) 供給基準

震災時における被災世帯に対する生活必需品等の供給を実施します。

被災者に生活必需品等を供給する場合、災害救助法の定める基準に従って、配分方法等について定めます。

区において供給の実施が困難な場合、都知事に応援を要請します。

(2) 生活必需品の供給

備蓄物資（毛布、敷物等）として、都が区に事前に配置してあるものは、都の承認を得て区が搬送し、被災者に供給します。ただし、緊急を要する場合は事後に報告します。

必要に応じて都災害情報システム（DIS）等を活用して、都に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領します。

第2 飲料水及び生活用水の供給

1 応急給水活動

(1) 応急給水活動の実施

災害が発生し、水道施設の被害等により飲料水の供給が停止した場合には、都・区の役割分担に従い、次により行います。

ア 住民への応急給水活動は区が行います。

イ 応急給水槽における必要資器材等の設置及び応急給水は区が行います。

ウ 浄水場（所）・給水所では、給水所での応急給水は、給水所の応急給水エリアの鍵を区又は都職員が解錠し、常設給水栓から、区による応急給水を行います。また、都が応急給水に必要な資器材等を整備します。

エ 消火栓及び応急給水栓を活用した応急給水については、都から貸与されている応急給水用資器材を区や区民が設置して行います。

オ 医療施設及び重症重度心身障害児（者）施設等の福祉施設について、関係行政機関等から都災害対策本部を通じ、緊急要請があった場合は、都が車両輸送により応急給水を行います。

カ その他、都災害対策本部を通じ、緊急要請があった場合は、都が車両輸送により応急給水を行います。

(2) 給水拠点の変更

水道施設の被害が少ない場合や復旧作業の進捗により断水区域が縮小された場合は、断水区域内の一定地点を給水拠点として応急給水を実施します。

2 目黒区飲料水確保計画

(1) 飲料水の供給量

生命維持に必要な最小限度の飲料水として、一人1日3ℓを基本に供給します。

(2) 給水活動

ア 給水拠点（林試の森公園内応急給水槽及び八雲給水所）から仮設給水栓により給水します。また、ポリタンク・連続飲料水袋詰機等を活用し、地域避難所への飲料水補給を行います。

イ 区民に対する給水活動は、地域避難所を主体として実施するとともに、在宅被災者についても近くの地域避難所等にて供給します。

ウ 地域避難所における給水は、区立小中学校については校内に設置されている受水槽及び応急給水栓を活用します。

エ 都が仮設給水所を設置した場合は、都と協力して給水活動を実施します。

(3) 給水活動に伴う協力要請

- ア 給水活動に要する資機材は、車両輸送します。
- イ 避難所における給水活動に、避難者・ボランティア等の参加を要請します。
- ウ 在宅者等に対する給水活動は、ボランティア等が主体となって行うように要請します。
- エ 医療施設及び重症重度心身障害児(者)施設等の福祉施設について、応急給水が必要となった場合は、都に緊急要請を行います。
- オ 広域避難場所の給水態勢は、隣接区と協議の上、別に定めます。

第3 物資の輸送体制

1 輸送方針

救助物資等の輸送活動に当たっては、配車計画に基づき実施します。貨物自動車等が緊急に確保できない場合は、備蓄倉庫に保管してあるリヤカー等を活用して輸送します。

2 人員輸送

災害発生の際、災害応急救助従事職員の輸送を実施します。

3 物資の輸送

物資の輸送を実施します。

第4 義援物資の取扱い

平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告によると、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされています。

このような状況から、義援物資の取扱いについては、報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応します。

第5 輸送車両の確保

1 区内部での車両の運用

車両の運用については一元管理（清掃関係車両を除く。）し、有効活用を図ります。

2 民間事業所等からの調達

区保有車両が調達不能となった場合には、東京都トラック協会目黒支部、その他指定する業者から車両等を調達します。

なお、雇い上げ自動車の使用料金及び待機利用料は、平常時の契約利用料を準用して支払います。

貨物自動車の調達先は、次のとおりとなります。

会社名	所在地
有沢運送㈱	中目黒5-24-41
黒沼運送㈱	上目黒5-8-6
万八運送店	下目黒3-10-5
ヤグモ運輸	平町1-21-9
東交運輸㈱	中央町2-23-8

表 貨物自動車

3 都への要請

区が調達した台数で不足を生じる場合には、都総務局（都災害対策本部）を通じ都財務局に対し、調達あつ旋を要請します。

第11章

放射性物質対策



第1節 現在の到達状況・課題

第1 放射性物質拡散の影響

東京電力福島第一原子力発電所は、東日本大震災における地震による揺れや津波により原子炉冷却機能を喪失し、核燃料、原子炉圧力容器や格納容器の損傷に至り、水素爆発による原子炉建屋の損傷等、大量の放射性物質が大気及び海水中に放出するなど、国際原子力・放射線事象評価尺度で評価レベル7というチェルノブイリ発電所事故と並ぶ大きな放射能事故を引き起こしました。この事故により、福島県をはじめ多くの方が長い避難生活を余儀なくされたほか、福島第一原子力発電所から約220km離れた東京都でも、水道水から乳児の暫定的な指標値以上の放射性ヨウ素131が測定されるなど、広範囲にわたる放射性物質の拡散に伴い、地表面や水道水、農水産物や畜産物などの放射物質汚染による被害が広がりました。

第2 放射線に関する健康相談・検査対応等について

区は、区保健所の健康対策室の方針により、相談体制を整備して次のとおり対応しました。なお避難者等からの被ばく量の検査に関する相談は数件あり、東京都の指示に基づき相談を受けましたが、いずれも被ばく量検査の対象外でした。

- 1 小中学校では、一時期、給食に替えて弁当の持参を認めました。
- 2 区内認可保育園では、一時期、戸外遊びの時間を子どものストレスにならない程度に控えました。
- 3 区内保育所（区立・私立認可保育園、認証保育所、保育室）及び区立小中学校等では、給食食材の放射線物質検査を行いました。

第3 区有施設等における継続的な放射線測定・放射性物質検査等

区では、区内の東京科学大学（大岡山）や都健康安全研究センター（新宿区）の測定数値などを注視しながら、区民の安全・安心について対応してきました。大気中の放射線量については、東日本大震災発生前の平常時の放射線量測定値と同等レベルであり、普段どおりの生活をするに関して現時点で問題はないと考えています。しかしながら、多くの区民からの問い合わせがあり、幼児・児童の安全確保について強い要望が寄せられたことから、区として以下の空間放射線量の測定及び放射性物質検査等を行いました。

- 総合庁舎及び区立公園の空間放射線量の測定
- 児童館・学童保育クラブの空間放射線測定
- 区立小中学校、保育園、幼稚園等（校庭、園庭、砂場）の空間放射線量の測定
- 区立小中学校等のプール水の放射性物質の測定等
- 区内保育所、区立小中学校及び区立幼児療育通所施設等の給食用米、牛乳等主要食材の放射性物質検査
- 区内保育所、区立小中学校及び区立幼児療育通所施設等の調理済み給食1週間分食育食材の放射性物質検査
- 区内保育所、区立小中学校及び区立幼児療育通所施設等の給食使用前の食材のスクリーニング検査

第4 放射線量低減措置

区は、平成23年11月から、これまで行ってきた区立小中学校、保育園、公園・児童遊園計16施設での定点測定に加え、測定対象施設を基本的に子どもの遊びや学びの場となる校庭・園庭を有する施設に大幅に拡大するとともに、雨どい付近などにまで測定箇所を増やして、空間放射線量の測定を行いました。

この結果、学校の雨どい下などで、局所的に放射線量の高い箇所がありました。いずれも文部科学省が定める除染が必要な線量には達していませんでした。これらの箇所は、長時間滞在する箇所ではないことと、放射線量が高い箇所が極めて狭い範囲であることから、いずれも健康上の問題はないと考えています。

しかし、区では、区民の安全安心のため、放射線量の低減措置を取ることとし、局所的に放射線量の高い場所は直ちに立入りを禁止し、大学等防災関係行政機関等の助言に基づき、汚染された土を剥ぎ取り、遮水性の袋に詰めて土中に埋めるなどの放射線量の低減を図りました。

※本区が低減措置の目安としている地表面から高さ5cmの地点で0.23マイクロシーベルト（1時間当たり）を超える数値が検出された箇所については、水による洗浄、汚染箇所の人工芝の張替え、落ち葉の回収を行いました。表土については、数センチ剥ぎ取り、専用の遮水性の袋に収納の上、50cm以上覆土することができる深さの穴を掘って袋を埋め込みました。また、その上に土を被せるなど、線量の高い地点に応じて線量を低下させる措置を取りました。これらの措置を取った後の測定では高い線量は検出されていません。私立幼稚園については、区が技術的な助言を行い、各私立幼稚園において線量を低下させる措置を取りました。

第5 課題

1 より円滑に対応できる体制の構築

福島第一原子力発電所への対応の経験を踏まえて、放射性物質等による影響について、より円滑に対応できる体制の構築が必要です。

2 区民への情報提供策の構築

科学的・客観的根拠に基づく正確な情報の提供、問合せに対応する窓口の整備など、区民への情報提供策を講じることが必要です。

第2節 対策の方向性・到達目標

第1 円滑かつ的確に対応できる区の体制を構築

これまでに各部で取られた様々な対応策を踏まえて、庁内における役割分担を明確化し、情報連絡体制を整備することで、より機能的に対応できる区の体制を構築します。

第2 適切な情報提供による区民の不安の払しょく

状況に応じた放射線量の測定や公表を行うとともに、健康相談に関する窓口を設置する等、区民に対する的確な情報提供・広報を迅速かつ的確に行います。

第3-1節 具体的な取組 <予防対策>

第1 放射性物質対策実施に係る体制の構築

区は、今後、区内において原子力災害による放射性物質等の影響が懸念される事態が発生した場合に備え、より円滑かつ的確に対応できる体制を構築します。

第2 原子力防災に関する知識の普及啓発

- 区及び都は原子力防災に関する知識の普及啓発のため、次に掲げる事項について広報活動等を実施します。
 - 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
 - 原子力施設の概要に関すること。
 - 原子力災害とその特性に関すること。
 - 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
 - 緊急時に都や国等が講じる対策の内容に関すること。
- 防災の知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人その他のいわゆる要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備に努めます。
- 区及び都の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努めます。

第3-2節 具体的な取組 <応急・復旧対策>

第1 放射性物質対策チームの設置

区災害対策本部の下に、区関係部局で構成する放射性物質対策チーム（仮称）を設置します。放射性物質対策チームでは、区各部局が連携した対応策を実施するため、被害情報等の情報の共有化や必要な連絡調整を行います。なお、放射性物質対策チームの事務は、危機管理課及び防災課が担当します。

【構成メンバー】

危機管理部長、健康推進部長、環境清掃部長、企画経営課長、広報広聴課長、危機管理課長、生活安全課長、地域防災推進課長、防災課長、スポーツ振興課長、健康推進課長、生活衛生課長、保健予防課長、子ども若者課長、保育課長、道路公園課長、環境保全課長、学校運営課長、学校施設計画課長ほか

第2 区民への情報提供等

1 放射線量等に係る測定・検査及び結果の周知

- (1) 区は、放射線量や放射性物質の測定や検査を実施した場合は、測定結果や検査内容を公表します。
- (2) 緊急時における区民の心理的動揺及び混乱を抑え、放射性物質等による影響をできる限り少なくするため、区民に対する的確な情報提供・広報を迅速かつ的確に行います。
- (3) 情報提供に当たっては、情報の発信源を明確にするとともに、可能な限り専門用語や曖昧な表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現にします。

第3 区の緊急措置

区は、都及び防災関係行政機関等との連絡を密にし、放射性物質等の影響が著しく懸念される事態が発生した場合には、必要に応じ、次の措置を実施します。

- ・ 住民に対する避難の指示
- ・ 住民の避難誘導
- ・ 避難所の開設、避難住民の保護
- ・ 情報提供、都及び防災関係行政機関等との連絡

第4 保健医療活動

放射性物質等の影響が懸念される事態が発生した場合に、区民の健康に関する不安を解消することが必要と認められるときは、健康相談に関する窓口を設置します。

第5 放射性物質への対応

- 1 区及び都は、放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針や都内の状況等を踏まえ、必要に応じて対応を行います。
- 2 区は、福島第一原子力発電所事故への対応を踏まえ、国の対処方針等による除染等が必要な値以下であっても、区民の安全安心のため、必要に応じて、子どもの活動の場を中心とした放射線量低減措置を行います。
- 3 消防署は、放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請します。また、事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施します。

第12章

区民生活に係る対応



第1節 現在の到達状況・課題

第1 被災者の生活再建対策

被災者に対する税の減免など生活再建制度を利用する場合、被災状況を記した証明書が多数必要となる場合があります。そのため家屋の被害認定調査から罹災証明書の発行までを迅速に処理することが求められています。

また、義援金の配分についても被災者情報が必要となることから、効率的な事務処理において両者に活用できる被災者台帳の作成が必要となっています。

そのようなことから、被害認定を早急に実施する体制整備や義援金等の配分方針を早期に決定する必要があります。

第2 災害用トイレの備蓄

上下水道の復旧（特に下水道の復旧）には時間を要することが考えられます。このため避難所生活者のほか、在宅避難者も利用できるトイレの整備が必要となっています。

第3 ごみ処理、がれき処理

ごみ処理については、災害廃棄物処理計画に基づき処理します。がれき処理については、大量に発生することや処理に時間がかかることが想定されるため、広域的な処理体制の確立が課題となっています。

第2節 対策の方向性・到達目標

第1 生活再建対策の早急な実施

被災者台帳の作成手順、家屋の被害認定調査手順、罹災証明書の発行手順、義援金等の配分方針の作成手順をあらかじめ作成しておき、手続の迅速化を図ります。

第2 災害用トイレの確保

下水道管直結型マンホールトイレの設置場所等の確保を図ります。

第3 ごみ、がれきの一時集積場所と最終処分場の確保

大量のごみやがれきの処理については、国や都と連携して、適切な一時的な集積場所等の候補地を確保するとともに、広域処理体制の構築を図ります。

	し尿処理	がれき等の処理(一般廃棄物)
区	<ul style="list-style-type: none"> し尿収集車による収集を要しない災害用トイレの確保(3日以上) し尿処理運搬車等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所等から発生するごみの一次集積場所の確保(目黒清掃工場の処理能力(1日発生量500トンに対し処理能力最大600トン)を上回るごみの発生(処理能力の8倍であれば4,800トン)への一次集積所確保) 「(仮称)目黒区がれき処理マニュアル」(以下「がれき処理マニュアル」という。)の作成と区内仮置場 最終処分場の確保に向けた協議
都	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道の早期復旧と下水道施設の耐震化 災害用トイレの備蓄 し尿処理運搬車等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都震災がれき処理マニュアル」の見直しと一次集積場所や最終処分場の指定や広域処理体制の構築を図る。 一般廃棄物の焼却処理能力(54か所・年間約520万トン)の8倍以上の4,289万トンの処理を対応 最終処分場の確保

表 し尿処理及びがれき処理の対応方針

第3-1節 具体的な取組 <予防対策>

第1 生活再建のための事前準備

1 罹災証明書の発行

- (1) 都と区市町村が設立した「東京都被災者生活再建支援システム利用協議会」では、災害発生時の被災者生活の早期再建に資するため、都と区市町村が一体となった基本的な方針の確立や標準的な業務フローを「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に定めました。
住家の被害認定調査については、国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき実施し、罹災証明書発行業務の標準化と効率化のために導入した「東京都被災者生活再建支援システム」により電子化し、速やかな発行業務体制を構築します。
- (2) 区は、災害に係る住家の被害認定調査(第1次)について、早期に調査完了し、罹災証明書の迅速な発行を目指す体制を整備するとともに、区職員を対象とした実務研修を実施する等全庁的な人材育成を進めていきます。
- (3) 区は、災害に係る住家の被害認定調査、罹災証明書発行、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を構築するため、東京都被災者生活再建支援システムを平成30年度に導入し、庁内関係課による連絡調整会議を通して効率的な発行体制の整備を進めていきます。
- (4) 区は東京消防庁と協定を締結しており、今後事前協議等を行い、罹災証明書発行に係る連携体制を確立します。
- (5) 区は、罹災証明書の発行に必要な固定資産関連情報について、平成29年12月に東京都と協定を締結しており、今後も連携を図ります。
- (6) 平常時から区ウェブサイト等により、住家被害認定調査や罹災証明書の説明に努めます。

2 義援金の配分事務

- (1) 都は、義援金の募集・配分について、早期配分に必要な手続を明確にします。
- (2) 区は、東京都の義援金募集等に協力する場合、独自で義援金を募集する場合の双方について、必要な手続を明確にし、マニュアルを事前に作成しておくなど事務の効率化を図ります。

第2 トイレの確保及びし尿処理

1 し尿処理計画

下記の基本的考え方に基づき処理します。

- (1) 下水道管直結型マンホールトイレを私立高校等の補完避難所にも整備し、利用可能台数の増設に努め

ます。

- (2) 各避難所に凝固剤を配備し、簡易型トイレの利用促進を図るとともに衛生の保持に努めます。
- (3) 区民や事業所に対しても簡易型トイレの備蓄について啓発に努めます。
- (4) 仮設トイレ等にたまったし尿は、区と下水道局であらかじめ協議し、収集搬送態勢を整備しています。
なお、し尿搬入及び受入については、下水道局南部下水道事務所と覚書を締結しており、搬入先は水再生センター及び主要管渠の指定マンホールとしています。
また、災害時に安全かつ迅速に対応するため入孔蓋開閉訓練を実施します。

第3 ごみ処理

- 1 区は災害廃棄物処理計画及び特別区災害廃棄物処理対策ガイドラインに基づき、ごみ処理に関する計画策定等に努めます。
また、平時より災害時のごみ処理が迅速かつ適正にできるよう、災害時相互協力・支援協定締結自治体と連携を密にして災害時に対応していきます。
都は、区が行うごみの一次集積所から運搬・処理施設等で必要となる資機材について、区からの要請に基づき国と連携し、被災地以外の自治体に支援の要請を行います。
- 2 可燃ごみの処理については、都内の処理施設のみならず、広域的な処理体制の構築により、迅速な処理ができる体制を確立します。

第4 がれき処理

都は対策全般を総括し、広域的ながれき処理体制につき、区との連携体制の構築を推進します。
区は特別区災害廃棄物処理対策ガイドラインに基づき、がれき処理に関する計画策定等に努めます。

第3-2節 具体的な取組 <応急対策>

第1 被災建築物の応急危険度判定

1 応急危険度判定

応急危険度判定は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物の当面の利用に当たっての危険度を判定することです。

区は、都防災ボランティア登録判定員、他自治体判定員等の応援により、応急危険度判定を行います。応急危険度判定員は、都道府県の実施する所定の講習を終了した建築技術者です。

判定は、危険（その建築物に立ち入らないこと）、要注意（立ち入りには十分注意すること）、調査済（建築物は使用可能）の3種類に分類します。判定結果の表示方法は、危険の判定には「赤色」、要注意の判定には「黄色」、調査済の判定には「緑色」の判定ステッカーを出入り口の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者だけでなく、建築物の付近を通行する歩行者などにも安全であるかどうか容易に識別できるようにします。応急危険度判定の実施手順は以下のとおりです。

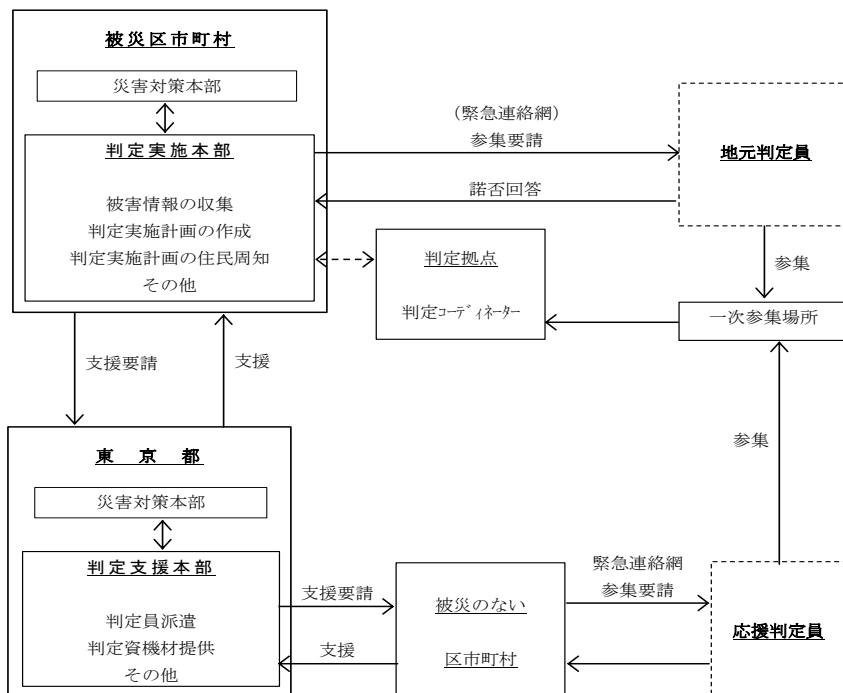


図 応急危険度判定の実施体制

2 応急危険度判定対象建築物と判定実施主体

	判定対象建築物	判定実施主体
①	防災上特に重要な建築物 (震災対策条例第17条 重要建築物)	都区市町村の責任で実施
②	民間の独立住宅 (震災対策条例第15条 一般建築物)	応急危険度判定の協力を得て、区が実施
③	民間の共同住宅 (震災対策条例第16条 特殊建築物)	応急危険度判定の協力を得て、区が実施
④	公共の共同住宅 (震災対策条例第16条 特殊建築物)	原則として所有者・管理者の責任で実施
⑤	民間の事業所 (震災対策条例第16条 特殊建築物)	原則として所有者・管理者の責任で実施

表 応急危険度判定対象建築物と判定実施主体

※ 高層建築物（10階程度以上）や特殊構造建築物などの危険度については設計者などの特別な調査チームによる検討を必要とする。

3 応急危険度判定員の確保

(1) 応急危険度判定の確保

応急危険度判定の確保を図るため、東京都建築士事務所協会目黒支部、東京建築士会目黒支部、目黒区住宅リフォーム協会、各企業及び業界団体等を通じて協力を要請します。また円滑に機能できるように講習会等を行います。

(2) 資機材の確保

震災時には、資機材の即時確保が困難であるため、十分な数量の資機材の備蓄を図ります。

(3) 他自治体との連携

震災時には、より多くの応急危険度判定員及び資機材の確保が必要となることから、都及び他自治体との連携に平時から努め、必要な人材等の応援要請を行います。

(4) 区民への周知

区は応急危険度判定の活動が円滑に行われるよう、区民に対し、判定の趣旨や応急危険度判定の活動について平時から周知に努めます。

第2 住家の被害認定調査

1 区の役割

- (1) 被災者が生活再建に向けて行う、各種被災者支援等の申請に必要な罹災証明書を迅速に発行するため、1か月以内の住家被害認定調査（第1次）の完了を目指します。国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に準じ、罹災証明書を発行します。（「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「床上浸水」、「床下浸水」等）
- (2) 住家の被害認定調査の結果は区災害対策本部から都災害対策本部へ報告します。

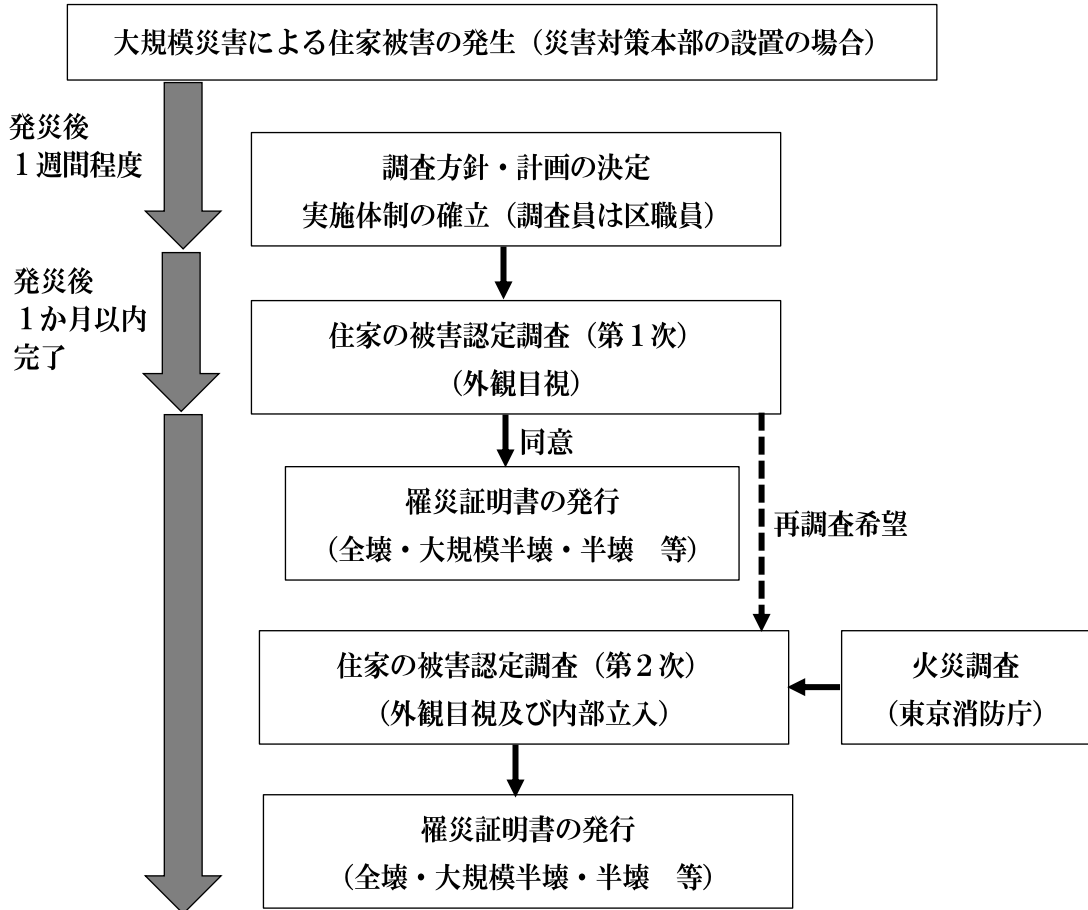


図 大規模災害時における罹災証明書発行の流れ

2 都の役割

- (1) 区が行う調査のうち、判断に迷うケースについては統一的な判断・支援を行います。
- (2) 判断事例の蓄積を行い、各区市町村の円滑な業務執行を支援します。
- (3) 区が必要とする応援職員数を把握し、被災市区町村応援職員確保システムにより派遣を依頼します。

3 消防署の役割

火災による被害状況調査を行います。

第3 罹災証明書の発行

- ・罹災証明書の発行根拠となる被害認定調査の実施
- ・被害認定調査に基づく台帳の作成
- ・発行手続等の区民周知
- ・発行会場、発行体制要員の確保
- ・目黒消防署との連携

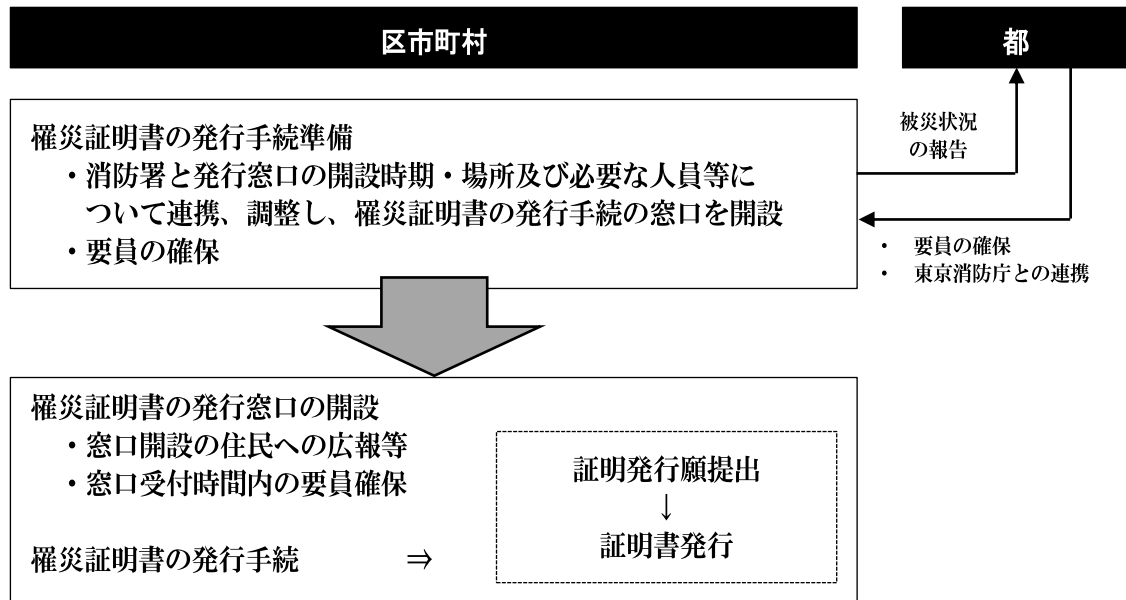


図 手続イメージ図

第4 義援金の募集・受付

1 都の役割

- (1) 義援金募集の方針を定め、広く募集します。義援金は原則として指定の口座に振り込んでもらうこととします。
- (2) 受領した義援金については、寄託者が希望する場合には受領証明書を発行します。ただし、前記口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えます。
- (3) 義援金の募集が決定した場合は、募集口座を開設するとともに、区ウェブサイトに掲載する等により、広く周知を図ります。

2 区の役割

- (1) 義援金配分委員会を設置し、義援金配分計画を策定します。
- (2) 台帳を作成し、都から配分された義援金を適正管理します。
- (3) 義援金配分計画に基づき、対象者に配分方法を周知します。
- (4) 対象者からの申請を受け、口座振込により義援金を配分します。

3 日本赤十字社

- (1) 日赤東京都支部事務局（振興部振興課）、都内日赤施設及び各地区において受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、郵便局・銀行に災害名を冠した義援金受付専用口座を開設、期間を定めて振込による義援金を受け付けます。
- (2) 災害の状況により、都内他の場所又は都外においても、日赤本社、全国の日赤支部・日赤各施設及び地区に設置した受付窓口等で受け付けます。

第5 トイレの確保・し尿処理

1 災害用トイレの活用とし尿の収集・搬入

- (1) 区は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、仮設トイレ等のし尿をし尿収集車により収集し、水再生センター及び主要管きよの指定マンホールなどに搬入します。
- (2) 仮設トイレ等を設置する際は、高齢者、障害者、女性、子供等の安全性の確保等に配慮して、多機能トイレの確保や設置場所の選定等を行います。
- (3) 確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合に、都に応援を要請します。
- (4) 確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合は、災害時相互協力・支援協定締結自治体に応援を要請します。
なお、広域的な調整や応援が必要となった場合は都に応援を要請します。

第6 ごみ処理

1 方針

区は、災害廃棄物処理計画に基づき、災害により排出された廃棄物を迅速に処理し、被災地区の環境衛生の保全に努めます。震災時には、家屋の倒壊、火災等により、また避難所からの大量のごみの排出が予想され、平常時のようなきめ細かい収集は困難であるため、避難生活者をはじめ在宅者の協力を求めて収集活動に当たります。

2 ごみの収集・運搬体制

(1) 清掃事務所の体制

- ア 保有車両・資機材
- イ 雇い上げ車の使用可能車両
- ウ **機動班の要請**

被害状況によっては、東京二十三区清掃協議会へ機動班等を要請し、重点作業に従事します。

エ **廃棄物及びし尿の収集運搬に関する協定**

災害時の廃棄物及びし尿の収集運搬車両の不足に備え、協和興業株式会社と「災害時における廃棄物及びし尿の収集運搬車両等の供給に関する協定」を締結しています。

団体名	所在地	電話番号
協和興業株式会社	目黒区目黒本町 2-16-16	03-3793-5347 (代表)

表 災害時における廃棄物及びし尿の収集運搬車両等の供給に関する協定

(2) 臨時集積所・中継所の設置

- ア 震災時には、収集に便利な広い道路に面した場所に臨時集積所を設けます。なお、震災時には、一層の分別が必要となることの周知を徹底させます。
- イ 公有地等を利用して、ごみ処理場への中継所をあらかじめ定めます。

(3) 廃棄物処理手数料の免除

地震による災害を受けた者で、区長が認める者については、廃棄物処理手数料を免除します。

3 区の役割

区内で発生した災害廃棄物の収集・運搬及び仮置場の運営等は、区が主体となって行います。

なお、中間処理については、清掃一組が管理するごみ処理施設や民間の処理施設を活用する等して、特別区と連携して処理を行います。特別区で共同処理しきれない場合は、都を通じて他県等での広域処理を実施します。また、最終処分については、特別区及び東京都と連携して実施します。

4 特別区の役割

災害発生初動期には、特別区全体の情報を集約し、災害廃棄物処理を円滑に行うための「特別区災害廃棄物処理初動本部」を設置します。また、各区が自区域内で発生した災害廃棄物を単独で処理しきれない場合は、特別区全体で円滑に処理が行えるよう「特別区災害廃棄物処理対策本部」を設置して、各区で発生した災害廃棄物を共同処理する二次仮置場、仮設処理施設及び資源化物一時保管場所の設置及び処理を行います。

5 東京二十三区清掃一部事務組合の役割

清掃一組は、各区で発生した災害廃棄物のうち、可燃ごみの焼却処理、不燃ごみの破碎・選別処理、粗大ごみの破碎処理等の中間処理を行います。また、くみ取りし尿と浄化槽汚泥の処理（下水道投入等）を行います。

6 東京二十三区清掃協議会の役割

清掃協議会は、特別区及び清掃一組の事務のうち、災害廃棄物の収集・運搬に係る事務について、運営管理を行います。

7 都の役割

都は、区が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう、災害の被害状況や対応状況等を踏まえた技術的支援や各種調整を行います。

また、災害により甚大な被害を受けて区の廃棄物所管部署の執行体制が損失した場合等、「地方自治法第 252 条の 14」の規定に基づく事務委託を受けて、区に代わって都が処理主体として直接、廃棄物処理を担うことがあります。

第 7 がれき処理

表 がれき処理のタイムスケジュール

段 階	都	区市町村
第1段階 発災直後 ～ 2週間程度 (フローチャートのとおり)	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急道路障害物等による震災がれきの処理 ● 「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）」の設置 ● 震災がれき発生量予測 ● 廃棄物処理施設等の被災状況調査 ● 区市町村との連絡調整 ● 広域連絡及び応急要請 ● 集積場所候補地の把握 ● 最終処分場に関する調整 ● 有害物質に関する対策 ● 国庫補助に関する国との調整等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急道路障害物除去等による震災がれきの搬入 ● 被害状況の把握 ● 域内発生量の予測 ● 必要な組織の設置 ● 区市町村震災がれき処理計画の作成
第2段階 第1段階終了後 2週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ● 東京都災害廃棄物処理推進計画（仮称）策定 ● 災害時広報 ● 家屋情報提供に関する区との調整 ● 公共施設の解体に伴う集積場所の確保 ● 集積場所の確保に関する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 解体等の受付開始に伴う準備（解体業者等との契約、集積場所の確保、受付窓口の決定等）
第3段階 発災1ヶ月以降	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域的な再利用の実施等に係る連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ● 解体・撤去作業及び震災がれきの処理

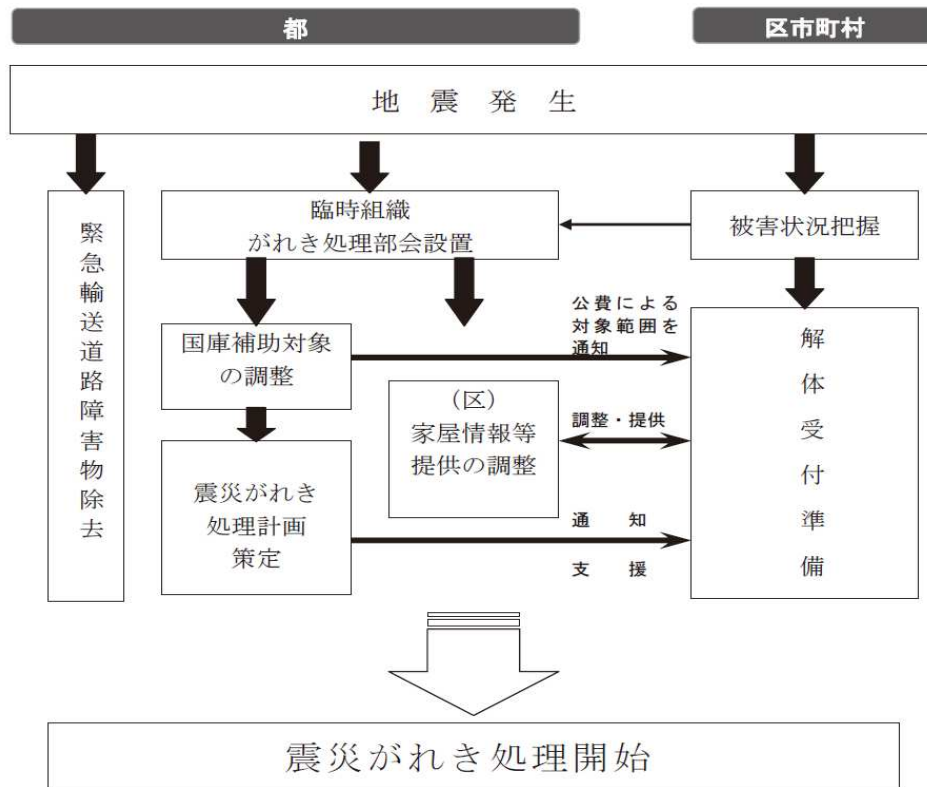


図 発災直後から2週間までの作業工程

第8 建物の解体及びがれきの撤去

1 活動方針

発災後、応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、「がれき処理マニュアル」に基づき、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等の「がれき」を適正に処理します。

2 処理計画

(1) 「がれき処理対策臨時組織」の設置

発災後、区は、災害対策本部内に「がれき処理対策班」を設置し、情報の収集・整理、がれき処理計画の策定、発生量の推計、都への報告を行います。また、がれき処理の調整を行うとともに、東京二十三区清掃協議会・東京二十三区清掃一部事務組合と協力して、がれきを適正に処理します。

(2) 緊急道路障害物除去作業に伴う「がれき」の搬入

発災直後、救援活動を円滑に行うため実施する緊急道路障害物除去作業により収集した「がれき」を、災害対策本部が指定する仮置場に搬入し、廃木材、コンクリートがら、金属くず等に分別します。

(3) 「がれき」の撤去及び倒壊建物の解体

「がれき」の撤去に関しては、個人住宅や中小事業者（資本金等の制限あり）については、対策班において申請、受付を行います。撤去は、区が直接契約した民間業者が実施し、環境保全等には十分な配慮を行います。

また、倒壊した建物の解体は、原則として所有者が行いますが、個人住宅や一部の中小事業所等について特別措置を国が講じた場合、倒壊建物の解体処理に関しても「がれき」の撤去と同様の処理を行います。

「がれき」の撤去及び倒壊建物の解体処理についての具体的な事務の内容は次のとおりです。

事務区分	事務の内容
受付事務	区は、発災後速やかに住民からの解体・撤去申請の受付窓口を設置します。申請を受け付けた後、その建物に関する権利関係等を確認し、解体・撤去することが適当であるか判断します。
民間業者との契約事務	緊急道路障害物除去終了後、解体・撤去することが適当と認められたものについて、区の対策班は建物の危険度や復旧・復興計画上の優先順位等を考慮しつつ、民間業者と解体・撤去作業の委託契約を締結します。
適正処理の指導事務	解体・撤去作業の際は、「がれき」を種類別に分別して搬出し、またアスベスト等の有害物質については、所定の指針に基づき適正に取り扱うよう委託業者に対し指導を徹底します。搬出した「がれき」については、対策班の指示する仮置場に搬入します。

表 「がれき」の撤去及び倒壊建物の解体処理についての具体的な事務内容

(4) 「がれき」仮置場の設置

区は、発災後速やかに「緊急道路障害物除去がれき」を搬入させるため、第一仮置場を設置します。さらに、解体・撤去開始までに第二仮置場を設置します。貯留施設としての第三仮置場は、23区で組織する「がれき処理対策調整本部」が設置します。

仮置場の分類	使用目的
第一仮置場	緊急道路障害物除去により収集した「がれき」を処理体制が整うまで仮置きするために設置します。障害物除去終了後は、引き続き輸送の効率を図るため、建物の解体により発生した「がれき」の積替え用地として使用します。
第二仮置場	緊急道路障害物除去終了後、他の応急対策で利用していたオープンスペースを転用して、建物の解体により発生した「がれき」の積替え用地として使用します。
第三仮置場	第一・第二仮置場から搬出した廃木材・コンクリートがらについては、できる限り再利用しますが、その際に中間処理や再利用施設が円滑に機能するまでの間、貯留用地として使用します。なお、第三仮置場周辺で発生した「がれき」は輸送効率を勘案し、第一・第二仮置場を経由せず直接搬入します。また、各仮置場には簡易粉碎機等を導入して、廃木材、コンクリートがらを環境に配慮しつつ可能な限り減容します。

表 「がれき」仮置き場の分類と使用目的

(5) 「がれき」の中間処理・再利用・最終処分

第一・第二仮置場から分別して搬出された「がれき」は破碎処理等の中間処理を行った後「資源の有効な利用の促進に関する法律」(リサイクル法)に基づいて、次の品目ごとにできるだけ分別し、再利用します。

再利用が不可能なものに限り、焼却処理するなどできる限り減量化した上で、環境汚染防止に十分配慮しつつ、都が管理する既存の最終処分場に搬入します。

ア 廃木材

破碎処理した後、チップ化し、製紙用、ボード用、燃料用等として再利用します。チップ化できないものについては、清掃工場等において焼却処理します。

イ コンクリートがら

破碎処理し、路盤材、工事現場における埋戻し材料、低地の埋立てによる地盤のかさ上げ工事の材料等に再利用します。

ウ 金属くず

製鋼材料等に再利用します。

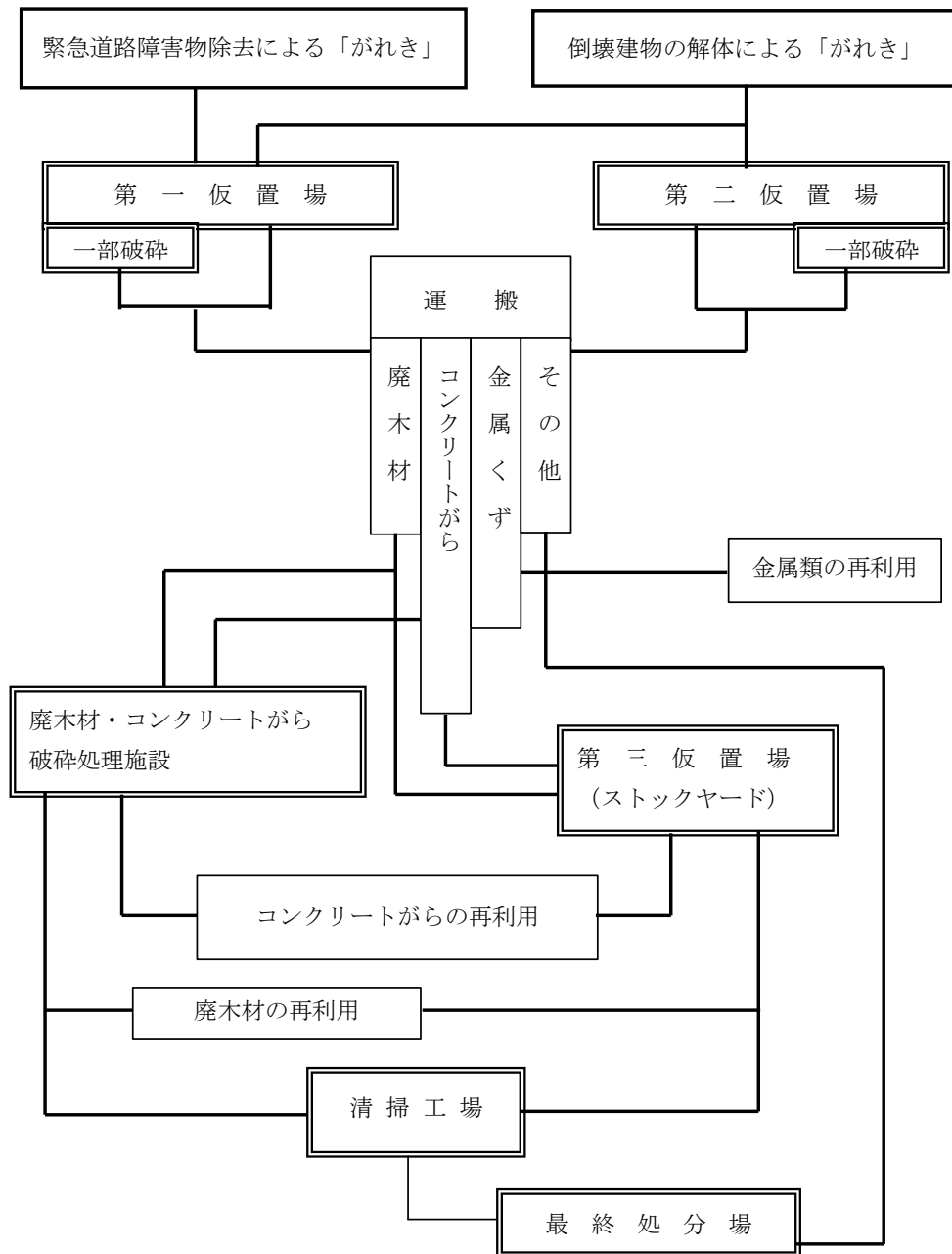


図 「がれき」処理の基本的流れ

第9 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用基準

(1) 適応基準

災害救助法の適応は都知事が行いますが、具体的適応基準は次のとおりです。

- ア 区内の住家の滅失した世帯数が100世帯以上である場合
- イ 都の区域内の住家の滅失した世帯の数が2,500世帯以上の場合であって、区の区域内の住家の滅失した世帯の数が50世帯以上である場合
- ウ 都の区域内の住家の滅失した世帯数が12,000世帯以上の場合又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合
- エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合

(2) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当っては、住家が半壊し、又は半焼する等、著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水・土砂のたい積等により、一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなします。

(3) 災害救助法における住家の被害の認定

ア 住家の滅失等の認定

災害救助法における住家の滅失等の認定基準は次表のとおりです。

被害状況	詳細内容
住家が滅失したもの	住家の損壊・焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延面積の70%以上に達した程度のも又は住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。
住家が半壊又は半焼する等、著しく損傷したもの	住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造物の被害額がその住家の20%以上の50%未満のもの。
住家が床上浸水・土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。	上記に該当しない場合であって浸水がその住家の床上に達した程度のもの。 土砂・竹木等のたい積等により一時的に居住することができないもの。

表 災害救助法における住家の滅失等の認定基準

イ 世帯及び住家の単位

(ア) 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいいます。

(イ) 住家

現実に居住のため使用している建物をいいます。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が、遮断独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱います。

2 災害救助法の適用

- (1) 区の地域に災害救助法が適用されたときは、区災害対策本部長は、都本部長（知事）の指示を受けて、法に基づく救助事務を補助し、被災者に対して必要な救助を実施します。
- (2) 区における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、区長は直ちにその旨都知事に報告し、「応急措置等の要請要領」（第5章第3-2節〈応急・復旧対策〉第10の3）の定めるところにより災害救助法の適用を知事に要請します。
- (3) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、区長は災害救助法の規定による救助に関して、都知事の補助機関としての救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の措置に関して都知事の指示を受けるものとします。

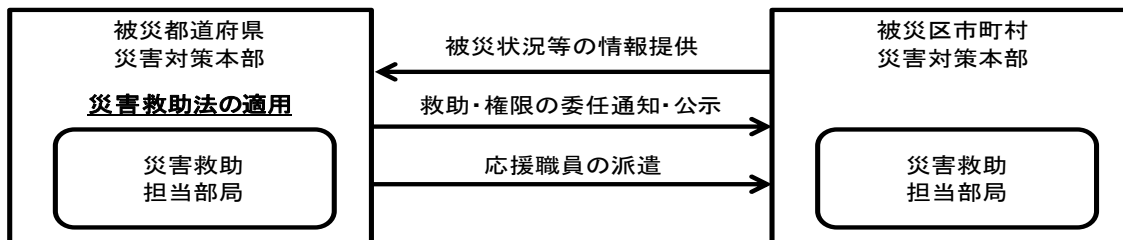


図 災害救助法における都と区の関係

3 災害救助法の運用

災害救助法の運用手順は次の図のとおりです。

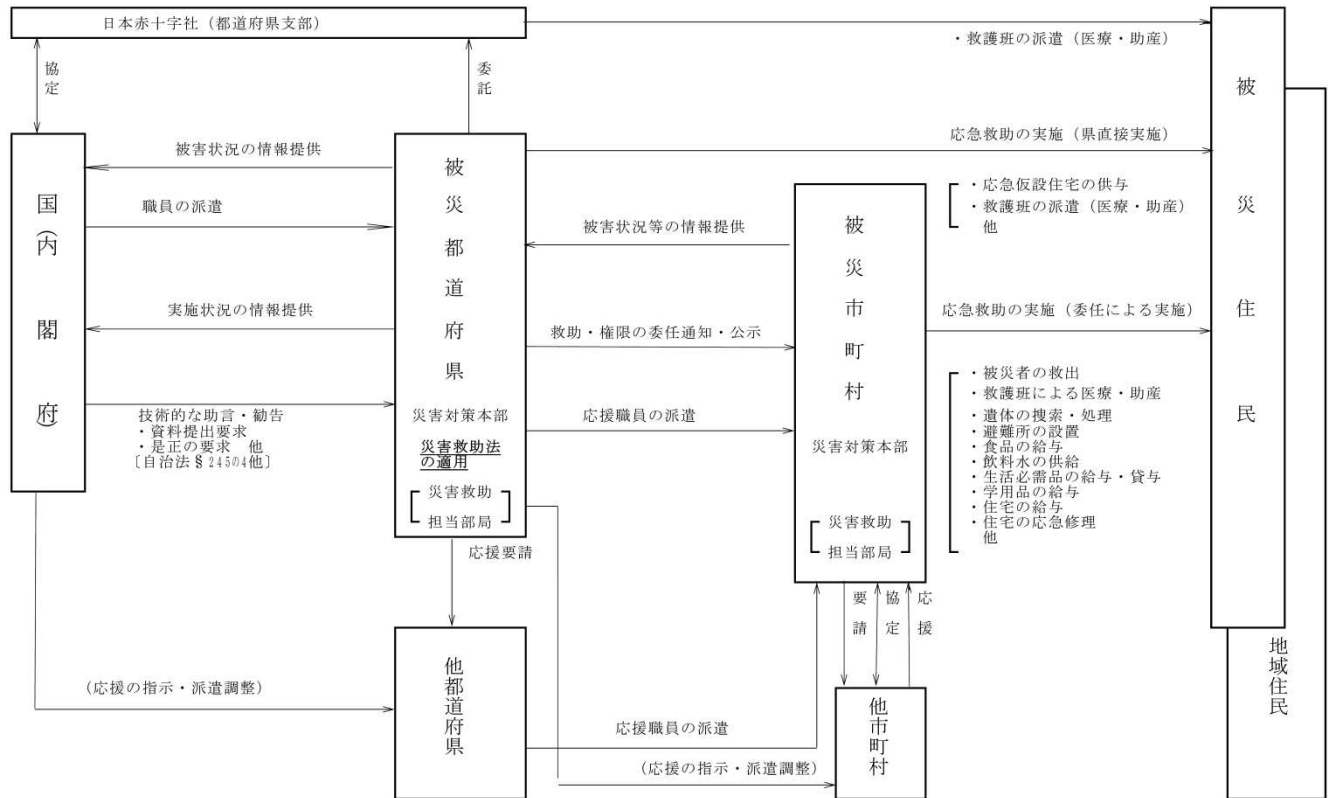


図 災害救助法の運用手順

4 救助の種類

- (1) 災害救助法に基づく救助は、現物によって行うことが原則ですが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができます。
- (2) 災害救助法に基づく救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき知事が定め、区市町村ほか防災関係行政機関等に通知します。詳細は次の図のとおりです。

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 死体の搜索及び処理
- ⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹林等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

図 災害救助法に基づく救助の種類

第10 激甚災害の指定

- 1 激甚災害の指定は、昭和37年12月7日中央防災会議が決定した指定基準があり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業を種類別に定めています。
- 2 局地激甚災害の指定は、市町村段階の被害の規模で捉え、その指定基準は、昭和43年11月22日中央防災会議で定めています。
- 3 大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害か判断します。
- 4 中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かを答申します。

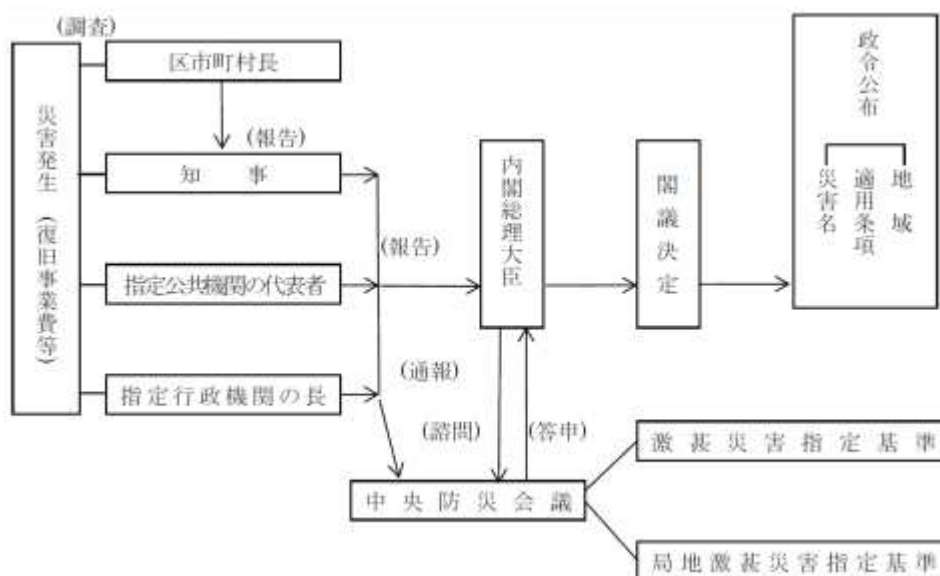


図 激甚災害指定の手続フロー図

第3-3節 具体的な取組 <復旧対策>

第1 応急仮設住宅の供給

1 計画の方針

災害のため住家が損壊され自力で再建不可能な被災者に対して都に要請して仮設住宅の速やかな供給に努めます。

なお、都では、被害状況に応じて仮設住宅の建設、民間賃貸住宅の借上げ及び都営住宅等の公的住宅の活用により応急仮設住宅を迅速かつ的確に供給します。都内において、十分な戸数を確保できない場合は、速やかに他道府県に対し、応急仮設住宅の供与について協力要請を行います。

2 設営地の選定

一次的に区内公共用地又は民間の遊休地で協力の得られる所に建設するものとし、あらかじめ次の点を考慮のうえ、その予定地を選定しておきます。

- (1) 接道状況、用地の整備状況及び安全性の状況
- (2) ライフラインの状況
- (3) 地域避難所などの利用状況
- (4) 区内に適地がない場合又は不足する場合は、他の区の協力を求めるほか都が他区市町村に調整

3 構造及び規模

(1) 構造・規模及び防火安全対策

平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じ、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とします。

(2) 規模

1戸当たりの床面積は29.7㎡を標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努めます。

(3) 防火安全対策

出火防止等を踏まえ、設営業者に対し防火安全対策上の指導を行います。

4 入居者の選定

(1) 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、都知事が必要と認める者となります。

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力では住家を確保できない者

使用申込みは、1世帯1か所限りとなります。

(2) 入居者の募集・選定

ア 入居者の募集計画は、被災状況に応じて都が策定し、区に住宅を割り当てます。

イ 入居者の募集及び選定は、区が行います。

ウ 入居者の選定は、都が作成する選定基準により行います。

5 応急仮設住宅の管理等

応急仮設住宅の管理は原則として、供給主体が行います。

区は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備します。

また、供与できる期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定めるものとします。

6 応急仮設住宅の撤去等

応急仮設住宅は、被災住民の新たな居住の場の確保によって、次第に空き家になるものと想定されます。空き家となった応急仮設住宅は、速やかに撤去・搬出します。

第2 義援金の募集・受付・配分

- 1 義援金の募集・受付は、都、日本赤十字社東京都支部が行います。この他、区としても被災した区民への義援金の募集・受付を独自に行います。
- 2 都各局・関係団体等は義援金の募集に協力します。
- 3 報道機関及び関係団体等は、義援金募集の広報に協力します。
- 4 金融機関は、義援金口座の開設に協力します。
- 5 募集した義援金については、配分を确实、迅速、適正に行うため、都、区市町村、日本赤十字社東京都支部及び防災関係行政機関等の代表者で構成される東京都義援金配分委員会が設置され、配分計画を審議、決定します。その義援金配分計画に基づき被災市区町村に義援金が配分されます。
- 6 区は、都義援金配分委員会からの義援金を受け入れるため、台帳を作成するとともに、義援金を受け入れる金融機関口座を用意し、都に報告します。また、区が独自に募集・受付した義援金も金融機関口座で管理します。
- 7 区は、目黒区義援金配分委員会を設置し、都義援金配分委員会から送金された義援金及び区が独自に募集・受付した義援金を被災者に配分するための配分計画を審議、決定します。
- 8 区は、義援金配分計画に基づき、対象者に配分方法を周知します。
- 9 区は対象者からの申請を受け、口座振込により義援金を配分します。
- 10 区は、被災者への義援金の配分実績について、都義援金配分委員会に報告します。

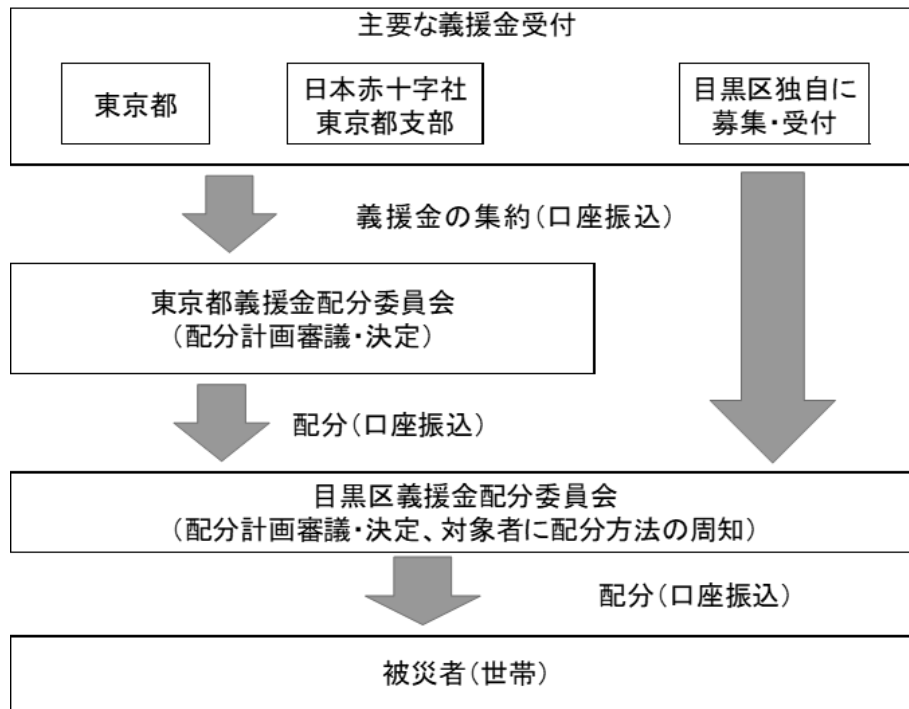


図 義援金受付・配分の流れ

第3 被災者の生活再建資金援助等

1 災害時の支給金

(1) 災害弔慰金

災害救助法が適用となる自然災害等により死亡した区民の遺族に対して、災害弔慰金を支給します。

(2) 災害障害見舞金

(1)と同様の自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給します。

(3) 被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給します。

2 災害時の生活立て直しのための資金貸付

(1) 災害援護資金

災害救助法が適用となる自然災害等により、家財等に被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直し資金として災害援護資金を貸し付けます。

(2) 応急福祉資金

目黒区内在住の世帯主に対して、災害により住居や家財に比較的軽微な被害を受けた場合に応急福祉資金を貸し付けます。

種別	対象となる災害 (自然災害)	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	1 1の区市町村の区域内において住居の滅失した世帯の数が5ある場合の災害 2 1に定める程度以上の災害に準ずる程度の災害として内閣総理大臣が定めるもの	1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 目黒区災害弔慰金の支給等に関する条例 3 実施主体 区市町村 4 経費負担 国 1/2 都 1/4 区市町村 1/4	死亡者の配偶者 " 子 " 父母 " 孫 " 祖父母 上記のいずれも存在しない場合は、死亡者の兄弟姉妹(死亡時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者)に限る)	死亡者1人につき主たる生計者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円	1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合
災害障害見舞金			法別表(下記)に掲げる程度の障害がある者	障害者1人につき主たる生計者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	3 災害に際し、区市町村長の避難の指示に従わなかったこと等、区市町村長が不適当と認めた場合

表 災害弔慰金の支給等に関する法律

令和7年7月1日現在

*上記基準を原則とするが、災害の規模に応じてはこの限りではない。

法別表

対 象 障 害
1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃したもの 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が、前各号と同程度以上と認められるもの

第4 がれき処理の実施

1 都

被災した区市町村の状況を把握し、廃棄物処理施設の被災状況を踏まえた経済的支援策の検討等、状況に合わせた復旧対策を都本部及び「がれき処理部会」の下で決定します。

2 区

解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、一次集積場所の確保、受付窓口の設置箇所等を検討し、都や防災関係行政機関等と調整の上、決定します。